

2021 年度博士学位申請論文

アメリカ合衆国憲法の日本語訳の歴史

島津美和子

立教大学大学院

異文化コミュニケーション研究科

立教大学大学院

2021 年度 博士学位申請論文

指導教授	武田 珂代子教授	
論文題目	和文	アメリカ合衆国憲法の日本語訳の歴史
	英文	A History of Japanese Translations of the Constitution of the United States of America

研究科名	異文化コミュニケーション研究科
専攻名	異文化コミュニケーション専攻
学生番号	16wv003k
氏名	島津美和子

## 要旨

アメリカ合衆国憲法（以降、合衆国憲法）は、世界最古の成文憲法として世界の憲法に影響を与えたとされる。この合衆国憲法は、日本において、主として日本の憲法の模範あるいは日本の憲法との比較の対象として、憲法学を中心に持ち上げられてきた。反面、合衆国憲法が日本にどのように移入され、どのような経緯で日本語に翻訳されているかについては十分な関心が払われていない。しかし、歴史を繙くと、福沢諭吉による日本語訳が刊行された 1866 年から 2019 年までに総計 100 点余りの日本語訳が出版されてきた。合衆国憲法はなぜ繰り返し日本語に翻訳されてきたのか。このように繰り返し翻訳される現象は、翻訳研究における「再翻訳」の重要テーマである。

以上の背景の下で、150 年余りの間、合衆国憲法が日本と米国において日本語に翻訳されてきた理由・動機・目的の解明を本論文の研究課題に設定した。本論文は、この研究課題に対し、日米における合衆国憲法の日本語訳の歴史を史料分析、テキスト分析およびコーパス分析により、翻訳者の観点から読み解くことを目的とした事例研究である。

理論的枠組みはトゥーリー（Gideon Toury）が打ち立てた記述的翻訳研究（DTS : Descriptive Translation Studies）を用いた。DTS とは、起点文化重視の翻訳研究に抗い、翻訳を「目標文化の事実」と位置づけ、記述的・説明的に解明するもので、目標文化における規範に支配された行為が具現化されている翻訳の成果物（プロダクト）としての翻訳とパラテキストの分析を通して翻訳規範を抽出することをトゥーリーは提唱した。DTS の下では、翻訳という営みは社会的・文化的次元を有する。したがって、DTS とは翻訳現象を記述することによって、翻訳を文化的・歴史的現象としてそれを取り巻く文脈と諸条件を考慮しつつ解明し、各翻訳が生じた理由を探るものである（Hermans, 1999）ともいえる。このように DTS は本研究の目的と合致するが、2 点異なる。第一に DTS は目標志向とされるが本研究では起点テキストの観点も重視する。第二に本研究ではプロダクトとしての翻訳や翻訳現象に規範や法則性を追求しない。本研究はこれらの DTS の限界を乗り越えるために、翻訳史研究の基本的アプローチに関するピム（Anthony Pym）の提案（Pym, 1998）を援用し、翻訳に携わった人間を中心とする翻訳史の考察を試みた。

研究手法は、史料分析とテキスト分析を中心とした質的分析方法とコーパス分析を中心とした量的分析方法から成る。これらの手法を使い、翻訳者の翻訳活動（プロセス）と翻訳活動により生み出された訳文（プロダクト）の両側面から分析・考察を行った。

本論文は3部構成を取る。第1部では、研究の背景や目的などの序論を経たのち、第2章で先行研究を概観し、翻訳研究の分野において研究蓄積の乏しい領域を示し、先行研究の空隙を埋めるために着手された本研究が再翻訳研究の事例を豊かにする役割を果たすことを明らかにした。第3章では本研究が基盤とする理論的枠組みを提示した。第4章は前半で研究方法として事例研究を採用する理由を述べた後、質的分析方法と量的分析方法から成る研究手法を説明した。後半では一次文献、二次文献、翻訳者から構成される研究対象を概観した。

第2部では、第5章で、筆者が設定する時期区分に沿って、合衆国憲法日本語訳を取り巻く状況の変遷を追った。その際、各時期について、社会・文化的状況を踏まえ、なぜ合衆国憲法が日本語に翻訳されたかに着目した。その結果、翻訳者による翻訳の動機は、大きな流れとして受動的なものから能動的なものへと徐々に変化したこと、またこの流れは各時期区分の特徴を振り返ることで確認できることを見出した。続く第6章では、原文と訳文のコーパス分析を通して、同時期の異なる翻訳者による翻訳を比較し、各翻訳者が翻訳した理由・動機・目的がどのように表出しているかを検討したが、翻訳の目的の違いは、必ずしも明示的には訳文の違いとなつては現れないことが判明した。次に第7章では、異なる時期の翻訳者による翻訳を原文と訳文のコーパス分析により比較し、同一の翻訳者が時間を隔てて再び翻訳した場合、翻訳の理由・動機・目的に変化はあったかを検討した。その結果、合衆国憲法の再翻訳においては、その解釈の根幹に関わる表現の翻訳結果は大きく変わらないことが明らかになった。また、後進による既訳の改訳も分析したが同様の傾向がみられた。

第3部では、第2部の史料分析とテキスト分析を融合させ、論点を整理した上で研究課題に対する結論を示すとともに、研究の限界と今後の課題を述べ、結びとした。

本研究で明らかになったことは、合衆国憲法が日本語に翻訳されてきたその理由・動機・目的は、翻訳者個人のレベルでは多種多様であるものの、各翻訳は本研究が示

した合衆国憲法日本語訳の時期区分における社会・文化状況を反映した翻訳目的の大きな変遷の中に位置づけられることであった。合衆国憲法の日本語への翻訳の理由・動機あるいは目的は、翻訳を行った当時の日本社会・文化に応じて大別して4段階で変化したと考えられる。まず、日本が近代国家の仲間入りをするべく欧米の外国語文献を積極的に移入した初期である明治期には、合衆国憲法の全般的知識を一般に広めるために日本語に翻訳した。第2の第二次世界大戦前までの段階では、合衆国憲法の一般的な解説書や教科書として米国で出版されている文献に依拠して翻訳し読者に提供するようになった。米国の統治機構の基本原則（抑制と均衡の制度、連邦制度、人権保護）を規定した合衆国憲法に対する理解が進むことが期待されたのである。第3の第二次世界大戦後から2000年頃までの段階では、日本が自立した先進国として成熟していくとともに、翻訳者が翻訳対象を単なる受け売りとするのではなく、積極的に翻訳対象に関与し、日本の視点から合衆国憲法を解釈した上で翻訳するように変化した。例えば、日本国憲法の理解のためには合衆国憲法の研究が必要である、日本のアメリカ研究は遅れているなど問題意識は様々である。しかし、いずれの翻訳者も日本の文脈における合衆国憲法の意義を理解する必要があると強く認識していたことは共通していた。第4の現在に至る段階では、合衆国憲法の翻訳を通じて、日本の憲法のあり方を顧みたり、法学の専門分野にとらわれず、より幅広い読者と用途を対象としたりなど、合衆国憲法が米国でどのように運営されているかを考慮しつつも、同時に日本の文脈において合衆国憲法が持つ意味に比重を置いた翻訳となった。

本研究が理論的に示唆することは、第一に、従来の規定的な評価軸ではなく、資料をもとに説明するというDTSは合衆国憲法日本語訳の歴史の研究においても意義を持つことである。DTSは目標志向である点、また、プロダクトとしての翻訳や翻訳現象に法則性を求めることを目指している点で限界はあるが、翻訳史を翻訳に関わった人を中心に捉えなおすべきとするピムの視点を取り入れることにより、これらの限界をある程度克服できることが分かった。

第二に、多元システム理論は元来、翻訳文学について構築された理論であることが示唆するように、翻訳された法令・法務文書の一例である合衆国憲法日本語訳には限定的な意味を持つことが分かった。その第一の理由は、翻訳された法令・法務文書あるいは翻訳された憲法は原典の法令・法務文書あるいは憲法とは独立した「システ

ム」を構成しているとは考えにくいこと、第二に、合衆国憲法の翻訳がシステムにおいて中心的な位置を占めるか、周辺的な位置を占めるかは明確には現れないことがある。

第三に、目標テキストの目的を問う理論であるスコポス理論は、起点テキストと目標テキスト、そして、翻訳がなされた社会的、文化的、政治的状況とを結びつける概念として有力であることを本研究において確認した。合衆国憲法日本語訳の場合、在米日本人向けの翻訳を除き、その目的は時代によって変化した。

第四に、本事例では、再翻訳仮説・理論の主張のように、翻訳は「再翻訳を通してのみ完成訳に到達できる」(Berman, 1990) ことも「起点テキストと目標テキストを同じくする後発の翻訳は起点テキストにより近くなる傾向がある」(Chesterman, 2000) ことも論証できなかった。これは、先行研究が再翻訳仮説・理論を反証してきたとおりである。

本研究の意義は、第一に、社会科学の一分野である法律における再翻訳の現象の一面を、翻訳研究に言語学と歴史学の知見を導入し明らかにしたことである。再翻訳の研究は文学における事例研究が主流であった。法律文書の翻訳は、基底となる思想を解釈・表現するとともに法的厳密性が問われることから技術文書と文学書双方の側面を有し (Cairns & McKeon, 1995, p. 191)、純粋な文芸翻訳とは性質が異なる。そこで本研究は従来、文学中心であった再翻訳研究に非文学の視点を加え、翻訳研究における再翻訳研究の蓄積に貢献できたと考えられる。

第二に、同一の文書が明治から平成にわたり、日本語に翻訳されてきた理由・動機・目的を考察することで、日本の翻訳の歴史を考える視野を広げた。従来の日本の翻訳史研究は、過去の主要なテキストの解題を時系列にまとめたものが主流であり、扱う時期も限定的であった。

第三に、翻訳という媒介を通して、合衆国憲法と日本の憲法との関係を捉える新たな視点を提供した。日本国憲法は合衆国憲法の理念の影響を受けているとされる。その経路が合衆国憲法の日本語訳であるとすれば、合衆国憲法が日本語に翻訳された理由の解明は日本国憲法の理解に何らかの示唆を与えるであろう。

目次	
凡例	xi
<b>第 1 部 導入</b>	<b>1</b>
<b>第 1 章 序論</b>	<b>1</b>
1.1 研究の背景	1
1.1.1 アメリカ合衆国憲法と日本国憲法	1
1.1.2 日本の近代化と翻訳	1
1.2 研究の目的	2
1.2.1 社会・文化における変化	3
1.2.2 起点文化と目標文化の関係	4
1.2.3 研究課題	6
1.3 研究の意義	7
1.4 全体の構成	8
<b>第 2 章 先行研究</b>	<b>10</b>
2.1 法令・法務翻訳	10
2.1.1 翻訳研究における定義	10
2.1.2 翻訳研究における法令・法務翻訳の流れ	11
2.1.3 日本の翻訳研究における法令・法務翻訳	15
2.2 再翻訳	17
2.2.1 翻訳研究における再翻訳の定義	17
2.2.2 自然言語処理（NLP）における再翻訳	20
2.2.3 再翻訳の理論	20
2.2.4 再翻訳研究の対象	22
2.2.5 再翻訳研究の目的	23
2.2.6 再翻訳研究のリサーチ・デザインと研究手法	27
2.2.7 日本の翻訳研究における再翻訳	29
2.3 第 2 章まとめ	30

<b>第3章 研究の理論的基盤</b>	<b>31</b>
3.1 はじめに	31
3.2 記述的翻訳研究 (DTS)	32
3.2.1 記述的翻訳研究 (DTS) とは	32
3.2.2 記述的翻訳研究 (DTS) の限界と本研究	33
3.3 歴史研究における翻訳の歴史	37
3.4 その他関連する理論	39
3.4.1 スコポス理論	39
3.4.2 多元システム理論	41
3.4.3 アプレイザル理論 (評価理論)	42
3.4 第3章まとめ	44
<b>第4章 研究方法と研究対象</b>	<b>45</b>
4.1 研究方法	45
4.1.1 リサーチ・デザイン	45
4.1.2 翻訳者の選定	46
4.1.3 データの収集方法	48
4.1.4 データの分析方法	49
4.2 一次文献	50
4.2.1 起点テキスト (ST)	51
4.2.2 目標テキスト (TT)	52
4.2.3 翻訳者	57
4.3 二次文献 (パラテキスト)	58
4.4 第4章まとめ	59



<b>第2部 本論</b>	<b>60</b>
<b>第5章 合衆国憲法の日本語訳の変遷 (1853-2019) : パラテキストの分析</b>	<b>60</b>
5.1. 第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)	61
5.1.1 Constitution の訳語定着の導入期(1853-1880)	62
5.1.1.1. 福沢諭吉	62
5.1.1.2 林正明	63
5.1.2. 大日本帝国憲法制定前後の隆盛期 (1881-1894)	64
5.1.2.1. 元老院と衆議院事務局	65
5.1.2.2 『東京輿論新誌』と『嚶鳴雑誌』	66
5.1.2.3. 古屋宗作	66
5.1.2.4. 坪谷善四郎	67
5.1.2.5. 江馬春熙	68
5.1.2.6. 人見一太郎	68
5.1.3 翻訳中断の衰退期 (1895-1909)	68
5.1.4. 第1期小括	69
5.2. 第2期 第二次世界大戦前の安定期 (1910-1931)	69
5.2.1. 米国での翻訳展開期 (1910-1920)	69
5.2.1.1. 日米新聞社『日米年鑑』	70
5.2.1.2. 北米時事社『北米年鑑』	70
5.2.1.3. 根来源之	71
5.2.2. 日本国内での翻訳再開期 (1921-1931)	71
5.2.2.1. 土橋友四郎	72
5.2.2.2. 藤井新一	72
5.2.2.3. 高木八尺	73
5.2.2.4. 大石熊吉	74
5.2.2.5. 大山卯次郎	74
5.2.2.6. 倉持千代	75
5.2.2.7. 谷越勝太郎	75
5.2.3. 第2期小括	76

5.3. 第3期 戦時体制下の停滞期 (1932-1945/8/14)	76
5.3.1. 斎藤敏	77
5.3.2. 藤原守胤	77
5.3.3. 外務省調査部	78
5.3.4. 家永正章	79
5.3.5. 在米日本人会	80
5.3.6. 第3期小括	80
5.4. 第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期 (1945/8/15-1960)	81
5.4.1. 日本国憲法の準備期 (1945/8/15-1947/5/3)	81
5.4.1.1. 1946年4月	82
5.4.1.2. 1946年6月	83
5.4.1.3. 1946年10月	84
5.4.1.4. 1946年11月	85
5.4.2. 日本国憲法の定着期 (1947/5/4-1960)	86
5.4.2.1. 1947年	87
5.4.2.2. 1948年	88
5.4.2.3. 1949年	89
5.4.2.4. 1950年	91
5.4.2.5. 1951年	91
5.4.2.6. 1952年	92
5.4.2.7. 1955年	93
5.4.2.8. 1956年	95
5.4.2.9. 1958年	96
5.4.2.10. 1960年	98
5.4.3. 1950年代の在米日系人による翻訳	99
5.4.3.1. 近藤長衛	99
5.4.3.2. 蒔田耕三	101
5.4.4. 第4期小括	102

5.5. 第5期 日米新安保条約調印後の低位安定期 (1961-1997)	103
5.5.1. 1960年代 (1961-1969)	104
5.5.1.1. 田中英夫	104
5.5.2. 1970年代	105
5.5.3 1980年代	105
5.5.3.1. 長内了	106
5.5.3.2. 在日米国大使館	106
5.5.3.3. 野坂泰司	107
5.5.3.4. 松井茂記	108
5.5.3.5. 北脇敏一・山岡永知	108
5.5.3.6. 有賀貞	109
5.5.4. 1990年代 (-1997)	109
5.5.5. 第5期小括	109
5.6. 第6期 翻訳の多様化期 (1998-2008) : 新しい翻訳の誕生	110
5.6.1. 誤訳指摘本	110
5.6.2. 児童書	111
5.6.3. 施設案内	112
5.6.4. 学術書	113
5.6.5. 政府刊行物	114
5.6.6 世界憲法集	116
5.6.7. 第6期小括	116
5.7. 第7期 21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期 (2009-2019)	117
5.7.1. 近藤健	117
5.7.2. 丸田隆	118
5.8. 第5章まとめ	118
<b>第6章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析：共時的観点から</b>	<b>121</b>
6.1. 第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)	121
6.1.1. 福沢諭吉と林正明：分かりやすさか忠実さか	121
6.1.2. 古屋宗作と坪谷善四郎：用語上の不一致をどう扱うか	124

6.1.3.	人見一太郎と衆議院：人権をどう扱うか	125
6.2.	第2期 第二次世界大戦前の安定期（1910-1931）	126
6.2.1.	根来源之と日米新聞社：人権に対する考え方	126
6.2.2.	藤井新一と土橋友四郎：米国の理解か大日本帝国憲法の理解か	127
6.3.	第3期 戦時体制下の停滞期（1932-1945/8/14）	128
6.3.1.	藤原守胤と斎藤敏：簡潔さの追求か厳密さの追求か	128
6.4.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期（1945/8/15-1960）	129
6.4.1.	宮沢俊義と松下正寿：研究書か一般書か	129
6.4.2.	橋本公亘と角邦雄：研究者向けの研究書か一般向けの解説書か	130
6.4.3.	参議院事務局と宮田豊：実践目的か研究目的か	132
6.4.4.	近藤長衛と蒔田耕三：共通の目的を有する翻訳	134
6.5.	第5期 日米新安保条約調印後の低位安定期（1961-1997）	136
6.5.1.	田中英夫と塚本重頼：言葉への態度の違い	136
6.6.	第6期 翻訳の多様化期（1998-2008）：新しい翻訳の誕生	138
6.6.1.	飛田茂雄と高井裕之：法律専門外の視点を加えるか	138
6.6.2.	在日米国大使館と富永星：子どもの目線に立つか	139
6.6.3.	米国憲法センターと阿部竹松：来館者案内か学術書か	141
6.6.4.	参議院憲法調査会と在日米国大使館：日本政府刊行物か米国政府刊行物か	143
6.7.	第7期 21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期（2009-2019）	144
6.7.1.	近藤健と丸田隆：憲法の現状に対する憂い	144
6.8.	第6章まとめ	147
<b>第7章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析：通時的観点から</b>		<b>148</b>
7.1.	自己再翻訳	149
7.1.1.	分析対象の翻訳文書と分析観点	149
7.1.2.	訳文の比較分析	151
7.1.2.1.	衆議院事務局	151
7.1.2.2.	高木八尺	155

7.1.2.3.	藤原守胤	157
7.1.2.4.	斎藤敏	159
7.1.2.5.	斎藤眞	164
7.1.2.6.	松井茂記	165
7.1.2.7.	飛田茂雄	166
7.1.3.	小括	170
7.2.	改訳（他者による再翻訳）	171
7.2.1.	分析対象の翻訳文書	171
7.2.2.	訳文の比較分析	174
7.2.2.1.	美濃部訳と伊藤訳	174
7.2.2.2.	塚本訳と長内訳	177
7.2.3.	小括	178
7.3.	第7章まとめ	179
<b>第3部 総括</b>		<b>182</b>
<b>第8章 考察と結論</b>		<b>182</b>
8.1.	考察	182
8.1.1.	歴史的検討とテキスト分析の相互連関	182
8.1.2.	理論的示唆	197
8.1.2.1.	記述的翻訳研究（DTS）	197
8.1.2.2.	スコポス理論	197
8.1.2.3.	多元システム理論	198
8.1.2.4.	アプレイザル理論（評価理論）	202
8.1.2.5.	再翻訳仮説・再翻訳理論	203
8.1.3.	本研究の問いに対する答え	205
8.2.	結論	208
8.3.	研究の限界	211
8.4.	今後の課題	213

参考文献	214
<b>補遺</b>	
1 合衆国憲法日本語訳 年表	248
2 合衆国憲法 日本語訳者 生没年グラフ (生年順)	259
3 表 4-1 合衆国憲法 TT 書誌情報・形式的特徴・内容的特徴	262
4 表 4-4 合衆国憲法 訳者 (個人) の属性	270
5 表 4-5 合衆国憲法 訳者 (組織) の属性	273
<b>謝辞</b>	274

## 図のリスト

図 4-1 合衆国憲法 出版年別翻訳件数とその推移	56
図 5-1 『増訂華英通語』の「律例」(慶応義塾大学所蔵) <sup>ハット</sup>	62

## 表のリスト

表 0-1 訳文テキストにおける The Constitution of the United States の訳語とその件数	xi
表 0-2 訳文テキストにおける Article, Section の訳語とその件数	xii
表 0-3 訳文テキストにおける Amendment の訳語とその件数	xiii
表 2-1 再翻訳の定義	18
表 2-2 再翻訳の動機	24
表 4-1 合衆国憲法 TT 書誌情報・形式的特徴・内容的特徴	262
表 4-2 合衆国憲法 TT の詳細内容分類	54
表 4-3 合衆国憲法 出版年別翻訳件数と比率	57
表 4-4 合衆国憲法 翻訳者(個人)の属性	270
表 4-5 合衆国憲法 翻訳者(組織)の属性	273
表 5-1 合衆国憲法日本語訳の歴史の時期区分、日米関係、日本の憲法の関係	61
表 7-1 分析対象の自己再翻訳一覧	149
表 7-2 衆議院事務局訳(1894, 1924)における people の訳	152
表 7-3 衆議院事務局訳(1894, 1924)における shall に対応する義務表現	154
表 7-4 衆議院事務局訳(1894, 1924)における shall の訳出の変化	155
表 7-5 藤原訳(1940, 1960)における shall に対応する義務表現	158
表 7-6 藤原訳(1940, 1960)における shall の訳出例	159
表 7-7 斎藤敏訳(1941, 1956)における people の訳	160
表 7-8 斎藤敏訳(1941, 1956)における shall の訳出例	163
表 7-9 斎藤眞訳(1960, 1983)における shall の訳出の変化	165
表 7-10 飛田訳(1998, 2000, 2002)における shall の訳出の変化	170
表 7-11 分析対象とする先行訳と改訂訳の書誌情報	172
表 7-12 公民権運動の語構成要素	175
表 7-13 美濃部訳(1947)と伊藤訳(1958)における shall に対応する義務表現	176

表 7-14	美濃部訳（1947）と伊藤訳（1958）における shall の訳出例	177
表 7-15	修正第 4 条の塚本訳（1974）と塚本・長内訳（1983）	178
表 8-1	共時的な翻訳の検討に用いた視点	187
表 8-2	TT の文化に関連する再翻訳の動機（表 2-2）と合衆国憲法日本語訳の動機との対応	189



## 凡例

### 1. アメリカ合衆国の憲法の名称

本研究では原語の正式名称を The Constitution of the United States of America とし、一般的には The U.S. Constitution あるいは The United States Constitution と称されるアメリカ合衆国の憲法の訳語として、各章の冒頭では「アメリカ合衆国憲法」をそれ以降は「合衆国憲法」を使用する。ただし、引用や書名は、この限りではない。

The Constitution of the United Statesの訳語	件数	%
アメリカの憲法	1	1.02
アメリカ憲法	10	10.20
アメリカ合衆国の憲法	2	2.04
<b>アメリカ合衆国憲法</b>	<b>37</b>	<b>37.76</b>
亜米利加合衆国憲法	6	6.12
合衆国の律例	1	1.02
<b>合衆国憲法</b>	<b>15</b>	<b>15.31</b>
米合衆国憲法	1	1.02
<b>米国憲法</b>	<b>15</b>	<b>15.31</b>
米利堅憲法	1	1.02
北亜米利加合衆国憲法	3	3.06
北米合衆国の憲法	1	1.02
北米合衆国憲法	5	5.10
総計	98	100.00

この訳語を採用する第一の理由は、憲法名称に含まれる国名 The United States of America の日本語正式名称（外務省）<sup>1</sup>が「アメリカ合衆国」であることによる。

第二の理由は、収集した翻訳者の採用率の高さによる。訳文テキストに使用されている名称を集計した（同一訳文テキストで複数の名称を使用している場合は、すべて集計対象とした）結果、「アメリカ合衆国憲法」が 4 割近くを占め

最も多く、次点の「合衆国憲法」、「米国憲法」を大きく引き離していた（表 0-1）。また、訳語に「合衆国」を含む割合は全体の約 7 割を占める。

### 2. 憲法条文の細分

合衆国憲法の原文は 7 つの Article から成り、一部の Article はさらに Section に分かれる。Article と Section の訳語は訳者により異なり、例えば、高木訳（1931, 1947）および藤原訳（1940, 1960）は「条」と「節」を、齋藤訳（1941, 1956）は「条」と「項」を、高橋訳（2008）は「章」と「条」をそれぞれ用いている。「条」と「節」の対が事例として多いため（表 0-2）、本研究でもこの対を使う。具体的な条文を指

<sup>1</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>

Article/Sectionの訳語	件数	%
条／節	39	59.09
章／条	8	12.12
条／項	5	7.58
条／款	5	7.58
章／款	2	3.03
編／節	2	3.03
章／節	1	1.52
編／条	1	1.52
条／番号のみ	1	1.52
款／章	1	1.52
番号なし／条	1	1.52
総計	66	100.00

項」の形式を用いる。

### 3. Amendment の訳語

上記合衆国憲法に追加または合衆国憲法を修正する条項を Amendment と呼ぶ。2019年時点で27条項ある。このうち最初の10条は Bill of Rights と呼ばれ区別されるが、本研究では特に言及しない限り、11条以降と同様に扱う。

本研究では Amendment を単独で用いる場合、訳語に「修正条項」を用いる。また、条文番号とともに使用する場合は「修正第(数字)条」とする。一部の Amendment は Section から成る。この場合、Section の訳語は憲法と同様「節」とし、具体的な条文を指す場合、「修正第(数字)条第(数字)節」の形式を用いることとする。

本研究で「修正条項」を Amendment の訳語に使用する理由は、収集した翻訳者の採用率の高さによる。Amendment は Constitution よりも訳語のばらつきがみられる(表0-3)<sup>2</sup>。うち、最大の割合を占めるのは「修正」(約13%)、次が「修正条項」(約11%)である。本研究では次点の「修正条項」を使う理由は、「修正」のみの場合、指示内容が不明瞭であるが、「修正条項」は条文を意味することを明示的に示すため

す場合は「第(数字)条第(数字)節」の形式を使うこととする。

また、原文にはないが、米国では参照の便のために Section より小さな段落相当の単位として clause を用いる。訳文テキストもこの単位を使うものが多く、その訳語は Article, Section 同様、複数ある。本研究では最も多い「項」を採用することとする。具体的には「第(数字)条第(数字)節第(数字)

<sup>2</sup> 表0-1、表0-2、表0-3の総計が一致していない理由は、The Constitution of the United States のように1つの訳文テキストにおいて複数の表記を用いているケースや Article や Section のように日本語に訳していないケースがあるためである。

である。

Amendmentの訳語	件数	%
修正	12	13.04
修正条項	11	11.96
修正箇条	9	9.78
合衆国憲法修正箇条	8	8.70
補正	7	7.61
修正憲法	5	5.43
憲法修正	4	4.35
合衆国憲法修正	2	2.17
増補及び改正箇条	2	2.17
憲法修正条項	2	2.17
追加及修正	2	2.17
追加及修正箇条	2	2.17
改正	2	2.17
修正追加	2	2.17
憲法本文修正条項	1	1.09
追加、改正条項	1	1.09
増補または修正	1	1.09
増補および修正条項	1	1.09
合衆国憲法改正箇条	1	1.09
亜米利加合衆国憲法補正	1	1.09
増補改正	1	1.09
米合衆国憲法修正	1	1.09
合衆国憲法修正条項	1	1.09
追加条項及修正	1	1.09
増補及修正個条	1	1.09
修正及追補	1	1.09
合衆国憲法改正	1	1.09
付加または修正	1	1.09
付加あるいは修正	1	1.09
修正箇所	1	1.09
改正追加箇条	1	1.09
付加および修正	1	1.09
増補ないし修正	1	1.09
国憲修正	1	1.09
補正文	1	1.09
修正條款	1	1.09
総計	92	100.00

(数字) 条」、「修正第 (数字)」、「第 (数字) 修正」などのパターンがみられる。本研究で「修正第 (数字) 条」を使用するのは、この形式が憲法の条文番号の形式と同じ形式で分かりやすいと考えるためである。

ばらつきの原因は、Amendment の指し示す行為に対応させる日本語名詞が訳者によって違いがあることである。一部の訳者は、この Amendment の指示する行為を modification と addition の 2 つの行為から構成される行為であると解釈し、これらの行為は日本語では 1 単語では表現し得ないと考え、訳語は等位接続で 2 つの名詞を連結させた名詞句あるいは名詞の列挙としている。明治時代にはこの 2 つの動作を一語で表し得る「補正」が用いられたが、以降は平成時代の 1 名を除き、「補正」を使うケースは皆無である。このように 2 つに分解して解釈する場合と分解不要と考える場合とに分かれ、さらにそれぞれその行為に使用する訳語が複数あるため、大きなばらつきが結果として生じている。いずれにせよ、訳語に「修正」を含む割合は全体の 8 割を占め、本研究でもこれにならう。

条文番号とともに用いる場合は、「修正条項」ではなく「修正」を使う例が最も多く、具体的には「修正第

## 略字一覧

BTBS	Benjamin Translation Studies Bibliography	ベンジャミンズ・トランスレーションスタディーズ・ビブリオグラフィー
CIE	Civil Information and Education Section	民間情報教育局
CTS	corpus translation studies	コーパス翻訳研究
DTS	Descriptive Translation Studies	記述的翻訳研究
GHQ	General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers	連合国最高司令官総司令部
JACL	Japanese American Citizens League	日系アメリカ人市民同盟
JCCSC	Japanese Chamber of Commerce of Southern California	南加日系人商業会議所
LTS	legal translation studies	法令・法務翻訳研究
NARA	National Archives and Records Administration	米国国立公文書記録管理局
RH	Retranslation Hypothesis	再翻訳仮説
SFL	Systemic Functional Linguistics	選択体系機能言語学
SL	source language	起点言語
ST	source text	起点テキスト、原文テキスト
TL	target language	目標言語
TT	target text	目標テキスト、訳文テキスト

## 宣誓書

私 島津美和子 は、

下記の論文、

「アメリカ合衆国憲法の日本語訳の歴史」

及びそこに提示された研究内容の著者であることを宣誓し、以下の各項を確認する。

- ・ 本研究は、本学における学位取得を目的とする研究に従事する期間内に、全面的もしくは中心的に行われたものである。
- ・ 本論文の内容のうち、本学又は他の研究機関における学位もしくは他の資格取得のためにすでに提出されたものがある場合には、その旨を明記している。
- ・ 他の刊行物を参考にした場合には、常にその出所を明記している。
- ・ 他の研究から引用した場合には、常にその出典を明記している。そのような引用箇所を除けば、本論文はすべて私自身の著作になるものである。
- ・ 主たる研究支援については、すべて明記している。
- ・ 他と共同して行った研究に本論文が依拠する場合には、他による研究の部分とみずからの研究による部分を明確に区別している。

本研究は一部発表済みである。

島津美和子 (2018). 「米国憲法日本語訳と日系アメリカ人—翻訳が市民権獲得運動に果たした役割—」『通訳翻訳研究への招待』 19 号, 145-164 頁. 日本通訳翻訳学会.

島津美和子 (2018). 「日本国憲法公布の年に刊行された米国憲法日本語訳の言語的特徴」『法と言語』 第 4 号, 33-56 頁. 法と言語学会.

島津美和子 (2018). 「150 年間に及ぶ米国憲法日本語訳にみられる翻訳語の変遷」『通訳翻訳研究』 第 17 号, 113-137 頁. 日本通訳翻訳学会.

島津美和子(2018).「アメリカ合衆国憲法における自己再翻訳(self-retranslation):  
第二次世界大戦前と大戦後の比較」『異文化コミュニケーション論集』第16号,  
45-63頁. 立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科.

署名

島津 美和子



日付 2021年8月13日

## 第1部 導入

### 第1章 序論

#### 1.1 研究の背景

##### 1.1.1 アメリカ合衆国憲法と日本国憲法

アメリカ合衆国憲法（以降、合衆国憲法）は、世界最古の成文憲法として知られ、世界の憲法に影響を与えたとされる（Billias, 2009）。この合衆国憲法は、日本において、主として日本の憲法の模範あるいは日本の憲法との比較の対象として、従来から憲法学を中心に引き上げられてきた。反面、合衆国憲法が日本にどのように移入され、どのような経緯で日本語に翻訳されているかについてはこれまで十分な関心が払われていない。しかし、歴史を繙くと、福沢諭吉による日本語訳が刊行された1866年から2019年までに総計100点余りの日本語訳が出版されてきたことが分かる。合衆国憲法はなぜこのように繰り返し日本語に翻訳されてきたのか。このように繰り返し翻訳される現象は、翻訳研究における「再翻訳」の重要なテーマでもある。

##### 1.1.2 日本の近代化と翻訳

1853年のペリー来航以来、近代化を目指してきた日本が西欧諸国に追いつくべく近代国家の樹立と発展を図るための第一歩は、自国の憲法制定であった（御厨, 2001, p. 127; 文部省, 1975, p. 277）。日本の近代化は西洋化を意味した（御厨, 2001, p. 9）ため、このとき手本となったのは欧米諸国の憲法（家永, 2005, pp. 3-6）であった。これらの憲法を自国の憲法制定のための参考とするには、各憲法について一定の知識を有していることが前提条件となる。しかし、これら他国の憲法に関する情報が外国語によるものに限られている場合、外国語を理解できる者とそうでない者との間に情報格差が生じる。この情報格差を解消するためには、外国語に通暁し、かつその他国の憲法に関心を持つ専門家が外国語を理解しない自国の人々のために、その他国の憲法について自国語で自国の人々に紹介する必要があるだろう。Brisset (2009, p. 199) は、外国語に通じた専門家がその外国語でのみ提供される専門分野に関する情報をいち早く知り得ることを指摘している。

日本の歴史に即して言えば、このように外国語の文献を日本語で紹介するという

意味での翻訳行為を促したのは、18 世紀末から 19 世紀前半に始まる日本の欧米諸国に対する関心の高まりを背景とした政府主導の積極的な情報収集であった。確かにそれまでも江戸幕府により九州のオランダ商館を通じて情報収集および翻訳は行われていた。しかし、当時の日本と海外との交流は限定的であった（金井, 1986, p. 10, pp. 70-71, pp. 217-218）。こうしたことから日本と海外との往来が本格化するのには、18 世紀末から 19 世紀前半のこととなる。この頃、欧米列強はアジア進出を目指し日本や韓国、中国などに接触を求めてきたが、当時日本には欧米に関する社会制度（法律、政治、経済）と科学技術に関する情報が不足していた。この情報不足を是正し、自国を防衛するために、政府役人は欧米諸国に渡り、現地で入手した文献からの情報収集を企図したのである。日本が国を挙げて広範に欧米に関する情報を得る方法としては、日本の人々の外国語能力を高め、原典のまま理解できるようにする方法と原典を日本語に翻訳し、日本の人々が日本語で理解できるようにする方法の 2 つがあった。1 つめの外国語習得は一般の人々には困難であるとされ、2 つめの翻訳の方法をとることとなった（加藤, 1991, p. 346）。

明治期を経て日本が近代国家として欧米諸国に比肩しうるほどになり、義務教育の普及や技術の発達により一般の人々が英語をはじめとする外国語を学ぶ環境が整備されていってもなお、日本において欧米諸国に関する文献の翻訳活動は衰えることなく現在でも継続している。合衆国憲法の翻訳はその一例である。日本では、福沢諭吉<sup>1</sup>訳（1866a）以来、新たな合衆国憲法の日本語訳が継続的に刊行されており、日本語訳の増加につながった日本国憲法の公布（1946）・施行（1947）を経て、もっとも最近では 2019 年に新訳（丸田隆訳）が刊行された。

## 1.2 研究の目的

本研究は、なぜ合衆国憲法が日本語に翻訳されてきたかを 1866 年の福沢諭吉訳を起点として 2019 年末までに刊行された日本語訳を終点とした 150 年間について探ることを目的とする。この問いを解明するために、訳文（目標テキスト）とパラテキスト、すなわち、訳文・翻訳者に関する諸資料の双方に依拠することを特徴とする。なお、起点とした福沢諭吉訳を本研究では本邦初訳と位置づけることについては後述

---

<sup>1</sup> 文献によって福澤と福沢の両方の表記があるが、本研究では「福沢」に統一して使用する。



する。

### 1.2.1 社会・文化における変化

1866年から近年に至る150年の時代の流れの中で、訳文が作成された日本の社会・文化と原文が作成された米国の社会・文化がともに変化したことに伴い、日米双方の社会の価値基準も変化を受けたと考えられる。ということは、各翻訳者の翻訳の理由・動機を明らかにするには、各時代の社会・文化的文脈に基づいて各翻訳を考察することが重要となるであろう。これは、研究者としての筆者が生きる現代の社会で何に価値が置かれるかという価値基準だけでなく、翻訳が行われた当時の社会・文化における価値基準で翻訳を検討するということである。現代を生きる研究者が当時の社会・文化における価値基準を使うとはどういうことか。それは、限界を認めつつも、当時の資料をもとに当時の社会・文化的状況を現代の研究者が追体験し、「過去を過去から理解する」(丸山, 1965, p. 15, [強調原文])という「想像上の操作」(丸山, 1965, p. 15, [強調原文])を指す。この過去を現在につなぎとめるには、さらに抽象化の操作が必要となる。丸山(1965)は過去の思想家の語りを現在、未来へとつなげていくことを以下のように述べている。「思想家が当時のことばと、当時の価値基準で語ったことを、その奥にある当面していた問題そのものを、当時の歴史的状況との関連において、今日の、あるいは明日の時代に読みかえることによって、われわれは、その思想家の当面した問題をわれわれの問題として主体的に受けとめることができるのです」(p. 16, [強調原文])。

それでは、社会・文化における変化について、憲法をめぐる変化に絞って具体的に触れたい。合衆国憲法の福沢諭吉訳が出版された1866年当時、日本には今日の近代国家でいう「国家の統治体制の根本的事項を定める法(根本法、基礎法)の全体」(法令用語研究会, 2020, p. 318)という意味での「憲法」が存在しなかった。「憲法」は単語としては早くは聖徳太子の十七条憲法に用例がみられ、これは「おきて。のり。きまり」(『日本国語大辞典』, 2001, 第5巻, p. 120)を意味する。この十七条憲法は日本古代史の専門家により、「当時[七世紀]の朝廷に仕える諸氏族の人々に対して、守るべき態度・行為の規範を示した官人服務規定」(関, 2007, [角括弧内は引用者による補足])や「遵守すべき道徳的規範」(新川, 1994)に近いものであると説明されている。

福沢諭出版の数年後、明治新政府が成立した 1868 年に合衆国憲法に範を得て日本の統治機構について定めた「政体書」が公布された（木下，1993，pp. 82-83）。この「政体書」が今日における「憲法」に相当するとされている（衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会，2003a，p. 6）。その 20 余年後になる 1889 年、日本で初めての近代憲法「大日本帝国憲法」が制定されたが、これはドイツの憲法に範を見出した欽定憲法であった。第二次世界大戦敗戦後、日本は大日本帝国憲法を改訂し、国民主権、平和主義および基本的人権の尊重の三原則を特徴とする民主主義に基づく日本国憲法を制定した。

米国の社会・文化についてはどうか。合衆国憲法は、世界最古の硬性の成文憲法である。「硬性憲法」とは通常法律制定の手続きよりも厳格な手続きを経なければ改正できない成文憲法をいう。一般に、柔軟な解釈の余地を残す憲法は長期にわたって存続する（Huq, 2014, pp. 1176-1179）とされ、合衆国憲法も解釈に曖昧性を持たせ、改正を未然に防いでいるといえる。ただ、憲法の文言自体は不変でも、憲法が適用される米国と米国を取り巻く世界は社会のあらゆる局面において変化を遂げてきた。変化の局面は価値観、科学技術、生活様式、国際関係を含み、広範にわたる。価値観の変化の例として最高裁判所の判決がある。1787 年の合衆国憲法の制定以来、各時代の社会・文化的背景のもとに最高裁判所は正式な憲法解釈を下してきた。例えば、市民権、平等権を定めた修正第 14 条の法の平等な保護（equal protection of law）とは何を指すのか。プレッシー対ファーガソン裁判（1896）では、最高裁は白人と黒人との隔離について「隔離しても平等」（separate but equal）ならば差別に当たらず、修正第 14 条に反しないとして、差別を合憲化した。しかし、半世紀を経て、ブラウン対教育委員会（1954）では、この見解を覆し、最高裁は公立学校における黒人の差別は修正第 14 条に反し、違憲であるとの判断を下した。

以上のことから、本研究では、訳文が作成された日本の社会・文化と原文が作成された米国の社会・文化の双方によって形作られる翻訳文書（ベルマン，2013，p. 60；柳父，2004，p.166）を各時代の社会・文化・政治的背景を踏まえて読み解く。

### 1.2.2 起点文化と目標文化の関係

Susam-Sarajeva（2006）は、フランスの文学思想がトルコ語に翻訳される事例とフランスのフェミニスト思想が英語に翻訳される事例を比較考察し、その共通点と相

違点を英語文化とトルコ語文化の間の権力格差の視角を用いて明らかにした。この権力格差の視角は、イーヴン＝ゾウハー (Itamar Even-Zohar) により提唱された多元システム理論<sup>2</sup> (polysystem theory) に由来する。多元システムとはすなわち、「互いに交差し部分的に重なり合い、同時に異なる選択肢を用いつつも、一つの構造体として機能する多様なシステムによって構成されるシステム」<sup>3</sup> (Even-Zohar, 1990, p. 10) を指す。この多様なシステムの中には中心的なものもあれば周辺的なものもあるとし、翻訳文学を例に、システム内でかつて周辺的な位置を占めていた翻訳文学がある転換期を経て中心的な位置を占めるようになりうるケースを説明した (Even-Zohar, 1990, pp. 45-51)。

本研究は多元システム理論を基盤とした Susam-Sarajeva (2006) の知見を援用し、起点言語の社会 (米国) と目標言語の社会 (日本) の関係、つまり日米関係が合衆国憲法の日本語訳に何らかの影響を与えると仮定した。そこで本研究では、分析対象の 150 年間に日米関係がどのような変遷を遂げてきたかを念頭に置きつつ、合衆国憲法日本語訳の歴史をたどる。この際、日本の政治外交の歴史家五百旗頭が提唱した日米関係の時期区分 (2008b, p. 338) を参考にする。五百旗頭 (2008c) を採用した理由は、第一に、同書が日米外交ではなく「日米関係」の唯一の体系的かつ一貫性のある通史であるためである (cf. 渡辺, 2008)。第二に、日本の代表的な米国政治学者による数年間にわたる共同研究の成果であり、幅広い観点からまとめられていることもその理由である。第三に、管見の限り、日米関係の時期区分を行った文献が他に見当たらないためである。

日米関係を合衆国憲法の日本語訳に影響する一つの要素と捉える意味は大きい。なぜなら、合衆国憲法の日本語以外の翻訳と比較すると、特異なケースであることが分かるからである。例えば、合衆国憲法の日本語訳には、今日のグローバル社会ではみられない起点テキスト (ST : source text) と目標テキスト (TT : source text) の間の大幅な時間差があったのに対し、オランダ語訳とドイツ語訳は合衆国憲法制定直後に行われた。福沢諭吉による日本語訳の出版は、合衆国憲法が施行された 1787 年からほぼ 100 年後であった。一方、米国に渡った初期の入植者であったオランダ人と

---

<sup>2</sup> 別名「ポリシステム理論」。

<sup>3</sup> 日本語訳は Chang (張南峰) (2010) の田辺希久子・大久保友博・訳 (出版年不明) のうちの Even-Zohar 引用箇所。

ドイツ人は米国においても母語を使い続けていたため、母語版の合衆国憲法が即時に必要とされた (Mulligan, Douma, Lind, & Quinn, 2016)。

このような原文と訳文の時間差の違いは起点文化と目標文化の関係によって説明できる。米国がすでに 17 世紀から 18 世紀にかけてオランダとドイツから人々を入植者として受け入れたということは、その当時、オランダとドイツは米国と国交があったことを意味する。一方、日本では 1854 年のペリー来航以前、公式な日米間外交は存在しなかった。というのは、1770 年代後半から 1800 年代初頭まで米国船が時折日本に寄港したが、徳川幕府は米国からの通商関係構築の提案を固辞したからである。1825 年の「異国船打払令」の発令はその一例である。幕府はこの打払令の弊害を認識し、1842 年この打払令に代わって天保薪水令を発令し緩和策へと転じた (加藤, 2004, p. 11)。この頃からアメリカ船の来日が相次ぐが、いずれも漂流日本人の救出・送還またはアメリカ漂流民の救出を目的としたものであった (加藤, 2004, pp. 36-37)。したがって、それ以前には、日本では合衆国憲法のテキストを入手できなかったと推測される。不可能でなくとも困難だったであろう。のちに 5.1.2.4 で言及する坪谷善四郎は 1890 年前後の翻訳事情について以下のように記している。「原書の我国に来る者甚だ少なくして容易に得がたきを如何せん、又仮令原書は多く舶来するとも其価高くして、我國民の生活は随意に之を買ふ能はざるを如何せん、到底方今外国の文字を解する者少なく、生活の程度の低き我國民を教育啓導するには、翻譯書の方を仮らざるを得ざるなり」(1897, p. 20, [強調原文])。加えて、ペリー来航以前 (cf. Sakamaki, 1939; Van Sant, Mauch, & Sugita, 2007) は、英語は日本人の生活とは無縁であった。その証拠に日本の政府役人はペリー一行とオランダ語または中国語をピボット言語として交渉した (加藤, 2004, pp. 75-78)。つまり、英語をオランダ語または中国語に通訳させ、このオランダ語訳または中国語訳を日本語に通訳したのである。日本語を英語にする場合は、この逆方向に通訳した。また、日本人の米国への移住が始まったのは 1880 年代であった。それゆえ、米国においてできえ、それ以前には日本語訳の必要はなかったと考えられる。

### 1.2.3 研究課題

本研究は、150 年余りの間、合衆国憲法を翻訳してきた理由・動機は何かを主として翻訳者の観点から問う。無論、翻訳依頼を受けて他律的になされた翻訳はなかった

かという反論がありうる。確かに他律的な翻訳の例として国の機関である憲法調査会が法学者に翻訳を依頼したケース、出版社や周囲の知人から勧められたケースがあった。しかし、前書き、後書きといった付加情報がない翻訳については不明だが、筆者の試算によれば、付加情報がある場合、収集した翻訳の半数以上は自発的に行った翻訳であった。このように自発的に翻訳を行った場合も、また他律的に行った場合も、先述した情報収集（1.1.2 参照）以外の動機はなかったかを探る。

合衆国憲法日本語訳を相互比較した研究は、従来、飛田（1998a）のみであった。同研究は、飛田自身の考える翻訳とはこうあるべきという理念に照らし各訳文の不備を正し、訳質を向上させることを目的とした。そして、指摘した訳文の不備を改善し、自身の理念にかなう試訳を示した。しかし、翻訳の方法はその目的によって決まるものであり、翻訳は各時代の社会・文化的産物といえる。本研究では、飛田（1998a）のように訳文の質の巧拙を問うのではなく、第2章で論じるトゥーリー（Gideon Toury）の記述的翻訳研究（DTS）に則り社会・文化的コンテクストに注意を払いながら合衆国憲法の日本語訳を記述的に論じる。以上の議論と分析を通して、本研究は、150年余りの間、合衆国憲法を翻訳してきた理由・動機は何かを主として翻訳者の観点から問う。

### 1.3 研究の意義

本研究は次の3つの意義を持つ。

第一に、社会科学の一分野である法律における再翻訳（定義は2.2に後述）の現象の一側面を、翻訳研究に言語学（コーパス言語学、日本語学、英語学）と歴史学の知見を取り入れて明らかにすることである。Deane-Cox（2011, p. 19）が指摘するように、再翻訳の研究は人文科学の一分野である文学における再翻訳（e.g., Deane-Cox, 2011, 2014; Monti & Schnyder, 2011; O'Driscoll, 2011）を主流としていた。法律文書の翻訳は、法律としての厳密性が問われる技術翻訳の側面と英米法と大陸法といった文化特有の要素も含まれ、創造性の入り込む余地がある点で文学の翻訳の側面を持ち合わせている一方（Cairns & McKeon, 1995, p. 191; Pommer, 2008）、純粋な文学の翻訳とは性質が異なる。そこで、本研究は従来、文学を中心になされてきた再翻訳の研究に非文学の視点を加えることを目指す。同時に、翻訳研究における再翻訳の研究の蓄積に貢献する。

第二に、同一の文書が明治・大正・昭和・平成の 150 年間にわたり、日本語に翻訳されてきた理由を考察することで、日本の翻訳の歴史を考える視野を広げることにある。これまでの日本の翻訳史の研究は、過去の主要なテキストの解題を時系列にまとめたものが主流であった (e.g., 鴻巣, 2005 ; 柳父・水野・長沼, 2010)。また、扱う時期も限定的であった。

第三に、翻訳という媒介を通して、合衆国憲法と日本の憲法との関係を捉える新たな視点を提供することである。日本国憲法は合衆国憲法の理念の影響を受けているとされている (阪口, 2010 他)。つまり、合衆国憲法は日本国憲法の源流の一つだといえる (原, 2004, 2005, 2006 ; 宮沢, 1946b, p. 2)。そのチャンネル (経路) となったのが合衆国憲法の日本語訳であるとすれば、合衆国憲法がどのような理由で日本語に翻訳されてきたかを解明することは日本国憲法の理解に何らかの示唆を与えるであろう。

#### 1.4 全体の構成

本論文は 3 部構成を取る。第 1 部は導入、第二部は総論と各論、第三部は総括である。第 1 部では、序論を経たのち、第 2 章で先行研究を概観し、翻訳研究の分野において何が十分に研究されてこなかったかを示し、先行研究の空隙を埋めるべくして取り組まれた本研究が翻訳研究の中でどのように位置づけられるかを明らかにする。先行研究の空隙は学術的価値が低いことの証左との反論がありうるが、本研究では、合衆国憲法日本語訳の件数の多さとその継続性からその立場をとらない。第 3 章では本研究が基盤とする理論的枠組みを提示する。中心をなすのはトゥーリーの記述的翻訳研究 (DTS) であるが、それにピム (Anthony Pym) らの翻訳史の研究成果を導入する。第 4 章「研究方法と研究対象」は、前半で、研究方法として事例研究を採用する理由を述べた後、史料分析 (第 5 章) とテキスト分析 (第 6 章および第 7 章) を中心とした質的分析方法とコーパス分析 (第 6 章および第 7 章) を中心とした量的分析方法から成る研究方法を説明する。第 4 章後半では、一次文献、二次文献、翻訳者から構成される研究対象を概観する。

第 2 部では、まず第 5 章で、筆者が設定する時期区分に沿って、合衆国憲法日本語訳を取り巻く社会・文化的状況の変遷を追う。続いて第 6 章では、同時期の異なる翻訳者による翻訳、つまり、共時的な意味の再翻訳を ST と TT のコーパス分析を

通して比較し、各翻訳者が翻訳した動機・理由が訳文に表出されているかを分析する。厳密には、翻訳者による翻訳はそのままの状態で行われることはなく、編集者のチェックを経て刊行される（Fawcett, 1995）が、最終形態の翻訳文書から編集者がどのような変更を加えたかを区別することはできない。したがって、本研究では、編集者による変更については訳者が無承認のものはないとして、議論を進める。次に第7章では、異なる時期の翻訳者による翻訳、つまり、通時的な意味の再翻訳を ST と TT のコーパスを使って比較し、同一の翻訳者が時間を隔てて再び翻訳した場合、翻訳の動機・理由がどのように変わったのか、あるいは変わらなかったかを検討する。第7章では、同一の翻訳者による再翻訳に加え、その類型として後進による既訳の改訳を取り上げる。換言すると先人の翻訳を学術上の師弟関係にある後進が活かしつつ改訳として翻訳したケースを取り上げる。原訳者の名を維持しながら、共訳として訳し直すという作業は、見方によっては、新たに翻訳するよりも難しい。というのは先人の訳のどの部分を保持し、どの部分を新たな訳に差し替えるかと価値判断を伴う評価の作業が追加で必要となるからである。

第3部となる第8章では、第5章の史料分析と第6章と第7章のテキスト分析を融合させ、論点を整理した上で研究課題に対する結論を示すとともに、研究の限界と今後の課題について述べ本稿の結びとする。

## 第2章 先行研究

本章では、本研究の基盤となる課題、すなわち、合衆国憲法が日本語に繰り返し翻訳されてきた理由に関わる先行研究として、まず、憲法の翻訳という側面から第一に法令・法務翻訳 (legal translation)、また、繰り返し翻訳するという側面から再翻訳 (retranslation) に関するもの取り上げる。さらに、先行研究のうち、憲法の翻訳をテーマとした研究に絞って吟味した上で、本研究の位置づけを明らかにする。検討する先行研究の対象は、特に言及しない限り、英語文献と日本語文献に限定する。

### 2.1 法令・法務翻訳

#### 2.1.1 翻訳研究における定義

翻訳研究において、法令・法務翻訳とは「専門家による翻訳あるいは技術翻訳の一種であり、法のことばと法に関連することばに関わる翻訳行為」、「法的テキスト (legal texts) を起点言語 (SL) から目標言語 (TL) に翻訳すること」[日本語訳引用者]<sup>1</sup>と曹菡艾 (Deborah Cao) により定義されている (Cao, 2010, p. 191)。この定義は、何を翻訳するかという翻訳対象からみた定義となっている。対照的に、国際規格 (ISO) では、法令・法務翻訳を「法令・法務翻訳者 (legal translator) による [中略] 法律または法令・法務翻訳」(ISO 20771:2020) と定義しており (ISO, 2020)、誰が翻訳を行うかという翻訳主体を要件に加えた定義となっている。逆にいえば、法令・法務翻訳者以外が行った翻訳は、法令・法務翻訳には該当しないことになり、曹の定義よりも狭いといえる。本研究の扱う事例では、翻訳者の中に法令・法務翻訳者は1件を除いて含まれていない (6.6.3 参照)。そこで、本研究では曹による定義にならうこととする。

曹によると、法的テキストにはまず話し言葉と書き言葉があり、このうち書き言葉としての法的テキストは、1. 憲法を含む法令文書、2. 司法文書、3. 法学論文・研究書、4. 契約書などの法律に関わる文書である (Cao, 2007, pp. 9-10)。本研究の対象である憲法はこのうちの1. 憲法を含む法令文書に分類される。

---

<sup>1</sup> 以降、特に断りのないものについて 日本語訳は筆者によるものである。



### 2.1.2 翻訳研究における法令・法務翻訳の流れ

法令・法務翻訳を研究対象とする法令・法務翻訳研究 (LTS : legal translation studies) は、Baaij (2012)、Borja Albi and Prieto Ramos (2013)、Cheng, Sin, and Wagner (2014)、Glanert (2014a) そして *The Translator* (Glanert, 2014b) の LTS 特集号にみられるように、関連領域が広く、法学、言語学、工学、教育学などにまたがり、学際的アプローチをその特徴とする (Bajčić, 2017, p. 108)。実務家と研究者との議論の共有もみられる (Transius, 2018a)。

LTS は法令・法務翻訳を翻訳研究の一分野として確立する必要性が提起されたことから始まった (Prieto Ramos, 2014)。個々の研究者が特定の課題に取り組んだ立ち上げの第 1 期 (1970 年代～1980 年代半ば) の後、理論化と世界規模の研究コミュニティの形成を特徴とする第 2 期 (1980 年代半ば～2000 年代半ば) を経た LTS は第 3 期 (2000 年代半ば～) を迎え、現在に至っている (Prieto Ramos, 2014)。この第 3 期は LTS 独自の理論に基づく応用研究と多分岐化に特徴があり、「統合と拡大」(Prieto Ramos, 2014, p. 272) の時期と言われている。「統合と拡大」のうち、「拡大」とは、研究テーマ、研究手法 (Biel, Engberg, Martín Ruano, & Sosoni, 2019, p. 2) がともに多様化しつつあることを指す。その一方で、LTS の各研究者は、法理論と比較法学の分析を LTS に取り込む必要があるという共通認識を持っている (Prieto Ramos, 2015)。つまり、このような共通認識が、多様化する研究を「統合する」役目を果たしている。2012 年にジュネーブ大学の翻訳・通訳学部に LTS の研究所 Transius (Centre for Institutional and Legal Translation Studies) が、LTS の第一人者であるプリエト＝ラモス (Fernando Prieto Ramos) を所長として発足したのもこの潮流の中に位置づけられるだろう。Transius は数年に一度国際会議を主宰している。直近の 2018 年の会議は世界各国から 300 名以上が参加し、欧米諸国からのみならず、アジアでは中国と香港からの発表があった (Transius, 2018b)。次回の Transius 2021 は 2020 年 2 月に開催通知が発表されたが、同年 9 月新型コロナウイルス蔓延防止のため延期され、2022 年夏の開催が予定されている。

LTS のこうした多分岐化の流れに反し、憲法を題材とした翻訳研究は少ない。憲法の翻訳の研究は、憲法に用いられる用語の翻訳に関する研究と憲法の条文まで含めた翻訳に関する研究に分かれる。このうち、本研究により近い後者については、先行

研究として González Núñez (2012) および Hook and Iglesias-Rogers (2017a) がある。

González Núñez (2012) は、合衆国憲法を模範となる憲法として自国語、ここではスペイン語に翻訳した事例を扱っている点で本研究と関心を共有する。異なるのはこの事例の時代背景である。19 世紀初頭、ラテンアメリカの革命家たちは、これから設立しようとする自分たちの国家の模範として合衆国憲法を仰いだ。これを受けて、ラテンアメリカの翻訳者たちが、合衆国憲法を自ら進んでスペイン語に翻訳したのであった。ゴンザレス＝ヌニェス (Gabriel González Núñez) はこの事例で ST の果たす目的、つまり専門的にはスコポスと TT のスコポスが異なることに着目した。スコポスとは、「目的」を意味するギリシャ語であり、また、スコポス理論とは、TT は TT の文脈において果たすべきとされる機能 (スコポス) によって決定されると説明する理論である。ゴンザレス＝ヌニェスはフェアメーア (Hans Josef Vermeer) の提唱した機能主義に基づくスコポス理論 (Reiss & Vermeer, 2013[1984])<sup>2</sup> を主たる理論的根拠として用い、ST と TT のスコポスの違いが ST と TT のテキスト上の違いとなって表出するという仮説を立てた。この仮説を合衆国憲法のテキストと 2 名の翻訳者による 2 つの TT の 3 者間の比較分析により検証した。その結果、ゴンザレス＝ヌニェスは、この仮説を支持する傾向がみられると結論づけた。観察された違いの一つとして文体を挙げている。ST は法律の文体を用い、洗練された文書であるが、TT はスペイン語の法律の文体として適切さに欠けるところがあり、さらに、法律の文書としては、英語に影響された構文や用語上の問題がみられたという。しかも、翻訳者はこれらの問題点を認識しつつも放置した。TT は ST と違い、法的拘束力を持たない読むための文書と考えたからである。

次の Hook and Iglesias-Rogers (2017a) は戦争、革命、疫病といった混乱の時代における翻訳をテーマとし、事例研究を収録したものである。同書には憲法の翻訳を扱った論考が 2 件ある。

1 つめの Dippel (2017) は、「憲法は翻訳できるのか」という問いを設定し、実際の訳文にあたってこのことを確かめようとした。事例として、1814 年から 1836 年の間に出版されたスペイン 1812 年憲法のドイツ語訳 11 点のうち、非公式訳 4 点を取り上げ、比較検討した。これらの非公式訳は、19 世紀初めにドイツの憲法をめぐる

---

<sup>2</sup> スコポス理論の詳細は 3.4.1 に後述する。

状況からスペイン 1812 年憲法に対する関心がドイツにおいて高まり、次いでドイツ語への翻訳熱も高まった結果、生まれた翻訳である。それは 1815 年ウィーン会議で 35 の君主国と 4 自由都市の計 39 の邦国から成るドイツ連邦が成立した後の時期であった。ウィーン体制の下でドイツ連邦には自由主義やナショナリズムの機運が生まれ、憲法制定を求める声が高まったのであった。Dippel (2017) は、このような背景の下で出版された 4 点の非公式の TT は、それぞれ政治的見解が異なり、保守的なものから革新的なものまでであることを示した。このことから、憲法のような「政治・法的文書」の TT は「翻訳者個人の偏見、考え、理解」(p. 34) に左右されると分析し、TT と ST は等価ではありえないとした。最初に設定した「憲法は翻訳できるのか」という問いについては直接答えを提示せず、すべての言語を習得することは不可能であるから憲法の翻訳は必要であり、今後も憲法は翻訳され続けるだろうと論じた。

一方、Posada-Carbó (2017) は、翻訳が危機を扇動したことがかつてあったかという問いを設定し、ヌエバグラナダの法律家デ＝ポンボ (Miguel de Pombo) による合衆国憲法のスペイン語訳を例に考察した。Posada-Carbó (2017) は Dippel (2017) とはアプローチが異なり、訳文ではなく翻訳に付随するパラテキストのみを論拠としている。すなわち、この翻訳が行われた時期のニューグラナダの政治・社会的状況とデ＝ポンボの経歴などを元にデ＝ポンボ訳は連邦主義に対抗する「革命的な武器」であったと論じた。

憲法の翻訳をテーマとした研究は、翻訳研究以外の別の学問領域においても行われている。一つは法学である。例えば、第 1 章で言及した Mulligan, Douma, Lind, and Quinn (2016) は法学の学術誌に発表された。同研究は、合衆国憲法制定当時のドイツ語訳、オランダ語訳、英語原典の三点について主要な条文を取り上げ、それらに使われている表現を当時の辞書の語義や判例に基づき、比較検討したものである。憲法制定当時を研究対象としているため、制定当時に起草者が行った解釈に基づいて合衆国憲法を解釈すべきとする原意主義 (originalism) (Brest, 1980) の重要な資料として合衆国憲法学において注目されている。ただし、その場合、現在のドイツ語とオランダ語がその当時のドイツ語とオランダ語から変化していないことが暗黙の前提となっている。

2 つめが言語学である。代表例として英語を専門とする言語学者キョウコ・イノウ

エ (Kyoko Inoue) による日本国憲法の英語訳の研究がある (Inoue, 1991)。Inoue (1991) は、日本国憲法正文とその公式英語版における構文と語彙の比較に留まらず、日本版と英語版それぞれの社会文化的な意味合いまで踏み込んで考察した研究である。日本語版の日本国憲法と英語版の日本国憲法の間には発語内の力 (illocutionary force) に違いがあるという仮説に基づき、モダリティ (pp. 82-95) と態 (受動・能動) (pp. 95-103) を取り上げ、日本語版と英語版との相違を言語学的に分析した。イノウエの見解では、日本国憲法の起草者が英語草案の日本語訳に推敲を重ねた結果、生じたのが日本国憲法正文である。イノウエは英語版で意図した意味がこの推敲の過程で変えられたと解釈した。そして、英語草案の主要な条文と対応する日本語正文のイノウエ自身による英訳 (参照訳) とを比較してこのことを論証している。この総括として、イノウエは人々の権利に着目し、日本語版では人々と政府が共同で人々の基本的権利を保障することを言明している一方、英語版では個人の権利が政府権力に優先して尊重されていると結論づけた。つまり、日本語版は英語版の翻訳ではなかったことを実際の条文にあたって明らかにした。同書の反響は大きく、言語学をはじめとし、法学、外交問題、日本研究、人類学、アメリカ史、外交史に至るまで様々な分野の研究者が書評を発表した (e.g., Iriye, 1992; Maki, 1992 ; 長尾, 1994 ; Ramseyer, 1990 ; 田中, 1991b)。

同研究の第一の限界は、日本国憲法正文は GHQ が起草した英語草案の翻訳であるとする解釈 (cf. 佐藤・佐藤, 1994b, pp. 1011-1014 ; 佐藤, 1999, pp. 189-200) に立つ点にある。第二に、同研究は自身による日本語正文の英訳を参照訳としており、参照訳の妥当性の根拠が明確でない。これは、トゥーリーが導入した「適切 (adequate)」な翻訳による翻訳記述モデルを Hermans (1999, p. 55-57) が批判したのと同じ論理である。つまり、この参照訳は、分析者による翻訳という操作を必要とし、分析者の主観的な解釈が不可避的に入っている。

ただし、前者の限界はイノウエが研究を行った時代の制約ともいえる。日本国憲法の制定過程については今なお不明点が残るものの、1991 年と比較すれば現在は史料状況が改善してきている。1946 年の「帝国憲法改正案委員小委員会」の議事録が公開されたのは 1995 年のことであり (「憲法秘密会議事録公開」, 1995)、イノウエが研究を行っていた時期は史料が絶対的に不足していたのである。後者の限界は、イノウエが翻訳研究の研究者ではなく、翻訳研究の視点が欠けていたことによると考え

られる。

### 2.1.3 日本の翻訳研究における法令・法務翻訳

次に、英語の **legal translation** に相当する日本語を考える。**legal translation** には定訳はなく、法務翻訳、法令翻訳、法律翻訳、リーガル翻訳などの表現がみられる。これらのうち、法務翻訳は契約書やビジネス法務の翻訳が高い需要を占める。また、法令は法律以外に法律以外の命令 (e.g., 政省令や条例・規則) を含む概念である。

これらの日本語と英語の用語には、実務と研究の面でも違いがある。法令翻訳、法務翻訳、法律翻訳、リーガル翻訳は、学術情報データベース CiNii の検索結果によれば、専ら実務を意味するのに対し、**legal translation** は既存文献から判断すると、実務の **legal translation** を指すだけでなく、主として法学者と言語学者との間で研究分野としても認識されていると考えられる (cf. Biel, Engberg, Martín Ruano, & Sosoni, 2019)。つまり、英語でなされている研究動向とは異なり、英語の **legal translation** に相当する分野は日本ではまだ研究領域として確立していないと考えられる。

日本において、法律関係の翻訳は法言語学、比較法学、情報学などの分野で研究されている。法言語学および比較法学の全体の研究動向については、他の文献、例えば、法言語学については橋内・堀田 (2012)、比較法学については貝瀬 (2019) に譲るとし、このうち憲法の翻訳を対象とした研究論文または著書は、筆者の文献検索による限り、次に示す若干の例外を除いて検出されなかった。

例外の第一に、先に取り上げた Inoue (1991) の邦訳 (1994) がある。日本国憲法の研究者の第一人者である古関彰一が比較文化専攻の五十嵐雅子と共訳し、解説を担当したものである。最終的にイノウエ自身が言語学の観点から監訳した (古関, 1994, p. 429)。日本語に翻訳されたことで、日本の法学者にも読まれることになった。米国において一定の評価を受けた同書は、日本においてもその斬新な切り口が評価された。書評を行った法学者の長尾龍一は法的視点から見て、第二次世界大「戦中・戦後の米国対日政策の構造についての理解が [Inoue (1991) には] 不十分」(長尾, 1994, [角括弧内は引用者による補足]) といった欠点を挙げながらも、同書は法学の非専門家による研究書として、法学上の欠点を凌駕するものだとした。特に、帝国議会の審議内容を詳細に分析したことに長尾も古関も同書の意義を見出している。

例外の第二に、英米文学の「翻訳家」として知られる飛田茂雄の研究 (1998a, 1998b,

1998c) がある。同研究は規定的研究の典型に位置づけられる。飛田は、1949年から1994年の間に刊行された合衆国憲法の日本語訳 10 点をプロの翻訳者の立場から逐条的に論評した『アメリカ合衆国憲法を英文で読む—国民の権利はどう守られてきたか』を1998年に新書に著した(1998a)。特に修正 (cf. Robinson, 1998) を要する箇所について、妥当でない根拠を提示し、試訳を添えて詳説している。飛田(1998a)は条文ごとの逐条解説であるが、飛田(1998b)は飛田(1998a)で指摘した翻訳上の問題を要因別に日本語・英語の文法知識の欠如、背景知識の不足、不適切な訳語の3つに整理し、各問題について検討したものである。このうち、3つめの不適切な訳語については、その根本原因を次のように解釈した。10点の翻訳者は、自己を前面に出さないよう細心の注意を払った。なかでも、米国最高裁判所が明示的な定義を与えていない重要表現については特に注意した (p. 1)。このように翻訳者は己の解釈を出すまいと曖昧な解釈のまま日本語に置き換えたために、意味のとりづらい日本語あるいは不適切な日本語となり、その結果、一般読者の理解を妨げた (p. 1) とした。一方、飛田(1998a, p. 9) では、合衆国憲法の翻訳者は合衆国憲法の重要語句を抽象的な無難な日本語に置き換えたため、法律の非専門家にとって理解しがたくなったとしているが、これが誤りの原因とは述べていない。控えめな主張となったのは、飛田(1998a)が広く一般に向けた著書であることの配慮からも知れない。

飛田(1998a)は、合衆国憲法の原文に即して、明解な日本語訳を法律の非専門家である一般読者に提供し、究極的には、米国の政治、社会ならびに日本国憲法の理解に寄与することをその目的としており、この目的自体は飛田(1998a)において達成されている。その証拠に、飛田(1998a)は全国紙の書評でも高く評価された(橋本, 1998)。しかし、翻訳研究や歴史学の観点では、飛田(1998a, 1998b)は分析に限界がある。

その限界とは、訳者の立場や翻訳がなされた時代背景を考慮せずに、現在の尺度で訳文を検討している点にある。飛田が受け入れがたいと感じる訳文であっても、翻訳者は自ら行う翻訳の質に妥協してはならないとする翻訳者の倫理 (cf. Gouadec, 2007, p. 243) からすると、多くの場合、それぞれの置かれた状況下ではそれが可能な範囲での最善の訳であったと考えられる (Cheetham, 2016, p. 241)。特にインターネットの出現前は、現代と比べ、一般に流通する情報量が少なく、辞書も充実していなかった (cf. 田口, 2007)。だが、こうした限界も飛田が学問としての翻訳研究の立場に立

っていないことにより説明できる。

一方、「米国憲法の翻訳は可能か」という問いを設定した飛田 (1998c) は、翻訳は可能か否か以前に不可避であるという結論に達した。この結論は比較法学の分野でなされている議論に通じる。例えば、Hendry (2014, p. 99) は、法令・法務翻訳 (legal translation) の課題は、翻訳が可能か否かを問うことではなく、翻訳が必要不可欠であるという制約を考慮しつつ、翻訳をどのように満足な形で運用していくかにあるとした。同様に、Glanert (2014c) は、原文の独自性に価値を置く「疎外的な翻訳方略」を用いることにより、比較法学者は不可能を可能にしなければならないと主張した (p. 10)。

憲法の翻訳をテーマとした研究は、この他には永松 鶴喜による「憲法第9条の翻訳論的考察」(1993)がある。これは、先のInoue (1991)と同様、日本国憲法の英語版と日本語正文を第9条に限定して比較した論考である。永松は、イノウエと同様の結論を導き、英語版と日本語正文両者の間には内容的に相違があることを示し、その原因を探った。

## 2.2 再翻訳

繰り返し翻訳する行為 (プロセス) および繰り返し翻訳されたもの (成果物、プロダクト) は、翻訳研究においては「再翻訳」の研究領域に属する。本節では再翻訳の定義と再翻訳研究の流れを概観する。

### 2.2.1 翻訳研究における再翻訳の定義

ここでは、翻訳研究における再翻訳の定義を整理する。英語文献では再翻訳の定義として、Koskinen and Paloposki (2010) と Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) の2つがある。一方、日本語文献では再翻訳の定義として、これらの2つを日本語に翻訳した定義 (南條恵津子・訳、伊原紀子・田辺希久子・訳) が採用され、Koskinen and Paloposki (2010) による定義と Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) の定義を踏襲している。そこで、以降、これらの英語文献の定義に踏み込んで検討する。

検討の第一歩として、これらの定義をプロダクト (product) / プロセス (process) 別に分解した (表 2-1)。なお、本研究ではこのうち、「プロダクト」を「成果物」と称することもある。日本語訳は、原典の趣旨がもれなく反映されていると判断できる

場合、南條恵津子訳、伊原紀子・田辺希久子訳を示したが、それ以外は筆者の訳を使用している。

表 2-1:再翻訳の定義

	<b>Koskinen and Paloposki (2010, p. 294)</b>	<b>Tahir Gürçağlar (2009, p. 233; 2020a, p. 484)</b>
<b>プロセス</b>	「通常は一定の期間において生じる現象であるといえるが、実際には同時並行あるいはそれに近い形で行われる翻訳もあ」(る) コスキネン・パロポスキ, 出版年不明	「すでに翻訳されている作品を同じ言語に翻訳する行為」  ベイカー・サルダーニャ, 2013, p. 187
<b>プロダクト、成果物</b>	「ある一つの ST を初回の訳と同じ TL で翻訳した結果としての TT」 <sup>3</sup>	「すでに翻訳されている作品を同じ言語に翻訳する行為」の「結果であるテキスト自体」 ベイカー・サルダーニャ, 2013, p. 187

Koskinen and Paloposki (2010) も Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) も行為と成果物の二軸で定義している。しかし、両者はいくつかの点で異なる。第一に、Koskinen and Paloposki (2010) はプロセスを現象として見ているが、Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) は現象としては見ず、行為者の行為に着目している。第二に、Koskinen and Paloposki (2010) は初回の訳が判明していることが前提となっているが、Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) はこれを前提としない。ここで注意すべきは、何を初回の訳とするかである。文献データが今日ほど整備されていなかった時期には、翻訳者あるいは出版社は既

<sup>3</sup> 南條訳は「ある起点テキスト (ST) から一つの目標言語 (TL) に翻訳されたもので、再度同じ TL で出された翻訳」であるが、この訳では、原典の *second or later translation* (2回目以降の翻訳) の *second or later* (2回目以降) の意味が十分には伝わらないと考えられる。



訳の存在を知らずに翻訳したことがありえた (Koskinen & Paloposki, 2019, p. 34; Tahir Gürçağlar, 2020a, p. 487)。現代でも出版社と翻訳者が既訳の存在を知らずに翻訳するケース (原田, 2017) がある。したがって、再翻訳は、現在の読者から見た場合の分類区分に過ぎない。第三に、Koskinen and Paloposki (2010) はプロセスの側面を、既訳からの時間差によって2つに細分類している点でも Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) と異なる。一つは既訳から「一定の期間をおい」たものであり、もう一つは「同時並行あるいはそれに近い形で行われる」ものである。Pym (1998) は再翻訳自体の定義はしていないが、再翻訳を同様に二分しており、それぞれ「消極的再翻訳」(pp. 82-83) と「積極的再翻訳」(pp. 82-83) と称している。「消極的再翻訳」とは異なる市場を対象に同時に行われる再翻訳であり、「積極的再翻訳」とは対象読者が競合する再翻訳である。この後者の「積極的再翻訳」は、その語義に含まれる「競合」の「競」の字を共有する日本語の「競訳」に近い用語と考えられる。

次にこれらの3点を本事例研究との関係を述べる。第一の点については、本研究の対象が属する法令・法務翻訳にはプロセス(process)、成果物(product)、主体(agent)の3側面がある (Prieto Ramos, 2014, p. 261)。また、後述する再翻訳研究の流れ(2.2.5)からしても、もはや翻訳を論じるには主体としての翻訳者の考察が不可欠である。このようなことから、翻訳者の行為を視角の一つに入れている Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) の定義が適している。第二の点から見ても Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) の定義が本研究に適切である。すでに述べたように「初回の訳」という概念に弱点があると考えからである。最後の点については、合衆国憲法の日本語訳の場合、時代によって、同時期に複数の日本語訳が出たこともあれば、一定の時期をおいて次の翻訳が発表されたこともあった。したがって、次の翻訳との時間間隔を置くことを前提としない Tahir Gürçağlar (2009, 2020a) の定義を採用する。

また、さらに用語の指示内容について、「作品」(原語は work) は、『日本国語大辞典』(2001) によれば「絵画や彫刻、詩歌や小説などの芸術上の製作物」(第5巻, p. 1440) を指すことが多く、本例のような法令・法務文書や技術文書を含意しないと考えられる。したがって、本例を再翻訳の事例として扱うには、「テキスト」のような、これらを含み得る別の語に置き換える必要があるであろう。

以上をまとめ、本研究では再翻訳の定義を「すでに翻訳されているテキストを同じ言語に翻訳する行為およびその行為の結果、生み出されたテキスト」とする。

## 2.2.2 自然言語処理（NLP）における再翻訳

「再翻訳」は自然言語処理（NLP）の一分野である機械翻訳においても鍵概念であるが、翻訳研究における再翻訳とは異なり、NLPにおける再翻訳は英語でいう **back translation** を指し、折り返し翻訳あるいは逆翻訳の意味で用いられる。この場合、折り返し翻訳あるいは逆翻訳を行う主体は人間であるが、機械による翻訳の結果を折り返し翻訳あるいは逆翻訳するのであって、人間による翻訳を折り返し翻訳あるいは逆翻訳するのではない。

機械翻訳は翻訳研究の一テーマであること、機械翻訳の普及した2020年現在では、法令翻訳<sup>4</sup>に機械翻訳を使用することもありえることから（法務省，2019）、本研究で用いる再翻訳の定義は、翻訳を行う主体を人間に限定する要件を追加し、「すでに人間によって翻訳されているテキストを同じ言語に翻訳する人間の行為およびその行為の結果、生み出されたテキスト」とする。

## 2.2.3 再翻訳の理論

再翻訳の理論的基盤はベルマン（Antoine Berman）が提唱した「翻訳は不完全であり再翻訳を通してのみ完成訳に到達できる」という主張（1990, p. 1）に端を発する。ベルマンはゲーテの翻訳論を引用するなど、ドイツ ロマン主義の系譜に立ってこの主張を行ったのであるが、同主張は英語圏では **Retranslation Hypothesis**（RH：再翻訳仮説）として知られるようになり<sup>5</sup>、その是非を検証する研究が行われてきた。文学研究と翻訳研究の橋渡しを試みたブラウンリー（Siobhan Brownlie）は、さらに論を進め、再翻訳に関する理論的な議論を「再翻訳理論」（**Retranslation Theory**）と称した（Brownlie, 2006）。「再翻訳理論」という用語は翻訳研究の研究者の間ではほとんど使われていなかった。しかし、2010年代後半から「再翻訳理論」をキーワードとする論考も発表されるようになってきている<sup>6</sup>。2021時点ではなお再翻訳仮説という用語が使われることが多いが、この「再翻訳理論」をブラウンリーは人文科学から自

---

<sup>4</sup> ここでは、特に法令の翻訳という意味で「法令・法務翻訳」と区別して、「法令翻訳」としている。

<sup>5</sup> 命名者は定かでないが、最も古くは Chesterman（2000）に現れる。

<sup>6</sup> ジョン・ベンジャミンズ社の電子プラットフォーム（John Benjamins e-Platform）における筆者の検索結果に基づく。

然科学へのパラダイム転換と捉えた (Brownlie, 2006, p. 148)。こうして、ベルマンの哲学的な見解は、データにより科学的に検証すべき仮説と化した (Brownlie, 2006, p. 148)。一方、チェスタマン (Andrew Chesterman) は RH を「ST と TL を同じくする後発の翻訳 (TT) は ST により近くなる傾向がある」と定式化した (2000, p. 23)。仮説が正しいことが証明できれば、それは翻訳に共通する法則 (laws) と見ることもできる。トゥーリーが提唱した記述的翻訳研究 (DTS) の目標の一つは、翻訳における法則を見出し、翻訳の過程で機能する規範を「再構築」(Munday, 2016, p. 194) することであった。法則と翻訳の普遍的特性 (Universals) との結びつきを発展させたチェスタマンは再翻訳仮説をすべての ST に普遍的にみられる特性 (translation universals) の 1 つであるとし、ST の冒頭の S と普遍的特性を意味する Universals を合わせて S-Universals、すなわち、原文由来の翻訳の普遍的特性と称した (Chesterman, 2004, p. 8)。ただし、仮説を支持する証拠と仮説に反する証拠の両方が存在し、最終的にそのいずれかになるかは「近さ」の測定方法によって変わる部分が多い (Chesterman, 2000, p. 23) と注釈している。特に日本語と英語のように語族が異なる言語の場合、どのように近さを測定するのか、人々が日常的に用いる「翻訳調」という用語は、もともと TT の言語で書かれたテキストと比べて TTの方が ST の言語に近いことを感覚的に述べたものであると考えられるが、これを妥当な規則に還元できるのかについて疑問もたれる。翻訳調に関して統一見解はなく、例えば、石黒 (2007, pp. 46-64) は、「翻訳調」の特徴として「無機質な感じ」「連体修飾表現」「英語の翻訳を想起させるような表現選択」の 3 つを挙げる。一方、大岡 (2017, p. 15) は、人称代名詞・無生物主語、関係代名詞、比較級、動詞進行形、受動態・使役を挙げる。その他、「近さ」の測定以外に、翻訳文書がどのジャンル (Gambier, 2013) に属するか、SL と TL が何かによっても結果は異なる (Van Poucke, 2019)。こうしてみると、RH を原文由来の翻訳の普遍的特性 (S-Universal) に設定すること自体に意義を見出すことは難しい。

もう一点指摘すべきことは、ベルマン本人ではなく他の研究者から再翻訳仮説と称されたベルマンの主張は、ベルマンが意図しない方向に発展した可能性がある点である。ベルマンは本論考の発表後 1 年で死去したため、弁護の余地もなかったのだが、意図しない方向で発展したと解する根拠はベルマンの著書に見出すことができる。ベルマンの翻訳論は、翻訳を原文志向か訳文志向かで分ける二分論を越えて、

翻訳は新しい言語を生み出す行為と見ていた。ベルマンは「翻訳は等価物の探究ではなく、両言語の類縁性に向かう運動であり、「この類縁性を想定するのではなく生み出す」（2013, p. 60, [強調原文]）という。また、再翻訳については、以下のよう

[中略]だが、20世紀の再翻訳はより特殊な歴史的・文化的意義を帯びている。読む者を揺さぶる力や、読まれるべく呼びかける力を脅かされるに至った作品群が再び鑑賞され得るよう道を拓くという意義だ」（2008, p. 371, [強調原文]）。そして、テキストの解釈作業に原典（すなわち、本研究でいう ST）自体の再翻訳が不可欠だとしている。原典の読み直しには、われわれを原典に近づける翻訳と原典の「言葉に耳を傾け」ようとする翻訳が不可欠だとも言っている（2008, pp. 371-372）。TT がどの程度 ST に近くなるかを問題とする再翻訳仮説は、換言すると TT が ST の等価となることを目指すことを含意し、ベルマンの「翻訳は等価物の探究ではない」という翻訳観と相いれない。このように、「後発の翻訳（TT）は ST により近くなる」とするとして翻訳に法則性を求めることはベルマンの考えに反すると思われる。

#### 2.2.4 再翻訳研究の対象

再翻訳研究は 1990 年代から本格的に取り組みられるようになった。以下、今日までの流れを研究対象、研究目的、研究手法別に検討する。

再翻訳研究の対象は文学・聖典・正典が主流を占める（Brownlie, 2006, p. 145）。この研究対象の偏りは、これ以外の分野では、原文が同じであれば「適切な」翻訳は一つと考える傾向がみられるためである。科学技術系（自然科学）の翻訳では、コスト削減のために、こうした一文一翻訳を前提とした翻訳メモリが使用されている。一文一翻訳であれば、同じ原文に対し複数の訳文を提示する必要はない（cf. 瀬上, 2018, p. 9）。翻訳すべき文書は無数にある状況で、複数の訳文を提供するために時間と労力を費やすのは無駄となる。Xu（2003）は自然科学の文書の再翻訳を厳格に制限すべき（p. 195）と極言する。複数訳の契機となる再翻訳は一文一翻訳の考え方に反する（Koskinen & Paloposki, 2003; Xu, 2003）からである。社会科学の翻訳においても、例えば法令文書において一部翻訳メモリが導入され（Cao, 2007, pp. 159-160 ; 外山, 2015）、一文一翻訳の考え方がみられる。

以上の理由から、再翻訳の研究は文学において意義があることが暗黙の了解であ

り、今なお文学が研究対象の中心である。実際、retranslation をキーワードに指定しベンジャミンズ・トランスレーションスタディーズ・ビブリオグラフィー (BTSB : Benjamin Translation Studies Bibliography) を検索し、検出された 91 文献を分類した結果、2020 年 7 月時点でジャンルを特定した 62 文献 (87.4%) のうち、74.7%が文学であった。最上位以下は順に聖典 (9.6%)、古典 (6.0%)、ノンフィクション (4.8%)、マルチモーダル<sup>7</sup>、児童書であった。このうちノンフィクションは 4 点あり、内訳は政治論 (2 件)、歴史書 (1 件)、哲学書 (1 件) である。文献種別には、書籍 10 冊、うち単著は 6 点あり、5 点 (Deane-Cox, 2014; Lathey, 2015; Minutella, 2013; O'Driscoll, 2011; Tahir Gürçağlar, 2008) は文学、1 点 (Robinson, 1996) は聖典を題材とする。また、BTSB に未収録だが、この他の単著として児童文学の再翻訳を扱った Pokorn (2012)、さらに、スペインの詩人、劇作家ロルカの作品の再翻訳を論じた Walsh (2020) がある。本研究のジャンルである法律は皆無であり、再翻訳の研究対象外となっている。法律、特に憲法はその言語内でもすでに多様な解釈があるという LTS では自明のことが再翻訳研究ではあまり注目されていないということだ。解釈の違いの他、用途によっても翻訳は変わる。例えば、法令・法務文書の一例である契約書には 3 つの用途があるとされる (法的拘束力を持つ契約書、法的拘束力を持たない契約書、証拠文書)。目標テキスト (TT) が TT の文化において、契約書として法的拘束力を持つ場合、持たない場合、法廷での証拠文書として用いる場合である。法的拘束力を持つ場合は目標文化の側の文章規範 (textual norms) に則った翻訳になるであろうし、持たない場合は ST の形式を重んじた翻訳になるであろう。また、法廷での証拠文書として用いる場合は ST の一字一句を TT に反映する翻訳となる (Pym, 2014, p. 45)。これは日本では「原文が透けて見える」(例えば、中野, 1974, p. 58 ; 新日本聖書刊行会, 出版年不明など) ような訳と表現される翻訳に相当すると考えられる。

### 2.2.5 再翻訳研究の目的

翻訳通訳研究の国際ジャーナルである *Target* の特集号「再翻訳におけるヴォイス (Voice in retranslation)」(Alvstad & Assis Rosa, 2015) は、再翻訳研究を整理する枠組みとして、5W1H を提示した。このうち、最も多いのが why に相当する再翻訳の動

---

<sup>7</sup> 元の書き言葉を歌や TV 番組などにする記号間翻訳 (intersemiotic translation) を指すものとしてマルチモーダル翻訳という分類を設けた。

機・理由である。複数ある動機・理由のうち最も多く研究されてきたのは再翻訳仮説 (RH) でいう「既訳よりも原文に近い翻訳」の追求である。この動機をテーマとした先行研究は、原文への近さを測るための基準を設定し、基準の合致度を分析した。その結果、通時的に見てその値が増加していれば RH の正しさを証明できるとした。個々の研究の違いは、近さを測定する基準の設け方と基準の合致度の測り方にある。結論は、仮説の支持・否定の両方あるが、2010 年代に入り RH は再翻訳の現象を過度に単純化している (O'Driscoll, 2011, p. 251) という見解が大勢を占めるようになった。

例えば、RH の研究で高い評価を受けている研究に Deane-Cox (2014) がある。同研究は近さを言語と文化の 2 側面から測る指標を考案した。言語については選択体系機能言語学を、文化についてはモナ・ベイカー (Mona Baker) のナラティブ理論 (Baker, 2006) に依拠することで指標を実現した。提案した指標を二つの文学作品に適用すると同時に、二つの作品のパラテキストから読み取れる社会文化的要因をも検討することで再翻訳仮説を反証した。RH の研究は定性的研究が中心であるが、2010 年代に入り統計手法を駆使した定量的な研究 (例えば、Pagano, Figueredo, & Lukin, 2016; Widman, 2019) もみられるようになった。

研究の着眼点として「原文に近い翻訳の追求」の次に多いのが文法・文体、翻訳手法などにおける既訳の古さである (Van Poucke, 2017)。その他、表 2-2 に挙げる動機を翻訳研究の研究者が指摘している。取り上げる動機は様々だが、各研究とも複数の動機を検討している点で共通している。

表 2-2 再翻訳の動機（「原文に近い翻訳の追求」と「既訳の古さ」を除く）

テキストに起因する動機	テキスト外の要因による動機
<p><b><u>ST</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-新版の出版、新解釈の出現</li> <li>-検閲による ST の一部削除</li> </ul> <p><b><u>TT</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-既訳の不備（重訳のみ存在する場合を含む）</li> </ul>	<p><b><u>ST の文化</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-ST の著者の地位の変化</li> <li>-イデオロギーの変化</li> </ul> <p><b><u>TT の文化</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-スコポスの変化               <ul style="list-style-type: none"> <li>読者の変更（一般から児童など）</li> <li>媒体の変化（映画化など）</li> </ul> </li> <li>-ST の著者、既訳の翻訳者の地位変化</li> <li>-ST、ST の文化、ST の著者、既訳の翻訳者に関する資料の追加、新資料の発見</li> <li>-ST の位置づけの変化</li> <li>-ST の文化と TT の文化の関係、二国間関係</li> <li>-既訳の存在の知識の欠如</li> <li>-著作権の消滅</li> </ul> <p><b><u>主体（翻訳者、編集者、出版社、クライアント、検閲者など）</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-既訳を超えたいという翻訳者の意欲（Venuti, 2004/2013, p. 100）</li> <li>-商業的・経済的動機</li> <li>-イデオロギー的・政治的動機</li> </ul>

Van Poucke (2017, pp. 94-95; 2019)、Tahir Gürçağlar (2020a) を元に作成

2010 年代頃から、言外に「再翻訳による訳質の向上」を示唆する「原文に近い翻訳の追求」を前提としない研究者が増え始めた (Fitz, 2018; Massardier-Kenney, 2015, p. 73)。「原文に近い翻訳の追求」という前提は、社会は科学技術の発展により連続的に進歩するという「直線的に進む歴史観」(Hunt, 2018, p. 93 ; 吉見, 2017, p. 271) に基づくが、それに疑問を呈する者が現れたことがこの増加の理由と考えられる。ヴェ

ヌティ (Lawrence Venuti) は早くも 2004 年に、再翻訳とは、ST とその既訳との関係において、価値を創造することであり、すべての再翻訳は翻訳者による新しい解釈であると論じた。また、Nouss (2014) は「翻訳は決定的ではありえない。なぜなら、どのような訳文にするかの決断は、翻訳者が認識し、解釈しなければならない [刻々と変化する] 歴史的状況に左右されるからである」(p. 24, [角括弧内は引用者による補足]) と述べた。

また、翻訳研究全体を見渡せば、翻訳研究は形式主義的な段階から転じて、翻訳はある政治的・文化的文脈の下で行われるという前提に立って翻訳を理解する段階に入ったとバスネット・ルフェーヴル (Susan Bassnett & André Lefevere) が 1990 年に明言している (Bassnett, 1998 による)。バスネットによれば、かつて、翻訳に関して問われることといえば「翻訳はどのようにして教えることができるか」と「翻訳はどのようにして研究できるか」の 2 つであった (Bassnett, 1998, p. 123)。逆にいえば、翻訳という行為そのものを追究するということが主流ではなかったであろう。しかし、1990 年となって翻訳に関する問いの質が向上したというのである (1998, p. 123)。この転換は「翻訳研究における『文化的転回』」と称され、翻訳研究に一定の影響があった (Hermans, 1999, p. 15)。この文化的転回のパラダイムでは力関係 (power relations) がキー概念となる。翻訳とは、様々な制約、換言すると力関係の下でテキストに意味を付与する「操作」であると捉えるからである (Bassnett, 1998)。Bassnett (1998, p. 135) は、RT や再翻訳といった用語は用いていないが、すでに 1998 年に再翻訳現象に言及していた。つまり、繰り返し翻訳されてきたテキストを相互に比較すると、普遍的に偉大な翻訳の存在は誤謬であることは明らかだとした。いわば普遍主義に反旗を翻したのである。

こうして再翻訳研究は翻訳者、編集者その他関係主体の関係や翻訳が行われた社会的・文化的背景に焦点が置かれるようになった。その表れが 2013 年に始まった「文脈内の再翻訳 (Retranslation in Context)」と称する国際会議の隔年開催である。こうした考えに基づく編著書も 3 冊出版され (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019c; Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019d; Cadera & Walsh, 2017)、さらには論文誌の特集号が発行されており、「再翻訳をめぐるディスコース」と「マルチモーダルと再翻訳」をそれぞれテーマに掲げている (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2020; Tahir Gürçağlar, 2020b)。編著書 3 冊のうち、「第四回文脈内の再翻訳国際会議」(Retranslation in Context



IV) の主催者により編纂された Cadera and Walsh (2017) では社会的・文化的背景への考慮の重要性を次のように表現している。従来の研究を通して確認できたことは、プロダクトとしての翻訳は翻訳行為がなされた時代の言語使用や価値観を反映することであった。それゆえ、翻訳の一形態である再翻訳の複雑な現象を読み解くためには、社会・文化・歴史的視点を分析視角に導入することが求められるのである (Cadera, 2017, p. 9)。言い換えれば、原文・訳文テキストのみの分析では真の意味の再翻訳現象の理解には到達し得ないということだ。

#### 2.2.6 再翻訳研究のリサーチ・デザインと研究手法

再翻訳研究のリサーチ・デザインは、通常、事例研究の形をとり、特定の社会において特定の文学作品などの ST の再翻訳の現象を扱うものが主である。再翻訳を演劇、剽窃、登場人物のヴォイスなど別のテーマと絡めて考察しており、こうした組み合わせにより独自性を打ち出している (e.g., Aaltonen, 2003; Şahin, Duman, & Gürses, 2015; Taivalkoski-Shilov, 2015)。また、研究手法は言説分析が中心である (e.g., Deane-Cox, 2014; O'Driscoll, 2011)。過去の翻訳を扱う性質上、分析対象の文書の翻訳者およびその関係者が存命でない場合が多く、インタビュー、エスノグラフィー、アンケート調査といった研究手法が実施困難なためである。さらに、分析手法は、伝統的には同じ原文に対する複数の訳文テキストを比較し、相違点および共通点を明らかにするもので、ミクロなテキストの視点に立っていた (e.g., Kujamäki, 2001)。しかし、訳文は孤立して存在しているのではなく、他のテキストと影響を及ぼし合うという意味で他との関係性の中にある。こうして間テキスト性 (Fairclough, 2003, pp. 39-41) の重要性が認識され、原文・訳文テキストの分析とパラテキストの分析を併用するというマクロのテキストの視点からの研究が漸増している (cf. Van Poucke & Sanz Gallego, 2019, p. 13)。もはや、このパラテキストの分析は再翻訳研究に不可欠となっている (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019a, p. 4; Schögler, 2018, p. 72)。

しかし、再翻訳研究のリサーチ・デザインは、事例研究の段階に留まっている。再翻訳の現象は、言語対に加え、原文が作成された文化や翻訳が行われた文化により異なるため、再翻訳そのものを論じるには、さらに事例研究を重ねる必要がある (Van Poucke, 2019) 一方で、個々の事例研究をつなぐ研究はなかった。この限界を察知した Koskinen and Paloposki (2019) は、再翻訳研究を前進させるには、事例研究の次の

段階に進むことが必要と指摘した。こうして、再翻訳研究の文献目録の蓄積が進められているフィンランド (Koskinen & Paloposki, 2019) とトルコ (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019d) において、複数の事例研究を統一の枠組みで分析する試みが始まり、これまでにいくつかの知見を得ている。

コスキネン・パロポスキ (Kaisa Koskinen & Outi Paloposki) の研究対象は文学に限定されているが、第一の知見は、再翻訳が一般に認識されているよりも頻繁に行われていたことである。しかし、事例研究はこの一般的な現象を際立てさせ、再翻訳は特殊な現象だという印象を学界にもたらした。このことは、逆に翻訳が行われたのは1回限りで、再度翻訳されなかったケースに目を向ける必要性を示唆するとコスキネン・パロポスキは指摘する。第二に、翻訳時期、ジャンル、原文の言語を横断した文献目録による調査は全体像をつかむ上では有益だが、再翻訳の十分な理解のためには、そのあと事例研究に戻る必要があると判明したことである。つまり、原文・訳文テキストの詳細分析と突き合わせ、得られた全体像が個別の事象に合致するものかを検証することが求められる。

次のベルク＝アルバハテン・ターヒル＝ギュルチャーラル (Özlem Berk Albachten & Şehnaz Tahir Gürçağlar) は、これまで再翻訳研究の対象外とされがちであった社会科学のテキスト (哲学、政治、法律の文書) の再翻訳にも焦点を当て、訳文テキストは既訳を補完するという動機が顕著であることを見出した (2019d, p. 4)。ベルク＝アルバハテン・ターヒル＝ギュルチャーラルのいう補完とは、原文テキストの旧解釈を排除するのではなく、旧解釈に加え、新解釈を提供することを意味する。あるいは、欠陥と認識されている点を是正して対象読者を広げ、訳文テキストの文化における原文テキストの存在を高めることをも意味する。

上記の特徴は個別の事例では具体的にどのように表出しているか。Berk Albachten and Tahir Gürçağlar (2019d) に収められている事例研究のうち、本研究と同じく法令翻訳に分類される欧州人権条約の再翻訳の研究 (Koçak Kurlmel, 2019) の場合、同条約の最初のトルコ語訳である公式訳が唯一トルコにおいて法的有効性を持つ。その後、同条約の「精神」(spirit) を反映した新しい解釈の非公式訳が多数出たが、それらは法的有効性を持たなかった。そのため、これらの非公式訳は公式訳を補完するという位置づけに留まった。Koçak Kurlmel (2019) はこのような非公式訳の補完の役割をテキストに依拠して明らかにした。そのアプローチとして、同条約のキーワードで

ある第5条の *detention* と *arrest* の2語について、公式訳と非公式訳がどのような訳出を行っているかを分析した。その結果、公式訳は、同条約にみられる概念上の曖昧さを排除することで、これらの2語を翻訳の過程で具体的な語に置き換えた。一方で、非公式訳は補完的で情報提供の役割 (Cao, 2007, pp. 10-11) を果たすに留まったとした。

### 2.2.7 日本の翻訳研究における再翻訳

日本の翻訳研究において再翻訳の研究は皆無といってよい。シェークスピアやトウェインの作品のように同じ原文が繰り返し翻訳される現象は珍しくない。しかし、再翻訳という概念が研究者の間で定着しておらず、たとえ、そのような現象について研究がなされていても、体系的な抽出が困難となっている。この点は、国レベルで再翻訳研究の文献目録を構築中のフィンランドにおいても指摘されている (Koskinen & Paloposki, 2019)。先の Berk Albachten and Tahir Gürçağlar (2019b) も再翻訳の概念の可変性 (*mutability, variability*) を指摘している。このようなことから、日本での再翻訳研究は再翻訳研究という位置づけのもとに、事例研究を重ねることが当面の課題であると考えられる。

次に説明するように、翻訳文化について日本と共通点が多いことから、フィンランドとトルコの先行研究は日本における再翻訳研究の参考になると思われる。第一に、扱う言語対である。これまで、再翻訳の研究対象は、英語文献を見る限り、インドヨーロッパ語族間の翻訳が多かった。しかし、フィンランド語もトルコ語も、日本語と同様に、インドヨーロッパ語族に属さない。語族が異なる言語同士の翻訳は、語族が同じ言語同士の翻訳よりも一般に難しいとされる (Dyvik, 1999)。

第二に、フィンランドもトルコも、日本と同様 (藤原, 2018 ; 芳賀, 2000 ; 宇佐美・中村, 2015)、自国語への翻訳が盛んな文化であることである。フィンランドの場合、長い間、スウェーデンの統治下にあった。そのため、フィンランドの文学作品は、フィンランドの人々によるスウェーデン語の文学が確固たる地位を占めていた。やがて、スウェーデン語で書かれた文学作品が次々とフィンランド語に翻訳され、これがフィンランド文学を形作ったのであった (Koskinen & Paloposki, 2019, p. 30)。一方、トルコは、Berk Albachten and Tahir Gürçağlar (2019c) の書名にあるように、数世紀にわたり「再翻訳の文化」であった。オスマントルコには19世紀末まで西洋的な「翻

訳」の概念は確立していなかったが、実質的には翻訳とみなされる活動が盛んになされた。オスマントルコの消滅後、21世紀に入っても、かつてのオスマントルコ時代とはまた異なるイデオロギー的、経済的、商業的動機から再翻訳がとみに盛んになった (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019a, p. 2)。

こうした翻訳文化の共通点から、日本の再翻訳研究はフィンランド、トルコの再翻訳研究において得られる知見を参照できると考えられる。

### 2.3 第2章まとめ

本章では、本研究の基盤となる課題、すなわち、合衆国憲法が日本語に繰り返し翻訳されてきた理由に関わる先行研究として、まず、憲法の翻訳という側面から法令・法務翻訳を、また、繰り返し翻訳するという側面から再翻訳を取り上げ、主要研究を概観した。それにより分かったことは、第一に、日本においては、法令・法務翻訳と再翻訳の研究が英語でなされている研究と比べて数が少なく研究領域として確立されていないことである。第二に、英語でなされる国際的な研究においては、欧米言語と非欧米言語間の憲法の翻訳を対象とした研究が法令・法務翻訳と再翻訳いずれにおいても少ないことである。第三に、LTSにおいて憲法の翻訳に関する研究では、事例研究が重視されていることである。

このうち、第一点目についてさらに詳しくいえば、日本における再翻訳研究は事例研究を積み重ねていく段階にあると思われる。複数の事例研究の分析結果を突き合わせることで、初めて再翻訳現象そのものについて論じることが可能になるからである。また、世界に目を転じ、英語による再翻訳研究においては、Van Poucke (2019) が Koskinen and Paloposki (2019) のいう「再翻訳研究の前進」に触れ、その実現の手段として個々の再翻訳の研究者が連携し、それぞれの分析結果を比較対照する必要性を強調した。また、ファン＝パウク (Piet Van Poucke) は異なる時代、言語対、ジャンルの再翻訳の事例研究をさらに増やし、再翻訳現象に関する各種の仮説の検証をより強固にすることを呼びかけた。

以上のことから、本研究は日本においては、再翻訳研究の事例研究の第一歩として、また、英語における再翻訳研究においては、事例を豊かにする役目を果たすことを目指す。同時に、LTSにおいても、これまで例の少なかった言語間の憲法の翻訳を対象とした事例研究を行うことによって、研究の間隙を埋めることを目指す。

## 第3章 研究の理論的基盤

### 3.1 はじめに

本論文はトゥーリー (Toury, 1995, 2012) の提唱した文脈 (コンテキスト) 重視の記述的翻訳研究 (DTS) をその理論的基盤とする。DTS はその指針を「高次の文脈内の各課題に取り組むこと、すなわち、テキストと行動様式を適切な文化的背景に位置づけ、テキストの要素をそのテキストの中に、そしてさらに、諸々の文化の中に文脈化することである」(Toury, 2012, p. xiv) としている。

本研究における具体的な文脈として、まず日本と米国との関係が挙げられる。文学の翻訳についてはあるが、ゲーテは 1828 年 1 月 1 日付のカーライルとの往復書簡で「原本と翻訳というこの関係こそは、国民と国民との関係を最も明瞭に表す」(ゲーテ, 1949, p. 19) とすでに指摘していた。この往復書簡を翻訳した山崎八郎が「国民」としたドイツ語の原語 Nation は国民と国家の両方を意味する語である。憲法の翻訳については、第 2 章で言及した Hook & Iglesias-Rogers (2017b) による収録論文の総括 (pp. 5-9) が、憲法の翻訳には ST が出版された国家と TT が出版された国家の関係、より抽象化すればバスネット・ルフェーヴル (Bassnett, 1998) のいう力関係が憲法以外の文書の翻訳にも増して関与することを示唆している。その理由は、憲法が英語の constitution の語源にあらわれるように、その国家の構成であり基盤であることにある。

ペリー来航に端を発する日米関係は第 5 章でみるように友好関係から協調・対立関係へ、第二次世界大戦の敵対関係を経て友好関係と刻々と変化してきた。合衆国憲法の日本語訳も日本と米国の関係性とともに変化した可能性がある。というのは、ヨーロッパにおける第二次世界大戦の戦時下の検閲にみられるように、両国が敵対関係にある場合、敵対国のテキストを自国の言語に翻訳すること自体、忌避される傾向がある (e.g., Sturge, 2002) からである。つまり、両国関係は、翻訳するか、しないかの決断 (Fawcett, 1995, p. 181) に影響する。また、両国が対等な立場になれば、力の不均衡となり、より力のある国がもう一方の国を支配する手段となり得る。日本の状況とは異なるが、ニランジャナ (Tejaswini Niranjana) は、その代表作 *Siting translation: History, post-structuralism, and the colonial context* (歴史、ポスト構造主義、植民地的文脈における翻訳の位置づけ) において、かつて植民地支配下にあったイン

ドにおいて、植民者側によるイデオロギーの操作のために翻訳が使われた状況を描写している。いくつかの具体例を挙げて、現地語で書かれた文学作品がかつては「植民地支配のイデオロギー構造」(Niranjana, 1992, p. 33)に合うように英語に翻訳されていたことを述べている。このイデオロギー構造の下では、非西洋文化を野蛮で劣るものとして描くことによって、非西洋文化を「文明化」という名の下で植民地支配を正当化する必要があった(Niranjana, 1992, p. 2)。このニランジャナの著書を受けて、ヴェヌティは「翻訳は数世期にわたって国際関係を構築してきた非対称性を独特な仕方でも明らかにするもの」(Venuti, 1998, p. 158)であり、また、「翻訳とは支配と依存の關係に密接に関わる文化的実践」(Venuti, 1998, p. 158)であると述べている。ヴェヌティの1998年の著作のおよそ10年後に、第1章(1.2.2)で言及したSusam-Sarajeva(2006)は出版されたが、同書はニランジャナやヴェヌティによる研究の姿勢を受け継いで行われた研究であるといえる。これらの先行研究が示唆していることは、日本における合衆国憲法の翻訳の歴史を追うには、日米關係史を並行して検討する必要があるということである。このように、権力(パワー)に関する翻訳研究の先行研究は、本研究が日米關係史を一つの軸として合衆国憲法の翻訳の歴史を論じる根拠を提供している。

日本と米国の關係に加え、日本の憲法状況も本事例の文脈に關与する。合衆国憲法を日本語に翻訳する場合、翻訳者は日本の憲法の状況を考慮せざるを得ないからである。例えば、大日本帝国憲法が制定されるまで、日本には現在でいうところの「憲法」がなかった。そのため、それ以前の合衆国憲法日本語訳は今でいう憲法原語 *Constitution* をどのような用語に訳出するかを決める必要があった。日本の憲法状況については第5章でより詳細に言及する。

## 3.2 記述的翻訳研究(DTS)

### 3.2.1 記述的翻訳研究(DTS)とは

本研究が理論的基盤とする記述的翻訳研究(DTS)とは1970年代までの翻訳研究の關心が、ある文化(起点文化)から移入してきたものを別の文化(目標文化)でどのように表現するか集中していたことに異議を唱え、翻訳を「目標文化の事実」(facts of the target culture)(Toury, 2012, p. 25)と位置づけ、規定的ではなく、記述的・

説明的に解明するものである。この「目標文化の事実」は、「断片的な事実の寄せ集め」(2012, p. 18)ではなく、目標文化において翻訳が持つべき立場と機能、実際に形になったプロダクトとしての TT、TT を作り出す際に使用した方略は「秩序立った集合」(2012, p. 18)をなすという信念が DTS の研究者の根底にある。この信念のもとで、研究者は立場と機能、プロダクト、方略の間の相互関係に焦点を当てることが重要になる(2012, p. 18)。これらの立場と機能、プロダクト、方略は、翻訳が生み出された文化的・政治的文脈と密接に関わり合っている。

一方で、トゥーリーによれば翻訳はその目標文化における「規範に支配された活動」(p. 61)でもある。しかし、規範そのものは、必ずしも言語化されておらず、したがって、観察し、記述できる形にはなっていない(p. 87)。翻訳現象を記述するにはそれが観察可能な形になっている必要がある。規範に支配された行為が具現化されている翻訳の成果物こそが観察可能とトゥーリーは論を進め、プロダクトとしての翻訳、そしてそれを補完するものとしてパラテキストの双方の分析を通して翻訳規範を抽出することを提唱した。トゥーリーの用語を用いれば、前者はテキスト資料(textual sources)、後者はテキスト外資料(extratextual sources)となる(Toury, 2012, pp. 87-88)。

このように DTS の下では、翻訳という営みは社会的・文化的次元を有し、それゆえ、この社会的・文化的次元は研究対象となる。この点を力説したのがヘルマンズ(Hermans)であり、DTS を次のように総括している。DTS とは翻訳現象を記述することによって、翻訳を文化的・歴史的現象としてそれを取り巻く文脈と諸条件を考慮しつつ解明し、なぜ各翻訳が生じたのか、その理由を探るものである(Hermans, 1999, p. 5)。したがって DTS が目指すところは本研究の目的と合致するといえる。

本研究と同様、再翻訳を DTS の立場から論じたものには、Kujamaki (2001) と O'Driscoll (2011) がある。Kujamaki (2001) は、フィンランドの長編小説『七人兄弟』(キヴィ (Alexis Kivi) 著)の再翻訳の歴史を社会政治的文脈の中で分析した論考であり、O'Driscoll (2011) はフランスの冒険小説『八十日間世界一周』の複数のドイツ語訳の理由について複数の方法論を用いて解明した単著である。

### 3.2.2 記述的翻訳研究 (DTS) の限界と本研究

しかし、いくつかの点において本研究はトゥーリーが当初提唱した形での DTS と

は異なる。その違いは DTS の限界からくるものである。

第一に、DTS は目標志向 (target-oriented) とされるが本研究では ST の観点も同様に重視する。目標志向とは起点志向 (source-oriented) の対立概念である。トゥーリーは 1970 年代の翻訳研究が、「翻訳とは、元来、起点言語や起点文化において存在していた起点テキストを再現したものである」(Toury, 2012, pp. 17-20) という起点志向の立場をとっていたことに警鐘を鳴らし、翻訳は「目標文化の事実」(Toury, 2012, pp. 17-20) であることを前提とした目標志向の研究を提唱した。つまり、翻訳研究は、翻訳されたテキストそのものやそのテキストを生み出した翻訳活動という観察可能な事柄 (observables) から出発すべきだとする (Hermans, 1985, p. 13; Toury, 2012, p. 31)。DTS は ST を軽視しているという批判に対し、DTS は ST を軽視しているわけではなく、ST の位置づけが異なるだけであるとトゥーリーは弁護しているが (Toury, 2012, p. 31)、目標志向と銘打っている限り、ST と TT が同じ重みを持っていないことは確かであろう。筆者が目標志向か起点志向という二項対立の立場をとらない理由は、Susam-Sarajeva (2006) をはじめとする先行研究が示すように翻訳現象の包括的な分析には、ST の文化と TT の文化との間の力関係の側面からの分析が欠かせないと考えるからである。

第二に、本研究では DTS のようにプロダクトとしての翻訳や翻訳現象に法則性を求めない。法則性を求めるとは、具体的にはトゥーリーの提唱した DTS の研究方法論の中にみられる一般化を指す。

この研究方法論は次の 3 つのステップから成る (Toury, 2012, p. 33)。1. 目標文化における TT の受容可能性 (acceptability) に着目する。2. テキスト分析により TT と ST を比較し、対応するテキスト (あるいは句などテキストよりも小さな単位) の間に成り立つ関係を明らかにする。これは、ST を TT に翻訳する際に生じた問題とこの問題に対して取られた解決方法との関係とも捉えることができる。3. ST と TT のテキスト全体として成り立つ関係を明らかにすることによって ST と TT 間の関係について一般化を図る。トゥーリーは導出した関係がその ST を TT に翻訳した際に規範 (norms) として働いたとみる (2012, p. 32)。

以上の 3 ステップを他の ST と TT の対に対しても適用し、対象範囲を広げていくことで、規範が蓄積される。このことを通してトゥーリーは、翻訳において一般的に成立する法則 (law) を導き出すことを目指した。この法則の典型例としてトゥーリー



一は2つ挙げている。一つが標準化進行の法則 (2012, pp. 303-310)、つまり、翻訳に対する位置づけが周縁的であるほど、TTはTLで確立されている標準的なモデルや表現に従うとする法則であり、もう一つが干渉の法則 (2012, pp. 310-315)、つまり、ST中の言語構造に関する現象はTLには通常みられない現象であってもTTに反映される(干渉する)傾向があるとする法則である。なお、ここでいう法則とは絶対的なものではなく、その確率が高いということに過ぎない (2012, pp. 300-303)。

本研究において、以上のような翻訳における法則性を追求しないのは、合衆国憲法の日本語訳の歴史における翻訳のありようは、合衆国憲法の日本語以外の翻訳の歴史のありようと同様になるとは限らないからである。本事例から法則性を求めるのであれば、本事例が合衆国憲法の他言語訳の典型例であることを示す必要がある。

第三に、トゥーリーは翻訳における規範の検討に際してテキスト資料とテキスト外資料を同列に論じることへの警告を発している点である。つまり、前者は規範に制御された行いの主要なプロダクトであり、したがって、規範に制御された行いを直接表現しているが、後者は規範の「存在と行為」の副産物に過ぎず、見解に偏りがあるという根本的な違いがあるという。こうした両者の根本的な違いを理解した上で、テキスト外資料の扱いには可能な限りの注意を払うべきだとする (2012, p. 88)。テキスト外資料は見解に偏りがあると考えられる理由として、トゥーリーは、第一に、テキスト外資料は利害関係者から発せられたものであるため、「プロパガンダと説得」に偏向する傾向があるとしている。また、第二に、ある社会集団において、人々一般、あるいは、その社会集団の成員が様々な状況の下でどのように行動すべきかという、その集団内で共有された信念と期待は、その社会集団が実際にとる最も一般的な行動と相関するかもしれないが、別個のものであると述べている (2012, p. 88)。極端な例として、社会集団内で共有された信念と期待が、実際の行動と異なるどころか、矛盾しうることを指摘している (2012, p. 88)。

また、一方でパラテキストには以上のような制約があっても有益な面があり、分析対象から外すべきではないとしている (Toury, 2012, p. 88)。重要なのは、パラテキストにみられる規範の宣言を額面通りに解釈しないことを厳守することであるという (p. 88)。TTとパラテキストとのギャップを埋める方法として、トゥーリーは自己

の研究の系列的 (paradigmatic) 側面ではなく、統合的 (syntagmatic) 側面<sup>1</sup>に目を向けることを説いている (p. 89)。つまり、自己の研究の系列的側面から複数の規範が得られても、その規範の間関係は他の研究にも視野に入れない限り捉えることはできない。すなわち、研究はこのように統合的な段階まで高めていくべきであるという。

トゥーリーがこのように翻訳における規範の検討に際して、パラテキストの位置づけを問題視しているのは、翻訳の法則性を求めているためと考えられる。パラテキストの弊害を避ける方法として提示されている系列的側面は、本研究でいえば、合衆国憲法の日本語以外の翻訳あるいは合衆国憲法以外の外国憲法の日本語訳と比較し、合衆国憲法の日本語訳と同様の現象がみられるかを考察することを指すが、本研究は合衆国憲法の日本語訳で閉じた事例研究であり、そのような一般化は目指していない。また、トゥーリーは、TT とパラテキストは根本的に異なるものだとしているが、本研究では第 2 章で紹介したフェアクラフ (Norman Fairclough) の間テキスト性の立場をとり、両者は密接に関係していると捉える。これは 2010 年代後半頃からの再翻訳に関する一連の先行研究の流れ (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019c; Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019d; Cadera & Walsh, 2017; Deane-Cox, 2014; O'Driscoll, 2011) に即するものである。しかし、本研究では、パラテキストにみられる翻訳者の明示的な意図表明は必ずしも TT に反映されない可能性を認識しており、パラテキストで得られた翻訳の動機や目的が TT の訳出と一致しているという前提で分析を進めるわけではないということを明確にしておきたい。

翻訳の歴史は、過去の翻訳現象の解明を通じて現在の翻訳に対して翻訳は今後どのように発展していくかについていくつかの方向性を示すという役割を帯びた翻訳研究の主要テーマの一つである (Pym, 1998, p. 19)。つまり、過去は現在と切り離されたものではなく、常に現在と連続しており、常に書き換わる。したがって法則性にはなじまない。このような翻訳史の研究テーマは歴史研究の一テーマとも見ることができる。

---

<sup>1</sup> 訳語は大塚・中島 (1982) による。

### 3.3 歴史研究における翻訳の歴史

では歴史研究において翻訳の歴史はどこに位置づけられるか。一般的に、ランケ (Leopold von Ranke) で知られる近代歴史学は伝統的な歴史観が根強く、歴史を史実、すなわち「事実」に基づく実証を通して、過去を捉えることを目指した。しかし、ここで語られる歴史は近代以降、専門的研究者を中心に構築された歴史に限定されていた (岡本, 2015, p. 397)。つまり、歴史的な出来事として組み入れられる出来事と組み入れられない出来事との選別が行われ (岡本, 2015, p. 397)、組み入れられた歴史的な出来事のみが史実として扱われたといえる。この歴史観と決別したのが、脱構築主義であり、脱構築主義の一つの流れが 1970 年代から発展していった言語論的転回 (linguistic turn) (長谷川, 2015, p. 242) であった。「経験したことの無い過去への認識である歴史」の「多くは記され、語られ、書かれたものという意味を含意する。経験されえないものであるがゆえに、記号や象徴を媒体とするという側面が歴史にはあった」と岡本 (2015, p. 397) が述べているように、言語論的転回の下で歴史家は、歴史が言語活動を通して語られることによって形成されることを重視する。第 2 章では、翻訳研究において、バスネット・ルフューヴルがテキストを重視した研究から、翻訳を文化とみなし翻訳の文化的側面を重視する研究への動きへの移行を「文化的転回」と称した (Bassnett, 1998) ことに触れたが、この文化的転回は先行する歴史学における言語的転回と同じ流れを汲むものといえるかもしれない。

この脱構築主義の歴史研究の中で翻訳をテーマとした好例に *The Journal of American History* 誌の 1999 年 3 月の特集号 *Interpreting the Declaration of Independence by Translation*<sup>2</sup> (翻訳を通してアメリカ独立宣言を解釈する) がある。特集の元となったラウンドテーブルを企画した歴史研究者のアダムズ (Willi P. Adams) とテーレン (David Thelen) は、米国の文書を英語が母語でない人々に紹介するには翻訳が不可欠であることに着目し、個々人は国境と言語の壁を越えて他国の文書をどのように解釈し、自国にその意味をどう紹介するのかという問題を設定した。目標は米国の文書が各国でどのように翻訳され、受容されたかを分析することであった。題材には個人の独創性と言語的・文化的フィルターが働く可能性が高いアメリカ独立宣言が選ばれた (Adams & Thelen, 1999, p. 1280)。対象言語は 9 言語 (イタリア語、フ

---

<sup>2</sup> 本特集号の URL は <https://academic.oup.com/jah/issue/85/4>

ランス語、スペイン語、ドイツ語、ポーランド語、ロシア語、ヘブライ語、日本語、マレー語) であり、日本語を担当した有賀貞は総括として"The Declaration of Independence in Japan: Translation and Transplantation, 1854-1997"「日本における独立宣言：翻訳と移植 1854-1997年」をまとめた (Aruga, 1999)。Aruga (1999) は福沢諭吉訳、高木八尺訳、斎藤真訳を取り上げ、アメリカ独立宣言が近現代日本において明治時代の自由民権運動と戦後の民主化の 2 度にわたって日本が変化を遂げる土台となったこと、また、アメリカ独立宣言の精神は日本国憲法に根強く反映されていることを論証している。

Aruga (1999) は福沢訳を部分的に英語に逆翻訳した英文を示し、日本社会には存在しなかった概念を示す語に対し、福沢がどのように訳語を決定したかを詳細に検討している。しかし、弱点もある。第一に、高木訳と斎藤訳の検討は 2、3 の表現に留まっており、十分であるとはいえない。第二に、雑誌論文からくる制約で、比較対象とする具体的訳文が限定的であり、比較手法は体系的とはいえない。第三にイノウエと同様に、有賀自身の訳による逆翻訳の使用の限界もある。

同じくアメリカ独立宣言の翻訳を論じた白井・田中・原田 (1984a, 1984b, 1985a, 1985b, 1986) は Aruga (1999) とは対照的に、過去に出版された全既訳の具体的な検討の比重が高い。筆者らは段落ごとに試訳を行い、解説を加え、既訳と比較検討し、訳の正確性・適切性を評価している。先述の飛田 (1998a) とアプローチを同じくする。しかし、訳の検討は途中で終わり、未完のまま再開されなかった。白井・田中・原田の論考の目的は、アメリカ独立宣言が日本国憲法に及ぼした影響の大きさに反して、その研究が乏しいがゆえに高まる本格的な研究への要請に応えることであったが、この目的の達成は不完全であった。

一方、実務翻訳者の山岡洋一は実践の立場から、アメリカ独立宣言の既訳を詳細に比較検討した (2008b, 2009a, 2009b, 2009c)。現状の翻訳に不満を抱き、日本語を鍛え直す必要を感じていた山岡がここで目指したのは、翻訳の歴史を振り返ることによって翻訳調と批判される現状 (当時) の日本語の問題点を明らかにすることであった。山岡は過去 150 年にわたり翻訳が日本語を作ってきたという前提に立ち、翻訳者として日本語を改善する使命を認識し、翻訳調が主流となる以前の翻訳の規範と翻訳調が主流であった時代の翻訳規範の良い点、悪い点を対置させた。有賀や白井・田中・原田との違いは、目的のみならず、言語的素養を生かした高度な言語分析

にある。ただし、山岡は既訳に価値判断を下しているために、山岡のアプローチには記述的 (descriptive) ではなく、規定的 (prescriptive) な側面がある。

以上を踏まえ、本研究は「プロダクトとしての翻訳や翻訳現象に法則性を求めない」とことと関連して、翻訳者の人間としての立場を考慮する。本研究では翻訳史を翻訳に関わった人を中心に捉えなおすべきとするピムの humanizing translation history (翻訳史を人間中心に捉える) 視点に賛同する (Pym, 2009)。Pym (1998, pp. 179-180) が DTS を批判的に分析しているように、DTS では翻訳者が文化との関係において抽象化された存在として扱われている。同様の対比は再翻訳のプロセスの考察 (2.2 参照) においてもみられたとおりである。

様々な翻訳理論を分類、整理した Chesterman (2000) も、観点は異なるが、同様の立場をとっていると解釈できる。チェスタマンは、翻訳仮説を 4 つ (解釈的、記述的、説明的、予見的) に、翻訳モデルを比較モデル、プロセスモデル、因果モデルの 3 つに分類し、このうち、因果モデルが 4 つの仮説に対する説明力を持ち、因果モデルこそ翻訳研究が目指すべき方向だとした (pp. 25-26)。Chesterman (2000, p. 26) の見解では、翻訳者の意思決定過程や翻訳観がこの因果モデルにおいて最も重要な役割を果たす。翻訳者がクライアントに最終成果物を提出した後に加えられた変更を除けば、TT に対して最終決断を下すのは翻訳者自身である (p. 26)。チェスタマンによれば、多元システム論 (第 1 章参照) やスコポス理論 (第 2 章参照) は因果モデルの分類に入り (p. 19)、この意味でチェスタマンが目指す方向ではある。だが、その前提として念頭に置くべきことがあるとチェスタマンは指摘している。各状況に応じて変化するスコポス (翻訳の目的) や規範といった社会・文化的要因が直接 TT に影響するのではない。あくまでも翻訳者のフィルター、つまり、翻訳者がスコポスや規範といった外的要因をどのように捉えるかという思考過程を通して TT に反映されるということが最終的に重要であるという (p. 26)。以上のチェスタマンの主張を根拠として、本研究はピムのいう主体行為性を考慮するのである。

### 3.4 その他関連する理論

#### 3.4.1 スコポス理論

スコポス理論 (skopostheorie) とは、1978 年にフェアメーアによってその枠組みが

提唱され、1984年の『一般翻訳理論の基礎』<sup>3</sup> (*Grundlegung einer allgemeinen Translationstheorie*) と題するライス (Katharina Reiss) との共著の中で詳細に説明がなされた理論である。同書は2013年にノード (Nord) により英訳され、より広く知られるようになった。スコポス理論は、翻訳を異文化間の人々の間を仲介するという目的 (スコポス) をもった行為とみなす。スコポス理論では、STの読者とTTの読者が異なる背景の人々であり、それゆえ前提とする知識も異なる人々であることに着目する。したがって、翻訳行為は (1) スコポスを設定し、(2) このスコポスに照らしてSTの適切性を検討し、(3) 目標読者を念頭に置きつつ、STを機能的に目標言語に置き換えるという3ステップから構成される。最初の2ステップでは目標文化についての知識が、最後のステップでは目標言語についての知識が必要とされる。このような意味でスコポス理論はDTSと同様、目的志向であるといえる。

スコポス理論は上記の下位規則として次の4つの規則を定める (Reiss & Vermeer, 2013[1984], pp. 94-108)。

- 1) 翻訳行為は起点文化と起点言語における情報提供に関する目標文化と目標言語における情報提供である。
- 2) TTによる情報提供は起点文化の情報提供とは対応づけることはできない。
- 3) TTはTT内で一貫していなければならない (テキスト内の一貫性)。
- 4) TTはSTに忠実でなければならない (テキスト間の一貫性)。

スコポス理論は、その単純明快さからそれまでの「等価」重視の翻訳研究に対抗するものとして、一定の影響を及ぼした。しかし、様々な理由により、批判も受けた。Pym (2014, pp. 55-58) が挙げる反論には、スコポスの概念は理想主義である、スコポス理論は偽であることを立証できないといったものが含まれる。

本研究の研究課題は合衆国憲法が日本語に翻訳されてきた理由・動機あるいは目的は何かを問うことであり、目的重視のスコポス理論は本論文との関連性から参考にすべき理論であろう。しかし、起点文化におけるどのような文脈の下でどのような

---

<sup>3</sup> 邦題は藤濤文子監訳、伊原紀子、田辺希久子・訳による。

言語表現が ST で用いられているか、そして、それが目標文化においてどのような文脈の下でどのような言語表現に翻訳されているかについても重視する本研究では、ST への着目が十分ではないスコポス理論を全面的に適用することはできないと考える。

### 3.4.2 多元システム理論

多元システム理論 (polysystem theory) とは、イーヴン＝ゾウハーが言語、文学、翻訳の研究のために提唱した理論である。多元システム理論の重要性は、先のトゥーリーが多元システム理論をもとにして DTS の基礎を作ったことにある。従来の翻訳研究では、研究対象を ST と TT そのものに限定するものが主流であったが、イーヴン＝ゾウハーの多元システム理論を通して、翻訳を「特定の文化システム内の諸関係に依存する活動」(Even-Zohar, 1990, p. 51) として捉える認識が広まり、翻訳を ST、TT 以外の様々な社会文化的な実践やプロセスと関連づける研究が注目されるようになった。

多元システム理論は評論という形で翻訳文学に対してなされる評価が個々の作品ごとになされ、翻訳文学全体として語られることがないことに疑問を呈し、翻訳を研究対象とするために、動的なシステムという概念を用い、翻訳文学が次の 2 点においてひとつのシステムをなすと考えた。第一に、起点文化の文学作品のうち、どの作品を翻訳するかは、ひとつのシステムをなす目標文化の文学の影響を受けて決まる。第二に、翻訳の際に実際に用いられる具体的な翻訳規範、翻訳行動、翻訳方策は目標文化内の他の構成要素、すなわちシステムの影響を受けて決まる (Even-Zohar, 1990, p. 46)。イーヴン＝ゾウハーはこのような複数のシステムの間になり立つ関係を重視し、複数を意味する接頭辞「多元」(poly-) を用い、多元システムという概念を構築し、「互いに交差し部分的に重なり合い、同時に異なる選択肢を用いつつも、一つの構造体として機能する多様なシステムによって構成されるシステム」<sup>4</sup> (Even-Zohar, 1990, p. 11) と定義した。

こうしたことを理由に、イーヴン＝ゾウハーは翻訳文学を文学の多元システムと一体をなす不可欠なシステムだと主張している。と同時に、非翻訳文学は中心的な位

---

<sup>4</sup> 日本語訳は Chang (張南峰) (2010) の田辺希久子・大久保友博・訳 (出版年不明) のうちの Even-Zohar 引用箇所。

置を占めるのに対し、翻訳文学は周縁的位置を占めることが多いが、STを翻訳する翻訳者たちが自国内にある慣例の中から翻訳するにふさわしい既成のモデルを選び出して翻訳するのではなく、その慣例を破って、翻訳の適切性という点で原典により近い手法で翻訳することによって、従来の主流モデルに対抗する形で新しい主流モデルが出現する状況について説明している (Even-Zohar, 1990, p. 51)。

イーヴン＝ゾウハーの多元システム理論は、このように文化的・文学的システム内に起こる活動という広い枠組みで捉えることで翻訳研究を前進させたが、批判も多く受けた。中でも多い批判は過度な抽象化である (Gentzler, 2001, pp. 118-122; Hermans, 1999, pp. 117-118)。例えば、ヘルマンスは、多元システム理論は過度に抽象的であり、理論上、翻訳を文化的システムの中に位置づけたとしていても、実際には個人の観点が乏しく、現実の政治的・社会的な力関係にほとんど注意を払っていないと批判した (Hermans, 1999, pp. 117-118)。つまり、実際には、多元システム理論が示すように様々なモデルが相互に位置を確立しようと競い合うのではなく、創作活動や翻訳活動に携わる個人や集団が対立しているのもあって、その状況は多元システム理論の説明対象から除外されているという (Hermans, 1999, p. 118)。一般理論の構築を目指していたイーヴン＝ゾウハーにとって抽象化の操作はある程度やむを得ないと思われるが、現実の社会で起こっている具体例に即した翻訳について解明を目指す研究者の場合、多元システム論には限界があると考えられる。例えば、先に言及したニランジャナの「植民地支配のイデオロギー構造」について語る際には、多元システム理論は十分な説明を提示しえないであろう。翻訳研究の焦点を本研究のように翻訳に携わる具体的な個人や組織に置く場合、多元システム理論は説明力が弱いといえる。

### 3.4.3 アプレイザル理論 (評価理論)

アプレイザル理論 (評価理論) は、翻訳研究の理論ではない。言語学と工学 (人工知能・自然言語処理・ロボティクス)、心理学といった分野で展開されている理論である。システムとしては言語系統のものと人工知能・心理学の系統の2つがあり、それぞれ独自に発展していると考えられる。両者の違いの一つは、前者が研究対象を言語コミュニケーションに設定しているのに対し、後者は表情や声のトーン、身体の動きまで含めて研究対象とし、人間と自然な対話ができるロボットの開発につながっている。この違いは、それぞれが前提としている考え方に反映されている。言語学の



領域においては、アプレイザル理論はオーストラリアの言語学者マーティン (James Martin) とホワイト (Peter R.R. White) により選択体系機能言語学 (SFL : Systemic Functional Linguistics) の枠組みの中で提唱された理論であり、SFL でいう言語の 3 つの機能 (観念構成的機能、対人関係的機能、テキスト形成的機能) のうち、対人関係的機能を拡張させたものである (Martin & White, 2005, pp. 34-35)。アプレイザル理論は、話し手や書き手の主観がテキストにどのように表現されているかを分析・記述するための理論であり (Martin & White, 2005, p. 2)、評価対象に対する態度 (attitude)、その態度の程度 (graduation)、話し手や書き手が評価対象の源あるいは受け手に自分自身をどのように合わせるかという関わり合い (engagement) の 3 つの要素から説明するものである (Martin & White, 2005, p. 35)。一方、人工知能や心理学でいうアプレイザル理論は、感情は、複数の判断基準に基づく状況、対象、出来事の個人にとっての重要性に対する個人の主観的な評価に基づいて喚起され、制御されるということを前提としている (Scherer, 1999)。アプレイザルとはこの「個人の主観的な評価」をいう。

このうち、翻訳研究と接点があるのは前者の言語学系統のアプレイザル理論である。2012 年、マンデイ (Jeremy Munday) は *Evaluation in translation: Critical points of translator decision-making* (翻訳における評価 : 翻訳者の意思決定の決定的ポイント) (Munday, 2012) を著し、アプレイザル理論の枠組みを複数の翻訳事例に適用し、同理論が翻訳の分析にも有効であることを示そうとした。その後、2015 年には潘莉 (Pan Li) がアプレイザル理論をニュース翻訳の分析に用い、評価の言語資源がいかに操作されて、ST とは異なるイデオロギーのポジショニングを TT において実現しているかを示した (Pan, 2015)。同年、マンデイは Munday (2012) を受けて、張美芳 (Meifang Zhang) とともに特集「翻訳研究と談話分析」を *Target* 誌上に組み、その収録論文においてアプレイザル理論をそのまま翻訳研究に導入することに疑問を呈し、アプレイザル理論を選択的に用いることを提唱した (Munday, 2015)。一方、ニュース翻訳の研究では、アプレイザル理論に基づく論考がみられるようになった (e.g., Pan & Liao, 2020)。Martin and White (2015) においてアプレイザル理論を適用したテキスト分析の例として、ニュース記事を取り上げていることが関係していると考えられる。

本研究では、アプレイザル理論の考え方の一部を第 7 章の通時的観点からの合衆国憲法訳の分析で用いている。その具体的内容については、第 7 章の冒頭で改めて

論じる。

### 3.5 第3章まとめ

以上、本章では、本研究の理論的基盤をなす「記述的翻訳研究」(DTS)を概観した後、その限界を説明し、本研究がDTSの限界をどのように克服するかを論じた。第一に、STとTT双方を重視すること、第二に法則性を追求しないこと、第三にPym(1998)による翻訳史の方法論における基本的原則、あるいはアプローチの提案を採用し、翻訳史を翻訳に携わった人間を中心に据えて捉えることである。また、翻訳史は静的なものではなく、過去と現在は連続していることについて触れた。

続いて、本研究と関連性を持つ理論として、スコポス理論、多元的システム理論、アプレイザル理論を検討した。いずれの理論も本研究に重要な観点を提供するが、その限界ゆえに本研究の主な理論的基盤とはなり得ないことを述べた。次章では本章の理論的基盤に立脚し、本研究が具体的に何を研究対象とし、どのような研究方法を用いるかについて説明する。

## 第4章 研究方法と研究対象

### 4.1 研究方法

#### 4.1.1 リサーチ・デザイン

本研究のリサーチ・デザイン、すなわち、「研究の問い（リサーチ・クエスチョン）に対する答えを導き出すために、（複数の）手法を方向付けて、得られる知見を一般化する道筋を示し、研究を論理的に形作るもの」（野村，2017，pp. 2-3）は、記述的・説明的アプローチを採用した事例研究（Bryman, 2016, pp. 60-61；野村，2017，p. 44）である。事例研究を選択する理由は、第2章で述べたように再翻訳の事例研究に蓄積不足（Van Poucke, 2019）がみられるためである。また、事例研究は、少なくとも扱った事例が現実にあることを示す（Paloposki, 2009, p. 193）点で意義がある。本事例研究では、まず、合衆国憲法を誰がどの時代に、どのような目的で日本語に翻訳したかを収集した資料に依拠して解明し、全体像をつかむ（第5章）。第5章では数量では捉え難い翻訳が生み出される社会的・文化的・政治的状況、すなわち、文脈を重視するゆえ、質的分析の研究手法を用いる。合衆国憲法日本語訳の言語的・文化的分析に取り組んだ Shimazu (2015) も同様の試みであったが、分析の対象範囲が第二次世界大戦後の時期に限定されており、分析に限界があった。戦後の翻訳は戦前の翻訳の影響を受けていると考えられるため、戦後の翻訳のみを検討対象としていては、得られる分析結果は不十分なものとなるからである。合衆国憲法の翻訳はすでに明治期から着手されており、過去の翻訳は後続の翻訳に直接的あるいは間接的に影響を与える（cf. Brownlie, 2006, p. 165）とすれば、第二次世界大戦前（以降、戦前）の合衆国憲法訳とそれが置かれた社会的・文化的文脈とをあわせて考慮しなければ、第二次世界大戦後（以降、戦後）の合衆国憲法訳の十分な理解に到達できない。その好例は、同一人物が戦前と戦後それぞれ合衆国憲法を翻訳しているケースである。

次に、本研究のために構築した合衆国憲法の日本語訳のコーパスを使って、ST から作り出された成果物としてみた TT を分析する（第6章および第7章）。各翻訳者が何を重要視して、翻訳したかを探るためである。TT の分析に際し、コーパスに基づく手法を用いるのは、コーパスが「特定のジャンルにおける言語的特徴の分布に関する量的情報を提供」（Saldanha & O'Brien, 2013, p. 56）し、客観性と再現可能性に強

いためである。第5章で行う質的分析はTTを部分的に抽出し、サンプルを限定して分析することで可能だが、反面、客観性が低く、分析に偏りが生じやすい。そこで第6章と第7章では、量的分析を一部採用し、専用ソフトウェアを利用してSTとTTの共通点と相違点および複数のTT間の共通点と相違点を洗い出す。専用ソフトウェアとして、STにAntConc (Anthony, 2014)を、TTにKHCoder (樋口, 2014)と近代文語UniDic (小木曾, 2014)をそれぞれ用いる。

分析では、複数のTT間の共通点と相違点に着目する。「複数のTT間」とは共時的側面と通時的側面の2種類ある。前者は同時代の翻訳者によるTTである。前者において、同時代を生きたという意味で社会・文化的文脈を共有する翻訳者によるTTを比較することで、それらのTTの関係性が明らかになる。というのは、それらに大差がなければ、両者は互いに競合関係になかった可能性が高くなるからである。つまり、時代と場所を同じくする翻訳は競合する (Pym, 1998) という主張は、合衆国憲法の日本語訳には成立しないことになる。後者は、同一翻訳者が、その既訳者による翻訳をもとに後に再び翻訳するケース、既訳者と関係の深い翻訳者が後に翻訳するケースである。合衆国憲法日本語訳には、同じ翻訳者が自己の以前の翻訳を改め、新たな翻訳を発表しているケースが数件ある。同一翻訳者による異なる版のTTを比較し、改訂内容を分析することで、翻訳者が翻訳において重要視する内容に変化があったか否かが分かる可能性がある。必要に応じて、日本の大日本帝国憲法 (以降、明治憲法とも表記) と日本国憲法の2つの憲法もコーパス化し、合衆国憲法訳との共通点と相違点を考察する。これは、TLとしての日本語における「翻訳文書と対応する非翻訳文書との関係」 (Chesterman, 2004, p. 1) を調査するためである。また、対応する非翻訳文書、すなわち日本国憲法と明治憲法は合衆国憲法日本語訳の手本となっている可能性があるためである。

以上、本研究では量的分析と質的分析の研究アプローチを融合し (小林, 2013)、それぞれの弱点を相補するトライアングレーション (Saldanha, 2009) を用いることでより包括的に再翻訳の歴史を捉えることを目指す。

#### 4.1.2 翻訳者の選定

本研究の課題として掲げた「各翻訳者はどのような動機・目的で合衆国憲法を日本語に翻訳してきたか」、換言すると、「合衆国憲法はなぜ継続的に日本語に繰り返し

翻訳（再翻訳）されてきたか」に答えるためには、複数の翻訳者が同時期に翻訳すること（共時的）、同一の翻訳者が時を隔てて異なる時期に翻訳すること（通時的）の2つの事象を分析対象にする必要がある。

この2つのうち、通時的に再翻訳をみる場合、現存する合衆国憲法日本語訳109件をすべて分析対象とすることは困難であり、また、各翻訳者が社会に与えた影響の大きさも異なるため、同等に横断的に比較すること自体、有益ではないと思われる。また、それぞれの翻訳者に関して残されている資料の量に大きな差異がある。以下に、本研究がどのような基準で通時的な分析の対象とする翻訳者を選定するかを説明する。

まず、複数回翻訳した翻訳者を限定し、次に、別の翻訳者による翻訳において参考文献として挙げられていることを基準にさらに絞り込んだ。参考文献での言及はその翻訳の認知度や評価を反映していると考えられるからだ。その結果、本研究では、以下の6名および1組織を通時的再翻訳の詳細分析の対象とする。

- 衆議院事務局
- 高木八尺（1889-1984）
- 藤原守胤（1901-1977）
- 斎藤敏（1898-1986）
- 斎藤眞（1921-2008）
- 飛田茂雄（1927-2002）
- 松井茂記（1955-）

同一人物による再翻訳では掬い取れない観点を拾うため、既訳者とその改訂訳者という異なる人物による再翻訳についても分析する。日本にはかつて、師の翻訳を改訂して、弟子が発表する例があった。師の訳と弟子による訳とは、Koskinen（2019）の概念区分を用いれば、既訳と改訂訳の関係にあり、既訳（旧訳）と再翻訳（新訳）との関係とは区別されるものである。既訳・改訂訳の関係の場合、改訂訳は既訳をもとにしなければならないという制約が加わるからである。合衆国憲法日本語訳の場合、師と弟子による翻訳は、美濃部達吉と伊藤正己、塚本重頼と長内了の2件があり、本研究ではこの2つを扱う。なお、Koskinen（2009）も指摘するように実質的に

は改訂訳であっても、市場確保のために新訳として刊行することがあるなど、両者の区別は厳密ではない。したがって、第 2 章で述べたように、本研究は両者を区別せず、改訂訳は再翻訳の一種と捉える。

#### 4.1.3 データの収集方法

本研究では、ST と TT をデータとして位置づけ、第 5 章において、翻訳者および各時代背景を知るために用いる ST と TT 以外の文献は史料とする。この史料の収集方法は特段の基準は設けず、個々の時代状況に合わせて決定した。一方、前者のデータは最初に方針を設けて収集した。以下、その方法を説明する。

国立国会図書館の国立国会図書館サーチ (NLD サーチ)<sup>1</sup>および国立情報学研究所の CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) を用いて「米国」「アメリカ」「合衆国」「亜米利加」「憲法」「翻訳」「邦訳」を検索語として文献検索を行うとともに、米政府機関の国立公文書記録管理局 (NARA : U.S. National Archives and Records Administration) の National Archives Catalog<sup>2</sup>を用いて United States、America、Constitution、translation、Japanese を検索語として文献検索を行った。さらに、NARA 以外にも米国国務省出版物をはじめとした米国政府機関による文書を検索した。合衆国憲法訳はその短さが理由と考えられるが、多くは合衆国憲法の専門文献の付録や世界の憲法集の 1 章としてなど、ある書物の一部として発行されている。独立して小冊子として発行された例は若干あるが、限られている。そこで、本研究では書物の一部である場合も、研究対象とした。この中には、訳文がまとまった形で提示されていないものもあるが、これも研究対象とした。例えば、逐条解説を行う書物では、各項が「原文」「訳文」「註および解説」の 3 組で構成され、訳文は一冊の書物の中で分散している。

なお、訳文を掲載する場合でも他者の翻訳の転載・再掲の場合は、特に理由がなければ分析対象から外し、年表に載せるにとどめた。年表に残した理由は、転載・再掲であっても、読者が合衆国憲法訳に触れる機会を増やしたこと、転載元の翻訳が信頼視されたことを示すからである。

---

<sup>1</sup> <http://iss.ndl.go.jp/>

<sup>2</sup> <https://catalog.archives.gov/>

#### 4.1.4 データの分析方法

本節では、量的分析方法としてのコーパス分析、次に質的分析方法としてのテキスト分析について述べる。

まず、量的分析方法として、ST と TT の分析にはコーパス言語学の考えに基づくコーパス分析を用いる。コーパス言語学とは「機械可読式テキストの集成を用い、それを適切な根拠とみなして何らかのリサーチクエスチョンを研究するもの」

(McEnery & Hardie, 2012, p. 1 ; マケナリー・ハーディー, 2014, p. 2) である。このコーパス言語学の手法はやがて翻訳現象の分析に導入され、コーパス翻訳研究 (CTS: corpus translation studies) (Laviosa, 2013, p. 228) と呼ばれ、翻訳研究の一部門をなしている。コーパス翻訳研究の中心的テーマは DTS の枠組みに立った翻訳の普遍的特性の導出である。例えば、翻訳文書特有の言語的性質があるか否か、あればそれはどのようなものか、翻訳行為を促進あるいは阻止する諸要因の間関係を説明する蓋然的法則はあるか、あればそれは何かという問いを立てる。ただし、このような確率論に依拠した研究は一定数以上のサンプル数を有している必要があり、適用するには制約がある。

一方、本研究の関心は翻訳一般にみられる性質や法則性にはなく、個々の翻訳者が用いた用語、文体上の特徴そのものにあり、この特徴を体系的に取り出すために、コーパス言語学の手法を用いる。用語の頻度や共起関係など客観的に計測できる値を得ることで、比較の観点は限られるが同じ条件下で分析対象の日本語訳が比較可能となるという利点がある。

次に質的分析方法としてのテキスト分析について述べる。テキスト分析・テキスト分析の定義は研究者により異なり、その手法も多種多様である。共通点があるとすれば、ある研究目的のために行うテキストの分析といえる。一方、大きな相違点は分析が量的分析中心か質的分析中心かにある。日本語の場合、前者は「テキスト」と表記し、後者は「テクスト」と表記するという暗黙の了解があるように見受けられる。例えば、自然言語処理研究、デジタル情報学では、テキスト分析はテキストマイニングと並んでコーパス言語学の手法を用いた量的分析（定量分析）を意味する。

本研究でいうテキスト分析は、質的分析を重視し、Fairclough (2003) のアプローチをとる。質的分析は、研究者の主観が入り易いという難点はあるが、量的分析では汲み取ることのできない側面を取り上げ詳細な分析が可能という利点を持つからで

ある。Fairclough (2003) の目指すテキスト分析は力関係に着目した批判的社会科学研究 (p. 15) のためのテキスト分析である。テキストは社会的出来事の一部をなし、何らかの変化をもたらす。テキストはテキストの受け手に新しい知識を与える。このことによって、受け手の信条、態度、価値観などが変化しうる。同じテキストに何度も接することで受け手のアイデンティティも変わりうる。テキストが個人でなく人々に発せられる場合は、こうした変化は社会の変化をもたらさしうる。しかし、実際に変化をもたらすか否かは文脈によって決まる、テキストがある特徴を持っているならば、自動的に変化が起こるとすることはできない。以上が Fairclough (2003, p. 8) の主張である。こうした変化のうち、批判的社会科学が重視するのが、イデオロギーが関わる変化である。テキストを通して、あるイデオロギーを教え込んだり、保持したり、変えることが可能となる。このイデオロギーは「力、支配、搾取の社会関係」(p. 9) を確立し、維持し、変化させると批判的社会科学は捉える。日本と米国の関係の検討を一つの特徴とする本研究が Fairclough (2003) のテキスト分析のアプローチを採用した理由はここにある。

テキスト分析と類似の概念にディスコース分析があるが、本研究は研究対象をテキストに限定する。テキストもディスコースもハリデー (Michael Halliday) の選択体系機能言語学の視点を持つ点で共通している。テキスト分析は書き言葉であるテキストを研究対象としているのに対し、ディスコース分析では、言語は社会生活の一要素であり、社会生活の言語以外の要素と密接に絡み合うという言語観に基づいたディスコースを研究対象としている。ディスコースは書き言葉だけでなく話し言葉まで含めた言語とその他の記号現象 (Fairclough, 2003, p. 26) を指す。本研究が前者のテキスト分析を選択したのは、分析対象はあくまでも書き言葉にあるためである。話し言葉を分析対象とする参与観察やインタビューの研究手法の有益性 (Saldanha & O'Brien, 2013, pp. 168-171) は認識しているが、本研究では扱わず、今後の課題とする。合衆国憲法の翻訳者は存命者が少なく、パイロット調査が容易ではない。したがって、参与観察やインタビューは、本研究の結果を踏まえて設計することが望ましいと考える。

## 4.2 一次文献

一次文献は、収集した訳文テキスト (TT) と TT に対応する原文テキスト (ST)



より構成される。TT の書誌情報は補遺 3 表 4-1 に掲げる。ST は真正を確保するために、NARA (cf. 4.1.3) の文献から引用した。

#### 4.2.1 起点テキスト (ST)

原典、つまりは本研究における起点テキスト (ST)<sup>3</sup>である合衆国憲法のうち、本文と修正条項第 1-11 条に相当する権利章典には羊皮紙版と活字版の複数の版が存在し、句読点の使用と大文字・小文字の使い分けに違いがある。現在、しばしば使われているのは前者を活字に直したものである (Amar, 2005, p. 479)。そのため、本研究でも前者を分析対象の起点テキストとした。これらの版は NARA (cf. 4.3.1) が公開しており、本研究では羊皮紙版を活字化したテキスト (NARA, n.d., "The Bill of Rights", "The Constitution of the United States") を使用した。残る修正条項第 12-27 条についても NARA が公開しているテキスト (NARA, n.d., "The Constitution: Amendments 11-27") を使用した。厳密には翻訳者により依拠した原典が異なるため、使用した ST の版に違いがある。例えば、斎藤眞訳 (1960) が依拠した Corwin (1958) *The Constitution and what it means today* (憲法とその現代的意味) が使用している合衆国憲法のテキストは前文の冒頭が "We the people of the United States, in order to form a more perfect union." (p. 290) であり活字版に相当する。一方、アメリカ大使館発行の高橋訳 (2008) は ST に羊皮紙版を使用し、前文の冒頭は "We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union." である。このように people、order、union の冒頭の文字が大文字か小文字かに違いがあることが分かる。しかし、本研究では一律、NARA の公開版を分析対象の ST とした。

翻訳者による ST の扱いは様々である。まず、典拠を示す者と示さない者に分かれ、さらに典拠を示した者には TT とともに ST を転載した者もいた。初期の翻訳者が ST を転載した理由は、当時、ST の入手が容易ではなかったためである (山岡, 2008a, p. 7)。特に、読者が原文と対照させて訳文を読むことを前提としている場合、そのニーズは高かった (山岡, 2010, pp. 2-3)。合衆国憲法の翻訳者ではないが、この前提について明記している翻訳者もいる。例えば、ミルの *On Liberty* 『自由論』を 1895 年に日本語に翻訳した高橋正次郎は、翻訳は「主トシテ原書に對照スル人ノ便を圖リテ

---

<sup>3</sup> 原典と起点テキストの違いについては Carreres (2008) を参照。例えば、重訳の ST は原典ではない。

ナリ。故ニ少シク英學力アル仁ハ成ルベク原書ト對照セラレヨ」(p. 2) と凡例に書いている。

原文が入手しやすくなった現代は、その書誌情報を記載し、原文を転載しない者がいる (e.g., 土井, 2012, p. 93 ; 野坂, 2017, p. 89) 一方で、原文を転載する者も依然存在する。その理由は、合衆国憲法は原典で読むべきという暗黙の了解があるためであろう (cf. 阿川, 2013, p. 476)。翻訳者は、原文と訳文の対応関係を把握し、各条文の内容を日本語で理解した上で、具体的な文言としては可能であれば原典の条文を記憶することを読者に期待していると思われる。例えば、丸田は自著『アメリカ憲法の考え方』の本文に英語原文を挙げた理由として「私の訳語を確認していただくためでもあるし、これらの原語を手がかりに本書の記述について原文で検証ができるようにとの考えに基づく」(2019, p. iv) と説明している。現代では起点テキストを転載する場合、左右見開き形式をとることが多い。例えば、1996 年創刊の講談社インターナショナルの「講談社バイリンガル・ブックス」(「[出版情報] 講談社バイリンガル・ブックス」, 1996)、IBC パブリッシングの「IBC 対訳ライブラリー」(2011～) がある。これは対応関係をとりにやすくするための便宜を図ったものと考えられる。合衆国憲法の場合、対訳形式の目的は法律英語の習得 (cf. 北脇・山岡, 2002, p. 3) を支援することにあつたと考えられる。

#### 4.2.2 目標テキスト (TT)

4.1.3 で述べたように国立国会図書館サーチと CiNii の 2 つの文献データベースとその他から得られた書誌情報から存在の認められた訳文を対象とした。翻訳を入手できないが、翻訳が存在した例には、1946 年 9 月 16 日第 90 回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会において出席者に配布された各国憲法訳がある<sup>4</sup>。しかし、同資料は一般には公開されておらず、分析対象には含めることができなかった。また、国立国会図書館への献本制度が始まったのは 1948 年であり、それ以前については、データベースの収録分以外にも合衆国憲法の翻訳が出版された可能性がある。

対象とした期間は、福沢諭吉訳の刊行された 1866 年から 2019 年までとした。始点として『海国図志』(1842, 1847, 1852) に収録の『美理哥国志略』の漢訳文を

---

<sup>4</sup> 出席者の一人である牧野英一の「我々に配付セラレマシタ諸國ノ翻譯ガゴザイマス」(貴族院・帝国憲法改正案特別委員会, 1946, p. 19) という発言による。

最初の日本語訳とする論者もいる（遠藤，1987）。日本では訓点・振りがなを付して翻刻刊行され、次いで和訳が刊行された。筆者が国会図書館で確認できた竹庵広瀬による和訳は、一部の条文の部分的な翻訳であったこと、重訳であること、解説文との区別がなく、訳文の範囲を判別しにくいこと、和訳よりも漢文に近く日本語として意味がとれなかったことから対象外とした。

収集した訳文のうち、第7章のテキスト分析の対象として取り上げる訳文については、テキストマイニングツールによる比較を容易にするために電子化・テキスト処理<sup>5</sup>した。具体的な電子化・テキスト処理の方法については、紙媒体のSTを人手で入力しプレーンテキストとして保存し電子化した（詳細は cf. Shimazu, 2015）。次に電子化したテキストを形態素解析ツールで形態素解析した。並行してSTとTT間の文アライメントを行った。

以上の過程を経て収集したTTの全体像を把握するために、テキスト類型化の一指標として今日においても引用されるEAGLES (1996)<sup>6</sup>に基づき、TTを内容的特徴と形式的特徴の両側面において分類した（補遺3表4-1）。EAGLES (1996)以降、コーパスに文体情報を付与する試みがなされ、その指標が提案されているが、管見の限り、大量で多様なテキストを分類するための指標であり、本稿の目的にはそぐわない。したがって、本研究のテキスト分類の指標としては取り込まなかった。

このうち、内容的特徴については、内容的特徴を示すものとして、まず、主要図書館の所蔵データベースの書誌情報から得られる日本十進分類法（NDC）を用いた。このNDCは使われた時代により版が異なる。2019年7月現在、第9版のNDCが最も流通しており、本研究では第9版以外は第9版相当に直して使用した。このようにNDCを統一したあと、分析対象の合衆国憲法訳をNDC別に分類した。その結果、文献（書籍・雑誌）のうち、NDCの付与対象である書籍をNDC別にみると、「憲法」が全体の約64%を占め、次に多い「北アメリカ史（アメリカ合衆国）」（約8%）を大きく引き離していることが分かった。

NDCには、雑誌記事には付与されない、時代によって分類の粒度が異なるという限界がある。そこで筆者は独自に表4-2に示す詳細分類を設定した。

---

<sup>5</sup> 「テキスト」と「テクスト」は区別して使用している（岩山，2006）。4.1.4も参照。

<sup>6</sup> なお、EAGLES (1996)を参考にし、日本語コーパスを文体面から分類した最近の研究として柏野（2013）がある。

表 4-2 合衆国憲法 TT の詳細内容分類

詳細分類	件数	%
合衆国憲法の解説書	51	46.8
世界憲法集	19	17.4
歴史(米国史)書	11	10.1
米国政治の解説書	10	9.2
合衆国憲法翻訳単独	6	5.5
米国事情	6	5.5
米国の解説書	4	3.7
日本国憲法の解説書	2	1.8

109

これらの指標を用いて分類した結果、合衆国憲法の解説書の本文またはその付録で合衆国憲法の日本語訳を掲載しているものが最も多く、次に世界憲法集、歴史(米国史)書、米国政治の解説書と続いた。合衆国憲法の日本語訳を単独で刊行したものは6件に留まった。このことから、日本語訳が刊行の主目的となっているものは少なく、日本語訳は本文で著者が展開する合衆国憲法の解釈を理解する補助的資料となっていることが推察される。また、合衆国憲法の解説書である場合、その約2割(13/51件)については解説書自体が翻訳であることも本コーパスの特徴として挙げられる。これは、米国の英語読者向けに米国で刊行された解説書を日本語に翻訳して日本人読者に供するものである。このように本研究の分析対象とする目標テキストは、一般に翻訳書といわれるものとは異なり、特殊であることが分かる。

ここで、この特殊性についてもう少し詳しくみておく。通常、日本の出版翻訳においては、翻訳者による入稿から印刷所への入稿までの間に次のような工程を踏む(実川, 2016, p. 95)。

#### 1. 翻訳者による入稿と編集者によるチェック

編集者は翻訳者が納めた原稿(初稿)が翻訳指示書(translation specification) (Munday, 2016, p. 305)の各事項が守られているかをSTと初稿を突き合わせてチェックする。誤字・脱字といった明らかな間違いは修正する。しかし、STの解釈や翻訳者の表現について翻訳者と意見が異なる場合や初稿に疑問点がある場合、編集者は質問リス

トを作成する。最後に、翻訳者に修正指示を加えた初稿を質問リストとともに戻し、再検討を依頼する。

## 2. 翻訳者による初稿のチェック

翻訳者は、編集者や校正者が修正指示を加えた原稿（初稿）を再検討する。修正指示を受け入れるかどうか、受け入れられなければ代案はあるかなど検討し、検討結果を原稿に反映する。反映完了後、編集者と校正者に原稿（再校）を戻す。このステップを何回か繰り返す。

## 3. 編集者と校正者による再校のチェック

編集者と校正者は修正指示が正しく再校に反映されているかをチェックする。問題があれば再度翻訳者に戻し、最終確認をする。

出版社は、自費出版を除き、販売しようとするものが一定の販売数を見込めなければならない。そのために編集者と校閲者といった第三者の積極的な関与を通して印刷所の入稿前の原稿に対し厳格な品質管理を行っているのである。

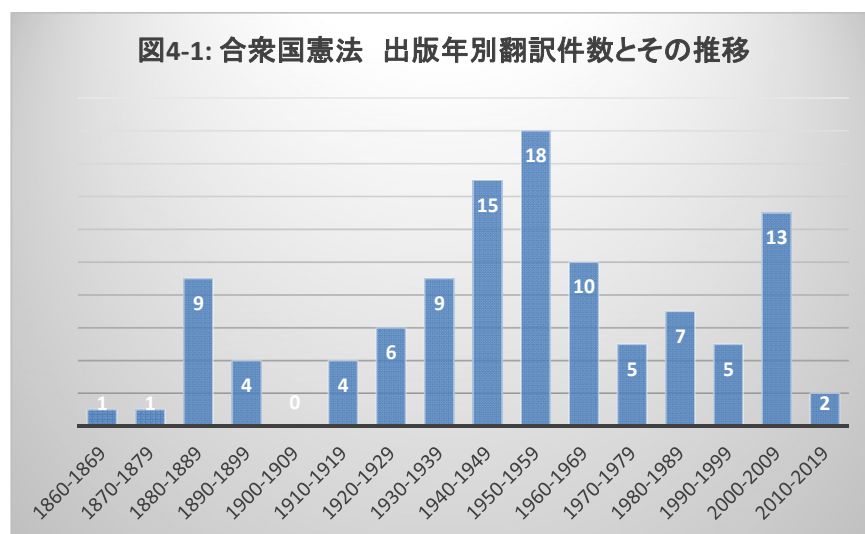
しかし、合衆国憲法の日本語訳については、上記のような編集者と校閲者による原稿への関与は少ないと推測される。第一に、翻訳者の大半は本業が法学者、政治家、弁護士、あるいは政府関係者であり、翻訳を生業としていない（cf. 4.2.3）。本業においてすでに名を博していた名士や知識層が翻訳したことが、人々の関心を引き、その本の購入動機となる可能性がある。第二に、本業の中で最も多かった大学教員の場合、自著を業績のために出版することがあるからである（「なぜ大学教授が本を出すのか？」, 2016）。この場合、利益追求は最優先されない可能性がある。一例として、第5章で述べるように土橋友四郎の場合、有斐閣は土橋の著作の学問的貢献を優先させ、採算を度外視して、土橋の刊行依頼を受けた（cf. 5.2.2.1）。第二に、前述したとおり合衆国憲法の日本語訳は単独で出版されたものはごく少なく、大半は付録の扱いであった。よって、本文が優れた文章であればそれ自体で販売が見込める。その場合、付録の比重は低い。第三に分析対象とした出版物の一部は、その翻訳を行った大学教員が授業で教科書として用いるものであった。つまり、翻訳者が学生に対してその出版物を教科書として指定すれば一定数の販売点数を見込むことができた（勲, 1999）。以上のことから、本研究の研究対象は、編集者や校閲者による訳文への関与がほとんどないという意味で、通常の出版翻訳とは異なると考える。本研究で分析を

進める際、こうした特徴を念頭に置く必要がある。

なお、自らは翻訳していない場合、著作権の問題を避けるために再翻訳したという反論もありうる（表 2-2 参考）。再翻訳の動機として一理あるが、本研究ではこの立場をとらない。第一に、書誌情報と共に既訳を掲載している、もしくは既訳の書誌情報のみ挙げている合衆国憲法の解説書も存在する。第二に、本研究でいう翻訳とは「単なる言語上の直訳」（Hendry, 2014, p. 87）とは違い、「文脈の解釈を伴う概念」（Hendry, 2014, pp. 87-88 ; cf. 島村, 2001, p. 163）であり、他者の訳では代用できないと考えられる。例えば、最も割合が高い解説書では、翻訳を本文の理解の助けとして掲載している。そのため、本文と連動している必要がある。翻訳者の数だけ翻訳が存在するといわれるゆえんである（別宮, 1983b, pp. 25-27）。なお、憲法の翻訳は起点テキストが国や地方公共団体によるものであれば、著作権は存在しない（著作権法第十三条）。

次に、年次的にみた形式的特徴については次のようなことがいえる。対象とする 109 件（表 4-2）の出版年別件数の分布をみると 1880 年代に大きな山ができて、その後 1900 年代皆無に

なったのを除き、4 件ほどで安定した（表 4-3、図 4-1）。しかし 1920 年代から右肩上がりとなり 1950 年代にピークに達した。1 年刻みでは 1946 年に最



高の 5 件となり、その後いったん低下し一定数を保った。この 1946 年の 5 件は、1945 年が 0 件であったのと比較すると、大きな変化であったといえる。これは、1945 年の 8 月 14 日、日本が「ポツダム宣言」を受諾し無条件降伏し、これを契機に日本に置いて民主化改革が開始したことが影響していると考えられる。

その後は、2000 年代に例外的に大きな山ができたが 2010 年代はこの大きな山の前の時期よりも件数が下がった（表 4-3、図 4-1）。以上の年次的推移をもとに本研究の

対象とする 1853 年から 2019 年を(1) 1853-1909、(2) 1910-1931、(3) 1932-1945/8/14、(4) 1945/8/15-1960、(5) 1961-1997、(6) 1998-2008、(7) 2009-2019 の 7 つの時期に区分した。このうち、(3)と(4)で 1945 年 8 月 14 日を基準にしているのは、先述した第二次世界大戦に関連する歴史的背景を考慮したためである。

出版年	翻訳件数	比率(%)
1860-1869	1	0.9
1870-1879	1	0.9
1880-1889	9	8.3
1890-1899	4	3.7
1900-1909	0	0.0
1910-1919	4	3.7
1920-1929	6	5.5
1930-1939	9	8.3
1940-1949	15	13.8
1950-1959	18	16.5
1960-1969	10	9.2
1970-1979	5	4.6
1980-1989	7	6.4
1990-1999	5	4.6
2000-2009	13	11.9
2010-2019	2	1.8
合計	109	

#### 4.2.3 翻訳者

分析対象の翻訳者とその属性の詳細一覧は補遺 4「表 4-4 合衆国憲法 翻訳者（個人）の属性」、補遺 5「表 4-5 合衆国憲法 翻訳者（組織）の属性」に示している。全体的に見ると、翻訳者（翻訳主体）が個人の場合は、憲法学者を含む法学者が 4 割を占め、次に政治家・弁護士と続き、翻訳を生業とする者は 3 名と少ない。つまり、翻訳を生業とはせず、本業の傍ら翻訳した者が多い。一方、翻訳者（翻訳主体）が組織の場合は約 7 割が政府関係であり、民間組織よりも政府組織が翻訳に積極的に関わっていたことが分かる。

### 4.3 二次文献（パラテキスト）

二次文献としてパラテキスト、その他、歴史書など合衆国憲法の原典、訳文、翻訳者に関連する文献を用いる。パラテキストは、ジュネット（Gérard Genette）（1930-2018）が1987年に自著 *Seuils*（入口）（日本語訳は注7を参照）においてフランス語で発表した文学研究の概念である。専門的には、パラテキストとは「みずからの存在理由を構成する自分以外のもの、すなわちテキストに仕えるように定められた、根本的に他律的で補助的な言説」（Genette, 1987, p. 16; ジュネット, 2001, p. 22）である。ジュネットはこのパラテキストを（1）テキストそのものに付随するペリテキスト、（2）テキストの外に位置するエピテキストの2つに分類した。本研究において前者に相当するのは、序（自序を含む）、前書き、はしがき、緒言、後書き、目次、訳注であり、後者としては書評、広告、翻訳者の伝記、翻訳者に対するインタビュー、翻訳者による他の出版物が挙げられる。パラテキストは、1997年に *Paratexts: The threshold of interpretation*<sup>7</sup>（パラテキスト—解釈の入り口）と題して英語に翻訳されて以来、翻訳研究においても着目されるようになった。中でもパラテキストの重要性を呼びかけた萌芽的論文 Tahir Gürçağlar（2002）以降、翻訳研究の様々な分野で援用された（書籍に限れば、Gil-Bardají, Orero, & Rovira-Esteva, 2012; Pellatt, 2013）。再翻訳研究では Berk Albachten and Tahir Gürçağlar（2019c）が *Perspectives on retranslation*（再翻訳の展望）の副題としてパラテキストを掲げ、「再翻訳の成果物の発信と受容」（p. 4）においてパラテキストが果たす役割に関する研究者の意識の高まりを指摘しているとおりである。

TTの解明に有力な手がかりとなるパラテキストではあるが、本研究の場合、各翻訳者によるパラテキスト的な情報量の差が著しいことが難点である。翻訳者によっては、訳文以外にその出自が不明のものがある。時代が遡るほど、この傾向がある。本研究は、この限界を認識しつつ、パラテキストを二次文献と位置づけ、筆者が現物を確認できたパラテキスト相当の史料・資料<sup>8</sup>を用いて TT を読み解く。このように

---

<sup>7</sup> *Seuils* の冒頭の章は先行して1991年に別の訳者による英訳（ただし部分訳）が刊行されたが、研究論文の大半が全訳のある1997年訳を使用している。邦訳は2001年に和泉涼一による『スイユ』（2001）がある。

<sup>8</sup> 『日本国語大辞典』（2001）は、「史料」を「歴史研究の素材となる文献、遺物、文書、伝承、絵画、建築などの総称」（第7巻, p. 470）と、「資料」を「それを使って何かをするための材料。特に、研究や調査などのもとになる材料」（第7巻, p. 471）とそれぞれ



本研究ではパラテキストをテキストの解明のために用いるが、他方、パラテキスト研究には、パラテキストを一次文献として扱い、パラテキスト自体の解明を目指す研究もある (Batchelor, 2018, p. 168)。本研究においてパラテキストを一次文献ではなく二次文献と位置づけるのは、テキスト資料とテキスト外資料は同列に論じてはならないという第 3 章で述べたトゥーリーの警告に応じたものである。なお、今後、新たに合衆国憲法の翻訳関連の史料・資料が発見される可能性はあるが、本研究の分析対象は 2019 年までに筆者が収集できた史料・資料に留める。

以上みてきた一次文献と二次文献は次のような関係がある。再翻訳をヴォイスの局面から捉えることを提唱した Alvstad and Assis Rosa (2015) は「翻訳テキストに表出する翻訳者の主観」である「テキスト上のヴォイス」と「翻訳の過程または翻訳テキストに関する翻訳者の思考」である「文脈上のヴォイス」(p. 3) の 2 つのヴォイスを指摘した。一次文献のテキストと二次文献のパラテキストの関係は、この「テキスト上のヴォイス」と「文脈上のヴォイス」の関係に対応するといえる。

#### 4.4 第 4 章まとめ

以上、本章の前半では、本研究のリサーチ・デザインを提示した上で、第一に第 7 章で通時的分析の対象とする翻訳者の選定基準、第二に一次文献と二次文献から構成されるデータの収集方法、第三にデータの分析に用いる 2 つの分析方法について説明した。

本章の後半では、研究対象の概要を示し、ST と TT から成る一次文献、翻訳者、二次文献としてのパラテキストについて説明した。特に一次文献の項 (4.2.2) では、年次的推移をもとに本研究の対象とする 1853 年から 2019 年を 7 つの時期に区分する根拠を示した。次章は、この時期区分に沿って、合衆国憲法の日本語訳の変遷 (1853-2019) を主としてパラテキストを用いて歴史的に考察する。

---

定義している。本研究では、一般の図書館での各用語の使用状況を踏まえ、「資料」を歴史資料 (史料) を含む総称と捉える。以降、歴史的側面を強調する場合に「史料」を用い、それ以外は「資料」を用いることとする。

## 第2部 本論

### 第5章 合衆国憲法の日本語訳の変遷（1853-2019）：パラテキストの分析

本章では、合衆国憲法が誰により、何の理由・動機あるいは目的で、どのような経緯で日本語に翻訳されてきたかを第4章に示した合衆国憲法日本語訳の件数の年次推移（4.2.2）に照らし、日本の憲法状況と日米関係の2つを射程に入れて論じる。以降、合衆国憲法日本語訳の件数の年次推移をもとに筆者が設定した時期区分に沿って（表5-1）、パラテキストを手がかりにしつつ、福沢諭吉訳（1866）から丸田隆訳（2019）に至る日本語訳を対象に検討を加えていく。本研究では第4章にあるとおり、109件分のデータを収集したが、本章で詳細に検討するのは全体の4割にあたる43件である。

ここで本研究の研究課題（1.2.3 参照）である翻訳の理由・動機以外に翻訳の目的も考慮したのは、翻訳の目的のみが示されることがあるためである。翻訳者にとって、翻訳を行う目的は翻訳するに至った理由・動機と関係が深い。一般的に用いられる「動機」の辞書上の語義は、『日本国語大辞典』（2001）によれば「人が意志を決めたり、行動を起こしたりする直接の原因、または目的」（第9巻, p.923）であり、目的とは必ずしも一致しない。したがって、ある翻訳者と別の翻訳者が翻訳の目的を共有したとしても、個々の翻訳者に内在する翻訳の動機は異なりうる。自律的な翻訳が多くみられる合衆国憲法の日本語への翻訳に限ってみれば、まず翻訳の動機があって、翻訳者の翻訳意欲が生まれ、翻訳者は翻訳の目的を達成するべく翻訳を行うものと考えられる。つまり、理由・動機は目的に先行する。本章では、このような翻訳の理由・動機と翻訳の目的の関係に注意を払うこととする。

さらに注意すべき点に、これから検討する合衆国憲法日本語訳の中には、翻訳の理由・動機および目的以前に翻訳について言及しないものもある点がある。その場合は翻訳を収録した著書の出版の理由・動機あるいは目的を記す。それが翻訳の理由・動機あるいは目的と何らかの関係があると考えられるためである。

なお、本章で触れる諸事項の詳細を整理したもの（「合衆国憲法日本語訳 年表」、「合衆国憲法 日本語翻訳者 生没年グラフ（生年順）」、「表4-1 合衆国憲法 TT 書誌情報・形式的特徴・内容的特徴」、「表4-4 合衆国憲法 翻訳者（個人）の属性」、

「表 4-5 合衆国憲法 翻訳者（組織）の属性」は補遺として示した。

表 5-1: 合衆国憲法日本語訳の歴史の時期区分、日米関係、日本の憲法の関係

合衆国憲法日本語訳史 (1853-2019)			日米関係史		日本の憲法		
第二次世界大戦前	1	<b>合衆国憲法日本語訳の黎明期</b> ・Constitutionの訳語定着の導入期(1853-1880) ・大日本帝国憲法制定前後の隆盛期(1881-1894) ・翻訳中断の衰退期(1895-1909)	1853-1909	戦前の友好関係	1853-1905	なし 政体書	1868 発布 1889 公布 1890 施行
	2	<b>第二次世界大戦前の安定期</b> ・米国での翻訳展開期(1910-1920) ・日本国内での翻訳再開期(1921-1931)	1910-1931	協調と対抗の交錯する関係	1906-1931	大日本帝国憲法	
	3	<b>戦時体制下の停滞期</b>	1932-1945/8/14	敵対関係	1932-1945		
第二次世界大戦後	4	<b>第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期</b> ・日本国憲法の準備期(1945/8/15-1947/5/3) ・日本国憲法の定着期(1947/5/4-1960) ・在米日系人社会において翻訳ニーズの高まる1950年代	1945/8/15-1960	戦後の友好関係	1946-1972	日本国憲法	1946/11/3 公布 1947/5/3 施行
	5	<b>日米新安保条約調印後の低位安定期</b>	1961-1997	摩擦を含む両義的な同盟関係	1973-2000		
	6	<b>翻訳の多様化期</b>	1998-2008	成熟する強固な関係	2001-		
	7	<b>21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期</b>	2009-2019				

筆者作成、ただし日米関係史については五百旗頭（2008b, p. 338）を元にした。

### 5.1. 第 1 期 合衆国憲法日本語訳の黎明期（1853-1909）

一般的に親密的な日米関係が形成された第 1 期は、合衆国憲法の日本語訳の黎明期といえる。ペリー来航（1853）以来、日本では米国という異国に対し好奇心を抱き（加藤，2008，p. 248；西川，2016，pp. 100-105）、米国に関する情報収集に努めた状況があった。一方、江戸幕府の崩壊とともに成立した明治政府は、欧米の近代科学の導入を推進する一方で、欧米の法典に関する知識を習得し、その政治組織の基本原理を取り入れることにより国家行政組織の整備に着手した。やがて政府の命により伊藤博文を中心に大日本帝国憲法が起草され（日比谷図書文化館特別研究室，2015，p. 8）、1890 年に公布となった。しかし、この憲法はドイツ法の影響を強く受けたものであり、ドイツ法とは異なる米国の法体制は当時の日本のモデルには採用されなかった。

以下、このような背景を念頭に置き、第 1 期を合衆国憲法の存在さえあまり知られていなかった導入期、合衆国憲法の翻訳が盛んであった隆盛期、ドイツ法の優勢となり合衆国憲法の存在が薄かった衰退期の 3 つに分けて検討する。

### 5.1.1. Constitution の訳語定着の導入期（1853-1880）

この時期は、Constitution にあたる日本語が定まっておらず、知識層が訳語を検討している時期であり、合衆国憲法日本語訳の導入期といえる。公式訳「憲法」が定着する以前の合衆国憲法の翻訳者として福沢諭吉と林正明を挙げる。

#### 5.1.1.1. 福沢諭吉

明治期に作家、教育者、翻訳者として活躍した福沢諭吉（1835-1901）は当時最も影響力のある人物の一人であった。事実、幕府の遣米使節の一員として欧米を歴訪した際（1860-1862）に得た知識に基づいて西洋の文化を日本に紹介した『西洋事情』（1866-1870）は発売後、ベストセラーとなった。その販売実数は 15 万部、海賊版を含めれば 20-25 万部であった（福沢，1897）。やさしい文体で分かりやすく、一般の人々にも読みやすかったことが一因であろう。

福沢が『西洋事情』を執筆したねらいは、当時舶来した洋籍の翻訳が「窮理、地理、兵法、航海術」に限られる点を正し、「西洋列国」の「史記、政治、海陸軍、錢貨出納」の四つの実態について「世人」に紹介することにあった。これにより、世人が西洋列国を正しく理解して、相手国を敵視すべきか友敵すべきかを弁別できるようになることを目指したのである（1866a, 小引 一丁～四丁）。

合衆国憲法の日本語訳は『西洋事情』（1866b）に「千七百八十七年議定セル合衆国ノ律例」として掲載された。このように、福沢は原語 Constitution を現在訳語として定着している「憲法」とはせず「律例」（ただし、1箇所は「律令」）とした。<sup>ハット</sup>「律例」は福沢の最初の単行書 *English-Japanese dictionary* 『増訂華英通語』（1860）<sup>1</sup>において law および regulation の訳

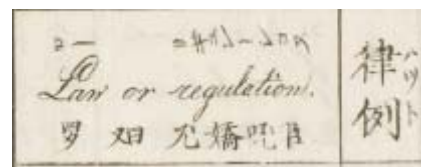


図 5-1: 『増訂華英通語』の「<sup>ハット</sup>律例」  
(慶応義塾大学所蔵)

<sup>1</sup> 福沢は 1860 年の渡米時に購入した『華英通語』に収録された英語の用語の読みと日本語訳を片仮名表記で加えて『増訂華英通語』と題して同年内に出版した（会田，1974，p. 109；富田，1958，pp. 613-614）。

語としても用いられている（図 5-1）。1860 年代当時、福沢が *Constitution* の訳語を「律例」に決定した経緯は不明である。「律例」は「永久不変の根本法」を指す「律」と「時代によって作られる条例」を指す「例」から成る語（『日本国語大辞典』, 2002, 第 13 巻, p. 876）<sup>2</sup>であり、法の構成を示した語である。一方、原語 *constitution* は動詞 *constitute* の名詞形であり、組み立てる、構成することを意味するラテン語の動詞原形 *constituere* の過去分詞 *constitutus* に由来する。したがって、原語の意味するところと「律例」とは乖離している。『西洋事情』はベストセラーになったが、「律例」は *Constitution* の訳語として定着しなかった。実際、合衆国憲法日本語訳の中で *Constitution* を「律例」としたのは唯一福沢訳であり、福沢自身が自著で「律例」を使用したのも合衆国憲法訳に留まった。また、福沢自身も以降は憲法の訳語が公定用語となる以前から（5.1.1.2 参照）、*Constitution* の訳語に「憲法」を使用した。

福沢訳に続く日本語訳に歴史学者久米邦武と通訳畠山義成による共同翻訳がある。これは、二人が岩倉使節団の欧米歴訪（1871-73）中の米国滞在時に共同で行った翻訳である。久米は自身が編集した『米欧回覧実記』ではこの翻訳について触れていないが、二人に同行した木戸孝允が 1872 年 3 月 15 日の日記にこの共同翻訳について「杉浦弘蔵〔畠山義成の変名〕を訪ひ当節本譯（ママ）する当国〔米国を指す〕の政体書を一見す」（妻木, 1932, p. 162, [角括弧内は引用者による補足]）と書いている。この政体書の「政体」という用語は *Constitution* の訳語であり今日でいう憲法を意味した（衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会, 2003a, p. 6）。つまり、1872 年時点でも *Constitution* の訳語には揺れがあった。

#### 5.1.1.2 林正明

政治評論家の林正明（1847-1885）の手になる日本語訳『合衆国憲法』が刊行されたのは 1873 年のことであった。福沢の弟子の一人であった熊本藩出身の林は慶應義塾大学の前身慶應義塾で学問的優秀さを発揮し、1870 年 22 歳で熊本藩の資金を得て米国で 3 年間学んだ（坂井, 1984）。1872 年 7 月に帰国後、同年 8 月司法省役人を任ぜられた。その後、10 月に、<sup>だじょうかん</sup>太政官（現在の内閣府）正院翻訳局に在任、1874 年には大蔵省に在任している<sup>3</sup>。これらの官職に在職時に林は米国と英国の憲法を含む、

<sup>2</sup> 同辞書の「律例」の用例文には合衆国憲法前文の福沢訳が採用されている。

<sup>3</sup> 林正明の生涯については判明していないことも多く、就任月は不明である（水野, 1983,

西洋の主要法律文書を次々と翻訳した（水野，1983，pp. 41-42）。このうち合衆国憲法を林が翻訳した動機は、第一に、欧米列強の継続的な成長の源泉は、日本には存在しなかった憲法を基礎とする政治制度にあると林が考えていたことにある（林，1873，1-2丁）。林の理解によれば、米国は立法、行政、司法の三権分立制度を有する唯一の国であり、この三権分立によって米国は国としての秩序を維持していた。このため、林は、この三権分立を定めた合衆国憲法を翻訳することを思い立ったのである。第二の動機は米国での留学経験であり、この経験が翻訳の意欲を高めた。林の究極的な願いは憲法研究が一つの研究分野として確立されることであった。

福沢も林も憲法が日本の近代化に不可欠と認識していた。しかし、二人の合衆国憲法訳は目的が異なる。福沢の場合、合衆国で見聞した知識と洋書から得た知識を総合し、一般の人々に合衆国の実像を正しく理解してもらうことを目的とした。つまり、福沢訳は啓蒙書の位置づけである。林の場合、序が漢語で書かれている<sup>4</sup>ことから推察されるように、政治家、研究者といった知識層を読者とし、日本が欧米列強に比肩する継続的な成長を遂げるには、成長の拠り所となるそれら諸国の憲法理解が必須との考えにある。さらには憲法研究を研究分野として確立することを願った。こうした目的には *Constitution* の訳語は立憲的意味を持つ「憲法」がふさわしいと考えた。林は、仏語の *Constitution* の訳語に「憲法」を採用した箕作麟祥とともに、1882年頃から公定用語として使用された「憲法」の先例を作った（小嶋，1987，pp. 1-4；佐藤，2002，p. 5）。

#### 5.1.2. 大日本帝国憲法制定前後の隆盛期（1881-1894）

福沢訳と林訳の発表後、しばらく次の翻訳は出なかった。しかし、合衆国憲法への関心の高まりからか、元老院訳（1881）を皮切りに翻訳が続けざまに発表された。こうして合衆国憲法日本語訳の出版件数は1880年代に最初のピークを迎える。

日本は明治初期には米国に自国のモデルを見出し、研究者が多数米国に留学し、のちに日本社会を主導する立場に立った。この頃、伊藤博文も合衆国憲法の解説書を座

---

p. 37)。ただし、『合衆国憲法』の表紙には「明治六年孟春」（1873年）とあり、序には「明治壬申秋九月重陽日」（1872年）とある。このことから、林は、司法省か太政官正院に在職中に合衆国憲法を翻訳したことが分かる。

<sup>4</sup> この訳出には宮崎聖子氏の支援を得た。

右の銘とした（金子，1937，p.72）。しかし、明治の中頃には、政府は米国よりも長い歴史を有するドイツの立憲君主制を模範として仰ぐようになり、枢密院での憲法草案審議では立憲君主制に基づく憲法草案が採択された。一方、市民は米国や英国にみられる西欧民主主義を希求し、民権論者を支持した（家永，2005，p.4）。民権論者の憲法草案は憲法草案審議において採用されなかったが、人々は西欧民主主義の代表的な憲法である合衆国憲法について理解したいという欲求を持ち続けた。それは間断ない米国の合衆国憲法日本語訳の刊行と多くの翻訳者の輩出に表れている。翻訳者の内訳は、政府、政治家、出版人、医者、学者と多様である。以下、各翻訳者の翻訳の理由・動機、各翻訳の目的を検討していく。

#### 5.1.2.1. 元老院と衆議院事務局

1881年に元老院は米国を含む西洋諸国の憲法集『各国憲法類纂』を参考資料として編纂し、各憲法の日本語訳を立法権、行政権などテーマ別に掲載した。『各国憲法類纂』（1881）には出版の目的が書かれていないが、次に元老院が刊行した『亜米利加合衆国憲法』（1888）は目的を記している。その目的とは、合衆国憲法を簡易に解説し、後進の学者のために合衆国憲法の「摸稜」、つまり曖昧な点を説明することによって、合衆国憲法に準じて組織されたアメリカ政府の働きについて明らかにすることにあつた（吉田・ランマン，1888，p.1）。同書は吉田清成駐米公使が口授、吉田の秘書チャールス・ランマンが筆記を担当し<sup>5</sup>、それを高良二（1847-1921）が翻訳し、金井之恭が校閲したものである。翻訳を担当した高良二は、1885年に外務省繙訳局少書記官に任ぜられていた（「繙訳局」，1885；「繙訳局設置」，1885）からであろう。

この時期の別の政府訳として衆議院事務局訳（1894）がある。衆議院から許可を得て同訳を「転載」した2冊の法学の教科書の序によれば、同書自体の出版の目的は、帝国議員に配布することにあつた（バルジェス，1908<sup>6</sup>；東京専門学校，1897）。つまり、一般の人々は対象読者に含まれていない。

チャールスランマン

<sup>5</sup> ただし、吉田の序には「米人查爾斯蘭曼編成此書」（吉田・ランマン，1888，序，p.1）とある。

<sup>6</sup> 高田早苗と吉田己之助はバージェス（J.W. Burgess）の *Political science and comparative constitutional law*（政治学と比較憲法学，邦題『比較憲法論』）を翻訳し、付録に合衆国憲法の衆議院訳を付し、早稲田大学出版部から刊行した。なお、出版当時は著者名をバージェスではなくバルジェスと表記していた。

#### 5.1.2.2. 『東京輿論新誌』と『嚶鳴雑誌』

1881年、政治に関する輿論を社会一般に広め、啓蒙することを目的とした政論雑誌『東京輿論新誌』が匿名による合衆国憲法日本語訳を連載した(25-28, 31-35, 37-38号)。1882年には、別の政論雑誌『嚶鳴雑誌』(やがて『東京輿論新誌』に統合)が政治家肥塚龍(1848-1920)による日本語訳を掲載した(38-39号)。

これら2誌は同系統の雑誌でありながら、合衆国憲法日本語訳については読者に対する翻訳者の姿勢に違いがある。『嚶鳴雑誌』の肥塚は訳文のみを提示したが、『東京輿論新誌』の匿名訳者は読者に直接語りかけた。例えば、27号では、連邦政府と州政府の違いに注意するよう読者に促し、合衆国憲法を読む際に注意すべき点を伝えた。また、31号では、編集部を通してではあるが、読者に対して、締切りまでに翻訳を完成できなかったことを「罪」と呼び、前号で不掲載となったことを詫言った。一方、肥塚が読者と没交渉であった要因は肥塚の知名度の高さにあろう。民権運動の立役者として改進黨の演説集会で頻繁に演説を行った肥塚は、人々が日常的に触れる知識人であった。よって誌上に「肥塚龍訳述」と記すことで肥塚訳は読者の関心を喚起しえたのである。

#### 5.1.2.3. 古屋宗作

古屋宗作(1848-1902)は政界で活躍した演説家として知られている。『京都日日新聞』編集長、大阪府会議員を務め、後に脱党するが一時期、立憲改進黨黨員であった。また、肥塚同様、民権運動に参加した。1887年、自ら収集し、和訳してきたヨーロッパ12か国、米国、ハワイの憲法を『憲法彙纂』と題して1冊にまとめ、刊行した。古屋自身は『憲法彙纂』の出版目的を記していない。それは、校閲を担当した政治家鹿島秀麿の指摘に明らかである。鹿島は、1881年の国会開設の勅諭とまだ日の目を見ない日本の成文憲法に触れ、同書を通して日本の「人民」が西洋の憲法を講究し吟味(「穿鑿」)する必要性を指摘した(1887, 跋, n.p.)のであった。

『憲法彙纂』は成功をおさめ、販売後1カ月以内に完売したため、再版の必要に迫られた(「憲法彙纂」, 1887)。当初、出版社は、先行予約者に複数の私擬憲法案(民間による憲法案)を編纂した冊子を無料配布する計画であったが、出版差止めとなっても予約者は増え続けた(「各国憲法彙纂」, 1887)。いずれも、制定予定の成文憲法



に対する人々の関心の高さを示す。

#### 5.1.2.4. 坪谷善四郎

出版人と同時に政治家でもあった坪谷善四郎（1862-1949）は博文館に入社した1888年から1891年にかけて合衆国憲法の日本語訳を憲法関連書の付録として、すべて博文館から刊行した。坪谷訳も古屋訳と同様の出版目的があった。坪谷は、西洋の立憲主義の文脈で日本の憲法の位置づけを評価し、米国を含む西洋列強の憲法を日本語に翻訳することによって、西洋と日本の法制度にみられる共通点と相違点を明らかにしておくことが必須であると訴えた。違いの一例として日本における天皇と臣民の関係を挙げている。

坪谷の問題意識は憲法の翻訳に留まらず、日本の社会において翻訳が果たす役割にまで及んでいた。そのため、日本が「万国版權同盟」（現代では「ベルヌ同盟」あるいは「万国著作権法同盟」と呼ぶ）に加盟することに反対した。「版權」とは1897年まで一般に用いられていた *copyright* の訳語であり、福沢自身の言明によれば、福沢諭吉による訳語である（1897, pp. 17-18）。この「版權」は1899年の著作権法制定により、現在でいう著作権に取って代わった。1897年当時の坪谷からみて過去30～40年の間に、日本が人文分野において「驚くべき長足進歩」を成し遂げ、閉鎖的な封建国家から列国に肩を並べる立憲政治国家に転換し得たのは「翻譯書の力」[強調原文]に起因していた。しかし、万国版權同盟の加盟、すなわち、翻訳の自由を「禁止」するベルヌ条約への加入は、翻訳を通じての列国の最新の学術・技芸の習得を困難にし、日本を不利な状況に追い込むとして、国民だけでなく政府もこれに反対する義務があると声高に訴えたのだ<sup>7</sup>（坪谷, 1897）。元来、日本は他国との不平等条約締結の交換条件としてベルヌ条約加入を約束していた（文部省, 1975）ため、加入は不可避であった。政府も国内法を整備し、加入を準備していた。一方、坪谷は、版權保護を定めた版權条例（1887）を改正し版權法を定めるべきではないと寄稿し（坪谷, 1890a, 1890b）、版權法の下では、原書の版權所有者の承認を得ずにその翻訳書を発表すれば、偽版扱いとなると指摘した。

---

<sup>7</sup> 日本は1899年にベルヌ条約に加入した。その後の条約の経緯については宮田（2017）を参照。なお、憲法その他の法令には著作権がないため（著作権法第13条）、合衆国憲法自体の翻訳には著作権の問題は発生しない（4.2.2参照）。

#### 5.1.2.5. 江馬春熙

蘭医であった江馬春熙（1854-1901）は医学書を多数著す傍ら異分野に挑み、『通俗亜米利加史：插画平仮名付』を10回に分けて1890年に出版した。同書を著した理由として、江馬は緒言で日本が欧米から学ぶことの意義を説いている。欧米の国々がたどった発展の来歴を知ることは日本にとって大きな心得となり、利益となり、ひいては日本の文明開化を促進すると説明している。このための翻訳書が多数出ているものの、「普通の俗民女子供丁稚子僧の類」（10巻，p.3）にも読めるように書かれた書物は従来なかった。

江馬はこうした「普通の俗民」が楽しみ半分に読めるよう、一般の人々に分かりやすい文体（通俗文体）を用い、漢字に振り仮名を付し、挿絵を加えて同書を編んだという。付録の合衆国憲法日本語訳は、挿絵も振り仮名もないが、本文と同様、漢字平仮名混じりを採用し、平仮名は変体仮名を用いている。これは、当時広く読まれた一般紙『朝日新聞』と『読売新聞』と同様のスタイルである。『読売新聞』紙上の『通俗亜米利加史』の書評（山本，1887）は同書の読みやすさを強調しており、この意味で同書は江馬が意図した目的を果たした。

#### 5.1.2.6. 人見一太郎

評論家であり実業家であった人見一太郎（1865-1924）は、ブライス（James Bryce）の *The American commonwealth*（アメリカ共和国）（1888）全3巻を翻訳し1890年に『平民政治』と題して出版した。合衆国憲法の日本語訳はその付録として掲載された。

人見が同書を出版したのは、当時の政情を危ぶんだためであった。緒言で以下のように述べる。自分の才能を謙遜し、「文字に嫻ハす、短才、薄識豈に敢て大家の著を訳するの任に当らんや」（人見，1890，pp.3-4）（文字をよく知らず、鈍才で知識も乏しいにも関わらず、なぜ大家の著書を訳すという任務を引き受けるのかの意）と自問しつつも、自由民権、自由主義といった考えが減退しつつあった当時の政治の実情を目の当たりにして、この「大業」を引き受けずにはいられず果敢に取り組んだ。

### 5.1.3. 翻訳中断の衰退期（1895-1909）

1895年から1900年代までの時期、日本語訳の日本国内での出版は一転して途絶えた。この原因は複数考えられる。一つは1895年頃から、国際環境の激変、日本のアジア大陸への進出などにより日本が米国との協調路線を維持することが徐々に困難になったこと（簗原・高原・村井，2008，pp. 54-55）である。また別の原因として、1895年のポーツマス条約締結後から1910年代まで日本の関心は満州や朝鮮進出にあったことも関係していよう。

### 5.1.4. 第1期小括

福沢諭吉が合衆国憲法の存在を一般市民にも広め、*Constitution* の訳語として「憲法」が定着すると、日本の成文憲法の制定準備、また、民間での民権運動の高まりを背景に、合衆国憲法の翻訳熱は高まり、肥塚龍といった政界で活躍する人々、そして当時の言論界で地位を占めていた古屋宗作、坪谷善四郎を中心に合衆国憲法は間断なく日本語に翻訳された。

大日本帝国憲法制定前後から日本政府および研究者の合衆国憲法に対する関心は相対的に薄れた（浮田，1926）が、民間では合衆国憲法に対する関心は持続し、坪谷善四郎、人見一太郎らにより翻訳は継続された。その要因の一つは、合衆国憲法が、一般の人々の支持する民権主義に近いからであろう。また政府側でも衆議院事務局が帝国議員への配布資料として合衆国憲法を邦訳した。以上のように既訳は蓄積されていったが、翻訳者の目的は、庶民の啓蒙から自国の憲法との比較などそれぞれ異なっていた。

## 5.2. 第2期 第二次世界大戦前の安定期（1910-1931）

### 5.2.1. 米国での翻訳展開期（1910-1920）

日本では依然合衆国憲法日本語訳の新訳が発表されない状況が続いていた。しかし、米国では、殊にカリフォルニア州（加州）で、次第に増加する在米日本人<sup>8</sup>の参考資料として年鑑に掲載する形で毎年刊行された。これらの日本語訳は米国で発行

---

<sup>8</sup> 本研究では *Japanese in the United States* に「在米日本人」を、*Japanese Americans* に「在米日系人」を使う。

された初めての合衆国憲法日本語訳と目される。

#### 5.2.1.1. 日米新聞社『日米年鑑』

最初の翻訳は、日米新聞社による『日米年鑑』第7号（1910）に収録されたものである。『日米年鑑』とは、サンフランシスコに本社を置く日米新聞社が在米日系人の米国定住の促進のために（Niiya & Japanese American National Museum, 2001, p. 300）、1905年から1918年まで刊行<sup>9</sup>した年鑑<sup>10</sup>である。内容は日米関係史、加州日米人調査結果、米国情勢要覧、日米貿易、合衆国諸法律、在米日本人住所録と多岐にわたる。うち、合衆国憲法については1910年からその翻訳が追加された。同年鑑はこの翻訳の目的を明らかにしていないが、在米日本人に高い法的知識が必要という判断があったものと考えられる。なぜなら、第一に、差別的待遇は憲法の定める基本的人権に反することを他者に説明できる能力が必要だったからである。第二に、合衆国憲法は永住を選択した在米日本人に遵守が義務付けられるからである。この場合の翻訳の目的は情報提供（informative）ではなく、規定の提示（prescriptive）（Cao, 2007, p. 10）である。つまり、日本国内の翻訳とは、合衆国憲法訳の伝達目的が異なっていた。

日系人に対する差別は日系人を対象とする差別法<sup>11</sup>の制定に伴い激化した。この日系人に対する差別を阻止するはずの合衆国憲法に謳われている平等と自由の原則は、市民権を得る資格を有していなかった一世には、差別法があるために、当時適用されなかった。背景は不明であるが、『日米年鑑』の合衆国憲法の掲載は長くは続かず、やがて不掲載となり、年鑑自体も廃刊となった。

#### 5.2.1.2. 北米時事社『北米年鑑』

シアトルに本社を置く北米時事社の『北米年鑑』も『日米年鑑』と同様の歴史をたどった。『北米年鑑』とは、米国人が在米日本人に対して持っている誤解を解き、日米の親善を促進する目的で、在米日本人がまず自分たちが北米でどのように「発展」してきたか、その「真相」を把握しておくために（1910、発刊の趣旨, n.p.）、1910年

---

<sup>9</sup> 第1号から第4号までは、『在米日本人年鑑』と称した。

<sup>10</sup> 国立国会図書館の資料種別では図書であり、雑誌ではない。

<sup>11</sup> 土地法など一連の法があるが、代表的なものは排日移民法（Immigration Act of 1924; Johnson-Reed Act; Japanese Exclusion Act; Exclusion Act of 1924）である。

から 1920 年まで刊行された年鑑<sup>12</sup>である。『北米年鑑』は 1911 年から 1916 年まで合衆国憲法の日本語訳を掲載した。その理由は同年鑑でも明らかにしていない。

### 5.2.1.3. 根来源之

最後にカリフォルニア大学バークレー校で法学学位を取得し、米国で弁護士となった一世の根来源之 (1875-1939) について触れる。根来は自著『米国憲法論』(1914) において条文ごとに自身による日本語訳とふんだんな注釈を付けた。同書は「真摯なる日米問題の研究者と世界的帝国の建設を理想とする政治家及哲学者」にもまして、日米間の平和の架け橋となる（「日米の平和的連鎖たる」）若いハワイ生まれの日本人に捧げたものである（根来, 1914, n.p.）。このように根来の関心が在米日本人に向かっていたことは、ハワイの日本人の賃金について書物を著し、ハワイの法規類集を出したこと、賃上げと労働環境改善を求めるハワイの日本人労働者の労働運動を指揮したことにも表れている。

『米国憲法論』の緒言で根来は模範憲法である合衆国憲法の卓越性について根拠を提示しながら論じている。その最適な例が連邦制度を維持しつつ地方自治権も保全する仕組み、そして人権保障である。大日本帝国憲法をほのめかしつつ、成文憲法であっても主権の行動の範囲を規定するのみで人権に一切の保障を与えない憲法は真の憲法ではないと説得力をもって語っている。緒言の末尾では、米国を知る必要性が高いにも関わらず、米国の国家組織について理解する日本人が少ないことを挙げ、日米外交の将来に深い懸念を表明した。こうした理解不足が意図せぬ誤解を生み、日本人とアメリカ人の間の亀裂に発展する可能性を予見したのである。最悪の場合、日本人はアメリカ人に対して敵対心を抱くようになる（根来, 1914, p. 6）とした。

### 5.2.2. 日本国内での翻訳再開期 (1921-1931)

この頃の日米関係は、ワシントン海軍軍縮会議（ワシントン会議）(1921-1922) により確立した国際秩序により規定された。ワシントン会議の論点の中心は海軍軍縮、太平洋問題、極東問題であったが、いずれも悪化していた日米関係を改善する方向に決まり、友好関係を保つ岐路を開いた（Aruga, 1994）。

---

<sup>12</sup> 国立国会図書館の資料種別では図書であり、雑誌ではない。

こうした国際秩序の変化が影響してか、この頃合衆国憲法の日本語訳の出版が日本で再開した。まず、大石熊吉が1922年に合衆国憲法の基本書を邦訳し出版した。次に衆議院事務局が1924年に前訳(1894)から30年ぶりに新訳を発表した。その後、学問と実践を統合する2名の法学者、土橋友四郎と藤井新一が各自、合衆国憲法を日本語に翻訳する。法律の実用面に通じていたが、理論的背景を必ずしも備えていない演説家や政治家にとって代わる翻訳者たちである。さらに第2期の最終年の1931年には日本における「米国研究の父」とされる高木八尺が自らの合衆国憲法訳を発表する。以下、土橋友四郎、藤井新一、高木八尺の3名を先に検討し、その後残りの翻訳者4名についてその翻訳の理由・動機や目的を検討していく。

#### 5.2.2.1. 土橋友四郎

土橋友四郎(1888-1971)は日本と台湾で憲法行政法を講じた憲法学者である。東京大学卒業後、一旦は官庁に入るが、ほどなく官職を退き、執筆に専念し1925年に大日本帝国憲法と世界の憲法を比較し1冊の本にまとめた。この『世界各国憲法：日本憲法比較対照』は2部構成であり、前半は大日本帝国憲法と世界19か国の憲法との条文単位の比較検討、後半はこれらの憲法の全訳である。全体で1500頁余りの大著である。土橋の第一の研究目的は大日本帝国憲法の各条の実質的内容を各国憲法の条文と対比させることにより、日本に「特有の精神を存する」(自序, p.8)日本の憲法の特質を「闡明」(p.9)することにあつた。第二に、実務、研究において憲法の比較検討に資するためであつた(凡例, p.1)。これらの研究目的は出版目的であるともいえる。

土橋は翻訳に誤謬なしと自信が持てるまで原稿を見直した。また、関東大震災による紙不足と原稿焼失に遭っても諦めず、焼失分の原稿を書き直した。有斐閣もこれに応え、土橋の著作の学問的貢献を優先させ、採算を度外視して、土橋の刊行依頼を受けた(自序, p.10)。この大著の出版は、土橋の以上のような熱意により実現したものであつた。

#### 5.2.2.2. 藤井新一

憲法学者かつワシントン会議(1921-1922)の通訳として知られる藤井新一(1892-1971)は1914年に早稲田大学を卒業後、渡米し小学校から入り直し大学院まで進ん

だ（武藤，1953，p. 467）。帰国後は母校で教鞭を執った。

『米国憲法論』（1926）は藤井の最初の著書である。合衆国憲法の日本語訳は本文の第2章「連邦憲法」にある。この本の執筆のねらいは日米間の関係改善にあった。米国で日常的に遭遇する日米間の衝突を憂慮していた（1926，p. iii）藤井は、「吾人日本人」が「平和なる生活の第一歩」として隣国米国を知り、理解することによって日米の円満な関係が持続し発展することを望んだ（1926，p. iv）。この希望を果たすため、合衆国憲法の成立経緯の観点から米国政治を説明しつつ、米国民が自国の理想を実現する仕組みを丹念に追ったのである。この意味で、同書は学術書であり、啓蒙書であった（1926，p. iv）。

藤井は『米国憲法論』の出版後も、合衆国憲法をテーマとした書物を複数著した。ソープ（Francis Newton Thorpe）の *The essentials of American constitutional law*（アメリカ合衆国憲法のエッセンス）（1917）を底本とした2冊目『アメリカ合衆国憲法原理』（1931）は藤井にとり他人による合衆国憲法の研究書の初めての翻訳書である。一般の日本人が米国の憲法政治に無関心であることを懸念していた藤井は、一般の読者層に向けて同書を翻訳したのであった。同訳書も原書にならい、付録に合衆国憲法日本語訳を付した。

第2期に続き、第3期には藤井は合衆国憲法の日本語訳を掲載した著書を集中的に出版した（1934，1935，1936，1938，1939）。なお、1938年、1939年の著作は、著者名が富久華編集部とあるが、補遺の「合衆国憲法日本語訳 年表」の注に示す理由により本研究では藤井訳とみなした。

### 5.2.2.3. 高木八尺

アメリカ研究の父として知られる政治学者の高木八尺（1889-1984）は東京大学において助教授を務める傍ら、1931年、米国政治史の入門書『米国政治史序説』を著した。高木は「序」の冒頭で、合衆国憲法と米国政治を研究する上で合衆国憲法の歴史的背景を理解することの重要性を強調した（1931，p. 1）。また、日本は米国とは異なる独特の伝統と環境を有するゆえに、日本のアメリカ研究にとってその史的考察がいかに必要かを説いた。高木は、参考の便として同書の付録に自身の合衆国憲法日本語訳を収録した。この翻訳について高木自身は謙虚であり、同大学の美濃部達吉（5.4.2.1 参照）、高柳賢三両教授、宮沢俊義助教授の名を挙げ、翻訳に際しての支援

に対し謝意を表し (1931, p. 3)、すべて独力で翻訳したのではないと強調している。また、この翻訳に対する他者の指摘を歓迎し「邦訳の確定を見るに至らんことを願はざるを得ない」(1931, p. 3) とした。

#### 5.2.2.4. 大石熊吉

大石熊吉 (1864-1945) は 1922 年、コーウィン (Edward S. Corwin) による合衆国憲法の注釈書 *The Constitution and what it means today* (憲法とその現代的意味) (1920) を邦訳し『米國憲法要論』と題して出版した。プリンストン大学出版局によれば ("Edward S. Corwin's Constitution and what it means today", n.d.)、コーウィンは当時、合衆国憲法の権威とされるプリンストン大学の法律学の教授であった。同訳本は、合衆国憲法の条文の日本語訳も含むものである。翻訳の動機は、欧米列国がデモクラシー<sup>13</sup>を志向していることに鑑み日本もデモクラシーを追求すべきという自らの考えにあった (1922, 訳者自序)。合衆国憲法は「国民主権主義、三権分立主義、自由平等主義」という民主主義、つまり、大石のいう「デモクラシー」の基本的特徴を兼ね備えており、日本の憲法が模範とすべき憲法であるとし、日本の人々は米国をよりよく知る必要があると訴えた。大石はこのことを「世界的勢力たる合衆国憲法の何ものたるかを理解し、併せて其の背面に横はれる彼等米国人の政治的理想を知悉することは、我が国民にとって最も必要であり且つ興味あることであると思ふ」(1922, p. 2) と表現した。

#### 5.2.2.5. 大山卯次郎

法学博士の大山卯次郎 (1870-1939) は 1915 年ロサンゼルスに日本国領事館を開設し、副領事を務め (在ロサンゼルス日本国総領事館, 2015)、1923-1925 年には第 6 代サンフランシスコ総領事 (在サンフランシスコ日本国総領事館, 2018) の任にあった。米国在勤中、数多くの政治問題に遭遇し、その都度研究した経験を活かして、帰国後の 1930 年『米国の政治組織及其活動』を著した (大山, 1930, 序)。大山の合衆国憲法の日本語訳は付録に収録されている。同書は、大山がその都度行った米国政治に関する研究成果の要旨に当時の最新の米国の政治事情を補足して、それに対して評論

---

<sup>13</sup> 大石が *democracy* の訳語に漢語 (e.g., 民主主義) を用いなかったのは、音訳のデモクラシーと漢語の民主主義にはニュアンスの差異があるためと考えられる (赤坂, 2017)。



を加えたものであった。大山が同書を出版したのは「米国の政治組織とその活動」の概要を示し、「多くの重要な政治上の実際問題」を網羅することにより、米国研究者の参考になることを目指したためであった（1930, 序）。大山は合衆国憲法の翻訳の目的は示していないが、これが大山の翻訳目的であったと考えられる。

#### 5.2.2.6. 倉持千代

倉持千代（生没年不明）は合衆国憲法の入門書ギートウ・ウェブスター（William Backus Guitteau & Hanson Hart Webster）著 *The Constitution of the United States: Its origin, meaning and application*（合衆国憲法：その起源、意味、適用）（1926）を翻訳し『米国憲法史』（1929）として有斐閣から出版した。訳書では条文引用部分が倉持の合衆国憲法日本語訳となっている。倉持は序言で翻訳の動機を語っている。第一に、合衆国憲法の史的背景、運用方法などの要旨を簡明に論じた Guitteau and Webster（1926）により、当時の日本が立憲政治的に進歩したことが招いた思想的、経済的な混乱から回復し、日本がその「国民性」と「史的背景」に基づく「独特な発展」を遂げるための糸口を探ることができる考えたことにある。なぜなら、倉持にとって米国は「世界のスター」（n.p.）であり、新興国の模範であったからである。第二の動機は、米国との外交上の折衝の多い日本が、この折衝を成功させるには米国に関する知識の獲得が急務と考えたことにある。

#### 5.2.2.7. 谷越勝太郎

米国では、『日米年鑑』『北米年鑑』の休刊後、法律に関する情報が求められていたが、それに応じたのがロサンゼルス在住の日系人弁護士の谷越勝太郎（1880-1933）であった。谷越は1926年に『米国法律要義』を著し、合衆国憲法の日本語訳と原文を冒頭に掲載した。

谷越は1894年に当時としては最年少の14歳で渡米し、米国の小学校から入り直し1907年ノースウェスタン大学から法学士を授与された（Boddy, 1921, pp. 183-184; 日米新聞社, 1922, p. 626; Southern California Central Association et al., 1935）。1909年にはロサンゼルスで法律事務所を開設し<sup>14</sup>、在米日本人に対する差別撤廃を目指す同

---

<sup>14</sup> 市民権のない一世は正式に弁護士業を営むことができなかつたため実際は顧問弁護士（legal counsel）や法廷通訳として活動した（Honda, n.d., p. 20）。

胞の便宜を図った。「米国羅府地方に活躍せる実業家」の一人として「英語に堪能なる」谷越は在米日本人の権利の法的保護に尽力した。特に差別的なカリフォルニア州外国人土地法の関連で功績があった（「英語に堪能なる谷越勝太郎君」, 1921）。

同書出版の背景には、排日法が次々と制定され、在米日本人の「安定ヲ脅カ」し、その「発展ヲ根底ヨリ覆」(谷越, 1926, p.4) そうとする動きが強まっていたことがある。谷越はこれを耐え難く感じていた。法律の知識の欠如ゆえに、「同胞」が法的に不利を被ることが増えたことも一因である。また、前書刊行以降に改訂された法律、新たに制定された法律、および前書では対象外としていた合衆国憲法等の法律を「摘訳」(p.5) し、同胞向けの参考書を作ることは法律事務所を営む者としての任務と考え、また周囲からも出版を要請されていた。

### 5.2.3. 第2期小括

第2期前期の日米関係の悪化が恐らく影響して、日本において、合衆国憲法の新訳は前期には刊行されなかった。しかし、第2期後期の終盤にワシントン会議での外交交渉により、日米間の緊張が緩和した頃から翻訳活動は再開された。この翻訳者の中には、これまでの政治家、官僚に加え、藤井新一や高木八尺といった研究者も現れた。日本における緊張緩和の一方で、米国社会では反日感情が高まり、日本人に対する集団的差別が存続した。1910年代、在米日本人を読者層とした新聞社は定期的に在米日本人年鑑を刊行した。その多くは法的手続きに必要な合衆国憲法や合衆国帰化法など、在米日本人の日常生活に関わる法律の日本語訳を掲載していた。しかし、これらの年鑑はやがてやむなく廃刊となる。

日本におけるこの時期の翻訳の目的は、大日本国憲法と比較するため、米国を知ることにより日米の関係の改善を図るため、米国という模範国から学び日本の発展のための糸口を探るためなど多岐にわたっていた。米国では、在米日本人の法的ニーズに応えるため合衆国憲法を含め日常生活に関わりのある法律文書が一時期日本語に翻訳された。

### 5.3. 第3期 戦時体制下の停滞期 (1932-1945/8/14)

第3期、日米は総力戦体制下に置かれ、敵対関係にあった。高木八尺や後述する松本重治らは戦争の勃発を阻止しようと努めたが（松本, 1985, pp. 141-142 ; 松本,

1992, pp. 148-149)、日米間の緊張関係は激化した (Hamelin & Dawley, 2010, p. 22)。緊張関係の第一の要因は、在米日本人に対する米国側の差別的待遇の横行であった (服部・簗原, 2008, pp. 95-98)。第二の要因は、日本軍が満州の制覇を企図したことにあった (五百旗頭, 2008a, pp. 143-146)。米国は、1941年12月、日本の真珠湾攻撃により第二次世界大戦に参戦し、1945年8月に日本が無条件降伏するまでの3年8カ月日米は敵国の関係にあった。

戦時中、日本政府は出版部数、出版内容ともに制限した。日常的に検閲を行い、1943年には通常片仮名で表記していた外来語は敵国の言語であることを理由に使用を禁止した (日本雑誌協会・日本書籍出版協会, 出版年不明)。

以上のような日米関係のあり方と国内出版事情の双方が合衆国憲法を日本語に翻訳する意欲を阻害する要因となったと考えられる。戦時中に新しく出版される翻訳本は減少したが、合衆国憲法の日本語訳を掲載した著書も例外ではなかった。実際、1930年代に合衆国憲法の日本語訳を出したのは藤井新一と齋藤敏<sup>15</sup>の2名に留まり、1940年代は藤原守胤、外務省調査部、家永正章、在米日本人会の4点に限られた。特に日本の真珠湾攻撃 (1941年12月) 後は家永の1点になった。以下、藤井については5.2.2.2で考察したため、本節では齋藤敏から順に各自の合衆国憲法の翻訳の背景とその理由・動機あるいは目的を検討していく。

### 5.3.1. 齋藤敏

齋藤敏 (1898-1986) は、1934年、自身が日本大学において担当していた米国政府と米国政治の講義の参考書として、合衆国憲法の条文をその日本語訳とともに引用しながら合衆国憲法と米国政治の主要素を概説した著書を出版した。1940年も同様の趣旨の著書を出した。いずれの著書も合衆国憲法を「なるべく簡潔平易に解説」 (1940, n.p.) することに力点が置かれた。

### 5.3.2. 藤原守胤

藤原守胤 (1901-1977) は1940年最初の主要著書である『アメリカ建国史論』を著した。同書は上巻「大英帝国と植民地自治」と下巻「独立革命と連邦憲法」から成り、

---

<sup>15</sup> 表記は第二次世界大戦前は齋藤敏、戦後は齋藤敏が使用されている。本稿では後者で統一した。

自身による合衆国憲法の翻訳は下巻の巻末に掲載されている。

出版の動機は 2 つある。一つは日本の対外的立場からくるものである。初校の入手日は第二次世界大戦勃発の日であり、索引の完成日は日独伊三国同盟の成立の日であった（藤原，1940，上巻，p.2）という。一般の人々が生活困窮に苦しんでいたこの時期に藤原が學術本を出版した理由は、日本は国際戦略として大東亜共栄圏の確立に邁進している（1940，上巻，p.2）と自身が確信していたことにある。だからこそ藤原は、世界に大海上帝国を建設してきた英国の経験に学ぶこと、太平洋における平和を維持する責任を協同して負う米国について知ることを出版の目的としたのである。

慶應義塾大学法学部卒業後の英国と米国における研究生活からくる知的情熱も執筆の動機である。1930 年に帰国後、藤原は『アメリカ建国史論』の原稿執筆を開始した（東京大学アメリカ研究資料センター，1978，p.3）。研究テーマは英国と米国の法制度は同じ起源をもつにも関わらず、なぜ英国とその植民地で発達した議院内閣制が米国では発展しなかったのかを問うことであった。藤原にとって、この問いを探究することが出版の強い理由であった。この知的情熱は、藤原を研究の道にいざなった恩師の高木八尺の影響もあるだろう。（東京大学アメリカ研究資料センター，1978，pp. 1-2）。

これ以降、第二次世界大戦の終結まで、物資・資金不足とそれぞれ検閲課を有する内務省・警視庁の検閲（cf. 日本雑誌協会・日本書籍出版協会，出版年不明）が恐らく原因となって、合衆国憲法の日本語訳を掲載した書籍は外務省調査部（1942）と家永正章（1943）のみとなった。

### 5.3.3. 外務省調査部

外務省調査部の翻訳とは、『世界秩序に関する米英の意図（平和機構案の概要）』と題する書物に収録されたものである。同書は、1 章を除き当時外務省囑託であった乾精末（1883-1967）により執筆された（外務省調査部，1942，序）。同書の目的は「第二次世界大戦後の新しい世界秩序に関する研究に資するために、米英において提唱されている新しい世界秩序の構想を説明する」（外務省調査部，1942，序，[強調引用者]）ことであった。序に続く緒言は、「現今世界に漲る戦雲は、正しく国際平和機構に欠陥があつた事、将又如何に其の平和機構が現実に則せなかつたかを雄弁に立証

して居ると云い得る」(p. 1) と説得力ある一文で始まる。日本が戦争に突入している最中、政府刊行物がこのような見解を示したことは驚くべきことである。だが、1943年後半には厭戦思想が取り締まりの対象(内閣情報局第二部放送課, 1944, 内川(1975, pp. 510-511) の引用による)となった。このような構想を発表することに限界がきていたことが分かる。

付録の資料を収集したのは外務省調査部だが、米英の平和機構案の解説を嘱託の法学博士である乾に依頼した理由は書かれていない。しかし、乾の経歴を見ると、外務省が乾に依頼した経緯が見えてくる。乾であれば、外務省が当時模索していた世界機構案に詳しいと判断したのであろう。若い時に関西学院大学やミシガン大学に学んだ乾は平和運動に目覚め、第一次世界大戦後、世界を回り平和講演をし続けていた(井上・高橋・比留井, 2005)。乾は米国と日本の双方に居を構え、両国の主要大学で教え、加州とハワイの日系人社会とも親交があった(Racel, 2005)。こういった乾の経歴を外務省が評価したと考えられる。

この外務省の書物において、合衆国憲法日本語訳は13の付録のうちの一つであった。合衆国憲法の日本語訳は修正第19条までは高木訳(1931)、修正第20条以降は藤原訳(1940)をもとにしていた。乾はあまたの既訳のうち、主に高木訳を活用した理由は述べていない。しかし、乾が平和主義者であったことを考えると、第二次世界大戦の勃発の阻止に尽力した高木に共感していたと推察される。また二人は面識があった(渋沢青淵記念財団竜門社, 2016)。

#### 5.3.4. 家永正章

家永正章(1903-1989)も乾も外務省嘱託であったが、家永は個人の立場で書物を刊行した。書名『米国大統領—地位及び権限』のとおり家永は米国大統領の地位と権限に着目する。自序で家永は「敵国」の政治組織の根本理念と「敵国」のすべての軍事・経済政策の由来を理解するためには、合衆国憲法と米国の歴史的慣習の観点から検討し、米国大統領の本質を明らかにすることが必須であると主張した(1943, 自序, p. 1)。これは合衆国憲法第2条第2節が、大統領に対して、国の最高指導者として戦時政策を指揮する地位と権限を付与しているからである。家永は「近代戦争の必然的結果」から、憲法に規定されている以上に大統領の地位と権限が日々拡大しているという解釈に立ち、米国大統領の本質の解明に取り組んだ(1943, 自序, p. 1)。だが、

家永は出版当時、米国が日本の「敵国」であったためにこのテーマを追究したのではなかった。家永にとって米国は「我が国当面の敵国」（1943, 自序, p.1）に過ぎず、日米は関係回復の可能性を秘めていたからである。この点で家永の考えは乾や高木と通じるところがある。事実、家永は同出版に際し教示を受けた二人に謝辞を述べている（1943, 自序, p.2）。家永は米国大統領の本質を解明するための基礎資料として、合衆国憲法を日本語に翻訳したが、乾のように特定の二つの既訳に依拠するのではなく、高木訳（1931）、藤原訳（1940）、藤井訳（1926）などの複数の既訳を活用して自ら翻訳した。

### 5.3.5. 在米日本人会

一方、米国では、1940年に、合衆国憲法の新訳が14年間の空白を経て刊行された。これは千頁以上にわたって米国在住日本人の歴史を総覧した『在米日本人史』（在米日本人会<sup>16</sup>事蹟保存部, 1940）の付録「北米関係参考法規」に収録されたものである。収録の目的は触れられていない。ただ、この訳は冒頭の **Preamble** を唯一「総序」<sup>17</sup>と訳出していることから、仏教関係者が翻訳した可能性がある。「総序」は親鸞の教行信証を思わせるからである。

### 5.3.6. 第3期小括

第3期は国際的要因と国内的要因が相まって、合衆国憲法を翻訳する営みは抑制されたと考えられる。国際的には、日本は中国で軍事活動を展開し、米国との対立を深め、やがては第二次世界大戦で対戦することとなった。国内では物資が困窮し、出版が困難になった。また言論統制も行われた。しかし、このような状態にあっても、合衆国憲法の翻訳が完全に停止したわけではなかった。米国が国際関係上、重要な位置づけにあったからである。藤原守胤は日本による大東亜共栄圏の建設に向けて日本は米国と太平洋の平和を維持する責任があり、それゆえに米国について知る必要があるとして、また、家永正章は日本の「敵国」である米国の政治組織の仕組みを知る必要があるとして、それぞれ合衆国憲法を翻訳した。一方、日米関係がやがて改善に向かい、世界平和が再び到来することを願い、世界平和の実現に向けて構想を練り

---

<sup>16</sup> サンフランシスコに本部が置かれていた北米日本人会の一つ。

<sup>17</sup> ここでは印字できないが実際は総の旧字体。

見解を発表していた乾精末のような人々もいた。しかし、政府が厭戦思想を取り締まり始めた 1943 年後半からそのような行動は難しくなった(片桐, 2003, pp. 431-433)。

#### 5.4. 第 4 期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期 (1945/8/15-1960)

1945 年 8 月 14 日、日本がポツダム宣言を受諾し、無条件降伏したことにより、米国は 1952 年まで日本の占領と復興を主導することとなった。占領下にあっても日本は米国と友好関係を保った。1952 年のサンフランシスコ講和条約 (対日平和条約) の発効により占領が正式に終了しても日米新安保条約調印の 1960 年までは日米関係はおおむね良好であった。このとき、米国は日米の文化交流のために、米国の書物を日本語に翻訳する環境を整え日本人に提供するという翻訳プログラム (5.4.2 参照) を展開した。

これ以上に合衆国憲法の翻訳に影響があったのは、この占領下に新しい憲法が制定されたことであった。そこで第 4 期は、日本国憲法の準備期と日本国憲法の定着の時期と 2 つに分けて見ていく。なお、在米日系人による在米日系人向けの合衆国憲法の日本語訳については、異なる観点から考察する必要があるため、節を改め 5.4.3 で述べる。

##### 5.4.1. 日本国憲法の準備期 (1945/8/15-1947/5/3)

占領期前期の米国は占領政策の目標を日本の民主化と非軍事化に置き、日本に対して大日本帝国憲法の改正を含む諸改革を断行した。その結果、敗戦まで立憲国家の最高指導者とされていた天皇は日本国憲法下では「日本国の象徴」かつ「日本国民統合の象徴」(第 1 条) となった。代わって国民が主権を有し、基本的人権を保障されることとなった (第 97 条)。また、戦争放棄 (第 9 条) が定められた。

戦後の日本国憲法は日本側と米国側のそれぞれのチームが力を携え、見解の違いを克服しながら作成された (古関, 2017, pp. 195-222 ; 佐藤・佐藤, 1994a, pp. 110-163)<sup>18</sup>。『毎日新聞』の調査によれば、戦後直後、戦後の憲法は一部のエリート層の

---

<sup>18</sup> 対立する見方として「押し付け憲法」論があるが、筆者は各見解の論点を比較検討した結果、依拠する史実や文献などを理由に古関らの見方を支持する。このそれぞれの見方の是非を問うことが本稿の目的ではないため、ここではこれ以上触れない。

反発はあったものの、一般の人々からは一定の支持を得ていた（「新憲法草案への輿論 本社調査」, 1946）。文部省が日本国憲法施行の3か月後の1947年8月に中学校1年の社会科教科書として『あたらしい憲法のはなし』を刊行したことは注目に値する。同書は大日本帝国憲法から日本国憲法への移行を次のように説明している。

これまであった憲法は、[中略] 明治天皇がおつくりになって、國民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本國民がじぶんでつくったもので、日本國民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります。（文部省, 1947, p. 3）

1948年の中高生向け教科書『民主主義』（文部省）の刊行も同様の試みであった。民主的憲法の成立を経て、日本の人々は戦時中の価値観の転換を経験した（岡本, 2014, pp. 205-206）。

このような日本の憲法をめぐる状況下において、戦後初の合衆国憲法訳となったのは1946年4月に出版された大蔵省理財局調査課の職員による翻訳と研究者の鈴木安蔵による翻訳である。その後1946年は年末にかけて7点の合衆国憲法訳が刊行された。以下、これらの9点の翻訳の理由・動機もしくは目的を検討していく。この中には翻訳の理由・動機もしくは目的に触れていないものがある。その場合は、翻訳を掲載していた著作自体を執筆した理由・動機もしくは目的を検討する。

#### 5.4.1.1. 1946年4月

大蔵省の合衆国憲法訳は同省の大臣官房総合政策課発行の月刊誌『調査月報』の記事に掲載された。同誌は調査編と翻訳編から成るが、翻訳編の翻訳者はほぼ不可視である。翻訳者の名は訳文の最後に括弧で森田と示されているに過ぎない。翻訳の目的も明らかにしていない。恐らく調査編が合衆国憲法の条文とその日本語訳を引用しながら、合衆国憲法の制定と米国の財政制度の関係を論じているためであろう。

鈴木安蔵（1904-1983）は『憲法と民主主義』の序文で少数の特権階級が国を独占的に統治していた過去の日本を振り返り、国民の生活を根本から決定する法である憲法に国民が最大の関心を払う重要性を強調した。そして日本の民主化は根本的に新しい憲法を制定することを国民的課題としたと主張した。この新しい憲法の研究



の参考として、鈴木は合衆国を含む外国の憲法の邦訳を著書に付した。しかし、自ら改めて翻訳する「余裕」はなく、合衆国憲法については主として衆議院事務局訳(1894)(5.1.2.1 参照)を使った(1946, 序文)。

#### 5.4.1.2. 1946年6月

斎藤敏

1946年6月、前出の斎藤敏(5.3.1 参照)は合衆国憲法に関する前著の改訂版『アメリカ合衆国憲法概説』を出版した<sup>19</sup>。本文は前著と基本的に同一であるが、序は全面的に書き換えられ、読者の共感を呼ぶ文体になっている。この新しい序は、翻訳は一般の人々の立場に立つべきとする斎藤の翻訳観を投影しており、合衆国憲法を簡潔で分かりやすく翻訳するという課題に取り組む気概が感じられる。

従来、憲法に関する書籍と言へば、一般人の親しみが極めて薄く、書くことも読むことも一部学者や研究家の特権であるかの如くになつてゐて、世間から全く懸離れてゐた憾が深かつた。これまでの我国の憲法は、実際に難解な点が多かつたし、研究といつても大体字句の解釈に終始してそのため徒に書籍の頁数がふえ、読む人をして凡そ嫌怠の情を催さしめるものが多かつたのは事実である。

憲法はもとより国家の基本法である。出来得るならば国民の誰もが容易に理解出来何人もよく知悉して居なければならぬ筈のものである。[中略]

アメリカの憲法は、読みさへすれば何人でも容易に解し得る語句で綴られ、平易にそして実際的に書かれてゐる。巷間やゝもすれば、敢て難語句を用ひて日本文に訳すきらひがあるけれども、本書は、なるべく平易簡潔に、アメリカの実用的な方法に準じて、アメリカの憲法を解説し、併せてアメリカ政治の制度一般の略述を試みんと努力した積りである。[中略]

本書は、[中略] 刻下我国の憲法が根本的に改正されなければならぬ運命におかれ、それに関して研究論議せられてをる現状に鑑み、真のアメリカンデモクラシーの何ものなるかを認識する一助にもと念願し、[中略] 茲に上梓する次第

---

<sup>19</sup> 1946年5月に斎藤はこの縮約版を刊行したが、縮約版では修正条項の訳文を省略した。

である。(斎藤, 1946, pp. 1-4)

#### 衆議院調査課と外務省

同月、衆議院調査課が1924年に続き合衆国憲法日本語訳を公報の付録として刊行した。また、外務省は推定、1946年7月頃<sup>20</sup>に合衆国憲法の日本語訳を刊行した。これは外務省調査部訳(1942)とは異なり、訳文のみである。

#### 5.4.1.3. 1946年10月

##### 田畑磐門と田中伊三次

新憲法の公布(1946年11月6日)の1カ月前には合衆国憲法訳を含む合衆国憲法を主題とした書物が2点、刊行された。一つが当時大阪朝日新聞京都支局長であった田畑磐門(1899-1970)による『英・米・ソの憲法解説』であり、もう一つが、衆議院帝国憲法改正案委員会の委員として新憲法の作成段階から関わった政治家田中伊三次(1906-1987)による『新憲法の解明』である。

田畑も田中も合衆国憲法が日本の新憲法の理解に不可欠だと考え、その日本語訳を参考のために自著に含めた。田畑はこう述べる。「帝国憲法の改正に関連して、外国憲法殊に英、米、ソの憲法に対する興味が社会一般の人々からもたれるようになったことは、この憲法改正が何によつて起つたかを考へるならば、格別不思議なことではなかろう。連合側国の主動的地位にある是等諸国の憲法が[中略]今日の我が憲法改正に影響を与へ、或は参考資料を提供したろうことは推測に難くないところであり、憲法改正の経過を顧みまた新憲法の研究をなすに当つて、是等連合側諸国の憲法

---

<sup>20</sup> 国会図書館のみ所蔵。国会図書館の書誌情報では出版年が1947年となっているが、これは誤りと思われる。第一にこの外務省訳を転載している法制局『主要各国憲法』(書誌情報に出版年なし)には、1946年7月4日付衆議院の受領印があるためである。第二に次に述べる1946年10月に刊行された田畑(1946)と田中(1946)がこの外務省訳を転載しているからである。つまり、出版年は1946年7月4日以前ということになる。第三にこの外務省訳本体には出版年の記載はなく、日付に関する情報としては1947年11月24日付の衆議院調査課の受領印があるのみである。これをもとに後年出版年を1947年と訂正し、1947年と記した表紙を国会図書館で新規に追加したものと思われる。なお、衆議院調査課も1947年合衆国憲法を刊行しており、衆議院調査課が外務省訳をどのように利用したのか関心がもたれるが、収集した資料の範囲では不明である。以上より本稿ではAPA Style (6<sup>th</sup> ed.) にならぬ、外務省訳 [ca. 1946] と記載することとする (APA, 2010, p. 214)。

を比較対照することは興味あることに違ひないからである」(序, p.1)。一方、田中(1946)では合衆国憲法は、新憲法の理解の参考になる外国憲法の一つに過ぎないが、後の1952年の『憲法の心：新憲法の基本原則』では、新憲法と合衆国憲法の関係を取り上げ「人が生れながらにして享有する天賦の固有の自由と権利を確認し、これをまもらんとする人権保障の新条章に至っては、18世紀から20世紀までのヨーロッパ諸国の憲法の特色と、アメリカ系の憲法のもつ特徴とを、いかんなく兼備し、まことに、けんらんたる異彩を放っているのであります」(自序, p.4)と書いている。しかし、二人は自身は翻訳せず、田畑訳(1946)と田中訳(1946)はともに権威ある外務省の既訳[ca. 1946]を利用し、自らは翻訳しなかった。日本の民主化の基礎となる新憲法の作成に関する議論に注力するためである。この新憲法の作成に関する議論の例として、田中は自序で「封建的諸制度の廃絶、平和主義、民主主義の確立、人権尊重の宣言など、この烈々たる新憲法の大精神を何とかして国民の方々に知って頂きたい」(1946, p.5)と書いている。

#### 5.4.1.4. 1946年11月

##### 宮沢俊義と松下正寿

田畑と田中が実務界にあったのに対し、宮沢と松下は学界出身であった。宮沢俊義(1899-1976)は東京大学法学部の憲法学の教授、松下正寿(1901-1986)は立教大学法学部の国際法の教授であった。宮沢の『アメリカの憲法』と松下の『アメリカ憲法解説』は新憲法公布後間もなく刊行され、新憲法公布前に自著を世に出そうと必死であった田中や田畑ほどの緊迫感はない。では宮沢と松下の出版の理由・動機あるいは目的は何か。順に合衆国憲法訳との関連から検討していくこととする。

第一に宮沢は、自発的ではなく、出版社の政治教育協会の求めに応じて国民大学文庫として合衆国憲法の解説書を執筆した(宮沢, 1946a, p.3)。ただし、執筆方針は宮沢の自由に任せられた。「国民大衆」に「現代文明を形成する[中略]諸分野に関して平明な基礎知識の解明と講説とを提供する」(福島, 1987, pp.107-108)という国民大学文庫の刊行の趣意に沿って、宮沢は合衆国憲法が実際にどのように機能しているかを分かりやすく説明するよう努めた。

宮沢は、付録の合衆国憲法訳について、「貴重な」高木訳を「自由に利用」することを許可した高木の寛容さに対して謝意をはしがきで表明している(1946a, pp.3-4)。

宮沢によれば、宮沢訳は高木訳（1931）を「大体そのまま口語体書き改めたもの」（p. 108）であった。つまり、独力で翻訳したのではないということである。

対照的に、松下（1946）『アメリカ憲法解説』は法学部学生・教員を対象とした研究書である。その出版目的は、合衆国憲法がコンスティテューショナル・ロー（cf. "constitutional law," n.d.）であることを示すためであった。日本の憲法にこの概念を当てはめると、戦前の日本の憲法は政治上層部にのみ関与し、「国民生活の規範」（p. 3）とは無縁であり、コンスティテューショナル・ローではなかったのに対し、戦後の新憲法は「国民の経済的、社会的、及精神的生活の基礎」（p. 3）となり、コンスティテューショナル・ローであるという。以上の背景から、松下（1946）の最終目的は、合衆国憲法の詳述を通して、憲法の実際に迫ることであった。松下（1946）は質・量ともに自著に不満だとして謙遜する一方で、コンスティテューショナル・ローとは何かについて一定の答えを提示できたのではないかと自負している。付録の合衆国憲法訳については触れていない。

#### 5.4.2. 日本国憲法の定着期（1947/5/4-1960）

日本国憲法の施行後、日本政府と与党の間に改正論議が広まったが、革新側が憲法擁護の立場を貫き、日本国憲法は論争の対象と化した。日本国憲法に対する見方は多様化した。それでも全般的には日本国憲法は国民の生活に浸透するとともに、国の基本法として国民に受容され、定着してきた（伊藤，1995，p. 76）。

一方、日米関係については、米国は朝鮮戦争の勃発（1950）に伴い、日本の再軍備を推進した（Dower, 1999, p. 525；五十嵐，1986，p. 146，p. 239）。同時に、友好的日米関係の構築のために、日米間の文化的交流を推進した。まず、米国政府は日本人が米国の書物を日本語で読めるように、翻訳プログラムとして公式に翻訳を支援し、著作権の複雑な手続きを簡素化した。例えば、GHQの民間情報教育局（Civil Information and Education（CIE）Section）は、日本の出版社が外国の出版社と直接交渉できるように、競争的入札の対象となる外国書籍のリストを提供した<sup>21</sup>。このリストには合衆国憲法関連が2冊ある（古平，1986a，1986b）が、邦訳の合衆国憲法を収録している

---

<sup>21</sup> 1906年に日米著作権条約が締結され、日米相互の翻訳が自由になった（「日米著作権条約」，1906）が日本の敗戦により日米著作権条約は無効となった（宮田，2017，p. 89）。

のは後述のビアード (Beard) <sup>22</sup>著 *The republic* 『共和国』のみである (5.4.2.4 参照)。このほか、トルーマン大統領は自由主義の米国の真実を世界に発信することで共産主義のプロパガンダに対抗するとして「真実のキャンペーン」(Truman, 1950) を発表し、翻訳のために特別連邦予算を充当した (Matsuda, 2007, pp. 30-34)。

このような時代背景の下で、新憲法の制定後も 1960 年代末まで、合衆国憲法を中核的なテーマに掲げた著作物は毎年のように発行された。これは日本における合衆国憲法への関心の高さを示す。

#### 5.4.2.1. 1947 年

1946 年 12 月から日本国憲法施行の 1947 年 5 月まで、合衆国憲法の日本語訳は発行されず、同年 6 月になり高木 (5.2.2.3 参照) が、9 月に美濃部達吉がそれぞれ日本語訳を発表した。

##### 高木八尺

高木は 1947 年、『米国政治史序説』(1931) の改訂版として『米国憲法略義』を著した。この書名変更から高木が合衆国憲法の探究に正面から取り組む決意をしたことが分かる。この経緯はその序で明らかにされるように、前著で合衆国憲法の日本語訳「確定訳の成立」を期待して、自分の訳を一つの「素材」として提示したにも関わらず、その後の進展は「不幸にして」(p. 1) なかったため、戦後となり、合衆国憲法の参考書が広く必要とされているこの時期に高木訳 (1931) を改訂して手頃な小冊子として普及させることを思い立ったことにあった。これが正に同書の出版目的であり、合衆国憲法の翻訳の目的でもあった。

既訳の欠陥を痛感しつつ、それを可能な限り補おうと、高木 (1947) では簡約な逐条解釈を試みた。それは公務の余暇、「駑馬に鞭って成ったもの」(p. 2) であり、米国の「令名ある」憲法学者 (p. 2) コーウィン (Corwin) 教授の著書 *The Constitution and what it means today* 『憲法とその現代的意味』(1937) <sup>23</sup>に大きく頼ることになった。これについて読者の了解を得るとともに、教授に敬意と感謝を示したい (pp. 1-3) という。

---

<sup>22</sup> 他にビアード、ビアードの表記があるが本稿では引用を除きビアードで統一する。

<sup>23</sup> 大石熊吉が翻訳した『米國憲法要論』の改訂版である (5.2.2.4 参照)。

英語力が不十分な一般の人々にとって、翻訳は外国の知識と情報を得る手段となる。ただ、高学歴者と異なり、文意が不明瞭である訳文は、原文を参照しても疑問点は解消しない。第二次世界大戦後まもなく一時期、日本出版協会が刊行していた雑誌『書評』の無署名記事にあるように、翻訳自体で完結している必要がある（「訳業の問題について」, 1949）。高木以外、日本全体の合衆国憲法の日本語訳の状況をこのような広い目で評価した者はいなかった。ただし、高木は己の翻訳に満足しているわけではなく、訳文中の誤りや齟齬に対する批判を真摯にかつ謙虚に受け止めた。

#### 美濃部達吉

1918年に東京帝国大学法学部内に開講した「米国憲法・歴史及外交」講座を担当した草分けの一員として（東京大学百年史編集委員会, 1986, p. 159）<sup>24</sup>、美濃部達吉（1873-1948）は同年『米国憲法の由来及特質』を著した。同書は、後の多くの合衆国憲法の専門書の参考文献にしばしば挙げられたことに示されるように、出版後間もなくして合衆国憲法を専門とする日本人研究者の必携本となった。しかし、同書には合衆国憲法の日本語訳はなく、『米国憲法概論』（1947）で初めて美濃部訳が掲載された。このように美濃部（1947）では、前著には入れていなかった日本語訳を付けることで、一般の人々の合衆国憲法に対する関心の高まりに応えたのである（1947, p. 1）。民主主義を基本原理とする新憲法が施行されたのを機に、日本は米国を「民主主義の先進国」（p. 1）と見るようになった。このため、美濃部は前著を修正追補して刊行するに至った。しかし、追加した自らの翻訳の目的は不明である。既訳と趣旨は同じだが字句のみ異なる（p. 2）と説明しているが、どの既訳を指しているのか不明であるからだ。

#### 5.4.2.2. 1948年

##### 北沢直吉

東京商大を卒業後、外務省に入省した北沢直吉（1901-1981）はハーバード大学とプリンストン大学大学院において前出のコーウィンの他、マイヤーズ（William Starr Myers）、ブラウン（Philip M. Brown）に学んだ。北沢がプリンストン大学出版部から

---

<sup>24</sup> 1924年は講座の開講年であった（Aruga, 2014；東京大学大学院法学政治学研究科，出版年不明）。

出版した *The government of Japan* (日本政府) はやがて米国の大学の教科書として使われた (北沢, 1948, p. 3)。

この姉妹書として、北沢は米国での研究成果と在米日本大使館での大使館員の経験を踏まえ、米国の民主主義の真の姿を日本の人々に紹介するために『米国現代の民主政治：其の理論と実際』を著した。北沢は執筆動機をこう語る。「日本に於ては [中略] 憲法が制定せられ、之を基盤として民主日本の再建に邁進せんとして居る [中略] が、日本新憲法には人民主権、基本的人権の大拡張、司法権の優越の原則、地方政治に於ける権力の分立等従来日本人の経験しなかつた [中略] 制度が米国から輸入せられ [中略] 今後新憲法の運用を完全なからしめ、日本を真の民主国とする為には米民主政治の運用を [中略] 研究し、其の長所を採る事 [中略] が肝要である」(1948, p. 4)。つまり、同書を通して日本の読者が米国の民主主義に関する正しい認識を持つよう願って執筆したのである。この重要性は、北沢が秘書を務めた当時首相の吉田茂が序で強調している。「一国の民主政治の程度は畢竟其の国の一般国民の政治知識乃至政治能力の水準に正比例する」(吉田, 1948, p. 2) とし、今後日本が確たる基盤の上に民主政治を実現できるかは日本国民の双肩に掛かっていると明言した。

付録に掲載した合衆国憲法日本語訳について北沢は触れていない。しかし、この日本語訳は次の理由により他者の訳の転載 (cf. Coulthard, 2010; Fuertes, 2015) と受け取れる。第一に、仮に他人の訳、つまり、本件の場合、5.4.1.4 で言及した松下 (1946) の付録を掲載しても適切に引用すれば問題ないが、それを行っていない。第二に、掲載訳は目次、訳中注を含め、一字一句同一であり、偶然の一致という善意の解釈は困難である。以上のことから、いくつかの疑問が生じる。松下はこの事実を知っていたか。多くの既訳の中で北沢が松下訳を選択し、無断転載した理由は何か。今となっては確認のすべがない。

#### 5.4.2.3. 1949 年

1949 年には 2 点の合衆国憲法訳が刊行された。一つは憲法学者、もう一つは、大衆小説を中心に手がけた翻訳者によるものである。

橋本公巨

英吉利法律学校として創設された中央大学において当時憲法学の助教授であった

橋本公亘（1919-1998）は『米国憲法講話』を著した。合衆国憲法の日本語訳はこの付録に収録されている。この日本語訳について橋本は言及していない。

一方で出版の目的は、第一に「動的、立体的、歴史的」（1949, p.4）な考察を通して、合衆国憲法の基本的事項を論述することによって、合衆国憲法の研究の一助とすることであった。第二に、日本人による合衆国憲法の研究の蓄積が乏しい状況を改善するためであった。なぜ合衆国憲法かといえば、それが日本国憲法の「法制的源流の一」つ（1949, p.3）であり、世界規模で民主主義の発展に貢献しているからである。さらになぜ民主主義かといえば、戦後の日本の民主的革命が背景にある。「少数者の専制政治によつて余りにも痛ましい多くの犠牲を払った日本国民は、今や民主主義の精神に覚醒し、「人民の、人民による、人民のための」政治の実現に向って努力している。新憲法は制定せられ、[中略]、偉大なる民主革命は現に進行中である」（1949, p.3）と橋本はいう。つまり、日本国憲法の真の理解のためには、まずその源流の一つであり、かつ、世界規模で民主主義の発展に貢献している合衆国憲法の真髓の理解が不可欠だといえるのである。

角邦雄

米国の大衆小説の翻訳で知られる翻訳者角邦雄（1911-没年不明）は法律の素地がないという点でこれまでの合衆国憲法の翻訳者の中心をなしていた政府役人、法律家、法学者とは異なる。

角はパットマン（Wright Patman）米議会議員による *Our American government: What is it? How does it function?*（我々のアメリカ政府：その意味と機能、邦題『アメリカ政府』）を民主主義の学習に格好の書物と考え、CIE（5.4.2 参照）の励ましもあり、自ら翻訳した。原著が「質疑応答という平易な形式」をとり、説明が「簡潔鮮明」（1949a, p.299）であったからである。自らの合衆国憲法訳はこの翻訳の付録に付けたものである。合衆国憲法の日本語訳を付録に付けた理由は述べていない。しかし、パットマンの著書を翻訳するに至った背景については説明している。あとがきにあるように角は「このさゝやかな労作を日本の民主化にさゝげ」ることを希望した（1949a, p.300）。これは角の「敗戦で叩き潰された祖国を民主的に再建すること」が我々の「大きな任務である」（1949a, p.299）という信念からくるものである。この任務をリレーレースにたとえ、今日生きている我々はその第一走者（担い手）であり、民主主義



について知り、実践し、良い記録を残し、次の世代に継承する任務があるとし(1949a, p. 299)、一般の人々に分かりやすい背景説明となっている。

#### 5.4.2.4. 1950 年

松本重治

東京帝国大学卒業後、欧米に留学し、その後ジャーナリストとして活躍した松本重治(1899–1989)は1950年、ビアードの *The republic: The conversations on fundamentals* (共和国：基本原理についての会話)の日本語訳『共和国』下巻を出した。合衆国憲法の日本語訳は同書の巻末にある。原書はGHQのCIE翻訳プログラムで1948年落札書に決定したものであり、米国が日本に推薦する図書であったといえる。

松本は *The republic* を自発的にではなく、社会思想研究会出版部の依頼を受けて翻訳した。松本の人選には理由があった。松本は米国に留学し原著者のビアードの下で学んだ経験があり、ビアード家とも親交があった(ビアード<sup>25</sup>, 1950, p. 4)からである。松本は自分の翻訳能力は二流であるとしながら、この依頼を2つの理由で快諾した。第一に『共和国』はビアードの理解する「アメリカ的デモクラシーの真精神を、できるだけ分りやすく、伝えようと試みたもの」(松本, 1950, p. 3)であり、日本の読者に広く読まれるべきだと固く信じていたからである。第二に日本語版の出版により師として仰ぐビアードの恩に報いる意味もあった(p. 3)。松本はビアードの「全生活行動を貫いた『知的誠実さ』」(p. 2)を教訓としていたのであった。

#### 5.4.2.5. 1951 年

高木八尺

松本の翻訳本が出版された一年後の1951年、高木を編集代表とするアメリカ学会(JAAS)の記念プロジェクト『原典アメリカ史』の第2巻が刊行された。高木は1946年に松本重治ら、志を同じくする学者とともにアメリカ学会を創設していた。第2巻は「革命と建国」と題し、冒頭から修正第12条までの高木の合衆国憲法訳を収録しており、高木の3つめの合衆国憲法日本語訳であった。高木の3点の翻訳の間の相違については第7章(7.1.2.2)で詳細に検討する。

---

<sup>25</sup> この時点では「ビアード」と表記していた。

#### 5.4.2.6. 1952年

参議院事務局総務部資料課（参議院事務局記録部翻訳課）

1952年7月、参議院による初の合衆国憲法日本語訳が刊行された。この日本語訳は米独立宣言ほか、米国上下両院の要覧二冊から選んだ13文書とともに、参議院記録部翻訳課（1952年3月末廃止）の松野幹太郎課長と資料課の市川正義が中心になって翻訳したものである。松野、市川は、2年余りにわたり、この訳業に意欲的に取り組んだ。それはなぜか。第一に、米国の憲法への理解を深めることは、究極的に日本の民主化に寄与すると考えたからである。彼らの理解によれば、米国議会は「合理的に、また〔中略〕理想的に運営されて」（参議院事務局総務部資料課，1952，p.5）いる。この議事進行を可能にしているのは米国の議事法規であるが、これまで日本語では公にされていなかったため、これを日本語にし、日本で公開することは、日本の国会の議事運営に資すると考えた。より踏み込んで言えば、翻訳を通して、米国で実践されている、法規に則った国会運営について日本人々に明らかにすることは、日本に民主政治を確立するという要請に応える点で意義深く、また「画期的」であるともいたのである（参議院事務局総務部資料課，1952，p.5）。第二に、この訳業は米国の勧めを受けて発足したものだ。より詳しく言えば、1947年、連合国総司令部民政局のウィリアムズ（Justin Williams）議会政治課長が参議院事務局に米国上下両院の要覧二冊を邦訳するよう参議院事務局に「懇請」（参議院事務局総務部資料課，1952，p.1）し、記録部翻訳課課長の松野がそれを受けたのが発端である。

松野、市川がいかに訳業に注力したかは市川による訳業過程の克明な記録に表れている。両者は、訳稿を複数回改訂し、校閲した。語学の素養だけでなく「アメリカ議会の運営に関する諸法規をはじめ、その政治史全般にわたる深い専門的素養」（参議院事務局総務部資料課，1952，p.2）が合衆国憲法、独立宣言などの翻訳には必要だが、この専門的素養が二人には十分でなかった。しかし、図らずも、松野が渡米議員団員に随行し、3か月間米国議会を見学する機会を得たので、見学で得た新しい知識を基に原稿を全面的に校閲した。これは専門的素養の不足を補う意味があった。

このように合衆国の日本語訳を行うと同時に、参議院は日米関係史の文脈において合衆国憲法と米国の政治制度に焦点を当て、日本のアメリカ研究が第二次世界大戦前からどのような変遷を遂げてきたかを明らかにし、その関連文献を網羅した一覧をまとめており（参議院事務局総務部資料課，1952，pp.3-5）、これら関連文献に

掲載されている合衆国憲法訳を自らの翻訳時に参考にしたと考えられる。

#### 大石義雄と京都大学憲法研究会

1952年に出版されたもう一つの合衆国憲法日本語訳は、世界憲法集に収録された。当時京都大学法学部助手であった国法学者の宮田豊（1924-）による訳である。この『世界各国の憲法』は、京都大学法学部の憲法学者大石義雄（1903-1991）によって編まれた。大石は1940年代に各国の憲法制度を共同研究する目的で京都大学憲法研究会を結成した。研究の第一歩として、各国の法文を正確に知る必要を察知し、会のメンバーが分担して各国憲法を翻訳することを決めた。同憲法集はその成果である（大石，1952，はしがき，p.1）。しかし、翻訳を担当した宮田自身がどのような問題意識を持っていたのかは明らかでない。

京都大学憲法研究会による世界の憲法集は、二訂で書名を『世界各国の憲法典』に変え、出版社を有信堂に変更するが、最新情報を反映し改訂を重ね1965年の四訂まで続いた。この間、大石の研究会出身の4名の法学者はコーウィン著 *The Constitution and what it means today*（憲法とその現代的意味）の第12版（1958）の翻訳を手がけ、大石熊吉がコーウィンの初版の邦訳を1922年に発表（5.2.2.4 参照）してから約40年後の1960年に『アメリカ合衆国憲法：憲法とその現代的意味』として有信堂から刊行した。だが合衆国憲法の翻訳には『世界各国の憲法典』収録の日本語訳を再利用した。同じ有信堂の出版であることから再利用しやすかったものと考えられる。

#### 5.4.2.7. 1955年

##### 衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館・内閣法制局

1955年、衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局の4つの政府部局が共同して翻訳を行った。この翻訳の目的は、各国憲法の比較検討によって「日本国憲法の根本精神を把握し、その諸制度のもつ意義を正しく理解する」（衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館調査立法考査局・内閣法制局，1955，p.1）ことであった。しかし、4つの異なる組織が翻訳作業をどのように分担したのかは明らかにしていない。いずれにせよ、省庁横断的な協力が今なお難しい日本にあって（例として、「公文書管理、抜本改革せず」，2018）、このような協働は注目に値すると思われる。

久保田きぬ子

1955年の政府訳の1カ月前、『原典アメリカ史』第4巻が出版された。第2巻(1951)に掲載された「アメリカ合衆国憲法(1787)」の続編として第4巻では修正第13～15条の解題がある。担当したのはアメリカ憲法学者の久保田きぬ子(1913-1985)である。東京大学の初の女子学生であった久保田は、1949年に同大学法学部卒業後、合衆国憲法の専門の研究者として同大学の研究室に残る。やがて留学の機会を与えられ、プリンストン大学に2年間学び、コーウィンから定期的に1対1の指導を受ける機会に恵まれる(東京大学アメリカ研究資料センター, 1981, pp. 10-12)。1954年の帰国後は母校で助手となった。久保田の経歴に照らすと、翻訳はこのとき行ったとみられる。記録から分かる範囲では、この翻訳により、久保田は合衆国憲法の初の女性日本語翻訳者となった。その後、久保田は二度にわたり合衆国憲法を翻訳した。1つは『原典アメリカ史』第5巻(1957)の修正第18条と第19条の解題において、もう一つは1956年に設置された政府所管の憲法調査会<sup>26</sup>の委託を受けて、合衆国憲法修正条項の成立過程を調査・考察する中で行った修正第1条から第22条の邦訳(1960)である。しかし、いずれにおいても久保田がどのような目的意識を持って翻訳を行ったかは不明である。

塚本重頼

1955年12月、塚本重頼(1913-1992)は合衆国憲法学の研究者と学生の必携本『註解アメリカ憲法』を著した。中央大学法学部の「アメリカ憲法」の講義案をもとにした同書は、合衆国憲法の解釈を左右する連邦最高裁の判例を引用しながら合衆国憲法を解説する形式ではなく、合衆国憲法の各条文の日本語訳と原文を提示した上で注釈を加える形式をとっている。裁判官・弁護士を務める傍ら同大学法学部で教鞭を執っていた塚本は、条文の文言重視の手法を採用し、合衆国憲法が判例の蓄積を通して発展している点を認識しつつも判例に関する議論は敢えて省いた。英米法よりも大陸法に馴染みのある日本の読者を対象とした入門書としては条文を手がかりにし

---

<sup>26</sup> 憲法調査会は1964年に最終報告書を国会に提出した後、1965年に廃止された(国立公文書館, 2007)。これは2000年に改定国会法に基づき各院に設置された憲法調査会とは別の組織である。この2000年設置の憲法調査会は2007年に各院設置の憲法審査会に組織編成された。

た理解を先決すべきと考えてのことであった。重ねた版の回数が示すように、同書は最後の版となる 1983 年まで研究者・学生のニーズに応えた。

塚本は日本の人々が合衆国憲法を学ぶ意味として、日本国憲法が合衆国憲法の構想に広く影響を受けていることをはしがきで指摘している。しかし、合衆国憲法の翻訳には直接触れず、国情、慣習、法理の違いに由来する外国法の解釈の難しさについて強調しているに留まる。

#### 5.4.2.8. 1956 年

1956 年 3 月、斎藤敏が合衆国憲法の注釈書の改訂版を刊行した。この改訂版では当時の主要な判決と法律制定を反映して加筆したのに伴い、憲法も訳出し直している。斎藤の 2 点の合衆国憲法訳の間の相違については、7 章 (7.1.2.4) で詳細に検討する。次に松本重治について翻訳の目的を中心にみてみよう。

#### 松本重治

1956 年 6 月、かつてビアードの『共和国』を翻訳した松本 (5.4.2.4.参照) はビアードの別の著書を今回も出版社からの依頼により翻訳することになった。その著書とはビアードが妻と共同執筆した *A basic history of the United States* (米国の基本的歴史) (1944) である。翻訳の企画は、民主主義国である米国の歴史を日本の人々に紹介したいという岸村金次郎 (1883-1959) の願望に由来する。その頃、連合軍は民主化が日本人に必要だという信念に基づき、日本の民主化改革を進めていた。その一環として原著者のビアード夫妻と原書の出版社は無条件で日本語への翻訳を許可した。*A basic history of United States* の前半の岸村訳は『アメリカ合衆国史』上巻として 1949 年に岩波書店から刊行されたが、後半の日本語訳は未刊であった。やがて、岩波書店は、ビアード一家と近い関係にあり、ビアード博士夫妻から親しく教示を受けてきた松本に対して同書を全訳するよう依頼した。松本は一家への長年の厚遇に報いようこの依頼を快諾した (岸村・松本, 1954, p. 4)。こうして、1954 年に上巻を、1956 年に下巻を刊行し、合衆国憲法の翻訳は下巻の付録に収めた。松本訳とはなっているものの、筆者の照合によれば高木訳 (1951) の転載であった。しかし、松本は転載には言及していない。

やがて、原著が改訂されると、その邦訳も岩波書店による刊行が決まった。ロング

セラーであった原典は原共著者のビアード夫妻の子息 W. ビアード (William Beard) の手により改訂された。W. ビアードは原著者が 1944 年までについては「根本的なもの」(ビアード, 1964, p. x) と考えていたアメリカ史をめぐる「活動、思想、および利害関係」(p. x) を保持したまま、1944 年以降から 1960 年までの史実を扱う章を新たに設け新版として、*The Beards' new basic history of the United States* (ビアード新版米国の基本的歴史) と題し、1960 年に刊行した。岩波書店はこの邦題を『アメリカ合衆国史 新版』とし、翻訳を松本と本間長世 (1929-2012) に依頼した。松本に加え、当時東京大学助教授の若い本間に依頼したのはコロンビア大学博士課程で米思想史を学び (鈴木, 2008)、帰国後アメリカ史の研究者として頭角を現し始めていたからであろう。W. ビアードによる改訂の量が予想以上に多かったため、翻訳作業は「時間のかかる苦しい、しかし有益な仕事」(松本・本間, 1964, p. i) となったが、本間は喜んで作業にあたった。翻訳しづらい用語や悩ましい訳出方法があっても本間は松本と随時協議して、この困難を克服し、翻訳を完遂した (松本・本間, 1964, p. i)。しかし、合衆国憲法の翻訳については、高木八尺、斎藤眞の既訳を再利用したものであった。

#### 5.4.2.9. 1958 年

桧山武夫

桧山武夫 (1908-1966) は藤原守胤の指導の下、慶應義塾大学大学院で合衆国憲法を学んだ。桧山が合衆国憲法を専門とする研究者を志したのは藤原の代表作『アメリカ建国史論』に感銘したからであり、藤原を恩師として慕った (桧山, 1958, p. 5)。1958 年、桧山は自身の長年のテーマであった合衆国憲法を人権思想の観点から歴史的に考察し、一冊の本にまとめた。

桧山は自著『アメリカ憲法史研究—特に人権思想の発展を中心として』の執筆動機について 2 つ挙げている。一つは「すべての日本国民」は、日本国憲法の正しい理解に到達するために、合衆国憲法について勉強 (研究) する義務があるという考えである。日本国憲法の起草作業は、日本が当時、米国を含む連合国軍の占領下にあり、合衆国憲法の「影響を強くうけなければならなかった」(桧山, 1958, p. 1) からである。

桧山 (1958) の第二の執筆動機は合衆国憲法が「世界各国の憲法の範」(p. 2) であり、学ぶところの多い理想的な憲法であることである。桧山が到達した結論の一つ

は、合衆国憲法がその 170 年の歴史を通して、「政治の民主化」と「人権の拡張」という目標とともに歩んで来たことであった。この合衆国憲法の歴史ゆえに、近代民主国家の米国は「他国に例をみない順調な発育をとげてきた」(1958, p. 4) と桧山は主張する。

この付録に自らの合衆国憲法訳を付しているが、この理由については述べていない。ただし、翻訳にあたり、高木訳(1947)と藤原訳(1940)を参考にしたと付記している(p. 737)。

#### 大沢章と大西公照

1958 年、学習院大学法学部教授の大沢章(1889-1967)は、12 か国の憲法を原典に基づいて日本語に翻訳し、それを収録した世界の憲法集を世に問うた。「人間の権利こそ権力の基礎であり、民に奉仕するその信託義務の履行の中に権力の存在事由がある」(p. 3) ために、このことを定めた憲法に対する遵法意識を人々が共有できるようにとの思いからであった。この憲法集で合衆国憲法の翻訳を担当したのは、後に国際法学者として知られるようになる大西公照(1929-)であった。大沢(1958)は大石(1952)と同じく憲法集という形をとっているが、違いもある。

第一に、大沢(1958)では、翻訳・解説・欄注担当者全員が新憲法に定められた国民主権のビジョンを共有していた。新憲法は権力の存在理由の「正当な根拠が民に由来すること」、そしてこの「国民主権の原理が権力を規定し、限定し、その濫用を防止し、禁止する基本的な力であること」(大沢, 1958, p. 3) を明示している。だが従来、権力は国民を拘束、制限、圧迫、ひいては迫害してきたがために、国民は権力の本質を正しく認識することを妨げられてきたという。それゆえに今後は、人間の尊厳に対して高い社会的意識を持ち、国民主権の原則に従うことを通して、権力の基礎として基本的人権を尊重し、保障する国家のみが建設的な批判と尊敬を受けるということを我々は常に顧みる必要がある(1958, p. 4) と、大沢は主張した。人権に対する大沢の人権保障の理念への傾倒は、この憲法集に世界人権宣言を含めたことにも示されている。

第二に、大石が翻訳は文章の巧みさよりも内容の正確さを重視するという大枠の指針を示したに留まったのに対し、大沢はこの憲法集のすべての翻訳者が従うべき具体的かつ体系的指針を定めた。この指針で最も重視されたのは、正確さと平明さで

あった。

#### 伊藤正己

当時、英米法専門の東京大学法学部教授として教鞭を執っており、後に最高裁判事を務めた伊藤正己（1919-2010）は、美濃部の『米国憲法概論』（1947）の付録に掲載されていた合衆国憲法日本語版を本文とともに改訂し 1958 年に出版した。東京大学法学部出身の伊藤は、美濃部による権威ある合衆国憲法の入門書には、第二次世界大戦直後の資料不足に起因する欠点があることを認める一方、これを改訂し、1947 年の出版以降にみられた合衆国憲法の進展状況を盛り込むことによって改善を加えることが後進の責任であると考えたのであった。宮沢の勧めもあったが、改訂版を出すことは、合衆国憲法に関心を持つ人々のみならず晩年の美濃部の希望であると伊藤自身も信じていた（伊藤，1958，pp. 3-4）。

#### 5.4.2.10. 1960 年

##### 宮沢俊義

1 年において、1960 年 1 月もう一つの世界憲法集が刊行された。岩波書店版『世界憲法集』である。編者の宮沢俊義は、文庫本として「一般の国民がつねに座右に置いて使えるような形の憲法集」（1960，p. 3）であることを目指した。同書は世界各国で施行されている主な成文憲法の正文を邦訳して集めたものである（p. 3）。「はしがき」で収録した憲法の選定理由を述べているが、合衆国憲法については世界で最も歴史の長い憲法であって、連邦主義をとる代表的な自由主義国家の憲法であることを挙げている。大石や大沢の憲法集と異なり（5.4.2.6、5.4.2.9 参照）、宮沢の憲法集では全担当者が従うべき執筆指針を定めず、各担当者に一任した。これに伴い、各担当者が受け持った憲法の解説と条文の邦訳の責任を負うこととした（p. 4）。

宮沢編『世界憲法集』では合衆国憲法は政治学者の斎藤眞が担当した。斎藤眞（1921-2008）は高木と宮沢に長年師事し、アメリカ学会の『原典アメリカ史』プロジェクトの一員であった。合衆国憲法日本語訳の最初の注で斎藤は高木訳（1947，1951）、久保田（1955，1957）、美濃部・伊藤訳（1958）といった既訳を参考にしたと述べているように、斎藤もまた独力で翻訳したのではなかった。翻訳に使った原典は、本研究でも取り上げてきたコーウィン著 *The Constitution and what it means today* 『憲法とそ



の現代的意味』の第 12 版 (1958) である。宮沢の憲法集はその後、1969 年、1976 年、1980 年、1983 年と改訂を重ねた。いずれも合衆国憲法の翻訳は斎藤が担当した。

#### 5.4.3. 1950 年代の在米日系人による翻訳

1952 年 6 月 27 日、それまでの排日移民法 (5.2.1.1 参照) を廃止に至らしめるマッカーラン・ウォルター移民帰化法 (McCarran-Walter Act; Immigration and Nationality Act of 1952) が米国で成立した。マイク・マサオカ (マイク・正岡) ら二世指導者が日系人の平等を勝ち取るために、日系アメリカ人市民同盟 (JACL : Japanese American Citizens League) を拠点に地道な米国議会に働きかけたことが奏功したのであった。同法により日本人を含むアジア人と他の移民との区別が撤廃され、「帰化不能外国人」と位置づけられていた一世に帰化の道が拓かれ、一世の間に米国に帰化する機運が高まった。そのような中、在米日系人の近藤長衛 (1878-1966) と蒔田耕三 (生没年不明) は、同胞の在米日系人が帰化試験に合格し、米国市民となり、子どもと同じ法的地位を獲得できるよう、自ら進んで在米日系人を支援した。近藤も蒔田も同胞の在米日本人に帰化を強く勧めた。その一つの取り組みが、帰化試験の必須科目である合衆国憲法 (U.S. Citizenship and Immigration Services, n.d.) の日本語への翻訳である。以下、近藤と蒔田がこの翻訳にどのように取り組んだかを考察する。

##### 5.4.3.1. 近藤長衛

近藤長衛 (1878-1966) は 20 世紀前半のロサンゼルス地区の在米日系人社会において、同胞の生活向上のために発揮した指導力により知られていた (cf. 山崎, 1970)。青山学院大学卒業後、1902 年に渡米しサンフランシスコの美以英和学校 (パイン合同メソジスト教会, 出版年不明) を 2 年間代理で経営した後、イリノイ州立大学大学院にて経済学、歴史学、社会学を修め、やがてロサンゼルスに居を構えた。以降、在米日本人の指導者として活躍した。

近藤は『加州毎日』紙の客員として 20 年間ほぼ毎日執筆し、政治経済、日米関係、日系人社会をテーマに論評・解説を行った。うち、1952 年 8 月 28 日～12 月 6 日には、コラムを「家庭帰化学校」と称し、合衆国憲法の解説と翻訳を行った。「家庭帰化学校」の連載前から、近藤は米国市民となる意義を論じた記事を寄稿するとともに、合衆国憲法を学ぶ重要性を力説していたのであった。同時期、近藤は南加日系人

商業会議所（JCCSC : Japanese Chamber of Commerce of Southern California）によって設立された帰化クラス（帰化学校）の最初の教師となり、帰化学校校長と JCCSC の教育部長を務めた。

このとき一世はどのような状況にあったか（cf. 島津, 2018b）。マッカラン・ウォルター法の成立により、一世はこれまで認められていなかった米国市民としてのすべての権利が帰化により保障されると知り、帰化申請に殺到した。帰化には、合衆国憲法を試験科目とする帰化試験に合格する必要があった。米国側で開講されていた帰化クラスは英語の授業であったが、一世には英語に不自由する者も少なくなく、日本語での受講を希望していた。近藤による JCCSC の帰化学校での授業、そして、「家庭帰化学校」の連載を通して、近藤は通学生と自宅生の双方に帰化試験の必須科目である合衆国憲法を日本語で教えた<sup>27</sup>。以上のような近藤の同胞日本人に対する貢献は無私奉公の精神からくるものであった（山崎, 1970）。この近藤の思いやり深さと慈愛はコラム「家庭帰化学校」において刻苦勉励する学生に励ましのメッセージを添えたことにも表れている。「知識増進には復習が最大力であります。[中略] 学課を繰返して静かにお読み下さい。急がないで」（近藤, 1952.9.4）<sup>28</sup>。「お茶を飲み、お秋をたべながら、勉強が出来る学校は廣い世に唯一本校丈であります。本校により御勉強をおすゝめします」（近藤, 1952.11.4）。また、近藤は自身の翻訳の出来ばえに読者に対し素直な姿勢を見せた。「米国憲法を何人にでも解るように譯そうと骨折っていますが、どうも力が足りないので赤面しています」（近藤, 1952.9.10）。

近藤は教師という立場にありながら、読者である学生の意見を尊重した。例えば、修正条項については日本国憲法の用語に倣って口語訳で翻訳するよう試みると述べた。裏を返せば、合衆国憲法本文は文語体で訳出していたということである。この2つの翻訳方法のうち、どちらを好むかを読者に問い、葉書で答えを知らせてほしいと書いた（近藤, 1952.9.10）。しかしながら、近藤の翻訳は、英語の正文を補完するものであって、単独で読んで理解するものではなかった。その証拠に、10月13日の課

<sup>27</sup> 1952年から1955年までの間、近藤が教えた一世の通学生の数は約1,050名に上った（南加州日本人七十年史刊行委員会, 1960, p. 656）。

<sup>28</sup> APA Style (6<sup>th</sup> ed.) では、出版物を引用する場合、掲載年のみ記載し、月日は含めないことになっている（APA, 2010, p. 174）。しかし、近藤による記事は年月日の情報が本章の理解に必要と考えるため、例外として年月日を示した。次章についても同様である。

では、近藤は「原書と翻譯とを比べて、成る可く専門英語<sup>29</sup>を覚えて下さい。平常使はない英語ですが、何遍もお読みになるうちにはペラペラ<sup>30</sup>と解つて来ます。忍耐が大切です」と学生宛てに書いている。

近藤が合衆国憲法を日本語に翻訳したのは、直接的には帰化試験の合格を支援するためであった。それゆえ、日米の法制度の違いから、日本語にはなりにくい原語がある以上、用語は原語を覚え、原語を常用することが在米日系人には便利だといった学習上の指針を書いている（近藤，1952.11.26）。しかし、根源的には、同胞日系人は法学生のように合衆国憲法を専門的に学ぶことはないが、米国の最高法規である以上、その概要と原理を知ることは市民として必須である（近藤，1952.12.17）からであった。

#### 5.4.3.2. 蒔田耕三

蒔田耕三（生没年不明）の経歴は、断片的な情報をつなぎ合わせて判明したことに限定される。蒔田は1960年代、文学博士として6本の記事を仏教雑誌『大法輪』に寄稿した。蒔田が仏教雑誌に寄稿したのはカリフォルニア州で仏教の普及に関与した（蒔田，1962a, 1962b, 1962c）関係からであり、敬虔なキリスト教信者であった近藤とは対照的である。その寄稿の中で蒔田は1941年の日米国交断絶と同時に在米同胞が受けた長い苦難と強制収容所での経験について語っている（1962c, pp. 142-143）。このことが合衆国憲法を日本語に翻訳する動機となった可能性が高い。つまり、英語を不得手とする一世の在米日本人が帰化試験に合格できるよう支援したいという思いがあったと思われる。帰化により市民権が獲得できるからである。

1952年、蒔田は米国司法省出版の *Federal textbook on citizenship: Our Constitution and Government, lessons on the Constitution and Government of the United States for use in the public schools by candidates for citizenship*（連邦政府による市民権教科書：我々の憲法と政府、市民権取得候補者向け公立学校用米国憲法・政府のレッスン）を日本語に翻訳して『米国市民読本』として刊行した。この中には合衆国憲法の邦訳も含まれている。あとがきによれば、蒔田はこの教科書を「日本を愛し発展を衷心の願いとして」「日本の国家的立場から見て」帰化する在米日本人の増加が「いいこと」である

<sup>29</sup> なお、この「英」には振り仮名がない。

<sup>30</sup> 実際は縦書きで3-4文字目の「ペラ」は「く」の字の踊り字であった。

という信念の下、「余暇をぬす」（蒔田，1952a, p. 200）んで翻訳した。

翻訳にあたり、蒔田は近藤と同様、法律用語に不慣れな一般読者にも理解しやすくなるよう努めた。また、専門用語があっても読書百遍意自ら見るの信念を語っている。「あとがき」で蒔田は翻訳を許可した原典の出版元である司法省移民局に謝意を表明しており<sup>31</sup>、司法省の著作であることを根拠に同書が帰化準備に最適な手引書であると自信をもって推薦している。加えて、蒔田は原書よりも広い読者層を想定した。第一が、在米 20 年以上で帰化試験を日本語で受験する準備を進めている 50 歳を超える一世、第二が、帰化試験を英語で受験予定の帰化準備学校の通学者である。蒔田は、この手引書を使って主要概念を把握しておけば、学習効率が向上すると考えた。第三が、帰化とは無関係に合衆国憲法や米国の各制度について正しい理解を得たい者である（蒔田，1952a, p. 200）。

以降、在米日系人を対象とした合衆国憲法日本語訳は確認できる限り今日まで出ていない。それは歴史の産物であった。米国移民中に占める日本人の割合の減少とともに、第一言語を日本語とし、英語を十分に解さない日系アメリカ人の人口が急速に減少している（Hoeffel, Rastogi, Kim, & Shahid, 2012, p. 15）ことがその理由であろう。

#### 5.4.4. 第 4 期小括

第 4 期は、日本国憲法施行を境にその準備の時期と定着の時期の 2 つに分けて検討した。第 4 期を通じて、翻訳は民間においても政府においても連綿と続けられた。準備の時期には、主として、新しい憲法の検討の手がかりとして翻訳され、定着の時期には、日本国憲法の理解を深め、民主化を日本の人々の間に普及するために翻訳が行われた。多くの場合、これらの翻訳で強調されたことは、合衆国憲法と日本国憲法の関わり合いである。具体的には、合衆国憲法が日本の憲法にとって模範の憲法であること（e.g., 美濃部達吉、松山武夫）や合衆国憲法が日本の新憲法に与えた影響が多であること（e.g., 北沢直吉、橋本公亘、塚本重頼）や民主主義を基本原理とする日本国憲法を有する日本の民主化には、合衆国憲法に謳われている米国の民主主義（デモクラシー）の理解が不可欠であること（e.g., 角邦雄、参議院事務局総務部）が指摘された。

---

<sup>31</sup> 南加州日本人史において、蒔田訳『米国市民読本』は「帰化準備書」と位置づけられている（南加州日本人七十年史刊行委員会，1960，p. 656）。

しかし、少なくとも 1940 年代は、米国の著名な憲法学者の権威ある著書に依拠するに留まった。例えば、高木八尺の場合、コーウィン著 *The Constitution and what it means today*『憲法とその現代的意味』がその役目を果たした。つまりこの時点では、日本人として合衆国憲法に対し新たな視座を加える段階に到達していなかった。

以上のような自発的な目的の他に、一部は、米国による翻訳への支援があった。第一に、翻訳出版社が閉塞状態にあった中、1948 年に CIE が海外著作物の翻訳権の入札を開始し、ビアード著 *The republic*『共和国』のように占領目的に適う書物の翻訳が推進された(宮田, 1999, p. 87)。入札以外でも角邦雄のパットマン著の翻訳は CIE の励ましを受けた。第二に、参議院訳(1952)は連合軍司令部民政局の勧めがあったものである。

一方、米国では、日本が主権回復した 1952 年の年末、マッカーラン・ウォルター法が成立し、高齢の在米日本人を主たる対象とした合衆国憲法の日本語訳の必要性が生じた。短期間に 2 点の翻訳が発表され、英語に不自由を感じる人々を中心にそうした必要性に応えた。日本の状況とは対照的に、米国では合衆国憲法の翻訳が人々の実生活に役立ったのである。

##### 5.5. 第 5 期 日米新安保条約調印後の低位安定期 (1961-1997)

1960 年における活発な合衆国憲法の翻訳出版に比べ、第 5 期の冒頭にあたる 1961 年から 1972 年までの期間は、既訳との違いの大きさの点で注目に値する新訳は田中英夫訳を除いて発表されず、合衆国憲法の翻訳活動は停滞期に入った。この時期の翻訳は点数自体少なく、またその大半は既訳の改訳であり、さらにその改訳は細部の変更に留まった。これは、現状の翻訳で必要を満たしていたためであろう。また、1960 年代の安保闘争にみられる日米間の摩擦やベトナム戦争(1960-1975)における米軍の軍事介入に対する日本の人々の米国に対する失望により説明できるかもしれない。つまり、米国の基盤である合衆国憲法を模範とすることが敬遠される状況にあったのではないかと推察される。そこで、それを翻訳する者にとっても、その翻訳を読む者にとっても、その翻訳に意義を見出しづらくなったと考えられる。

一方、第 5 期の終盤にあたる 1997 年頃からは、再び新訳が発表されるようになったが、それでもかつてのような頻度ではなく、数年に一度であり、件数としては低位を保った。以下、10 年刻みで翻訳の理由・動機もしくは目的を検討していく。

### 5.5.1. 1960年代 (1961-1969)

1960年代には、英米法学者の田中英夫、他3名の憲法学者の新訳が出版された。このうち、英米法学界で多くの功績を残した田中英夫を取り上げる。

#### 5.5.1.1. 田中英夫

東京大学法学部教授であった田中英夫(1927-1992/8/20)は英米法研究の分野において今なお読まれ、引用されている『英米法総論』(1980)、『英米法辞典』(1991a)といった時の試練に耐えた著作により知られる。田中の著作はいずれも多く、時間とたゆまぬ努力、緻密さ、細心さ、厳しい研究姿勢といった研究者としての高い素質に裏付けられている(藤倉, 1992, p. 204; 伊藤, 1992, p. 198)。

田中の著作のうち、田中による合衆国憲法日本語訳を収録しているのは、『アメリカ法の歴史』上(1968)、死後に出版された『BASIC 英米法辞典』(1993)の2冊である。『アメリカ法の歴史』は修正第12条までの翻訳を収録し、『BASIC 英米法辞典』(1993)は田中が難病と闘いながら少なくとも1992年5月20日(1993, p. 245)まで取り組んでいた全条文の訳を掲載している。『アメリカ法の歴史』を編んだのは、日本人がアメリカ法を理解するにはその歴史をおさえておく必要があるという田中の信念に基づくものだった。アメリカの法学者が当然の前提としている事柄、典型的にはアメリカ法の歴史的背景はアメリカの法学書には書かれていない。つまり従来米国の法学書に依拠する研究方法では限界があるということだ。

田中は『アメリカ法の歴史』、『BASIC 英米法辞典』いずれにおいても翻訳の目的には直接触れていない。しかし、言外から2つの目的が読み取れる。一つは、田中の研究の柱の一つである「ことば」を究めることである。翻訳の冒頭にある詳細な翻訳指針は田中がいかに英米法のことばに敏感に取り組もうとしたかを示す。それを示す例として、田中は Article、Section といった各区分に対する自身の訳語の選定の根拠と従来訳を採用しなかった理由を説明し、従来典型的な Article の訳「条」の問題を述べていることが挙げられる。つまり、翻訳はそうしたことばへの取り組みの一環であった。第二に後進の育成である。『BASIC 英米法辞典』の編集委員代表の藤倉皓一郎がそのはしがきで田中を代弁しているように、付録の合衆国憲法の日本語訳は読者が「英米法の理解をすすめる手がかりとして基本的な教材として参照、利用」(藤倉, 1993, n.p.)できるようにするためであった。

### 5.5.2. 1970年代

1969年にニクソン大統領が米国のアジア戦略の基本戦略(ニクソン・ドクトリン)を発表したことを受けて、米国の対日政策が変化した。それまで保護を基調としていたが、ニクソン政権は独自の外交路線を展開し、日本の対米自立を求めた(五百旗頭, 2008b, p. 331)。加えて1971年には、米国は金・ドル交換停止と10%輸入課徴金を基調とする経済政策(ニクソン・ショック)を発表し、これにより日米間に貿易摩擦が生じた。こうした日米関係の相対的な悪化が間接的に影響したのか、1970年代も合衆国憲法の翻訳の出版は低調であり、1件以外はすべて過去の著作の改訂版であった。

この1件とは、アメリカ独立200年祭にあたる1976年に「新アメリカ史叢書」の1巻として刊行されたジェンセン(Merrill Jensen)著 *The making of the American Constitution* (アメリカ憲法の成立)(1964)の邦訳『アメリカ憲法の制定』<sup>32</sup>である。同書の日本語訳を出す契機となったのは、合衆国憲法の制定史を専門とする歴史家ジェンセン自身が、日米学術交流に尽力してきた親日家としてその邦訳を希望したことであった。これは従来の翻訳との違いである。かつては翻訳する側が翻訳を希望していた。第二に、歴史書であることも従来との違いである。合衆国憲法の邦訳はこれまでは主として法律書に収められていた。

翻訳を担当したのは、斎藤眞の他、ジェンセンと同じく合衆国憲法の制定史を専門とする武則忠見(1923-1986)、高木誠(生没年不明)である。うち、巻末の参考資料にある合衆国憲法および修正条項の翻訳を担当したのは、訳者を代表して「訳者あとがき」を書いた武則であった。出版目的には直接言及していないが、合衆国憲法制定の大家による著書をアメリカ史全集の一冊として出版できたことは「訳者の最大の喜び」(1976, p. 201)だとあることから、日本語に翻訳することでジェンセンの著書を日本の読者にも広める目的を有していたと考えられる。つまり、原著者のみならず、訳者も邦訳を希望していたといえる。

### 5.5.3. 1980年代

1980年代に入ると、「新冷戦」による日米同盟の強化が影響したのか、理由は不明

---

<sup>32</sup> 出版社(南雲堂)への問い合わせによると、同書は印刷数を重ね4刷(1990)まで刊行された。1982年の3刷では、訳者あとがきが更新された。息の長い著作といえる。

だが、翻訳活動は再び活気を取り戻した。翻訳者として、畑博行(1982)、長内了(1983)、在日米国大使館(1987)、野坂泰司(1988)、松井茂記(1989)、北脇敏一・山岡永和(1989)、有賀貞(1989)が順に現れた。

#### 5.5.3.1. 長内了

畑博行(1930-)による修正条項(第22条から第26条)の翻訳と解説を掲載した『原典アメリカ史』第7巻が刊行された翌年の1983年、塚本重頼の合衆国憲法解説書『註解アメリカ憲法』の改訂版が発行された。塚本の教え子で、英米法を専門とする中央大学法学部助教授の長内了(1942-2013)による改訂であった。改訂の経緯は以下の通りである。初版刊行後25年が経過し、全面的改訂がまずは原著者の塚本により企画された。しかし、塚本に予期せぬ事態が起こり、他者の協力が必要となった。その使命を受けたのは長内了であった。長内は20年前に遡る学生時代に同書を読み合衆国憲法を学んだ経験もあった。

長内が独自に編み出した改訂指針は「可能な限り原著のもち味を生かす」(p.1)ことであった。そのため、改訂作業は合衆国憲法のその後の展開によって、記述を改めざるを得なかった箇所に留めた。また、長内は全面改訂を通して塚本著合衆国憲法注釈本に常に新しい生命を与え、これを後の世代に伝えていくことが後輩としての己の任務と考えた。つまり、これが長内にとっての翻訳の目的であったといえる。

#### 5.5.3.2. 在日米国大使館

次に着目する翻訳者は、1987年に合衆国憲法日本語訳を刊行した在日米国大使館の広報・文化交流局の翻訳グループである。今回の合衆国憲法日本語訳の刊行は合衆国憲法の200年記念事業であった。米国大使館内の翻訳活動の詳細は非公開だが、英語・日本語併記の「刊行にあたって／Note of Appreciation<sup>33</sup>」には「できるだけ正確かつ完全なものにするために、日米の多くの方々のご助力を得、また既刊の翻訳書も参考にさせていただきました」(在日米国大使館広報・文化交流局, 1987)とあり、大使館内で翻訳するのではなく、大使館外の協力の下に作成した翻訳であることが分かる。

---

<sup>33</sup> 「感謝の辞」の意。



同年、中経出版が日英併記の合衆国憲法の解説書『アメリカ合衆国憲法—楽しく読もう 対訳』を同憲法の制定 200 年を記念して刊行した。日本語は縦書きで英語は横書きであり両者は表示方向が異なるが、見開きの対訳形式を採用した最初の合衆国憲法の邦訳であった。さらに、各英語ページには日本語による脚注があり、その他、ガス・ウィリアムズの挿絵、緒方貞子のエッセイ、マンسفールド駐日米国大使から日本の読者へのメッセージ (To Japanese Friends)、そして「合衆国憲法と、"アメリカ"という国 (解説)」を掲載している。うち、憲法条文の訳文は米国大使館の翻訳の転載であるが、脚注の筆者は明記されていない。また、最後の解説の筆者もイニシャルのみで同定できないが、この解説が同書の出版の趣旨を直接的に表現している。「日本にとってのかけがえのない国、アメリカ合衆国を理解するには、その最高規範である憲法の理解が求められます。それによりアメリカの哲学を知り、その行動原理を知ることにつながるのです」(K・N・K, 1987, p.205) と書いている。帯広告にも『『アメリカ精神』のカンヅメをどうぞ』とあり、この趣旨をさらに強調している。同じ訳文を使いながら、大使館発行版では、アメリカの立場から広報・文化交流を趣旨としていたのとは異なり、中経出版のこの書物は日本の立場から、米国の憲法の歴史的状況と日本の憲法の歴史的状況を対比させながら憲法の運用を通して日本が近代民主主義を実践していくことの重要性を説いている。

合衆国憲法制定 200 周年記念が合衆国憲法に対する日本人の関心をどの程度高めたかはさておき、これを機に合衆国憲法日本語訳を掲載する書物の出版が再び増加傾向に転じた。

#### 5.5.3.3. 野坂泰司

1988 年には、憲法学の大家、樋口陽一・吉田善明の二名により編纂された新しい世界憲法集が三省堂から刊行された。この中に収録された合衆国憲法の日本語訳は、学習院大学の憲法学者野坂泰司 (1950-) によるものである。野坂自身は翻訳で何を指したかについて触れていないが、共編者の樋口・吉田がはしがきでそれを説明している。両教授は過去の翻訳者による訳業の功績を認め、翻訳の際にそれらから重要な示唆を受けたと表明したが、共編者としてこの憲法集では激動する「各国の憲法状況と理論状況をできるだけアップ・トゥー・デートに反映した翻訳」(樋口・吉田, 1988, p. ii) となることを目指した。2006 年の共編者の交替後もこの目的は継承され

ている。事実、読者に最新の情報を届けるべくこれまで 7 回にわたり改訂を重ねている。

樋口・吉田は他国の憲法とその運用を学ぶ重要性を次のように指摘した。第一に、戦後の日本国憲法の意義を浮き彫りにすることにより日本国憲法の理解を助けること、第二に、各国の憲法を通して各国に対する理解が深まり、ひいては「国際化」に対応し多様性の共存について認識が強まることである。一方、新共編者は軸足を戦後から 20 世紀の最後の 10 年に移した。グローバリゼーションに伴い、この 10 年間に多くの国が憲法の改正を繰り返し、また、人権理論や人権保障に進展をみせたからである。初宿・辻村はこのような背景から 21 世紀の憲法動向を中心に据えるために新版として再出発したと述べている (2006, p. i)。そこで両者が翻訳担当者に依頼したのは、21 世紀における憲法の現況を踏まえて訳文全体を見直すことであった。特に 2017 年の新版の第 4 版では日本政府が推進する日本国憲法改憲を背景に、日本国憲法を客観視する手段として、各国憲法の果たす役割を再確認した (2017, p. i)。しかし、野坂の合衆国憲法訳に大きな変更はなかった。

#### 5.5.3.4. 松井茂記

1989 年には、当時大阪大学法学部教授であった松井茂記 (1955-) による『アメリカ憲法入門』が出版された。同書は、主要大学法学部の外国法の講義要項の参考書にしばしば挙げられており、合衆国憲法を専門とする法学部学生を対象とした、標準的な教科書として使用されていると考えられる。内容は定期的に更新され、米国の最新の憲法事情を踏まえた記述が保たれている。巻末の合衆国憲法の翻訳は、2000 年に改訂された。その理由を松井は「初版を公刊してから 10 年となることもあり、もう一度全体を見直し、付録につけた合衆国憲法の訳なども再検討した」(2000, p. i) と説明している。2004 年の大きな改訂後は、10 年を経ても翻訳には変更はない。

#### 5.5.3.5. 北脇敏一・山岡永知

1989 年のもう 1 点の出版物として、日本大学法学部教授であった北脇敏一 (1935-2002)・山岡永知 (1938-) による合衆国憲法の対訳がある。従来の合衆国憲法日本語訳と違う点は、北脇・山岡が合衆国憲法を法律英語の教材として扱ったことである。つまり、北脇・山岡訳の目的は「法律英語の練習の用途に供する」ことにあった。対

訳という性格上、日本語としての滑らかさは犠牲にしても直訳を目指した(1989, n.p.)。

#### 5.5.3.6. 有賀貞

最後に、合衆国憲法の日本語訳を掲載した出版物として『史料が語るアメリカ』(1989)が挙げられる。同書はアメリカ史およびその関連領域における気鋭の研究者4名が米国史の主要な史料を翻訳し、これに解説を加え一冊にまとめた史料集である。読者が常に手元に置いて利用できるような書物にしたいという編者らの願いから生まれたものであった(大下・志邨・有賀・平野, 1989, p. i)。同書は第一次史料から学ぶことが米国史の理解の基礎であるという姿勢を貫くアメリカ学会にならない、史料編集的なアプローチを採った。合衆国憲法の項はアメリカ外交史の第一線の専門家であった有賀貞(1931-2013)が執筆した。有賀は翻訳研究の専門家ではなかったが、翻訳研究の視座を持っていた(Aruga, 1999 および 3.3 参照)。

#### 5.5.4. 1990年代(-1997)

1990年頃から合衆国憲法に関する書物は改訂を重ね、日本経済の低迷、経済のグローバル化、冷戦の終焉など経済的にも政治的にも変化の激しい社会情勢に合わせて読者の要請に応え続けた。事実、1990-1997年の間に刊行された合衆国憲法日本語訳を含む全出版物はこれまで検討した過去の著作の新訂であった。

#### 5.5.5. 第5期小括

安保闘争に揺れた1960年代と貿易摩擦にみるように日米が経済的に対立していた1970年代は、合衆国憲法に関する日本語著作あるいは英語著作物の日本語訳の出版は一時停滞した。停滞の最中にも、アメリカ法における歴史研究の意義を示した田中英夫『アメリカ法の歴史』(1968)、合衆国の歴史を見るアメリカ独立200周年(1976)に刊行された武則他訳『アメリカ憲法の制定』(1976)が出版され、学術的な発展をみた。翻訳活動が再び表立って活性化するのは1980年代からである。特に1980年代には畑博行、長内了、在日米国大使館、野坂泰司、松井茂記、北脇敏一・山岡永知、有賀貞がそれぞれ合衆国憲法の日本語訳を発表した。翻訳者別にみると第5期の中心は民間の研究者であり、政府側の翻訳は日本側では皆無であったが、米国側は在日

米国大使館が文化交流の一環として合衆国憲法訳を広めた。日本側の翻訳者については翻訳の目的を明示しているのは法律英語の教材として提供するために合衆国憲法を日本語に翻訳した北脇・山岡のみである。その他の翻訳者は翻訳そのものの目的については言及していない。一方、合衆国憲法訳を収録した著書の出版目的は多様である。例えば、長内の場合、塚本重頼の合衆国憲法注釈本に新しい生命を与え、次世代に伝えるためであり、また、松井の場合、法学部の学生を対象とした標準的な教科書として提供するためであった。さらに、野坂の場合は、編者の樋口陽一・吉田善明が各国の最新の憲法状況を伝えるためであったと出版目的を明らかにしている。

## 5.6. 第6期 翻訳の多様化期（1998-2008）：新しい翻訳の誕生

1998年から合衆国憲法の日本語訳の歴史に新しい傾向が現れてきた。次の3つの新形態が登場したのである。1つめは誤訳指摘本である。別宮貞徳による連載「欠陥翻訳時評」（1978-1998）や『誤訳迷訳欠陥翻訳』（1981-83）がマスコミで取り上げられ、話題を呼んだ。これが法令・法務翻訳にも波及した。2つめは児童書、最後に起点テキストの文化（ここでは米国）から発信された翻訳である。このように、第6期は出版年よりも形態による違いが鮮明になった。本章では第5期まで時系列に沿って各時期における翻訳の目的を追ってきたが、以降は翻訳の形態別に論じる。以下、新しい形態（誤訳指摘書、児童書、施設案内）、そして従来からあった学術書、政府刊行物、世界憲法集の順に説明する。

### 5.6.1. 誤訳指摘本

飛田茂雄（1927-2002）は1998年に『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』を著し、合衆国憲法を条文ごとに翻訳・註解し1949年から1994年の刊行の法学者による10点の既訳を講評した。飛田は修正を要する誤訳に焦点を当てた。ただし、それは単なる誤訳の指摘ではなく、より多くの日本人が、人々の権利を保護するべく策定された合衆国憲法および修正条項の正しい理解に到達するという希望の下になされた建設的な批判であった。

日本では戦後の日本国憲法の施行まで人権の保護が保障されていなかったこと、また、他人の翻訳を非難することを憚る風潮があった（cf. 渡辺, 1978, p. 438）ことを考えるとこの意義は大きい。翻訳の質に対する飛田の高い意識は、当然のように受

け止めていた既訳を疑問視し、原文の英語の表現をより正確に反映すると自らが判断する試訳を提示したことによく表れている。この試訳は合衆国憲法に関連する英語文献の渉猟と広範囲な文献調査に基づくものだった。また、手軽に手に取りやすい文庫本として出版された。その結果、飛田（1998a）は法律専門家だけでなく、合衆国憲法に関心を持つ専門外の人々にも読まれ（e.g., 石岡, 2001 参照）、今なお読み継がれ、引用されている。

飛田（1998a）の法律界における影響力は2点の出版物の改訂となって表れた。第一に、北脇・山岡が初版（1989）の誤訳を指摘し、建設的なコメントを提示した飛田に感謝し、修正訳を新版として2002年に出版した。第二に松井（2000）においても、指摘事項を修正するような改訂を行われた。

法律、言語、文化の相互関係と格闘しつつ、合衆国憲法の完璧な訳が可能かを常に問いながら（飛田, 1998c）、飛田はより精緻な翻訳を実現すべく努力を続け、2000年と2002年に改訂訳を世に問うた。しかし2002年が最後の改訂であった。この年に死去したからである。

#### 5.6.2. 児童書

1987年に中経出版から刊行された合衆国憲法の解説書（5.5.3.2 参照）は、挿絵入りであるだけでなく、国立国会図書館の児童書総合目録に含まれていることから子どもの読者を取り込んでいたともいえるが、転載した在日米国大使館訳（1987）を含め、文章は子ども向けにはなっていなかった。同様の例が恒文社21による学習漫画付きの日本国憲法の入門書（2001）である。この学習本は合衆国憲法の日本語訳を転載しているが、ここでも在日米国大使館訳（1987）を採用している。

しかし、2002年、児童書の翻訳を専門とするプロの翻訳者である富永星（1955-）が、フリッツ（Jean Fritz）著の児童書 *Shhh! We're writing the Constitution*（しーっ！私たちは憲法を執筆中、邦題：『合衆国憲法のできるまで』）を日本語に翻訳し紹介することで、合衆国憲法の理解に際して、子どもと大人との間に存在した壁を取り払った。一方、2000年代初め、日本において子どもの権利の重要性が指摘されるようになり、子ども向けの日本国憲法に関する図書の出版が増加し、その後毎年一定数の出

版点数を保っている<sup>34</sup>。この翻訳書の出版もその一環であると考えられる。フリッツの原著は1787年の憲法制定会議による合衆国憲法の全テキストを掲載している。富永の訳本では、この部分は高学年向けではあるが子どもの読む能力に合わせ、使用する漢字を制限するなどし、子ども向けの文章になっている。

### 5.6.3. 施設案内

2004年、「米国国民の合衆国憲法に対する意識と理解を高めるために、超党派で合衆国憲法に関する情報を広める」(National Constitution Center, n.d., "Mission and history")という使命の下、米国議会が1988年に設立した米国憲法センター(National Constitution Center)は、来館者向けの資料として合衆国憲法と来館者案内の他言語版を公開した。対象の言語は日本語を含む9言語<sup>35</sup>である(National Constitution Center, 2004)。9言語は、先行対応していたスペイン語を除いて、アメリカ国立公園が需要の高い外国語に挙げた言語である。センター長はこれら9言語を「我々の日常生活と憲法との関係を理解する」上で「重要な言語」と称した(National Constitution Center, 2004)のであった。

また、同センターは多言語版の合衆国憲法を教材としても公開した。この場合、対象科目は公民と政治(government)に、利用対象者は幼稚園から高校3年レベルの教育者と生徒に設定している。具体的な活用方法は各自に任されている。

来館者案内と憲法の翻訳は、「合衆国憲法とその歴史および現代的意味に対する公衆の理解を高める」(Ford Foundation, 2003, p. 92) 目的で2003年7月フォード財団から助成を受けたものであった。翻訳の発注先としてALTA Language Services (<https://www.altalang.com/>)という言語サービス企業が選ばれた。ALTAは100以上の言語を対象とし、業績のある母国語話者のみ言語チームに採用している。さらに法令・法務翻訳については、法律分野において最低5年の翻訳実務経験を有するプロの翻訳者という条件付きである。これを理由にALTAは自社の翻訳が高品質で信頼できる翻訳であると前面に押し出している。

この翻訳は、施設案内や教材といった文書の種類だけでなく、翻訳主体という点で

---

<sup>34</sup> 国立国会図書館サーチによる筆者の検索結果に基づく。

<sup>35</sup> 他の8言語はアラビア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、簡体字中国語である。

も新しい傾向の翻訳である。つまり、翻訳会社に翻訳を外注した点、担当した翻訳者が法令・法務翻訳を専門とする職業翻訳者である点で従来はなかった例である。これまでみたケースでは翻訳者自身が翻訳を望んだのであるが、ここでは依頼者（米国憲法センター）、受注者（ALTA）、担当者（各翻訳者）とが分離している。また、翻訳の品質に対する自信もこれまでになく顕著である。

#### 5.6.4. 学術書

この時期、合衆国憲法学を専門とする研究者が合衆国憲法に関して自ら問題設定し、独自の視点を加え、洗練され深みのある研究を行い、その成果を学術書として刊行した。これらの研究者の一部は自ら行った憲法訳を付録に付した。かつての合衆国憲法の学術書の主流が、米国における憲法研究を日本の法学界に紹介するものであったのとは対照的である。その一方で、第 6 期の頃から合衆国憲法を邦訳する研究者が少なくなった。要因として次の 3 つが挙げられる。第一に、合衆国憲法を論じる著者もその読者も、語学力の高さから、原文のまま理解できるため日本語に直す必要がないこと、第二に、オンラインで無料で読める米国大使館訳の邦訳が出るなど既訳が容易に入手可能となったことがある。第三に、翻訳は労力の割に学問的業績としてはあまり評価されないこともある（内田，2011，pp. 48-49）。しかしこれらは一般的な動向であり翻訳に関心が薄れたわけではない。その証拠に鈴木康彦（2000）、田島裕（2004）、阿部竹松（2002，2004，2008，2009，2011，2013）による日本語訳がある。

これら 3 名のうち、本研究では米国の憲法と政治を専門とする阿部竹松（1934-）日本大学名誉教授を取り上げる。阿部が唯一翻訳について語っているためである。阿部はまず 2002 年『アメリカ合衆国憲法 [統治機構]』を出版し、2004 年には『アメリカ憲法と民主制度』で合衆国憲法と民主主義の関係を論じた。さらに 2009 年、阿部は同書の書名を『アメリカ憲法』として出版した。合衆国憲法日本語訳は、2002 年の著書から付録に掲載している。『アメリカ憲法』は改訂を重ねているが、その都度、阿部は米国における憲法解釈の最新動向と米国の法学者との交流を通じて得た新たな知見を訳文に反映している。

特に第 3 版では、合衆国憲法の起草者の意向を反映した原意主義の立場に立って合衆国憲法を全面的に改訳している（2013，p. iii）。原意主義の立場に立つ翻訳とは

何か。その反例として、阿部は合衆国憲法に表れる「報酬」を「俸給」や「歳費」と訳出するのは、合衆国憲法の起草者の「意向を完全に愚弄した」(2013, p. xi) 翻訳であると他者の既訳を批判した。なぜなら、「俸給」や「歳費」は定期的に支払われるサラリーに近いのに対し、「報酬」は奉仕に対する対価を意味するからだ阿部は説明している。この「報酬」の訳出という議論であるが、訳出する対象は原語の英語であるべきであり、論理に齟齬がある。阿部が出現箇所として示す条文番号から *Compensation* を指すと考えられるため、*Compensation* の訳出と置き換えて阿部の議論を解釈すると、阿部はアメリカ人が合衆国憲法を解釈するように日本人読者も解釈できるような翻訳を目指したといえる。

第 3 版の出版は、この全面的な改訳よりも大きな趣旨があった。それは「日本国憲法をよりよく理解し、われわれとわれわれの子孫のために完全な民主主義国家を構築するため」(p. ii)、合衆国憲法を読むよう政治家、改憲論者、憲法学者、法曹人、研究者に呼びかけることであった (pp. i-ii)。阿部によれば、日本国憲法は合衆国憲法の「改訂版」(p. i) だからである。

#### 5.6.5. 政府刊行物

この時期、日本政府が 2001 年に、米国政府が 2008 年にそれぞれ合衆国憲法の日本語訳を発行した。

日本側は「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため(国会法第 102 条の 6)」(参議院憲法調査会, 2005a, p. 1) に 2000 年に設置された参議院憲法調査会の事務局が 2001 年に『アメリカ合衆国憲法概要(参憲資料第 1 号)』を合衆国憲法の「新訳」を含めて刊行した。「新訳」とはこの 1952 年訳とは独立に、最初から改めて翻訳することを意味した<sup>36</sup>。衆議院、国立国会図書館、内閣府と共同で日本語訳を 1952 年に刊行してからほぼ 50 年が経過しており、日本と米国を取り巻く当時の状況に照らし、合衆国憲法を再検討する必要を察知したと思われる。この文書は、参議院憲法調査会から調査依頼を受けた慶應義塾大学法学部教授大沢秀介(1952-) が自身の調査結果をもとに合衆国憲法を概説し、付属資料として自身の合衆国憲法の和訳を掲載したものである。

---

<sup>36</sup> 筆者の 2014 年 8 月 20 日の参議院憲法審査会への問い合わせによる。



これは過去の政府訳からの変化である。従来の政府訳では多くの場合、政府職員が翻訳を行い、翻訳担当者の氏名は非公開であった。だが、ここでは翻訳は外部の学識経験者に委託し、翻訳者の氏名も明記している。ただ、外部委託であっても、政府刊行物の制約は受け継ぎ、同報告書には合衆国憲法についての大沢の見解は述べられておらず、大沢の翻訳方針についても触れられていない。憲法調査会の資料配布の目的が公表されているに過ぎない。この目的とは、すなわち、広報を推進すること、および参議院憲法調査会の調査会活動に資することであった（参議院憲法調査会，2005b, p. 247）。

一方、米国側は在日米国大使館が合衆国憲法の新訳を発表した。以前の1987年訳と比べて次の違いがある。第一に、1987年訳は米国大使館の翻訳チームによる翻訳であったのに対し、新訳は当時合衆国憲法を講じていた当時法政大学教授高橋一修（1939-）によりなされたものである。これは日本政府との共通点である。つまり、政府機関内で翻訳するのではなく、大学の教授レベルの外部研究者が翻訳を担当した。第二に、新訳はオンラインと紙の小冊子と2形式で提供されている。オンライン版の場合、インターネットの接続環境にあれば、誰にでもアクセスできるようになっている。紙版は、当初『米国の歴史と民主主義の基本文書』に掲載され、その後はpdfとなって公開され、今なお閲覧可能である。その後も米国国務省から出版された『米国司法制度の概説』（2012）に掲載された。紙版とオンライン版の相違の一つは、紙版である『米国司法制度の概説』は著書の編集者を「米国大使館アメリカンセンター・レファレンス資料室」と明示している一方で翻訳者の氏名を明記していないことである。逆にオンライン版では編集者は示さず、高橋の名のみを挙げ、文責は高橋にあるとしている。第三に、1987年版は翻訳に至った背景を説明しているが、新訳にはこれが欠落している。他方、新訳は凡例が充実しており、詳細な翻訳作業の指針を示し、またキーワードに対し注釈を加えている。これらはできる限り翻訳に正確を期すべく翻訳者が払った努力の表れである。第四に、新訳は翻訳があくまでも「参考のための仮訳」であり、正文は英文であると免責事項を掲載していることである。こうした違いは、時代の変化に対応したものといえる。例えば、オンライン版の提供は情報伝達手段が紙媒体から電子媒体に移行していることを反映したものであろう。また、免責事項の明記は、翻訳の正確さに関して法的責任を問われるようになったことの反映である。

#### 5.6.6. 世界憲法集

世界憲法集の一つが有信堂高文社により企画された各国の憲法集である。これは同様のシリーズを既刊している三省堂と岩波書店と比肩する。編集は当時京都大学教授の憲法学者阿部照哉、畑博行が務めた。合衆国憲法の解説と翻訳を担当したのは、京都大学法学部出身の佐藤幸治（1937-）と高井裕之（1960-）の2名であった。出版目的は、各国の憲法と政治の仕組みを知り、相互比較するための資料を提供することであり、比較憲法研究に資するためでもあった。しかし、翻訳の目的については編集者も翻訳者も語っていない。

斎藤訳の合衆国憲法日本語訳を掲載した岩波の『世界憲法集』は1983年を最後に改訂されなくなった。その間も、三省堂と有信堂高文社は世界の憲法集を前者がほぼ3年おきに、後者がほぼ5年おきにそれぞれ更新して刊行し続けた。岩波が世界憲法集の新版を発表するのは20年以上経過した2007年であった。この年月の経過は、旧版の編集チームの刷新を意味した。新編集チームは、東京大学法学部出身の憲法学者高橋和之を長として若い研究者を中心に編成された。旧版と同様に文庫本の長所を生かしつつ、日本国憲法のよりよい理解のために役立つ憲法であること、また、よりよい二国間関係の維持のためにその国の政治について知っておくべき国の憲法であることから合衆国憲法を含む8か国の憲法が選定された。合衆国憲法は日本国憲法に最大の影響を与えた憲法として筆頭に取り上げられた。宮沢による旧版同様、解説と翻訳は各担当に任せられ、統一方針はない。合衆国憲法を担当した京都大学大学院法学研究科教授の土井真一（1966-）は翻訳の目的については言及していない。

#### 5.6.7. 第6期小括

第6期の起点とした、飛田茂雄の『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』（1989a）の反響の大きさは、福沢諭吉の『西洋事情』のそれを思わせるものがあった。翻訳者は自らの訳に責任を持つことが強く求められるようになったといえる。飛田（1989a）を受けて改訂訳が刊行されたのはその表れである。このいわゆる誤訳指摘本の他にも、児童書とSTの文化から発信された翻訳（具体的には施設案内と同時に教材）という新しい形態の翻訳が出現し、多様化したこともこの時期の特徴である。児童書は日本の子どもたちを、後者は、日本からの来館者ならびにアメリカの児童・生徒・学生・教師を対象としたものであり、読者層が広がった。だが、合衆国憲法を独自に翻

訳する者はかつての隆盛期ほどには増えなかった。合衆国憲法に関する研究書は毎年一定数が出版されているが、邦訳を掲載するものは限られている。また、掲載していたとしても、翻訳の目的や動機を記す者はさらに限られた。

## 5.7. 第7期 21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期（2009-2019）

2009年から2015年まで新たな翻訳は発表されず、第二次世界大戦中の停滞期に続き、再び停滞期が到来した。戦時体制下との違いは、戦時体制下は情報統制が行われていたのに対し、21世紀の現代は社会を飛び交う情報量が膨大であり、日本国外から日本に大量の情報が流入していることである。そのため、改めて合衆国憲法を翻訳しなくても合衆国憲法に関する文献は豊富にある。この時期は、アメリカ研究の研究者の近藤健による翻訳（2015）と法学者丸田隆による翻訳（2019）に留まる。いずれも学術書に分類される。

### 5.7.1. 近藤健

国際基督教大学卒業後、毎日新聞社に入り、途中米国特派員を経験しながら外信部で健筆をふるい、退職後は、大学でアメリカ研究の研究者として教鞭を執った近藤健（1930-2017）はその最期の著書となった『憲法の誕生：権力の危険性をめぐって』（2015）において、合衆国憲法の起草過程を追うことで、日本の現憲法を改憲し、個人よりも国家を重視する大日本帝国憲法の理念に立ち戻ろうとする当時の政権の言説に反駁することを試みた。近藤の理解によれば、合衆国憲法の起草者は、民主主義の基礎となる人々の自由と権利をいかにして保障するかに力を注いだ。対照的に日本政府は人権保障の基本原則を後退させようとしている。それは同書の英語の副題『How to restrain the abuses of power』（権力の濫用を抑制する方法）に示唆されているとおりである。そこで近藤は自らが翻訳した合衆国憲法の条文を引用しつつ、人権重視の合衆国憲法の起草過程を追った。こうして日本の現政権が日本国憲法の改憲推進によって人権保障の基本原則を望ましくない方向に転換させていることを読者に示そうとしたのであった。付録の合衆国憲法訳については言及していないが、本文を読み進める上での参考の目的があることは近藤が条文を引用しつつ議論を展開していることから明らかである。

### 5.7.2. 丸田隆

ミシガン・ロースクール大学院修了後、内外の大学で法学を講じ、2020年現在ニューヨーク大ロースクール兼担教授の丸田隆（1949-）は『アメリカ憲法の考え方』を2019年に著した。同書は、合衆国憲法の10余りのテーマごとに、最高裁判例を通してその意味と歴史的・社会的背景を紹介しながら、合衆国憲法に規定されている法的・政治的制度、すなわち「合衆国憲法の考え方」を解説するものである。その奥には、日本国憲法の状況に対する懸念があった。それゆえ、丸田は自著を通して合衆国憲法の法的理念を知ることによって、読者が立憲主義国である日本の憲法の「現状とその危機的状況」（p. iv）について省察することを願った。資料として最後に載せた合衆国憲法訳は、本文で随所に引用した英語の憲法条文に対応する日本語を確認するためのものであった。

## 5.8. 第5章まとめ

これまで入手できた合衆国憲法の日本語訳の歴史を、日本語訳者の経歴や歴史的背景に注目しつつたどる中で、翻訳者による翻訳の動機は、大きな流れとしては、受動的なものから能動的なものへと徐々に変化していったといえる。第1期から第3期の頃までは、米国における憲法解釈を日本の文脈に沿って検討することなく、そのままの形で取り入れようとしたという点で文化の一方向的な受容（生井，2007）ともいえた合衆国憲法の翻訳は、自国の民主主義憲法を手にした第4期の頃から双方向的な意味を持つものとなった。つまり、日本人としての視点から合衆国憲法を解釈した上で翻訳するようになっていった。

この大きな流れは各時期区分の特徴を振り返ることで確認できる。まず、第1期には、日本は国家レベルで米国から科学技術・政治・法律・経済と幅広い分野にわたって吸収し、また、憧憬の対象となったアメリカ文化やアメリカ社会を理解することに努めた。この傾向の中、法律家のみならず、出版人、政治家と合衆国憲法を翻訳する者が次々と登場し、翻訳が推進された。第3章で述べたように（3.3参照）、テーレンは、翻訳者にとって独立宣言への関心は独立宣言の起草国への関心とは切り離せない（Thelen, 1999, p. 1289）としたが、同様のことが合衆国憲法日本語訳についても成り立つといえる。

第2期の初頭のポーツマス講和会議の後、合衆国憲法の翻訳活動は停滞した。そ

の間、起点言語の社会である米国で、在米日本人が合衆国憲法の日本語訳を同胞のために提供し始めた。米国市民に保障されていた権利は在米日本人には必ずしも保障されていなかった。合衆国憲法は日系人に対する差別から日系人を法的に守る拠り所であったが、一世は英語で苦勞する者も多く、法律に通じているとは限らなかった。ここに翻訳のニーズが生まれた。合衆国憲法の日本語訳を提供することにより、日本語を第一言語とする一世の合衆国憲法の学習を支援したのである。

第3期には、合衆国憲法の新訳はほとんど刊行されなかった。しかし、日本の無条件降伏により第二次世界大戦が終結した1945年以降の第4期には、合衆国憲法の翻訳が再開し、新たな日本語訳が生まれていった。これは敗戦とともに民主化政策として新憲法の準備が始まったことが大きい。特に日本国憲法公布の年である1946年は5点の翻訳が出版された。新憲法の準備に続く定着期には、日本国憲法をよりよく理解するために合衆国憲法を翻訳する翻訳者が多くみられた。合衆国憲法の影響を強く受けている日本国憲法を合衆国憲法の枠組みで改めて見直そうという機運が生まれたのである。このような翻訳はもはや一方向的なものではなかった。

第5期前半には、日本は1960年代に安保闘争に揺れ、1970年代は日米貿易摩擦が影響し、合衆国憲法の新しい日本語訳は最盛期と比べ減少したが、翻訳活動は研究者を中心に停止することなく持続した。後半の1980年代から翻訳が回復すると、アメリカの憲法学者による合衆国憲法の著書を翻訳するよりは、日本人研究者としての合衆国憲法の論考を単著として出版する例が増え、合衆国憲法はその一環として翻訳された。版を重ねる松井『アメリカ憲法入門』はその好例である。1950年代前後まで、合衆国憲法の翻訳者は米国の著名な学者の解釈の紹介に依拠していたが、米国を相対化する視座を持った日本人としての解釈を加えるようになった。日本人による合衆国憲法の研究業績が蓄積されると、日本の研究者として合衆国憲法をどう捉えるかが問われるようになったのである。

いわゆる誤訳指摘本となる飛田茂雄訳の刊行に始まる第6期は、合衆国憲法の翻訳が多様化した。児童書、STの文化からの翻訳という新しい形態の合衆国憲法訳がみられるようになった。しかし、その後多様化は進展せず、第7期に入り翻訳は停滞している。合衆国憲法の研究書は毎年一定数刊行されているが、条文を独自に翻訳する者は少ない。実際この10年で新訳は2点である。しかし、数少ないながらも読者に訴える力がある。いずれも日本政府の改憲への動きに対する懸念を表明するも

のであった。例えば、近藤健は合衆国憲法を自ら翻訳し、その制定史をたどることで、改憲によって基本的人権の保障を後退させようとする現政権を批判した(2015, p. 149)。こうして合衆国憲法の翻訳は、能動的な翻訳へと脱皮したといえる。

次章と次々章では、本章の合衆国憲法日本語訳の変遷を念頭に共時的な再翻訳と通時的な再翻訳の訳文上の特徴から、翻訳者が何を指そうとしたかを探る。

## 第6章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析：共時的観点から

本章では、合衆国憲法を何の理由・動機あるいは目的で日本語に翻訳したのかを前章のようにパラテキストではなく、目標テキストそのものから探る。具体的には、パラテキストで示した理由・動機あるいは目的が目標テキストにおいてどのように実現されているかを考察する。しかし、目標テキスト単独ではその特徴が見えにくい。何らかの比較対象が必要である。このため、本章では同時期の異なる翻訳者による訳文を比較する。

### 6.1. 第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期（1853-1909）

#### 6.1.1. 福沢諭吉と林正明：分かりやすさか忠実さか

福沢諭吉（5.1.1.1 参照）にとって『西洋事情』の執筆目的は、西洋事情のエッセンスを人々に教えることであった。福沢は日本の文明開化を促進するための資料として西洋の書物を利用したのであり、そうした書物の翻訳には原文に忠実な訳は求められなかった（進藤，1975，p. 18）。福沢の理想の翻訳は「翻譯は原書を読み得ぬ人のためにする業なり然るに譯書中無用の難文字を臚列して一讀再讀尚ほ意味を解す可きの甚だしきものなり」（1897，pp. 4-5）という緒方洪庵の教えを受け継いでいた。したがって、合衆国憲法の翻訳にあたって、福沢は分かりやすさを優先し、原文にとらわれず必要に応じて条文全体を言い換える方針を貫いた。例えば、修正第1条の Congress shall make no law ...abridging the freedom of speech, or of the press の箇所を「事ヲ議論シ或ハ書ヲ著スヲ禁スヘカラス」と訳出している。現代ではそれぞれ「言論の自由」「出版の自由」と訳出されることの多い freedom of speech と freedom of the press を具体的な動作に置き換え、前者は物事について議論すること、後者は書物を表すことと表現している。また、そうした行為を縮減する法を作ってはならないという趣旨の訳文ではなく、単刀直入にそうした行為を禁じてはならないとしている。福沢はこのような書き換えに留まらず、極端な場合は訳出しないこともあった（cf. 田口，2021，p. 68）。実際、合衆国憲法本文のうち14文を訳出していない。

一方、政治評論家の林正明（5.1.1.2 参照）は正確さを重視し、原文のすべての内容を日本語で表現し、逐語訳に徹した。翻訳の目的が法学の素養をもつ知識層を讀者

とし、日本が欧米列強に比肩する継続的な成長を遂げるためにそれらの国の憲法を理解することが必要だったからである。

こうした翻訳に対する対照的な見解は、福沢訳と林訳にどのように表れているかを修正第9条を例に比較考察する。

#### 修正第9条

ST: The enumeration in the Constitution, of certain rights, shall not be construed to deny or disparage others retained by the people.

TT (福沢): 律例中ニ某ハ某ノ権アリ云々ト記シタレトモ<sup>1</sup>此権ヲ以テ人民ノ権ヲ壓制スヘシトノ趣旨ニ非ラス決シテ之ヲ誤解スルヲ勿レ (1866b)

TT (林): 此憲法中殊ニ二三ノ権力ヲ揭示スト雖トモ<sup>2</sup>之ヲ牽強シ敢ヘテ人民所有ノ他ノ権力ヲ肯<sup>3</sup>ミ或ハ減ス可カラス (1873)

原文は、憲法に特定の権利が列挙されていることはその他の人民の権利を否定したものと解釈してはならないと記している。しかし、福沢訳は特定の「権」、つまり現代でいう「権利」が憲法に列挙されていることは人民の権利を束縛すべきという趣旨だと誤解してはならないと記している。原文の *others* は福沢訳には表れない。対する林訳は「他ノ権力」とある。これはつまり現代でいう「他の権利」を指す。第5章で、明治初頭には *Constitution* の訳語が定着していなかったことを述べたが、それと同じことが *right(s)*<sup>4</sup>にもいえる。例えば、修正第1条の *right* に対しては林は「権」という訳語を用いている。*right(s)*の定訳が「権利」として定着する経緯については堅田 (2013)、柴崎 (2013) などによる説明がすでにあるため、ここではこれ以上触れない。

福沢と林の対照性は、TL としての日本語に SL としての英語の用語と同じ定義をもつ用語が存在しない場合にとった翻訳方略にも表れている。SL の用語と TL の用語がこのような関係にあることを「用語上の不一致」(Šarčević, 1997, p. 250)<sup>5</sup>と呼ぶ

<sup>1</sup> 実際はトとモの合字であった。

<sup>2</sup> 実際はトとモの合字であった。

<sup>3</sup> 拒の間違いと思われる。

<sup>4</sup> 合衆国憲法に単数形の *right* は1つあるが、複数形は皆無である。修正条項には単数形は13、複数形は1つある。

<sup>5</sup> Alcaraz Varó and Hughes (2002) は、「用語上の非対称性」(terminological asymmetry) (p.



ことにすると、林は「用語上の不一致」の場合、原語の音訳を片仮名で表記し鍵括弧を付すことで他の片仮名表記と区別した。その音訳の直後には以下の例に見るように 2 行にわたる割注で用語説明を行った。これによって読者は対応する原語を知るとともに重要語の概念を理解することができた。一方、福沢は音訳を提示せず、本文中あるいは割注で用語説明を行った。割注は、Newmark (1988) の訳注の 4 分類によれば、文内注に相当し、読者にとって最も好ましいタイプである (p. 92)。脚注と違い、読者の読みを中断することがないからである。以下に福沢が用語説明を本文中に行った例を示す。

### 第 1 条第 2 節

ST: The House of Representatives shall chuse their Speaker and other Officers; and shall have the sole Power of Impeachment.

TT (福沢): 下院ノ議事官ハ其官員ノ内ヨリ上席ノ者一人及ヒ他ノ主役ヲ推挙シ又諸有司ノ過失ヲ論シテ之ヲ廢黜スルノ権アル可シ (1866b, 16 丁)

TT (林): 下院ノ議長ハ其議員ニテ之レヲ撰フ可ク又「インピーチメント」ノ特権ヲ持ツヘシ<sup>6</sup> 有司窃ニ賄賂ヲ納レ或ハ其任ヲ過ル等 (1873, 4 丁)  
ノ事アル時之ヲ糾問スルヲ云フ

福沢訳では *impeachment* を「諸有司ノ過失ヲ論シテ之ヲ廢黜スル」として訳文の中に埋め込んでいるのに対し、林訳では訳文内では「インピーチメント」としておき、文末の後に語義を示していることが分かる。

以下は、福沢が割注を用いた例 *tonnage* である。

### 第 1 条第 9 節

TT (福沢): 噸税 船ノ入津スルトキ其大<sup>47</sup> (1866b, 27 丁)  
小二從テ取納スル税銀<sup>47</sup>

TT (林): 「トンネージ」 積荷ノ輕重ニ從<sup>47</sup> (1873, 14 丁)  
ヒ收ル税ナリ<sup>47</sup>

47) と表現している。

<sup>6</sup> 林訳は、下院議員ではなく下院の議長がインピーチメントの特権を持つと読めるが、ここではこのことは問わない。

### 6.1.2. 古屋宗作と坪谷善四郎：用語上の不一致をどう扱うか

大日本帝国憲法制定前後の隆盛期（1881-1894）の著書のうち、販売点数から判断して一般の読者に最も広まったと考えられるのは、当時政治演説家として弁舌をふるっていた古屋宗作（5.1.2.3 参照）の『憲法彙纂』（1887）である。校閲を担当した政治家鹿島秀麿によれば、同書における古屋の目的は、西洋と日本の法制度にみられる共通点と相違点を明らかにすることにあつた（跋, n.p.）。であれば、用語上の不一致のケースを訳文でどのように扱うかがポイントとなるはずである。用語上の不一致のケースとして、Bill of Attainder と ex post facto Law を例に、出版目的が古屋と同じであつた坪谷善四郎（1888）と比較する。

#### 第1条第9節

ST: No Bill of Attainder or ex post facto Law shall be passed.

TT（古屋, 1887）: 「ビル、オフ、アツテンダー」ノ法ヲ立テ逆罪死罪等ニ因テ死刑ニ處セラレ或ハ国内ヲ逐ハレ土地田産住屋等所有ノ品ヲ人ニ売り或ハ之ヲ遺ス<sup>ノ</sup>ノ権ヲ失ハシメ或ハ「エキスポスト、フハクト、ロー」ノ法ヲ出ス可ラス  
律ヲ後ニ立テ、  
刑ニ處スルヲ。

TT（坪谷, 1888）: 合衆国々会ハ族類ヲ夷滅スル法律或ハ既往ニ追遡スル法律ヲ設クヘカラス

古屋訳は2つの術語を鍵括弧で括り、その語義は文中に埋め込むか、文末に割注で示すことによって、これらの術語を初めて目にする読者に親切な訳文になっている。これは林の翻訳方略を活用したものである。一方、出版人、政治家の坪谷善四郎（5.1.2.4 参照）による訳では、いずれの術語も「～スル法律」と説明的な訳に置き換わっている。このように、出版の目的は同じであっても、どのような訳がその目的にふさわしいかという考えは翻訳者によって異なることが分かる。<sup>7</sup>

---

<sup>7</sup> 様々な翻訳方略がある中で、当時、どのような翻訳方略が読者により支持されていたかを示す資料は現時点では入手できていない。

### 6.1.3. 人見一太郎と衆議院：人権をどう扱うか

評論家・実業家の人見一太郎（5.1.2.6 参照）の『平民政治』の出版目的は下火になっていた民権論を再び活性化することであった。民権論は人権に配慮し、民約憲法を志向しており、政府の主張する君権主義的な欽定憲法とは異質である。したがって、同書に収録した人見訳は、帝国議員向けの衆議院訳とは異なると推察される。実際、人権と関わりの深い概念である先の Bill of Attainder に対する両者の訳に明らかな違いがある。人見訳「人権全奪死刑（アツテンドル）の議案」と衆議院訳「<sup>ビル、ヲフ、アツテンドー</sup>汚血令」を比較すると、人見訳は単刀直入で漢語自体で意味が推定できる訳語であるが、衆議院は内容をぼかした訳語になっている。ただし、意図的にぼかしているか否かは明らかでない。

次の人権規定の訳についても同様のことがいえる。衆議院訳「宗教ノ設定ニ関シ」と人見訳「宗教を保護し」、衆議院訳「自由ノ行為」と人見訳「自由礼拝」をそれぞれ対比すると、人見訳の方が具体性がある。一方、衆議院訳の「設定」や「行為」は何を指すのかが明確になっていない。また、衆議院訳は the right of the people の people を訳出しておらず、誰の権利かを明言することを避けている。このことは以下のように修正第 1 条に表れている。

#### 修正第 1 条

ST: Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

TT（人見，1890）：

宗教上の偏頗を禁ず 言論出版の自由 請願の権	国会は宗教を保護し若くは其自由礼拝を禁止するが如き法律を制定す可らず、又言論及び出版の自由並に人民が平穩に集会し、又冤苦を伸んが為に政府に請願する権利を減殺するか（ママ）如き法律を設く可らず、
------------------------------	--

TT (衆議院, 1894) : 議会ハ宗教ノ設定ニ関シ、又ハ其ノ自由ノ行為ヲ禁スル法律ヲ制定スヘカラス、言論出版ノ自由ヲ拘束スル法律、又ハ平穩ナル集会ヲ為シ及苦情ノ救済ヲ政府ニ請願スルノ権利ヲ制限スル法律ヲ制定スヘカラス

注：人見訳の左欄は原典では頭注（縦組）。

## 6.2. 第2期 第二次世界大戦前の安定期（1910-1931）

### 6.2.1. 根来源之と日米新聞社：人権に対する考え方

米国日系一世の弁護士根来源之（5.2.1.3 参照）が『米国憲法論』（1914）で目指したことは、合衆国憲法のいかなる点がどのように優れているかを、特に将来日米の懸け橋となる若い在米日本人に向けて示すことであった（根来, 1914, n.p.）。根来にとって合衆国憲法の卓越性は三権分立制と人権尊重にあった。このことが根来の訳文にどう反映されているか。三権分立制と人権尊重のうち、人権尊重を例に、同年、サンフランシスコの日米新聞社（5.2.1.1 参照）が発行した在米日本人向けの『日米年鑑』に掲載の訳文と対比させて考察する。

#### 修正第9条

ST: The enumeration in the Constitution, of certain rights, shall not be construed to deny or disparage others retained by the people.

TT (根来, 1914) : 此憲法に於て或種の権利を枚挙したる故を以つて列挙せざる他の人民固有の権利を否認しまたは蔑視したるものと解釈すべからず。

TT (日米新聞社, 1914) : 此憲法に列記したる或権利は之を以つて人民が保有したる他の権利を排除し又は減減する者（ママ）と解釈するを得ず<sup>8</sup>

ここで注目すべきは *retained by the people* の *retained* に相当する日本語である。文字通りには日米新聞社のいう「保有したる」（保有する）であるが、根来は一步踏み込んで「固有の」としている。保有する権利であれば、それは後天的に与えられたも

---

<sup>8</sup> 実際は「ず」の変体仮名であった。

のかもしれないが、固有であれば生まれながらに持っているものを意味する。両訳者のこうした解釈の違いは両訳者が同条項に付した小見出し（根来の「人間固有の権利」と日米新聞社の「憲法上の臣民権の範囲」）を対比するとより鮮明である。つまり、根来は **the people** を国籍を問わない人間一般と捉えたのに対し、日米新聞社は **the people** を君主、すなわち、当時の日本の場合でいえば天皇の支配下に置かれた被支配者と限定的に解釈していた。

### 6.2.2. 藤井新一と土橋友四郎：米国理解か大日本帝国憲法の理解か

前章でみたように、憲法学者の藤井新一は、ワシントン海軍軍縮会議（1921-1922）の通訳を務めたことから、日米関係に直接的に携わっていた（5.2.2.2 参照）。藤井も根来のように合衆国憲法の詳説を通して、日本の人々の米国理解が増し、ひいては日米間の関係改善につながることを望んだ。藤井は、**We the people of the United States**、すなわち、「米国々民」が自らの「理想実現」のために払ってきた努力を記述することを『米国憲法論』において目指したという（1926, pp. iv-v）。対照的に、憲法学者の土橋友四郎は『世界各国憲法：日本憲法比較対照』において、合衆国を含む各国の憲法との比較により大日本帝国憲法の特質を明らかにすることを目標とした（5.2.2.1 参照）。こうした目標の違いは二人の訳にどのように表れているかを以下の例で検討する。

#### 第1条第1節

ST: All legislative powers herein granted shall be vested in a Congress of the United States, which shall consist of a Senate and House of Representatives.

TT（藤井，1926）：国の立法権は上下両院より成る国の議会（註一）に属す。

TT（土橋，1925）：此ノ憲法中ニ許与シタル立法権ハ総テ之ヲ合衆国議会ニ  
○○○ ○ ○ ○ セネート ハウス、オブ、レプレゼンテーターズ  
 授ク、合衆国議会ハ元老院及 代 議 院 ヲ以テ組織ス

このように、藤井は内容の把握には直接影響しない語句または文脈から読み取れると考えられる語句は TT に反映しなかったのに対し、土橋は ST のすべての語句を TT に見える形で表現した。具体的には、藤井訳には **all**、**granted**、**herein** に相当する語句がない。一方、土橋はこれらの3語をそれぞれ「総テ」、「許与シタル」、「此ノ憲

法中ニ」と訳出している。さらに土橋は、原語の指示内容と対応する訳語の指示内容が一致しないことを強調したい場合、振り仮名で原語を示している。土橋のこの手法は、条文単位で各国の憲法と大日本帝国憲法を比較するという目的に適ったものである。対照的に、藤井は ST の一字一句よりも、その趣旨を重んじた。このことはその長い註に明らかである。註一で藤井は、三権分立のうち、司法部に与えられた権利が合衆国憲法の特質であるという。「憲法は民衆が民衆のために作れるものにして其目的に民衆が憲法を通して政府に制限を加へるのである。」と云ふのが一般人の考である。従つて民衆の意志が確實に行はれて居るか、或は政府各部が越権に出でて居ないか、立法部の如きが憲法を無視した立法を行つて居ないかを確認、正しくない法令を無効とする必要がある。[中略] 斯くて、立法部及び行政部と共に均衡平等なる権利を以て委任権行使に参与する司法部が特に憲法の擁護者たる地位に立たせられて居る」(pp. 65-66) というのである。

### 6.3. 第3期 戦時体制下の停滞期 (1932-1945/8/14)

#### 6.3.1. 藤原守胤と斎藤敏：簡潔さの追求か厳密さの追求か

米国の政治・憲法学者の斎藤敏 (5.3.1 参照) が合衆国憲法を「なるべく簡潔平易に解説」(1940, n.p.) することを目指したのに対し、米国政治、政治思想を専門としていた藤原守胤 (5.3.2 参照) は「各条規ノ原意又ハ真意ヲ十分把握シ且是ガ邦語ニ適確ニ表現スルコト」(1940, 付録 p. 4) に努めた。この対比は訳文に明確に表れている。例えば、用語上の不一致をどのように解消したかが挙げられる。藤原は *Bill of Attainder* の漢語の訳語に、音訳と訳注を加えているのに対し、斎藤は「公権喪失の法」とし、解説で「嫌疑者 [中略] を、裁判しないで、又は規定された方法で判決しないで、死刑にする事が出来ないやうに定めたもの」(1940, p. 69) と語釈している。厳密さよりも読みやすさが優先されていることが分かる。

## 第1条第9節

ST: No Bill of Attainder or ex post facto Law shall be passed.

TT (藤原, 1940): <sup>ビル・オブ・アテンダー</sup>権利剥奪法<sup>6)</sup>又ハ <sup>エクス・ポスト・ファクトー・ロー</sup>遡及處罰法ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ

6) "Bill of Attainder"トハ法文中ニ特定人ヲ指名シテ裁判ニ依ラズシテ之ヲ直接處罰スル立法ヲ云フ。

TT (斎藤, 1940): 公権喪失、及び法律遡及の法を、議会が通過し得ない。

## 6.4. 第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期 (1945/8/15-1960)

### 6.4.1. 宮沢俊義と松下正寿：研究書か一般書か

憲法学者の宮沢俊義の『アメリカの憲法』と憲法学者の松下正寿の『アメリカ憲法解説』は、同じ1946年11月に出版されたが、異なる読者層を対象としていたため、その目指すところも異なっていた (5.4.1.4 参照)。宮沢は「一般の人たち」(p.4)に向けて、「アメリカの憲法が実際にどう動いてゐるかといふことをできるだけ分りやすく」(p.3, [強調原文]) 解説するという目標を設定した。対する松下は「コンティンチュエショナル・ロー」たる合衆国憲法を実例に用いて、「コンティンチュエショナル・ロー」とは何かという問題に対する答えを提示することを目的として掲げ、自著を合衆国憲法の研究書と位置づけた (1946, pp. 3-4)。この目的に応じるため、合衆国憲法の「自由と社会統制」、端的には言論・宗教の自由など個人に関する記述が自ずから長くなつたと書いている (1946, p.4)。こういった目的の違いは、訳文にどう表れているか。松下が注力した個人に関する条文の訳を宮沢訳と比較して考える。

### 修正第1条

ST: Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

TT (宮沢, 1946a) : 連邦議会は法律により国教の樹立を規定し、または宗教の自由な遂行を禁止するを得ない。また言論および出版の自由を制限し、あるひは人民の平穩に集会を為し、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願を為す権利を侵すことができない。

TT (松下, 1946) : 連邦議會ハ法律ヲ以テ宗教ヲ国定シ、宗教上ノ自由ナル礼拝ヲ禁止シ、言論及ビ出版ノ自由ヲ制限シ、人民ノ平穩ニ集会シ、苦難ノ救済ヲ政府ニ請願スル權利ヲ侵スコトヲ得ナイ。

宮沢は基本的に漢字平仮名混じりの口語体を、松下は漢字片仮名混じりを採用し、助詞、接続詞に漢字を使用している点が違いとして目立つ。宮沢 (1946a) は一般読者を対象としているため、一般の人々が日常接していた表記を採用し、研究書の松下 (1946) は法令文の表記を採用したのである。しかし、使用している名詞、動詞については両者ともほぼ変わりはない。宮沢 (1946a) も松下 (1946) も頁数は同程度であるが、宮沢の解説には個人の権利に関する章がないのに対し、松下の解説には松下自身も述べているように「自由と社会統制」と題する章に最大の頁を割いた。しかも、上記の修正第1条については、「言論の自由」、「宗教の自由」という2つの節を設け、詳述した。しかし、このような違いは訳文には必ずしも表れないといえる。

#### 6.4.2. 橋本公亘と角邦雄：研究者向けの研究書か一般向けの解説書か

憲法学者橋本公亘 (1949) の出版目的の一つは、合衆国憲法が日本国憲法の「法制的源流の一」(p. 3) でありながら、日本人による合衆国憲法の研究の蓄積が乏しい状況を改善することであった (5.4.2.3 参照)。つまり、橋本 (1949) は憲法学者による研究書である。これに対し、後に米国大衆小説の翻訳者として知られるようになる角邦雄 (5.4.2.3 参照) は、「敗戦で叩き潰された祖国を民主的に再建すること」(1949a, p. 299) を日本の人々一般の任務として認識し、米議会議員のパットマン (Wright Patman) が米国の人々のために記した民主主義の解説書を翻訳することを通して、合衆国憲法を例に民主主義について一般の人々に分かりやすく解説することに努めた。こうした違いが合衆国憲法の訳文にどう表れているかを、前文を例に検討する。



## 前文

ST: We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

TT (橋本, 1949) : われら合衆国人民は、一層完全なる連邦を形成し、正義を樹立し、国内の安寧を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われら及びわれらの子孫に、自由の恵福を確保する目的を以て、アメリカ合衆国のために、この憲法を確定する。

TT (角, 1949b) : 我等合衆国の人民は一層完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、国防を整備し、一般の福祉を増進し、吾等及子孫の上に自由の祝福が続くことを期する目的を以て、合衆国のために本憲法を制定する。

宮沢訳と松下訳の場合、使用されている名詞、動詞がほぼ同じであったのに対し、橋本訳と角訳では、解釈の違いに通じうる違いがある。第一に、**provide for the common defence** の **provide for** の訳である。研究社の『新英和大辞典』(第6版)は「に対して必要な手段を講じておく」という語義を与え、用例には合衆国憲法前文のこの部分を引き、「国防のために必要な手段を講じておく」と訳している(2002, p.1980)。同様に、アメリカ英語の代表的な辞書として知られる *Webster's third new international dictionary of the English language* (ウェブスター新国際英語辞典第3版)は自動詞 **provide** の語義の一つとして **to take precautionary measures** (予防策を講じる)を示し **for** と共に用いるとし、用例に合衆国憲法前文を挙げている(1976, vol. II, p.1827)。これらの語義に近いのは、橋本訳の「備える」である。これに対し、角訳の「整備する」は備えた後、整えるという行為が加わる。第二の橋本訳と角訳との違いは、**provide for** に後続する **common defence** の訳である。文字通りの訳は橋本訳の「共同の防衛」である。原文には「国」を意味する語はないが、角は文脈から「国防」とした。「国防」はひとつの国家の防衛の意味合いがあるのに対し、「共同の防衛」は複数の組織による防衛であり、両者には概念上の差があると考えられる。角訳の「国防」は角が自らの翻訳に際し、最も参考にしたとする高木訳や先述の『新英和大辞典』の訳と同じであるが、角自身、文字通りの訳よりも「国防」が適切だと判断した理由を推定す

ることは困難である。provide for the common defence は defence の表記は Defence となつてはいるが、第 1 条第 8 節にも用いられ、前文の provide for the common defence と連動しているのであるが、角訳は高木訳と同じく第 1 条第 8 節の「共同の防備」と訳出し、前文とは異なる解釈を下しており、解釈に一貫性を欠くからである。合衆国憲法を解説した高木（1947）にも common defence の説明はない。対照的に橋本訳は第 1 条第 8 節についても「共同の防衛」としている。第三の違いは、secure the Blessings of Liberty の secure に対応する表現である。橋本訳の「(を) 確保する」と角訳の「(が) 続くことを期する」では、橋本訳では未来について恵福が確保されるかどうかは明示していないが、角訳では未来においても祝福が確保されることを志向している。これは角が民主主義の遺産を次世代に継承することを日本の人々の任務と認識していることのあらわれとも見ることができる。第四に、ordain and establish this Constitution の ordain and establish の訳出である。英語では二つの動詞であるが両者とも日本語では一語にまとめている。橋本訳が「確定」を用いたのは、日本国憲法前文が「憲法を確定する」としていることが影響しているのではないかと考えられる。この日本国憲法前文の「確定」を註釈して、法学者の佐藤功は、「「確定」と「制定」は同義であり、天皇がこの憲法を「制定」し国民がそれを「確定」したとか、国民が「確定」した憲法を天皇が裁可し「制定」したというように「確定」と「制定」とを異なるものであると解することは正当ではない」（1983, pp. 16-17）と断定している。「衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」の『日本国憲法前文に関する基礎的資料』（2003b）も「確定」の解釈にこの佐藤（1983）を引用している（p. 4）。そうであるとすれば、橋本訳の「確定」と角訳の「制定」は同義となるが、動詞が異なる以上、一般の人々が「制定」と「確定」から受ける印象は同じではないと考えられる。「確定」の「確」は定着や固定を想起させるが、「制定」はそうではない。

こうしてみると、角の secure the Blessings of Liberty に対する訳は角の民主主義への思いを反映しているが、その他の箇所の翻訳についてはそのようなことはいえず、むしろ法律専門家でないことによる原典理解の限界を示しているとも考えられる。

#### 6.4.3. 参議院事務局と宮田豊：実践目的か研究目的か

参議院事務局は、合理的かつ理想的に運営されている米国議会について定めた合衆国憲法の日本語訳を通して、米国議会の運営の実践を日本の国会の議事運営に活

かすことを目指した（参議院事務局総務部資料課，1952，p. 5）。これに対し、当時京都大学法学部助手であった宮田豊（5.4.2.6 参照）は、各国憲法を日本語に翻訳し、比較憲法研究を促進する目的で世界の憲法集を編纂した大石の下で、合衆国憲法を日本語に翻訳した（大石，1952，はしがき，p. 1）。いずれも 1952 年に発表されたが、参議院訳は実践的な目的をもち、宮田訳は研究目的をもっていた。この違いは訳文にどのように表れているかを考察するために、立法権について定めた第 1 条の両者の訳を比較する。

### 第 1 条第 1 節

ST: All legislative Powers herein granted shall be vested in a Congress of the United States, which shall consist of a Senate and House of Representatives.

TT（参議院，1952）：

<p>訳註 憲法の部分 においてだけ、上院を元老院、下院を代議院と訳した。</p>	<p>この憲法において与えられる一切の立法権はすべて合衆国の <small>ユングレス</small> 連邦議会に属する。連邦議会は、元老院及び代議院より成る。</p>
---	--

TT（宮田，1952）：この憲法によつて付与された一切の立法権 legislative Power は、合衆国連邦議会 a Congress of the United States に属する。連邦議会は、上院 Senate 及び下院 House of Representatives から成る。

注：参議院訳の「訳註」は原典では頭注（縦組）。

### 第 1 条第 3 節第 1 項

ST: The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, chosen by the Legislature thereof, for six Years; and each Senator shall have one Vote.

TT（参議院，1952）：合衆国元老院は各州より二名づつ選出される元老院議員によつて構成される。「元老院議員の選出は各州立法議会によつて行はれ」、その任期は六年とする。各議員は一票を有する。（訳註、括弧内は、憲法改正第十七条第一項によつて改正された。）

TT (宮田, 1952) : 合衆国上院は、各州から、その州の立法議会によつて(「各州の人民によつて」と改められた。改正第一七条参照) 選ばれた任期六年の二人宛の上院議員をもつて組織する。上院議員は各自一票を有する。(改正第十七条により増補)

注 : 宮田訳の ( ) は訳註を示す。

参議院訳と宮田訳の違いは、重要語と注の扱いにある。参議院訳は、原語の音訳を振り仮名に付しているが、宮田訳は訳語の直後にふんだんに原綴を挿入している。宮田訳のこのような特徴は、原文を見ずにその日本語訳を通して各国憲法を比較する場合に役立つ。注については、参議院訳は文末の注と頭注(縦組)(cf. W3C, 2012)を併用しているのに対し、宮田訳では関連箇所直後に注を挿入している。宮田訳は原語や注が文中に現れるため、読みが中断されるマイナス面があり、研究用途には有益であるが、実用には向かない。この点において、参議院訳は原語の音訳を振り仮名とし、注を文末に置くことで読みが中断されない工夫がなされている。

#### 6.4.4. 近藤長衛と蒔田耕三 : 共通の目的を有する翻訳

1952年のマッカラン・ウォルター移民帰化法の成立に伴い、在米日系人に帰化の道が開かれると、在米日系人の近藤長衛(5.4.3.1参照)と蒔田耕三は帰化試験合格を目指す同胞を支援した。その一環が合衆国憲法の邦訳であった。このように両者の翻訳目的は共通していたが、以下に見るように訳文については大きく異なっていた。

#### 前文

ST: We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

TT (近藤, 1952) : われら合衆国人民は一層完全なる合同を組織し、正義を樹立し、内は安寧を保障し、外は共同防衛に備え以て国民全般の福祉増進を図り、自由のもたらず恵沢を、われらとわれ等の子孫が確保せんが為に、茲に本憲法を以てアメリカ合衆国の憲法を定め、同時に発布す。

TT (蒔田, 1952b) : われら合衆国民は、一層完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、国防に備え、一般の福祉を増進し、われら及びわれらの子孫に自由の祝福を確保せんがために、アメリカ合衆国のためにこの憲法を制定する。

#### 修正第 1 条

ST: Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

TT (近藤, 1952) : 議会は、特定の宗教をつくつたり、信教の自由を束縛したり、禁止したり言論や出版の自由を奪い去つたり、人民が穩に集会する権利や、不平や不満の改善を政府に請願する権利を阻止する法律をつくつてはならない。

TT (蒔田, 1952b) : 国会は、宗教の樹立を規定し、若しくは宗教の自由な遂行を禁止し、又は言論若しくは出版の自由、若しくは国民の平穩に集会する権利、及び苦情の救済に関し政府に対して請願する権利を制限する法律を制定してはならない。

近藤訳と蒔田訳の違いとして、第一に振り仮名の有無が挙げられる。近藤は発音が分かるように大半の漢字に振り仮名を付した。戦前、新聞社が一般読者に対する配慮から振り仮名を使った(井上, 1984, pp. 117-124) のと同様である。日本では 1946 年の「当用漢字表」内閣告示を機に新聞社は振り仮名を廃止したが、在米日本人は、米国に渡米後日本に帰国せず、また、訪米した日本人と接触する機会もない場合、かつて日本で暮らしていた際に使っていた日本語しか知らない (cf. 言語生活編集部, 1967)。在米が長くなり、英語との接触が増えるにつれ、英語の影響も受ける (言語生活編集部, 1967)。そのため、近藤は漢字の読みに難儀する読者のために、合衆国憲法訳に振り仮名をつけたと考えられる。あるいは学習の際の音読に役立つと考えた可能性もある。別の可能性として、近藤訳を掲載していた『加州毎日』の表記上の規定であったかもしれない。同紙の他の記事に振り仮名が使われているからである。

対照的に、蒔田訳は当時の日本における合衆国憲法訳と同様、振り仮名を一切使用していない。

第二に、近藤訳は合衆国憲法（1787）の翻訳と修正条項の翻訳で異なる文体を使用しているのに対し、蒔田訳は一貫して同じ文体を用いている。近藤は合衆国憲法（1787）の翻訳を終えた時点で、翌日から修正条項を日本国憲法にならい、口語体で訳してみると書いている（1952.9.10）。以前の文語体とどちらが良いかを読者に問うた。読者の反応についての情報は得られていないが、近藤は元の文語体に戻すことなく口語体で翻訳した。このような文体の切り替えができたのは、近藤と読者の間に双方向のコミュニケーションが成立していたためであった。

## 6.5. 第5期 日米新安保条約調印後の低位安定期（1961-1997）

### 6.5.1. 田中英夫と塚本重頼：言葉への態度の違い

英米法学者の田中英夫（5.5.1.1 参照）は『アメリカ法の歴史』（1968）を著した際に、付録に自身の合衆国憲法訳を掲載した目的を敢えて明示しなかった。しかし、前章にも述べたように、田中の翻訳の動機は、言葉を究めるという目標からくるものと考えられる。『英米法のことば』（1986, p.4）で以下のように述べているからである。

「法律学は、言葉を軸としている。さまざまな法律用語の意味を正確に把握することは、法学学習の基礎的訓練の一つである。このことは、自国の法の学習については、自明のこととあってよい。しかしながら、外国の法の場合には、存外、このことがなおざりにされがちである。[中略] 外国の法律用語も、その国の全体の構造とその歴史を背景に、その意味内容が形成されているのである」。

これは、田中が合衆国憲法の翻訳のために特別な句読点法を編み出したことに表れている。田中は、英語・日本語間の翻訳において生じる曖昧性の問題を解決する手段としてこの方法を使った。日本語は英語と比べ区切りを示す句読点の種類が少なく、同じ句読点記号でも異なる用法を持ちうる。田中が考案した句読点法は、英語は複文であるが、日本語では主節と従属節を区切って二文で翻訳する場合、または英語が重文であるが、日本語では単文の列挙とする場合、英語では一文であったことが原文を見ずに分かるように、境目は句点ではなくコロンの用いる。原文のセミコロンは訳文でもセミコロンのままにする。これによりセミコロンで区切られた文の方が句

点で区切られた文よりも結合度が高いことが分かる。以下、同時期の英米法学者による塚本重頼（5.4.2.7 参照）の翻訳と対比して実例を示す。修正第 5 条は、原文では 1 文であり、したがって、田中訳には句点は末尾に一つあるのみで、**except** までの翻訳の最後にコロンが一つ使われ、その他はセミコロンが使われていることが分かる。一方、塚本訳には句点が複数ある。「強制されない」の後ろは句点ではなく、読点になっているが、これが意図的か否かは不明である。

#### 修正第 5 条

ST: No person shall be held to answer for a capital, or otherwise infamous crime, unless on a presentment or indictment of a Grand Jury, except in cases arising in the land or naval forces, or in the Militia, when in actual service in time of War or public danger; nor shall any person be subject for the same offence to be twice put in jeopardy of life or limb; nor shall be compelled in any criminal case to be a witness against himself, nor be deprived of life, liberty, or property, without due process of law; nor shall private property be taken for public use, without just compensation.

TT（田中，1968）：何人も、大陪審員による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科せられる罪その他破廉恥罪（**infamous crime**）につき公訴を提起されることはない：ただし、陸海軍または戦時もしくは公共の危機に際して現に〔合衆国の〕軍務に服している民兵において起こった事件については、この限りではない；何人も、同一の犯罪について重ねて生命身体の危険（**jeopardy**）に臨ましめられることはない；何人も、刑事事件において自己に不利な証人となることを強制されることはなく、また法の適正な過程（**due process of law**）によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない；何人も、正当な補償（**just compensation**）なしに、私有財産を公共の用のために徴収されることはない。

TT（塚本，1966）：何人も大陪審の告発又は起訴によらなければ、死刑若しくは自由刑を科せられる犯罪の責を負わされない。但し、陸海軍、又は、戦時若しくは公共の危機に際して、現に服役している民兵の間に生じた事件については、この限りではない。何人も同一の犯罪について、再度、生命身体の危険に臨ましめられない。また、何人も刑事事件において自己に不利な証人となることを強制されない、また、正当な法の手続によらないで、生命、自由、または、財産を奪わ

れない。また、正当な補償なくして私有財産を公共の用途のために徴収されない。

田中の句読点法はこのように斬新的ではあるが、その後の翻訳者には受け継がれることなく終わっている。

## 6.6. 第6期 翻訳の多様化期 (1998-2008) : 新しい翻訳の誕生

### 6.6.1. 飛田茂雄と高井裕之 : 法律専門外の視点を加えるか

翻訳者であり、アメリカ文学者である飛田茂雄 (5.6.1 参照) は『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』(1998a) において、合衆国憲法の試訳を提示し、法律の非専門家としての視点を加えることで専門家による合衆国憲法訳の水準が向上することを願った。この「法律の専門外の視点」とは何かを解き明かすために、法律専門外の飛田による翻訳と、同年の法学者の高井裕之による翻訳が用語上の不一致をそれぞれどのように扱っているかを比較する。

#### 第1条第9節

ST: No Bill of Attainder or ex post facto Law shall be passed.

TT (飛田, 1998a) : 司法権を侵して人に刑罰を科してはならず、また、事後処罰法を制定してはならない。

TT (高井, 1998) : 権利剥奪法または事後処罰法は、これを制定してはならない。

飛田も高井も上記条文の *Bill of Attainder* を「事後処罰法」としており、この点では違いがない。しかし、飛田は *Bill of Attainder* の従来訳に言及し、従来訳「私権剥奪法」は現実に反し、問題であると手厳しく指摘した点で高井と異なる。飛田は「私権は剥奪できる！どの翻訳も「私権剥奪法」を制定してはならない、としているが、連邦議会が重罪犯人の私権を奪う法律を作るのは、むしろ自由である」(p. 94) というのである。また、飛田 (1998a) の結びでは、自身がなぜ *Bill of Attainder* を以上のように訳出したのかその根拠を説明し、「原文にない言葉を並べるのは逸脱している、とお考えかもしれませんが[中略]「私権剥奪法」と訳すのはあまりにも不親切です。従来訳は、「連邦議会は人の私権を剥奪するような法律を制定してはならない」と



しか読めませんが、憲法の原文は決してそんなことを言っていません。議会が私権剥奪の法律を作るのは、まったく自由です」(p. 272) と酷評する。続いて「もし米国憲法の専門家がどうしても従来の法律用語に固執なさるのならば、一般読者のためにわずかな言葉を足して、やや解説的に訳してくださるよう、お願いいたします」(p. 272) と述べる。

確かに、飛田訳の翌月に出た高井訳も、*Bill of Attainder* の訳に「裁判によらずに」といった限定を入れていない。しかし、かつての高木訳や美濃部達吉、宮沢俊義といった米政治学者や英米法学者は、訳文中に「裁判によらずに」という限定句を挿入していたことが見逃されていた。その後次第に「権利剥奪法」「私権剥奪法」が訳語として定着し今に至るとするのが妥当であると考えられる。

#### 6.6.2. 在日米国大使館と富永星：子どもの目線に立つか

国会図書館の児童書総合目録に含まれている中経出版編『アメリカ合衆国憲法：楽しく読もう 対訳』(1987) は同年の在日米国大使館による合衆国憲法訳を掲載している (5.5.3.2 参照)。一方、米児童文学者フリッツ (Jean Fritz) 著・富永星訳の児童書『合衆国憲法のできるまで』(2002) は、児童書の翻訳を専門とするプロの翻訳者の富永星による合衆国憲法訳を掲載している (5.6.2 参照)。この二つの書籍は児童を読者に含むが、子どもの読む能力に合わせた翻訳になっているのは富永訳のみである。日本語の場合、子ども向けの文章では漢字に振り仮名を振り、複雑な文や難解な漢語や漢字の使用を避ける。例えば、前文では以下の3点が挙げられる。

第一に、富永は小学生では未学習の漢字を初出で使用した場合に振り仮名を振っている。また、漢語は減らし、可能な限り和語を使用している。例えば、在日米国大使館訳 (1987) では「保障する」とした動詞 *insure* を富永は「確かなものにする」と訳出した。

第二に、富永は、ST の言外の意味を浮き彫りにするため翻訳特有の方略である明示化 (*explicitation*) を活用している。Frank (2007) は、明示化が児童書に用いられた場合、「あるイデオロギーを伝達する教訓的な機能」(p. 157) を持ちうると指摘している。下記例では2か所の下線部分がこの明示化の例と考えられる。最初の下線部分では、*justice* の語義 *the quality of conforming to law* ("justice," n.d.)、すなわち、法に従うという性質を強調することによって、正義の名のもとにおいて犯罪が侵さ

れている現実を読者に直視させる。第二の下線部分は「国内の平和を確かなもの」にする行為は後続の「共同の防衛力を備え」る行為と対比されるべきものであるという翻訳者の解釈を提示する役割をもつ。この対比は、「国内」の反対語を対となるべき句を挿入することで明確になる。つまりこの挿入が明示化である。

第三に、漢語の訳語に、丸括弧で英語の原語の音訳を併記していることである。前述のようにこの方略は合衆国憲法日本語訳の手法として初期から使われてきた。下記の前文の例では Union の訳として「連合」に音訳「ユニオン」を添え、United States of America の訳として「アメリカ合衆国」に音訳「ユナイテッド・ステーツ・オブ・アメリカ」を添えることで Union と United が接頭辞の uni を共有しており相互に関連する語であることが明らかになる。

#### 前文

ST: We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

TT (富永, 2002): 我々<sup>われわれ</sup>アメリカ合衆国<sup>がっしゅうこく</sup> (ユナイテッド・ステーツ・オブ・アメリカ) の国民は、その連合 (ユニオン) をさらに完全なものとし、法に基づい<sup>もと</sup>た正義<sup>せいぎ</sup>を打ち立て、国内の平和<sup>たし</sup>を確かなものとし、外に対しては共同の防衛力<sup>ぼうえいりょく</sup>を備え、広く公共の福祉<sup>ふくし</sup>をおし進め、この自由の恩恵<sup>おんけい</sup>を確実に我々とその子孫のものとしつづけることを目的として、アメリカ合衆国のために、ここに憲法<sup>けんぽう</sup>を制定し、確立する。

TT (在日米国大使館, 1987): われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のうえに自由のもたらす恵沢を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する。

注: 下線は筆者による。

このように富永訳は子どもの原文読解を支援する工夫が種々なされていることが分かる。

### 6.6.3. 米国憲法センターと阿部竹松：来館者案内か学術書か

米国憲法センター（National Constitution Center）（5.6.3参照）による合衆国憲法訳（2004）は同センターの来館者への配布資料であり、翻訳を担当したのは、米国の言語サービス企業に所属するプロの法令・法務翻訳者（2.1.1参照）であった。対象読者も翻訳者の出自もこれまでになかったものである。従来から多くを占めていた学術書としての翻訳とこのような翻訳がどのように異なるのかを考察するために、米国憲法センターによる翻訳と、同年出版された公法・政治学者の阿部竹松（5.6.4参照）による翻訳と比較する。

#### 前文

ST: We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

TT（米国憲法センター，2004）：我ら合衆国市民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保証し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、我らと我らの子孫のうえに自由がもたらす恩恵を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を規定し制定する。

TT（阿部，2004）：われわれアメリカ合衆国国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の安寧を確保し、共同防衛を確立し、一般福祉を促進し、われわれとわれわれの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のためにこの憲法を制定する。

#### 修正第1条

ST: Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

TT (米国憲法センター, 2004) : 連邦議会は、宗教を設立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、または言論あるいは出版の自由を制限し、または市民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。

TT (阿部, 2004) : 連邦議会は、宗教を国定したり、宗教上の自由な活動を禁止したりする法律を制定してはならない。また、言論および出版の自由を制限したり、あるいは平穩に集会をしたり、また苦情の救済に関して政府に対して請願する国民の権利を侵害する法律を制定してはならない。

前文に関しては、米国憲法センター訳が *the People* を「市民」としている点が目を引く。実際、合衆国憲法訳の中で *the People* または *the people* を「市民」と訳出しているのは米国憲法センター訳のみであり、米国憲法センター訳は *the People* または *the people* を一貫して「市民」とする。他の翻訳者が通常「市民」と訳出している *citizen* も「市民」としており、原語が別々であることが米国憲法センター訳では不明になるが、同じ訳語を使ったのは次のような背景があったためと考えられる。すなわち、黒人の市民権をめぐる米国最高裁のドレッド・スコット判決 (*Dred Scott v. Sanford*, 60 U.S. 393 (1857)) に対し、カーティス (Curtis) 裁判官が反対意見を提出し、合衆国憲法の *people of the United States* と *citizens* は同義であり、同じことを意味すると述べているためである (Taney & Supreme Court of the United States, 1856, p. 404)。これに対し、阿部訳は *the People* を「国民」としており、国籍をもつ者という限定的な解釈をしている。阿部訳は修正第1条においては *establishment of religion* の *establishment* を「国定」としており、阿部が国、国家という組織を重視していることが分かる。米国憲法センター訳が「設立」としているのとは対照的である。このように、米国憲法センター訳が人々や宗教を一国のものに限定していないことは、同センターが自らの役割を「全米と世界中のあらゆる年齢層のあらゆる考え方もつ人々を結集させて、歴史上最も偉大なる人間の自由 (freedom) のビジョンそのものである合衆国憲法について学び、議論し、それを讃える場を提供する」(National Constitution Center, n.d., [強調引用者]) であると認識していることにつながるものと考えられる。

#### 6.6.4. 参議院憲法調査会と在日米国大使館：日本政府刊行物か米国政府刊行物か

2001年、参議院憲法調査会（2000-2007）は、広報の目的で合衆国憲法の「新訳」を刊行した（5.6.5 参照）。一方、在日米国大使館（米国大使館レファレンス資料室）は、2008年に1987年の旧訳を刷新して新たな訳を発表した（5.6.5 参照）。新訳の目的は明記されていないが、1987年訳の趣旨を引き継ぎ、広報・文化交流にあると考えられる。このように参議院憲法調査会と在日米国大使館は翻訳の目的については広報にあった点で共通している。だが、前者は日本政府を、後者は米国政府を代弁すると考えられ、両者の立場は異なる。このような立場の違いは訳文にどのように表出するかを前文、第1条第9節、修正第1条を例に検討する。

#### 前文

ST: We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

TT（参議院憲法調査会，2001）：われら合衆国の人民は、より完全な連合体を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し確立する。

TT（在日米国大使館，2008）：われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確定する。

#### 第1条第9節

ST: No Bill of Attainder or ex post facto Law shall be passed.

TT（参議院憲法調査会，2001）：私権剥奪法又は遡及処罰法を制定してはならない。

TT（在日米国大使館，2008）：私権剥奪法\*または事後法を制定してはならない。  
\*反逆の罪などを犯したとして裁判手続によらずに市民の権利を奪う議会立法

## 修正第 1 条

ST: Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

TT (参議院憲法調査会, 2001): 連邦議会は、国教を定める法律、又は自由な宗教活動を禁止する法律、言論又は出版の自由を制限する法律、並びに人民が平穩に集会する権利、及び苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。

TT (在日米国大使館, 2008): 連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。

このように前文や修正第 1 条には、両者の訳に実質的な違いはみられない。一方、第 1 条 9 節には、在日米国大使館訳に丁寧な語釈がある。実際、在日米国大使館訳は随所に用語に対する語釈を加え、一般読者に配慮しており、広報・文化交流という目的にも適っているのに対し、参議院憲法調査会には TT のみならず、解説部分の「アメリカ合衆国の成立過程と基本原理」(pp. 2-32) にも語釈はない。一定水準の知識を有した読者を対象としていることがうかがえる。

## 6.7. 第 7 期 21 世紀の混迷する世界情勢下の停滞期 (2009-2019)

### 6.7.1. 近藤健と丸田隆：憲法の現状に対する憂い

ジャーナリスト、国際関係学者 (アメリカ研究) の近藤健 (5.7.1 参照) が『憲法の誕生：権力の危険性をめぐって』(2015) を出版したのは、合衆国憲法の起草過程をたどり、当時の安倍政権による明治憲法を手本とした改憲の動きに異議を唱えるためであった (近藤, 2015, p. 10)。法学者、弁護士の丸田隆 (5.7.2 参照) の目的は、書名『アメリカ憲法の考え方』(2019) の通り、合衆国憲法の考え方を読者に解説することにあつた (丸田, 2019, p. iv)。同時に、読者が同書を通じて、日本の憲法の

現状の「危機的状況」(p. iv) について認識を深めることを願った。丸田は「改憲」、「安倍政権」という直接的な表現を使わなかった点で近藤と違うが、近藤とともに日本国憲法をめぐる状況を危ぶんでいた。この懸念は訳文にどう表れているかを改憲に関連する憲法修正手続きを定めた第 5 条を例に考察する。なお、丸田は、第 5 条の訳文を巻末の「資料」と本文の両方に掲載している。両者は以下に示すように微妙に異なる。

## 第 5 条

ST: The Congress, whenever two thirds of both Houses shall deem it necessary, shall propose Amendments to this Constitution, or, on the Application of the Legislatures of two thirds of the several States, shall call a Convention for proposing Amendments, which, in either Case, shall be valid to all Intents and Purposes, as Part of this Constitution, when ratified by the Legislatures of three fourths of the several States, or by Conventions in three fourths thereof, as the one or the other Mode of Ratification may be proposed by the Congress; Provided that no Amendment which may be made prior to the Year One thousand eight hundred and eight shall in any Manner affect the first and fourth Clauses in the Ninth Section of the first Article; and that no State, without its Consent, shall be deprived of its equal Suffrage in the Senate.

注：下線は筆者による。

TT (近藤, 2015) : 合衆国議会は、両議院の三分の二が必要と認めるときは、この憲法に対する修正 (amendment) を発議しなければならない。また全州の三分の二の州議会の請求あるときは、修正発議のための憲法会議 (convention) を招集しなければならない。いずれの場合でも、修正は、全州の四分の三の州の州議会によって承認されるか、または四分の三の州における州憲法会議 (conventions) によって承認されるときは、あらゆる意味において完全に、この憲法の一部として効力を生じる。二つの承認方法のどちらによるかは、合衆国議会が提議するところによる。ただし、一八〇八年より前に行われる修正によって、第一条第九節一項および四項の規定に、いかなる方法であれ、変更をきたすことはできない。また、いずれの州もその同意なくして、上院における平等の投票権を奪われることはない。

TT (丸田, 2019) 卷末資料掲載分：連邦議会は、両院の三分の二が必要と認めるとき本憲法に対する修正を発議するか、各州の三分の二の議会の請求があるときは、修正を発議する憲法集会を召集するかしなければならない。いずれの場合においても、修正の全ての内容と目的は、各州の四分之三の議会による方法と四分之三の州の憲法会議による方法の内、連邦議会の提案する方法によって承認されたとき、本憲法の一部として有効となる。但し、一八〇八年以前に行われる修正は、第一条第九節の第一条項と第四条項の規定に何ら変更を及ぼしてはならない。また、いずれの州もその同意なくして上院における均等な投票権を奪われない。

TT (丸田, 2019) 本文掲載分：連邦議会は、両院の三分の二が必要と認めるとき本憲法に対する修正を発議するか、各州の三分の二の議会の請求があるときは、修正を発議する憲法会議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正の全ての内容と目的は、各州の四分之三の議会による方法と四分之三の州の憲法会議による方法のうち、連邦議会の定める方法によって承認されたとき、本憲法の一部として効力を有する。ただし、修正が一八〇八年以前に行われるときは第一編九節一項及び四項の規定には何ら変更を加えてはならない。また、いかなる州もその同意なしに上院における均等な投票権を奪われない。

注：下線は資料掲載分との相違点を示す。

近藤訳は修正に関わる用語に対し原語を示している点が目を引く。特に「憲法会議」(convention(s))については日本語では埋もれてしまいがちな単数と複数を区別する。このように近藤訳は、修正方法の記述が厳密であるのに対し、丸田訳は意図的でないにせよ厳密さに欠ける。第一に、資料掲載分の訳文は単数の convention を「憲法集会」としているために、複数の conventions の訳「憲法会議」と原語の語幹が同一であることが失われている。第二に、「憲法集会」は日本の文脈では、国会ではなく市民団体や政党が行うことが多く、原語と用法のずれがある。また、この「憲法集会」は、本文での第五条の解題 (pp. 15-24) には用いられていない。第三に、巻末資料掲載分も本文掲載分も to all Intents and Purposes が成句であることを見逃し、逐語的に訳し、また all Intents and Purposes を when ratified by の意味上の主語と解釈している点で文法的にも難点がある。しかしながら、こうした近藤訳と丸田訳の違いは、近藤と丸田の日本国憲法の現状に対する懸念の強さの違いを反映するものとはいえ、



近藤も丸田も合衆国憲法の修正には厳しい要件が課せられていることを本文で丁寧に解説している。また、丸田が相対的に翻訳に力を入れなかったわけでもない。というのは、判例の翻訳についてであるが、丸田が「翻訳作業は、和訳ができて意味が通らず、何度も読み返した」(2019, p. 434)と書いているからである。以上のことから近藤訳と丸田訳の対比は、翻訳の目的の違いが訳文には表れにくいケースといえる。

## 6.8. 第6章まとめ

以上、同時期に発表された合衆国憲法の訳文数件をそれぞれの目的と照らし合わせて比較した。その結果、共時的にみると、初期には同時期の翻訳に文体、表現方法、付加情報の有無と種類などについてばらつきがみられたが、時代が進むにつれて差異が縮小したことが分かった。これは日本語の書き方が第二次世界大戦後の国語政策により統一されたことと関係するであろう。また、英語および合衆国憲法に関する日本人一般の知識が増し、一部の原語については訳語が定着したことも要因であろう。この傾向に反するのが、児童向け翻訳と一般向けの翻訳の対比である。児童書としての発表が2003年と現在に近いが、本章でみた対比のうちで最大の違いがみられた。その他、本章で明らかになったのは、近藤長衛訳と蒔田耕三訳のように翻訳の目的は共通するが、訳文の特徴は異なる例もあれば、逆に参議院憲法調査会訳と在日米国外使館訳のように翻訳の目的は異なるが、訳文が類似する例もあることである。つまり、翻訳の目的の違いは、必ずしも明示的には訳文の違いとなっては現れない。このことから、パラテキストに依拠して訳文を読み解くことの重要性を再確認した。特に、飛田茂雄の従来訳に対する厳しい態度は、自著『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』の序章「いま米国の憲法を学ぶ意味」および第1章「法律学者の訳への素朴な疑問」を読まずには分からない。これらの2章は、後続する合衆国憲法の翻訳と解説のパラテキストに相当するといえるだろう。共時的な翻訳については以上の結果が得られたが、同じ翻訳者の異なる時期の翻訳についてはどのようなことがいえるのか。次章では通時的にみた翻訳を考察する。

## 第7章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析：通時的観点から

第5章では、合衆国憲法が誰により、何の理由・動機もしくは目的で、どのような経緯で日本語に翻訳されてきたかをパラテキストを手がかりに出版点数の分布状況、日本の憲法状況、日米関係の3つを射程に入れて検討した。本論文では、訳文は翻訳者の翻訳観を反映しており、したがって、翻訳者自身がイニシャティブをとって翻訳を行った場合、なぜ翻訳したかが訳文にも反映されている可能性があるという立場をとり、前章では合衆国憲法がなぜ日本語に翻訳されてきたかを同時期の異なる翻訳者による訳文の比較によって検討した。本章では、第一に、同一の翻訳者による異なる時期の訳文（自己再翻訳）、第二に、特定の既訳をもとに異なる人物が行った改訳とその既訳（他者による再翻訳）とを比較する。

比較対象にこれらを設定した理由は、先行する訳を洗練させていく過程で生じる「それぞれの校によるTTの違いは、翻訳者の価値論的選択 (axiological choice)<sup>1</sup>を示す」(Munday, 2012, p. 155)からである。すなわち、この価値論的選択が翻訳の動機に関連すると考えられる。

マンデイのこの主張は、第3章で概要を説明したとおり、Martin and White (2005)の提唱したアプレイザル理論に基づくものである。アプレイザル理論とは、話し手や書き手の主観がテキストにどのように表現されているかを分析・記述するための理論であり (Martin & White, 2005, p. 2)、評価対象に対する態度 (attitude)、その態度の程度 (graduation)、話し手や書き手が評価対象の源あるいは受け手に自分自身をどのように合わせるかという関わり合い (engagement) の3つの要素から説明する (Martin & White, 2005, p. 35)。マンデイはこのアプレイザル理論を基盤として、話者を翻訳者に読み替え、翻訳者の主観性あるいは主観的評価がテキスト中の評価言語 (evaluative language) を介して受け手に伝達されるとした (Munday, 2012, p. 12)。ただし、Munday (2012) が分析対象とした文書は、オバマ前米大統領の就任演説の多国語訳、ボルヘスの短編の出版された訳と学生による訳などであり、本研究の翻訳対象である合衆国憲法のように法令・法務文書の訳はない。それゆえ、本章で用いる評価言語もマンデイのそれとは異なる。具体的に合衆国憲法のどの表現の訳を評価言

---

<sup>1</sup> 平たく言えば、価値観に基づく選択を指す。

語として使うかについては 7.1.1 の後半の分析観点の項で述べる。

## 7.1. 自己再翻訳

### 7.1.1 分析対象の翻訳文書と分析観点

本節では 4.1.2 に挙げた 6 名の個人翻訳者と 1 組織についてそれぞれの先行訳と再翻訳を比較し、分析する（表 7-1 参照）。

表 7-1：分析対象の自己再翻訳一覧

	翻訳者名	出版年*	書誌情報	第5章/第6章で用いた 時期区分	修正条項の 翻訳範囲
1	衆議院事務局	1894	「亜米利加合衆国憲法」『参考叢書：第3憲法』(1-31頁). 衆議院事務局.	第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期	第15条まで
		1924	『各国議院法規 米国の部』(参考叢書;第4編) (1-37頁). 衆議院事務局.	第2期 第二次世界大戦前の安定期	第19条まで
2	高木八尺	1931	『米国内政史序説』附録(1-38頁). 有斐閣.	第2期 第二次世界大戦前の安定期	第19条まで
		1947	『米国内政史序説』有斐閣.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期	第21条まで
		1951	「アメリカ合衆国憲法(1787年)」アメリカ学会(訳編), 代表高木八尺『原典アメリカ史 革命と建國』第2巻(395-420頁). 岩波書店.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期	第12条まで**
3	藤原守胤	1940	『アメリカ建国史論』下巻(3-21頁). 有斐閣.	第3期 戦時体制下の停滞期	第21条まで
		1960	「附録1アメリカ合衆国憲法」『アメリカの民主政治』(833-851頁). 慶応義塾大学法学研究会.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期	第22条まで
4	齋藤敏	1941	『北米合衆国憲法概説』(訂正版)巖翠堂.	第3期 戦時体制下の停滞期	第21条まで
		1956	『アメリカ合衆国憲法序説』理想社.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期	第22条まで
5	齋藤眞	1960	「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)『世界憲法集』(23-54頁). 岩波書店.	第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期	第22条まで
		1983	「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)『世界憲法集』[第4版](27-63頁). 岩波書店.	第5期 日米安保後の低位安定期	第26条まで
6	松井茂記	1989	『アメリカ憲法入門』(293-308頁). 有斐閣.	第5期 日米安保後の低位安定期	第26条まで
		2000	『アメリカ憲法入門』[第4版](319-334頁). 有斐閣.	第6期 翻訳の多様化期	第27条まで

7	飛田茂雄	1998	『アメリカ合衆国憲法を英文で読む：国民の権利はどう守られてきたか』中央公論社.	第6期 翻訳の多様化期	第27条まで
		2000	『現代英米情報辞典』(1187-1238頁). 研究社.	第6期 翻訳の多様化期	第27条まで
		2002	『英米法律情報辞典』(517-574頁). 研究社.	第6期 翻訳の多様化期	第27条まで

\*セルの色はそれぞれ以下を意味する。

	大日本帝国憲法下
	日本国憲法下

\*\*以前よりも対象範囲が減った理由は第13条以降の翻訳を後進に譲ったためである。

上記の表 7-1 のテキストを、主権者を示す用語と義務のモダリティを示す法助動詞 (modals) shall の2つの観点から比較し、相違点を分析する。つまり、本章ではこれらの2点の訳を章の冒頭で述べた評価言語として使用する。主権者を表す用語を第一の分析観点とする理由は、ある憲法が何に主権を置いているかはその憲法の根幹だと考えられるからである。また、日本と米国は異なる法体系を採用しているため、主権者を意味する表現が一对一对応しておらず、定訳はない。したがって、各翻訳者が、複数の候補の中から何を優先して、最終判断を下すかは、その翻訳者が当該の状況において翻訳はどうあるべきかという翻訳者自身の考えに左右される。このことを Pym (2014) は theorizing translation (翻訳の理論化) (p. 1) と称している。さらに、主権者を示す用語にどの表現を用いるかはその翻訳者の政治イデオロギー (保守派、中道派、革新派など) にも左右される。つまり、自分の属するまたは支持する政治集団が使用する用語を使う可能性がある。

義務のモダリティの法助動詞 shall を第二の分析観点とする理由の一つは、義務を課し、権力 (power) を付与するという法の基礎的な機能 (cf. Hart, 2012, pp. 268-272) は、義務のモダリティによって体現されており、この義務のモダリティを表す表現の中で、shall が合衆国憲法に最も多く出現するからである (Shimazu, 2015)。Garner (2011) も法律文書における「権威の用語 (words of authority)」の最も代表的なものとして shall を位置づけている (pp. 952-953)。別の理由として、shall は文脈によって意味が変わりうる曖昧性をはらんだ表現であること (Garner, 2011, pp. 952-953; Tiersma, 1999, p. 207 他)、また、shall に限らず法助動詞は話者の態度を示すという意味で主観性を表すための言語的道具であること (Westney, 1995, p. 54) が挙げられる。アプレイザル理論 (3.4.3 参照) においても、法助動詞などで表現される義務のモダリティは、

「関わり合い (engagement)」の下位項目の一つである (cf. Martin & White, 2015, pp. 110-111)。したがって、最終的に翻訳者が選択した法助動詞 shall の訳出方法にその翻訳者の ST の解釈、さらに言えば、その解釈をどう訳出すべきかという翻訳観が現れやすい。実際、マンデイが技術翻訳者に対して行った調査によれば、shall を含む法助動詞は翻訳者が翻訳することが特に難しいと考える要素の一つである (Munday, 2012, p. 88)。

これら 2 つの分析観点は合衆国憲法の特定の条文に限定されるものではなく、全体を貫いて出現する。したがって、これらの訳出方法に各翻訳者の合衆国憲法全体としての解釈、端的には合衆国憲法観が投影されていると考えられる。

## 7.1.2 訳文の比較分析

### 7.1.2.1 衆議院事務局

衆議院事務局は 1894 年と 1924 年に翻訳を行っている。他の分析対象と違い、唯一組織としての翻訳者である。

#### 主権者を表す用語

合衆国憲法は主権を the people<sup>2</sup> (出現数 9) に置いている。2021 時点の最新版である第 11 版の *Black's law dictionary* (Garner, 2019) では、people は 9 つの語義をもつが、筆者の内省によれば、このうち 5 つめの語義「政府または政権与党に対峙する、ある特定の国または国家に生活する普通の全住民」(Garner, 2019, p. 1370) が該当すると考えられる。一方、people と関係の深い citizen の語義は「出生または帰化によって政治的コミュニティの一員となる者で、そのコミュニティに尽くし、そのコミュニティの市民としての (civil) 全権利と保護を与えられている者」(p. 1370) であり、people の構成員と citizen は一致しないことが分かる。しかし、両者の厳密な概念上の区別は法学や哲学の領域に入り、本論文の研究対象外であるため、両者の定義についてはここまでに留め、これらの 2 語が衆議院事務局訳でどのように訳出されているかを精査していく。

---

<sup>2</sup> 合衆国憲法の原典には条文によって the People と the people があるが、前文の the People を特定したい場合と引用の場合を除き、本章では the people に統一して表記する。

まず、people については、2つの条文を除き、1894年訳、1924年訳ともに the people を一貫して「人民」と訳出した（表7-2）。例外は、訳を省略した1894年訳の修正第1条と「国民」とした1924年訳の修正第10条である。1894年訳で修正第1条の the people の訳が省略されているのは、注意不足による訳抜けの可能性もあるが、意図した省略だとすれば、天皇主権であった当時の日本の社会で、信教、言論などの自由を人々に与えることは論外であったためと考えられる。誰がそのような自由を有するかを明示しないことで、そうした自由を人々に保障することに否定的な態度を示しているといえる。一方、1924年訳が修正第10条で the people を唯一「国民」としたのは、STで the people が州（the States）と並列句をなしており、この文脈では国籍を問わない一般的な人々（「人民」）ではありえないと解釈したためであろう。1924年訳において「国民」が用いられているのはこの1箇所のみである。このような「人民」と「国民」の使い分けは、当時の衆議院事務局が権力（powers）を付与する対象を厳密に定義することをいかに重視していたかを示すと考えられる。

表7-2 衆議院事務局訳(1894, 1924)における peopleの訳

合衆国憲法(1787)		1894	1924
1	前文 We <b>the People</b> of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.	吾人合衆国 <b>人民</b> ハ更ニ完全ナル連合ヲ組織シ正義ヲ確立シ国安ヲ保持シ外防ニ備ヘ衆庶ノ福利ヲ増進シ吾人及吾人ノ子孫ニ其ノ自由ノ慶福ヲ保証スルノ目的ヲ以テ亜米利加合衆国ニ対シ此ノ憲法ヲ制定ス	吾人合衆国 <b>人民</b> ハ一層完全なる連合を組織し、正義を確立し、国安を保持し、外防に備へ、衆庶の福利を増進し、吾人及吾人の子孫に其の自由の慶福を保証するの目的を以て、亜米利加合衆国に対し此の憲法を制定す。
2	第1条第2節 The House of Representatives shall be composed of Members chosen every second Year by <b>the People</b> of the several States, and the Electors in each State shall have the Qualifications requisite for Electors of the most numerous Branch of the State Legislature.	代議院ハ諸州ノ <b>人民</b> ニ於テ二年毎ニ選挙スル議員ヲ以テ組織シ各州ノ選挙人ハ議員ノ最モ多数ナル州立法部分体ノ選挙人ニ要スル資格ヲ具フヘキモノトス	代議院は各邦の <b>人民</b> に於て二年毎に選挙する議員を以て之を組織す。各邦の選挙人は其の邦の立法部の各院中議員数最も多き議院の選挙人たるに要する資格を具ふる者なることを要す。
修正条項			
3	修正第1条 Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of <b>the people</b> peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.	議会ハ宗教ノ設定ニ関シ、又ハ其ノ自由ノ行為ヲ禁スル法律ヲ制定スヘカラス、言論出版ノ自由ヲ拘束スル法律、又ハ平穩ナル集会ヲ為シ及苦情ノ救済ヲ政府ニ請願スルノ権利ヲ制限スル法律ヲ制定スヘカラス	合衆国議会は宗教を設立し又は信教の自由の行使を禁止する法律を制定することを得ず、言論出版の自由を拘束する法律又は平穩なる集会を為し及疾苦の救済を政府に請願する <b>人民</b> の権利を制限する法律を制定することを得ず。
4	修正第2条 A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of <b>the people</b> to keep and bear Arms, shall not be infringed.	整頓セル民兵ハ自由国ノ安固ニ必要ナルヲ以テ武器ヲ貯蔵スル <b>人民</b> ノ権利ハ之ヲ侵害スヘカラス	整頓せる民兵は自由国の安固に必要なるを以て武器を貯蔵し携帯する <b>人民</b> の権利は之を侵害することを得ず。

5	修正第4条	The right of <b>the people</b> to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated, and no Warrants shall issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized.	人民其ノ身体家宅文書及財産ニ付テ故ナク搜索押収ヲ受ケサルノ権利ハ之ヲ犯スヘカラス事跡信拠スルニ足リ宣誓又ハ保実ノ之ヲ確保スルアリテ特ニ搜索スヘキ箇所及押収スヘキ人又ハ物件ヲ指定スルニアラサレハ猥リニ令状ヲ発ヘカラス	人民が其の身体、家宅、文書及証書に付故なく搜索押収を受けざるの権利は之を侵すことを得ず、宣誓又は保証に依り担保せられたる信ずべき証拠あり且つ特に搜索すべき箇所及逮捕押収すべき人又は物件を指定するに非ざれば令状を発することを得ず。
6	修正第9条	The enumeration in the Constitution, of certain rights, shall not be construed to deny or disparage others retained by <b>the people</b> .	憲法中或権利ヲ列載スルヲ以テ人民ノ保有スル他ノ権利ヲ拒否滅殺スルモノト解釈スヘカラス	憲法中或権利を保障せる規定を以て人民の保有する他の権利を拒否し制限するものと解釈すべからず。
7	修正第10条	The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to <b>the people</b> .	此ノ憲法ヲ以テ合衆国ニ委任セス又州ニ禁セサル権力ハ総テ各州又ハ人民ニ存留スルモノト為スヘシ	此の憲法を以て合衆国に委任し及邦に禁止したる権力を除くの外総ての権力は各邦又は国民に存留す。
8	修正第17条	The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, elected by <b>the people</b> thereof, for six years; and each Senator shall have one vote.		合衆国元老院は各邦の人民が六年の任期を以て選挙する二人づつの元老院議員を以て之を組織す、各元老院議員は一個の投票権を有す。
9	修正第17条	When vacancies happen in the representation of any State in the Senate, the executive authority of such State shall issue writs of election to fill such vacancies: Provided, That the legislature of any State may empower the executive thereof to make temporary appointments until <b>the people</b> fill the vacancies by election as the legislature may direct.		元老院に於ける各邦の代表に欠員を生ずるときは其の邦政府は補欠選挙の命令を発すべし。但し各邦の立法部は人民が立法部の定むる所に従ひ補欠選挙を行ふに至るまで仮議員を指定するの権を邦政府に委任することを得。

注: 下線は筆者による。

次に citizen については、若干の例外を除き、1894 年訳は「国民」と訳出する一方、1924 年訳は「公民」としており、違いがある。(例外とは citizen が 5 つ出現する第 3 条第 2 節であり、1894 年訳では「人民」(2 件)と「州民」(2 件)、1924 年訳は「人民」(4 件)、「邦民」(1 件)としている。)このような訳語の違いは、共起関係の違いを反映したものと考えられる。citizen は主に of the United States と of the State と共起している。of the United States と共起する場合、1894 年訳では「国民」、1924 年訳では「公民」と訳出し、of the State の場合は、1894 年訳、1924 年訳ともに「人民」と訳出している。両者が等位接続詞で結合している citizens of the United States and of the State (修正第 14 条) の場合、1894 年訳では citizen を「国民」とし、1924 年訳では

「公民」としている。citizens of the United States and of the State を展開すると、citizens of the United States and citizens of the State となり、国とは異なる of the State の場合も「国民」を使用していることになる。そこで「人民」を使用する選択肢もあったはずであるが、「人民」とすると people of the United States の people をすでに「人民」としているため、people of the United States と citizens of the United States で原語 (people と citizens) が異なっていることが訳文ではその区別が不明になる。したがって、「国民」、「人民」以外の適訳として明治期に新聞等で日常的に用いられており、大日本帝国憲法下で「特定の資格を有し、市町村の公務に参与する権利義務を認められた者」(『日本国語大辞典』, 2001, 第 5 巻, p. 449) を意味していた「公民」が citizen の訳に選ばれたと考えられる。

#### 法助動詞 shall

主文に用いられた法的動詞 shall の訳出に着目して、1894 年訳と 1924 年訳を比較すると、1894 年訳では shall の訳が「ヘシ」(=ベシ) である割合が最も多く、その否定形「ヘカラス」(=ベからず) と合わせて全体の約 70%を占める (表 7-3)。「ヘシ」「ヘカラス」で ST に shall が使われていることを明示しているかのようである。一方、1924 年訳は無標が半数を占め、次いで「コトヲ得ズ」が全体の約 24%を占める。憲法本文では約 63% (86/136) が、修正条項では約 55% (24/44) が shall の訳出方法を変えており、理由は不明であるが、全体的に 1894 年訳よりも 1924 年訳は義務の意味が弱まっている。ただし、無標の終止形は、法令文書においては、一定の事実または建前を断定的に表し (林, 1975, pp. 48-51 ; 田島, 2010, pp. 214-215)、言外に拘束的な意味を含んでいるため、義務の意味は失われていないが、明示的な義務表現よりも義務の意味は弱い。

表 7-3: 衆議院事務局訳(1894, 1924)におけるshallに対応する義務表現

1894年訳	主文shallの件数	ヘシ/ヘク	コトヲ得ス	コトナシ/コトナク	コトヲ要ス/コトヲ要シ	モトス(ヘキモトスを含む)	ヘカラス	コトヲ得 [肯定]	無標	その他
本文	136	75	7	6	2	3	21	0	22	
修正条項	44	17	2	4	0	0	14	0	5	2
	合計	92	9	10	2	3	35	0	27	2
	%	51.1	5.0	5.6	1.1	1.7	19.4	0.0	15.0	1.1
1924年訳		ベシ/ベク	コトヲ得ズ	コトナシ/コトナク	コトヲ要ス/コトヲ要シ	モトス(ベキモトスを含む)	ベカラス	コトヲ得 [肯定]	無標	
本文	136	24	30	6	4	0	1	2	69	
修正条項	44	1	14	4	2	0	2	0	21	
	合計	25	44	10	6	0	3	2	90	
	%	13.9	24.4	5.6	3.3	0.0	1.7	1.1	50.0	



1894年訳から1924年訳への変化のパターンとして目立ったのは、1894年訳で「ヘシ」としていたが1924年訳で無標としたもの、「ヘカラス」としていたが1924年訳で「コトヲ得ズ」としたものであった(表7-4)。一方で、1894年訳で「ヘシ」としたのものには、引き続き1924年訳でも「ヘシ」と等価である「ベシ」を使ったものもある。しかしながら、このように「ヘシ」から「ベシ」へと表記上のみ変化したものが、「ヘシ」から無標に変えたものよりも、該当する行為の履行が重要であることを意味するのかは判断できない。

表 7-4: 衆議院事務局訳 (1894, 1924) における shall の訳出の変化

	ST	1894	1924
第1条 第2節	The actual Enumeration <u>shall</u> be made within three Years after the first Meeting of the Congress of the United States ...	人口ノ調査ハ合衆国議會初集合ノ後三箇年以内ニ [中略] 之ヲ行フ <u>ヘシ</u>	人口ノ調査ハ法律ノ定ムル方法ニ依リ合衆国議會ノ最初ノ集会ノ後三年以内ニ [中略] 之ヲ行フ
第6条	... no religious Test <u>shall</u> ever be required as a Qualification to any Office or public Trust under the United States.	宗教上ノ定見 <sup>ミツク</sup> ハ之ヲ合衆国ノ官職又ハ公信任ニ要スル条件ト為スヘカラス	宗教上ノ検証ハ之ヲ合衆国ノ官職又ハ公ノ信任ニ要スル資格要件ト為スコトヲ得ズ

注:一重下線は変更部分を示す。二重下線は対応する shall を示す。いずれも筆者による。

#### 7.1.2.2 高木八尺

高木は1931年、1947年、1951年と3回にわたって翻訳を行っている。高木(1947)の序に「米国憲法の条文の邦訳は、曾て拙著『米国政治史序説』[中略]の附録に掲げて、本邦に於ける確定訳の成立を希ひつゝ、その一素材たらしめんと試みたのであったが、今日諸般の事情は、米国憲法参考の必要を普く感ぜしめる。本書は、右<sup>3</sup>の邦訳に多少の改訂を加へたるものを、手頃の小冊子として普及に便ならしめんとすることを目的とする」(序, p. 1)とあるように、1947年訳は1931年訳を意識した訳となっている。一方、1951年訳では、1931年訳、1947年訳についての言及はない。高木の翻訳に対する姿勢は3回の翻訳を通してどう移り変わっていったかに注意を払い、以下検討していく。

<sup>3</sup> 原典は縦書きのため、「右」となっているが、本稿では「上」の意味である。

### 主権者を表す用語

1931年訳、1947年訳、1951年訳いずれも文脈によらず the people を「人民」、citizen を「市民」としている。訳文中に「国民」は皆無であった。これには理由がある。加藤（2002, pp. 35-36）が指摘しているように、1931年訳が付録として掲載されていた『米国政治史序説』において、高木は米国が独立宣言を発するまでの people を「国民」とし、それ以降は定冠詞を付した the people を「人民」とし区別した。加藤の解釈によれば、高木（1931）はアメリカ独立革命を the people の形成過程として描き、その「主体的側面」を「人民」と訳した（加藤，2002，p. 36）。

### 法助動詞 shall

1947年訳には1931年訳から文末表現の変更はなかったが、1951年訳は1947年訳からほぼすべての文について文末表現が変更になった。このうち、shall を伴う用言の訳出に注目して、1947年訳と1951年訳の対応関係を調べると、次の2点が指摘できる。

第一に、1947年訳も1951年訳も無標としたものが半数前後を占めたが、1951年訳では無標の使用割合がさらに増えている。1947年訳で有標としていた箇所のうち15箇所について1951年訳では無標としたためである。具体的には、1947年訳の「ベシ／ベク」「ベカラズ」は、1951年訳ではその約半数が無標となっている。例えば、1947年訳は" (The Electors) shall ... vote" (第2条第1節) を「選挙スベシ」としていたのに対し、1951年訳では「選挙する」とした。さらに、有標から無標への変化の大部分は合衆国憲法で起こり、修正条項ではさほど変化がなかった。

第二に、1947年訳と1951年訳との関係は、1947年の1つの特定の表現が1951年訳の1つの特定の表現にほぼ対応するケース（一対一対応）と、1947年訳の1つの特定の表現が1951年訳の複数の表現に対応するケース（一対多対応）の2つに大別された。ほぼ一対一対応のケースは1947年訳の語尾を口語体に直した表現あるいは総理府・文部省『公文用語の手びき 改訂版』（1949）の「口語化語例集」（pp. 178-193）にならひ書き換えたものであった。具体的には「コトヲ要ス」は「ことを要する」と、「コトナシ」は「ことは（が）ない」に、「コトヲ得」（肯定）は「ことができる」に、「コトヲ得ズ」は「ことは（が）できない」にそれぞれ対応づけられる。一方、一対多対応のケースは、1947年訳の「ベシ／ベク」に対応する1951年訳であ

る。文語体で最も義務の意味の強い「ベシ／ベク」(29件)は、1951年訳では無標の用言(11件)、「で(で)はならない」(8件)、「を要す(る)」(7件)の3種におおよそ分かれた。これらの使い分けを検討したところ、同様の文脈で用いた同一の動詞であっても異なる義務表現を用いており、使い分けの基準は、同じような種類の義務表現の連続を避けるという修辭的な効果に置かれていたと考えられる。

### 7.1.2.3 藤原守胤

藤原は2回目の翻訳である1960年訳の註に「前訳に多少の修正を加えてこれを口語体にしたもの」(p. 833)とあり、この1960年訳は1940年訳をもとに再翻訳したものと分かる。ここでいう「修正」や「口語化」とは、主権者を表す用語と法助動詞 *shall* については具体的にどのようなことを指すか、以下精査していく。

#### 主権者を表す用語

*the people* の訳は3箇所の例外を除き、「人民」(1940年訳)から「国民」(1960年訳)に変化した。「人民」は、実定法上の用語ではなく、また、大日本帝国憲法にも日本国憲法にも用いられていないが、「国民」は実定法上の用語であり、日本国憲法に用いられている。さらに、「人民」は「文脈により [中略] 国家権力に服従する者」(法令用語研究会, 2020, p. 654)を意味しうる。また、岡本(2011)の指摘にあるように、日本国憲法の正文憲法で「国民」とある箇所は、政府英語版では1箇所第10条の「日本国民たる要件」(10条)が *a Japanese national* となっている以外は、すべて *the people* あるいは *Japanese people* が用いられている (pp. 15-16)。これにならえば、合衆国憲法の *the people* も「国民」と訳出することになる。藤原の「人民」から「国民」の変更は、以上のような背景があったものと考えられる。藤原が1960年訳で *people* を「国民」と訳出しなかった箇所は、*the people* が *of the State* で限定されているか、文脈上そのように読み取れる箇所であり、その場合「邦民」(1940年訳)から「州民」(1960年訳)(1箇所)または「人民」(1940年訳)から「州民」(1960年訳)(3箇所)に変化した。*the people* の基本的な訳を「国民」とした1960年訳では、州の *people* か、国の *people* かを強く意識していたことが分かる。

対照的に、*citizen* は1940年訳、1960年訳ともに例外なく「市民」と訳しており、*citizen* の適訳については考えが変化しなかったことが分かる。

## 法助動詞 shall

1940年訳と1960年訳を比較すると、双方とも無標が最大の割合を占める（表7-5）。無標を除いた表現群を見ると、1940年訳の「ベシ／ベカラズ」「コトヲ得／得ズ」「コトナシ」は大日本帝国憲法<sup>4</sup>にも用いられている表現である。対照的に、1960年訳に特徴的な「て（で）はならない」「ことは（が）できない」「ことはない」「ことができる」「ことを必要とする」は日本国憲法にもみられる。また、「ものとする」は、現代の日本の法令文の独特な表現である（田島，2010，pp.216-218）。以上の変更点をまとめると、1960年訳において、文語的な法令文から口語的な法令文に移行したといえる。

表7-5: 藤原訳(1940, 1960)におけるshallに対応する義務表現

1940年訳	主文shallの件数	ベシ	コトヲ得ズ	コトナシ／コトナク	コトヲ要ス／コトヲ要シ	(スベキ)モノトス	コトヲ得【肯定】	ベカラズ	無標	その他	
本文	136	35	25	8	7		5	1	1	54	0
修正条項	64	17	12	4	1		1	0	3	25	1
	合計	52	37	12	8		6	1	4	79	1
	%	26.0	18.5	6.0	4.0		3.0	0.5	2.0	39.5	0.5
1960年訳		て(で)はならない	ことは(が、も)できない	ことは(も)ない	(こと)を要する	ことを必要とする	ものとする	ことができる	無標		
本文	136	23	10	4	9	1	3	6		80	
修正条項	64	14	4	4	1	1	1	1		38	
	合計	37	14	8	10	2	4	7		118	
	%	18.5	7.0	4.0	5.0	1.0	2.0	3.5		59.0	

次に1940年訳と1960年訳の個別の表現の対応関係に着目すると、第一に、形式的な口語化とそうでないものがある。例えば1940年訳の「コトナシ／コトナク」は口語体では「ことは（も）ない」であるが、「コトナシ／コトナク」を「ことは（も）ない」としたのもあれば、「ことができない」「てはならない」など、そうでないものもある。また、1940年訳の「ベシ」に対応する1960年訳の表現には「て（で）はならない」「（こと）を要する」「ものとする」および無標の4種があった。第二に、1940年訳と1960年訳の双方において、動詞が同じであれば、共起する義務表現が同じとなる傾向が認められた。例えば、「shall have Power to 動詞」は1940年訳では動詞終止形に「の権を有する」を後接した表現であったが、1960年訳ではPowerの意

<sup>4</sup> 大日本帝国憲法上の表記は、それぞれ「ヘシ／ヘカラス」「コトヲ得／得ス」「コトナシ」である。

味を用言に吸収し、動詞終止形に「ことができる」を後接した表現にした。第三に、1940年訳では「ベシ」「ベカラズ」が、1960年訳では「て（で）はならない」が最も拘束力の強い表現である（林，1975，pp. 48-51；山本，2006，p. 352）と仮定すると、1960年訳は1940年訳よりも全体的に拘束力が弱まったと判断されるかもしれない。しかし、修正条項における表現の変更に限定すると、1940年訳の「コトヲ得ズ」は、すべて、最も強い「なければならない」に変更された。国民が享受する権利に関して、国の拘束力が強まった（表 7-6）。

表 7-6：藤原訳（1940，1960）における shall の訳出例

ST	Congress <u>shall</u> make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances. (修正第 1 条)
1940年訳	合衆国議会ハ法律ヲ以テ信仰ヲ国定シ若クハ其ノ自由ナル礼拝ヲ禁止スルコトヲ得ズ。又言論及ビ出版ノ自由ヲ制限シ若クハ平和ニ集会シ及ビ苦難ノ匡救ヲ政府ニ請願スル人民ノ権利ヲ剥奪スルコトヲ得ズ
1960年訳	連邦議会は、法律をもつて、宗教を国定し、その自由な礼拝を禁止し、言論または出版の自由を制限し、平穏に集会し、苦痛の匡救を政府に請願する国民の権利を侵しては <u>ならない</u> 。

注：下線は筆者による。

#### 7.1.2.4 斎藤敏

斎藤は 2 回目の翻訳において、自分の以前の翻訳について触れていない。そのため、2 回目の翻訳が以前の翻訳の改訳なのか、新たに最初から訳し直した新訳なのか不明である点で藤原の場合と異なる。以下、主権を表す用語と法助動詞 shall について 1 回目の 1941 年訳と 1956 年訳を比較していく。

##### 主権者を表す用語

the people は 1941 年訳、1956 年訳を通じて基本的に「人民」と訳出した（表 7-7）。

表 7-7 齋藤敏訳 (1941, 1956) における people の訳

合衆国憲法(1787)		1941	1956
1	前文 We <b>the People</b> of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity,	吾々アメリカ合衆国々民は、もつと完全な同盟を組織し、正義を建設し、国内の安寧を保障し、国家防禦に備へ、一般の幸福を増進し、吾々及び吾々の子孫に、自由の祝福を保障するために、アメリカ合衆国にこの憲法を制定し、発布するのである。	われわれ合衆国の <b>人民</b> はもつと完全な同盟を組織し、正義を確立し、国内の安寧を保障し、国家防禦に備へ、一般の幸福を増進し、われわれ及びわれわれの子孫に、自由の祝福を保障するために、アメリカ合衆国にこの憲法を聖定し、確立する。
2	第1条第2節 The House of Representatives shall be composed of Members chosen every second Year by <b>the People</b> of the several States, and the Electors in each State shall have the Qualifications requisite for Electors of the most numerous Branch of the State Legislature.	下院は各州の <b>民衆</b> に依つて、二年毎に選ばれた議員から成立される。その議員を選挙する者は、各州の立法部の議員の最も数の多い方を、選挙する資格を有する選挙者たる事を要する。	下院は各州の <b>人民</b> に依つて二年毎に選ばれた議員から成立される。その議員を選挙する者は、各州の立法部の議員数の最も多い方を、選挙する資格を有する選挙者たることを要する。
<b>修正条項</b>			
3	修正第1条 Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of <b>the people</b> peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.	議会は、各宗教を作ること或は各宗教の実行方法を禁止することに関する法律を作るとか、言論発表出版の自由を剥奪するとか、 <b>人民</b> の平和裡に集合するの権利及び不平救済のため政府に対して歎願するの権利を剥奪する法律を作ることとは出来ない。	議会は、宗教を制定し又はその自由な実行方法を禁止することに関する法律を作るとか、言論出版の自由を剥奪するとか、 <b>人民</b> の平和裡に集合するの権利及び不平救済のため政府に対して請願するの権利を剥奪する法律を作ることとはできない。
4	修正第2条 A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of <b>the people</b> to keep and bear Arms, shall not be infringed.	自由な州の保護に必要なる、よく規定された義勇軍たる <b>人民</b> が、武器を所持携帯する権利を侵害される事がない。	自由な州の保障に必要な規律ある国民軍たる <b>人民</b> が、その武器を所持携帯する権利を侵害されることはない。

5	修正第4条	The right of <b>the people</b> to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated, and no Warrants shall issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized.	理由なくして捜索及び没収される事のない各人の、各人自身、家屋、書類、及び個人の所有物に、保証されたる <b>人民</b> の権利は侵されることはない。而して、宣誓か、確認で支持され、しかも、特にその捜索される場所、及び没収される人間、或は物品が記述されたる正当なる原因に基づくのであれば、捜索没収の命令は出し得ない。	理由なき捜索及び没収に対し、各人の身体、家屋、書類、及び財産に保障される <b>人民</b> の権利は侵されることはない。而して、宣誓か確認で支持され、しかも特にその捜索される場所及び没収される人間、或は物品が記述された正当な事由に基づくのであれば、捜索没収の命令は出し得ない。
6	修正第9条	The enumeration in the Constitution, of certain rights, shall not be construed to deny or disparage others retained by <b>the people</b> .	憲法に列挙された特定の権利は、 <b>各人</b> に依つて保留された他の権利を損斥し、又は否定するものと解釈される事が出来ない。	特定の権利を憲法に列挙したことが、 <b>各人民</b> が保留する他の権利を否定し又は軽視するものと解釈されてはならない。
7	修正第10条	The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to <b>the people</b> .	この憲法に依つて合衆国に委託されておかない権力、若しくは各州に禁止されておかない権力は、各州、若しくは <b>各人</b> に保留されておるのである。	憲法に依つて合衆国に委託されていない権力若しくは各州に対して禁止されていない権力は、各州、若しくは <b>各人</b> に保留されているのである。
8	修正第17条	The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, elected by <b>the people</b> thereof, for six years; and each Senator shall have one vote.	合衆国の上院は、各州から各州の <b>民衆</b> に依つて選ばれた二名宛の議員で成立つ。各議員の年限は六ヶ年である。そして、各議員が各一票の投票権を持つてゐる。	合衆国の上院は、各州からその州の <b>人民</b> に依つて六ヶ年の任期で選ばれた二名宛の上院議員から成立つ。そして各議員が各一票の投票権を有つ。

9	修正第17条	When vacancies happen in the representation of any State in the Senate, the executive authority of such State shall issue writs of election to fill such vacancies: Provided, That the legislature of any State may empower the executive thereof to make temporary appointments until <b>the people</b> fill the vacancies by election as the legislature may direct.	上院に於ける州の代表権に欠員が生じた場合には、其の州の行政長官が、其の欠員を充たすために選挙命令を出す。ただし州の立法部は、其の州の行政部に、立法府が指示する選挙に依り其の欠員を充たす迄、一時的の任命をなす権力を与へる事が出来る。	上院に於ける州の代表権に欠員が生じた場合には、その州の行政長官が、其の欠員を充たすために選挙命令を出す。ただし州の立法部は、其の州の行政部に、立法部が指示する選挙に依って其の欠員を充すまで一時的の任命をなす権力を与えることができる。
---	--------	--	---	--

注：下線は筆者による。

「人民」の他には、「各人民」（1956年訳に1箇所）、「各人」（1941年訳に2箇所、1956年訳に1箇所）、「民衆」（1941年訳に2箇所）、「国民」（1941年訳に1箇所）の訳がある。また、修正第17条の3文目の *the people* は1941年訳、1956年訳ともに訳を省略している。これら例外の一部は共起関係により説明できる。「各人」「各人民」のように「各」を伴う訳はその述語が「保留する」の意味の動詞 (*reserve, retain*) の場合に用いている。しかし、この意図は不明である。また、「国民」は *the people of the United States* で限定されている場合、「民衆」は *state* の *the people* に限定されている場合 (ST: ...*State, elected by the people thereof*) にそれぞれ用いられている。前者については、*the United States* を国と認識し、「国民」を選択したのであろう。一方、*State* の場合、なぜ「民衆」の方が「人民」よりも適切であると考えたのかは不明である。斎藤による該当条文の解説には「民衆」は使われていないからである。「民衆」は『日本国語大辞典』（2001）で「国家や社会を構成している多くの人々。多く、被支配階級としての一般大衆をさしている」（第12巻, p.879）と説明している。1940年代の『朝日新聞』を見ると、「民衆」の使用頻度は460程度と高く、「民衆」は内外の文脈に関わらず用いられている。例えば、「あす開く米民主党シカゴ大会 ル大統領の独舞台 “平和”の看板・民衆踊る」（1940）という見出しの記事があった。見出しは「民衆」であるが、同記事本文には「直感的に行動し然も思索の能力に乏しい米人大衆は陸軍を欧州に派遣せずと言う言葉に踊り上って居る」のように「大衆」が用いられ「被支配階級としての一般大衆」のニュアンスが読み取れる。



次に citizen は 1 箇所の訳抜けを除き、「市民」としている。ただし、ST が "has been a Citizen" という文型である場合、「市民権をもつ」としている。訳抜けは 1941 年訳、1956 年訳の修正第 14 条にみられるが、解説では「市民」として説明しているため、不注意による誤りと考えられる。

#### 法助動詞 shall

1941 年訳と 1956 年訳を比較すると、表記を除いて、多くはそのままを維持した。高木や藤原も第二次世界大戦を隔てて翻訳を行ったが、両者は戦後訳において戦前の文語体から口語体に移行した。そのため、両者の戦後訳では表記のみならず表現そのものも変化した。これに対して斎藤は戦前から口語体を採用していたため、戦後訳では解釈を変えた箇所以外は表記の変更に留めることができた。この表記の変更に留まらなかった箇所は 5 件と少ない。このうち、義務の程度に変化があったものは、「事は（が）出来ない」から「てはならない」への変化（2 件）とその逆の「てはならない」から「できない」への変化（1 件）である。義務の程度が強まった前者の二例は個人の権利に関わるもの（修正第 9 条）と連邦司法権（修正第 11 条）に関するもの（表 7-8）であり、弱まった 1 件は大統領の給与に関する規定であった。

表 7-8：斎藤敏訳（1941, 1956）における shall の訳出例

ST	The enumeration in the Constitution, of certain rights, <u>shall</u> not be construed to deny or disparage others retained by the people. (修正第 9 条)
1941 年訳	憲法に列挙された特定の権利は、各人に依つて保留された他の権利を擯斥し、又は否定するものと解釈される <u>事が出来ない</u> 。
1956 年訳	特定の権利を憲法に列挙したことが、各人民が保留する他の権利を否定し又は軽視するものと解釈されては <u>ならない</u> 。

ST	The Judicial power of the United States <u>shall</u> not be construed to extend to any suit in law or equity, commenced or prosecuted against one of the United States by Citizens of another State, or by Citizens or Subjects of any Foreign State. (修正第 11 条)
1941 年訳	合衆国の司法権は、法又は衡平法で、他の州の市民、若しくは他国の市民又は国民に依る合衆国の一州に反対して起訴し、又は開始した、如何なる訴訟にも、及ぶものと解釈する <u>事は出来ない</u> 。
1956 年訳	合衆国の司法権は、法律又は衡平法上、他の州の市民若しくは他国の市民又は国民に依る合衆国の一州に対して開始し又は提起した如何なる訴訟にも及ぶものと解釈されては <u>ならない</u> 。

注：下線は筆者による。

これらの2件とも1956年訳で「てはならない」に変化したのは、construe と共起する shall であることが関係している可能性もある。というのは、第4条の construe と共起する shall に対しては1941年訳、1956年訳ともに「てはならない」を用いているからである。しかし、修正第9条については、筆者は個人の権利であることが変更の理由と考える。憲法に列挙されている権利以外の市民の権利を保障した修正第9条は、プライバシーの権利のような1790年代には想定していなかった権利を擁護するためにも今なお重要な意味を帯びている (U.S. Library of Congress, 2016, pp. 1761-1764)。そこで、斎藤は1956年訳で1941年訳を保持して「出来ない」とするのでは拘束力が弱いと判断したものと思われる。なぜなら、対応する能動態の「ことができない」(事が出来ない)は、「一定の能力、権力、権限、権能などを〔中略〕否認すること」(林, 1975, pp. 48-51)を表すに過ぎないからである。それに対し、「...ならない」は、一種の命令形であり、拘束力が強いことから、文脈に照らしてよりの確といえる。

#### 7.1.2.5 斎藤眞

斎藤眞も前出の斎藤敏と同様に、2回目の翻訳において自己の翻訳について言及していない。しかし、斎藤眞の場合、2つの翻訳は同じ編著者による同じ書名の書籍に収録したものであり(表7-1参照)、2回目の1980年訳は1960年訳をもとにした訳であると考えられる。このことを念頭に置きながら、主権者を表す用語と法助動詞 shall について精査していく。

#### 主権者を表す用語

1960年訳、1980年訳とも the people はすべて「人民」と、citizen は「市民」としている。訳文中に「国民」は皆無である。

#### 法助動詞 shall

主文に用いられた shall の訳出は、憲法本文の2条文と修正条項の3条文の計7文で変化した<sup>5</sup>。これらは2種に大別できた。

---

<sup>5</sup> 修正第4条のように1条文に、主文に用いられた shall を複数含むものがある。

第一に、個人の権利に関わる条文（4文）で義務の意味を強めるよう1983年訳で変更がなされた。例えば修正第4条では、1960年訳の「ことはできない」、「必要とする」よりも1983年訳の「てはならない」、「なければならない」の方が義務感が強い表現である（表7-9）。

表7-9：斎藤眞訳（1960，1983）における shall の訳出の変化

ST	The right of the people to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, <u>shall not be violated</u> , and no Warrants <u>shall</u> issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized. (修正第4条)
1960年訳	不合理な逮捕搜索、もしくは押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害する <u>ことはできない</u> 。令状はすべて、宣誓もしくは確約によって支持される、信頼するに足る原因にもとづいてのみ発せられること、かつ搜索さるべき場所および逮捕押収せらるべき人または物件を特に指定するものなる <u>ことを必要とする</u> 。
1983年訳	不合理な逮捕搜索、もしくは押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害 <u>してはならない</u> 。令状はすべて、宣誓もしくは確約によって支持される、信頼するに足る理由にもとづいてのみ発せられること、かつ搜索さるべき場所および逮捕押収せらるべき人または物件を明示 <u>していなければならない</u> 。

注：下線は筆者による。

第二に、状態動詞または動作主を明示しない受動態と共起する shall の訳出である。合衆国憲法の2文（第1条第7節第3項および第3条第2節第3項）は、斎藤訳（1960）では無標で shall のない表現と差のない訳出になっていたのを斎藤訳（1983）では「ものとする」という補助動詞を加えて、「規定した」ことを明示した。

#### 7.1.2.6 松井茂記

松井は第4版となる『アメリカ憲法入門』（2000）の序において、「初版を公刊してから10年となることもあり、もう一度全体を見直し、付録につけた合衆国憲法の訳なども再検討した」（p. i）と述べていることから、2000年訳は初版の訳である1989年訳を意識した訳であることが分かる。それでは、主権者を表す用語と法助動詞 shall についてはどのように変わったのか、あるいは、変わらなかったのか、検討していくこととする。

主権者を表す用語

the people も citizen も訳語は 1989 年訳と 2000 年訳で違いはなく、それぞれ「人民」、「市民」とした。「国民」は訳文中に皆無である。

法助動詞 shall

松井訳には主文に用いられた shall の訳出の変更はほとんどなく、修正条項については皆無であった。

#### 7.1.2.7 飛田茂雄

飛田は、1998 年、2000 年、2002 年に日本語訳を刊行し、うち、2002 年訳は 1998 年訳と 2000 年訳よりも「いっそう正確に翻訳するよう努力」(2002, p. iii) した翻訳であり、自身にとっての最善の訳である。そこで、ここでは飛田の「正確」さは主権者を表す用語と法助動詞 shall の訳出にどう表れているかに着目して飛田の翻訳観、つまり合衆国憲法の翻訳に関する基本的なアプローチを考察する。

主権者を表す用語

the people については、1998 年訳、2000 年訳、2002 年訳を通じて変更はなく、基本は「国民」とし、state に限定された場合に「州民」とした。飛田は、the people の訳語として「人民」と「国民」を対比させ、なぜ自身は「国民」を選択したかを数箇所にもわたり解説箇所でも説明している。

まず前文の 1998 年訳の解説では 1200 字数ほどを費やし、「人民」ではなく、「国民」を選択した理由を説明している。この二者択一の判断を自然さに対する自身の感覚に任せていることが特徴的である。前文の解説冒頭では、前文の the People を第 1 条第 2 節の citizen の複数形と同義であるとしつつも「市民」という訳語を憲法の前文に用いるのはやや唐突の感がある。私は「国民」のほうが日本語として自然だと思って、それを選んだが、「人民」という訳語も捨て難い(1998a, p. 36, [強調引用者])と書いている。同様に、解説末尾ではアメリカの「13 邦」、つまり、アメリカ建国時の 13 州は、すでにアメリカ独立宣言において一つの連合国家として独立したとし、憲法起草者はこの国家とは別の「もうひとつの国家の国民 [中略] という強い意識を持って、その体制作りにかかろうとしている。特定の国の (主権を持った) 構成員を

示すには、「国民」という訳のほうが「人民」よりはるかに自然だと思う」（1998a, p. 37, [強調引用者]）と述べている。飛田はこの結論に至る前に、「人民」が前文の *the People* の訳として不適切と考える理由を2つ挙げている。第一に、「人民」の基本的な意味は「上下の隔たりのない庶民」（1998a, p. 36）であるが、憲法制定会議に出席の議員は富裕層であり、黒人奴隷を人ではなく財産と同一視していた。そのような富裕層に「人民」と自称する資格はないというのである（1998a, p. 36）。第二に、「人民」には「支配者の圧制に反抗して、革命を試みる意志と力を持った庶民」（1998a, p. 36）という意味もあるが、憲法制定時点では人民による革命はすでに成功していたため、この文脈では当てはまらないと述べている。これらの理由には難点が2つある。まず、飛田が前提としている「上下の隔たりのない庶民」「支配者の圧制に反抗して、革命を試みる意志と力を持った庶民」という語義の来歴は不明である。飛田が結語で「解釈や訳文の問題など、本来なら専門家の助言を仰ぐべきでしたが、あちこちで独自の考えを貫かざるを得なかっただけに、法学者を巻き添えにしてかえってご迷惑をかけてはいけないと思い、すべて独断で翻訳と解説の作業を進めたことを、どうぞご了承ください」（1998a, pp. 272-273）と叙述していることから、これらの語義は飛田の語感による可能性が大きい。2つめの難点として、憲法制定会議に出席の議員は富裕層であり、黒人奴隷を人ではなく財産と同一視していたという指摘だが、この指摘は飛田が目指していた翻訳と合致するのかが疑問である。飛田（1998a）は合衆国憲法の翻訳では、「もとの語が原文の読者（米国人）に運んだ意味やイメージをよく想像し、日本語の読者にできるだけそれに近い意味やイメージを運ぶような訳語のほうを選ぶべきだ」（p. 10）と書いている。しかし、原文の読者（米国人）とはどの時代の読者を指すのだろうか。制定当時の読者であれば、飛田の指摘は妥当といえるかもしれない。しかし、現代の米国の読者を念頭に置いていたのであれば妥当とは言い難い。なぜなら、*We the People* の対象は憲法制定後の修正条項の成立や最高裁判決を受けて広がり（Amar, 2005, pp. 18-19; Forkosch, 1968; Monk, 2015, p. 12）、人々の *We the People* の解釈もこのような社会情勢とともに変化していったからである。

1998年の飛田の手厳しい指摘と比べ、後続の2000年訳と2002年訳の解説部分では批判のトーンは低く抑えられ、*the people* の訳として一般的な「人民」は歴史的、政治哲学的な意味があるとしつつも、この文脈では「*the United States* という統一国

家の「国民」と訳したほうがよい]であろうとしている(2000, p. 1187; 2002, p. 517)。この要因は複数考えられる。一つは、飛田(1998a)が受けたであろう読者の反響に対する飛田の対応であり、もう一つは出版社の変更もしくは編集者による編集である。

一方、修正第4条"The right of the people to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures,"の the people については他の翻訳者にみられた従来の「国民」「人民」が不適切であるとし、「人」とした。「国民」が不適切であるのは、「国民」とすれば、外国人なら逮捕できるという読みが可能になるためと説明している(1998a, p. 172)。また、別の従来訳「人民」は「やや場違いな感じがする」(1998a, p. 172)とし、自身の語感を根拠にしており、論理的な説明が求められる。しかし、この理由説明は後続の2000年訳と2002年訳にはない。つまり、訳は同じ「人」だが「人」にした理由は述べていない。

この他、変更があったのは、第1条第2節"The House of Representatives shall be composed of Members chosen every second Year by the People of the several States,"の the People of the several States"の the People である。2000年訳では1998年訳の「各州の州民」から「各州に属する国民」に変更した。2002年訳は2000年訳を引き継いでいる。「州」が冗長と判断した可能性はあるが、飛田自身は変更の理由を説明しておらず実際のところは不明である。

以上、1998年訳、2000年訳、2002年訳を通じて、訳語自体に変更はなかったが、訳語に情報が付加されたものが1件あった。修正第10条"The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people."の the people を2002年訳では原語を添え「国民(the people)」としたのである。解説ではこの the people を「主権者という意味に捉えて、「国民」と訳しておく」(1998a, p. 186; 2002, p. 557)と1998年訳と同一の説明を行っている。2000年訳にはこの解説はない。他の条文の the people も基本的に「国民」と訳出しているが、修正第10条にのみ、このように解説している意図は不明である。

次に citizen は1998年訳、2000年訳、2002年訳ともすべて「市民」とし変化はない。しかし、主権者に関連の深い語である subject の訳は2000年訳で豹変した。Garner(2019)による subject の語義は「主権者、特に君主に尽くし、その主権者の法に支

配される者。他者の支配の元にある者」(p. 1723)である。1998年訳では、慣例訳を避け、合衆国憲法中の **subjects** を「被統治者」としていた。その理由を既訳の欠点を指摘してこう記している。「[既訳では **Subjects** は]例外なく「臣民」と訳されている。原語は主に「君主国の国民と、その植民地の領民」を意味する。私はそれを決して「臣民」とは訳さない。「臣民」とは、明治憲法のもとで絶対君主に服従する日本人だけを指す語ではなかったのか？」(飛田, 1998a, p. 129, [強調原文, 角括弧内は引用者による補足])。ところが、後の2つの版ではいずれも「臣民」と訳出し、**Subjects** の語釈もなくなった。この変化の原因は不明であるが、**the people** の解説の変更と同様、出版社の変更もしくは編集者による編集が一つの可能性として考えられる。

#### 法助動詞 shall

飛田訳では、主文で用いられた **shall** の訳を変更した箇所は少なく、憲法本文には1箇所、修正条項には2箇所に変更があった。**shall** の解釈には迷いが生じなかったということであろう。憲法本文の変更箇所は、個人の権利を侵害する条件を定めた条件を規定した条項であり、その条件を越えた処罰の禁止を「てはならない」と表現することで厳格化した。個人の人権の尊重を何よりも重視した飛田の憲法観に沿った変更であるといえる。一方、修正条項については第12条と第14条にのみ変更があった(表7-10)。修正第12条は選挙の実施方法に関わる条文であり、最初の1998年訳の無標から「ものとする」と変更することによって、そのように取り決めたという意味合いを強めた。義務付けは弱い。修正第14条は投票権について差別を行った州に対する制裁措置の方法を規定したものであり、これもあくまでも草案時に取り決めた方法に過ぎないため、「ものとする」としたと思われる。ここでは差別の抑止が目的であって、差別を行った州に対する制裁の方法は問わないからである。

表 7-10 : 飛田訳 (1998, 2000, 2002) における shall の訳出の変化

	1998年訳	2000年訳	2002年訳
Judgment in Cases of Impeachment shall not extend further than to removal from Office, and disqualification to hold and enjoy any	弾劾事件の判決は、被告人を免職させること、および、被告人の一定の権利を—すなわち、合衆国の名誉職に、あるい	弾劾事件の判決は、被告人を免職させること、および、被告人の一定の権利—すなわち、合衆国政府の名誉職に、ある	弾劾事件の判決は、被告人を免官させることと、被告人の一定の権利を—すなわち、合衆国政府の名誉職に、あるいは、

Office of honor, Trust or Profit under the United States: (第 1 条第 3 節第 7 項)	は、同政府から信託または報酬を受ける職に、就任ないし在職する資格を—剥奪することの、いづれかに限る <u>ものとする</u> 。	いは、同政府から信託または報酬を受け職に、就任ないし在職する資格—を奪うこと、を越えて <u>はならない</u> 。	合衆国政府から信託または報酬を受ける職に、就任ないし在職する資格を—剥奪することとの、いづれか以上に及んで <u>はならない</u> 。
they <u>shall</u> name in their ballots the person voted for as President, and in distinct ballots the person voted for as Vice-President, and they <u>shall</u> make distinct lists of all persons voted for as President, and of all persons voted for as Vice-President, (修正第 12 条)	選挙人は無記名の投票用紙に、大統領として選出したい者の氏名を <u>記入し</u> 、それとは別の無記名投票用紙に、副大統領として選出したい者の氏名を <u>記入する</u> 。	選挙人は無記名の投票用紙に、大統領として選出したい者の氏名を <u>記入し</u> 、それとは別の無記名投票用紙に、副大統領として選出したい者の氏名を <u>記入するものとする</u> 。	選挙人は無記名の投票用紙に、大統領として選出したい者の氏名を <u>記入し</u> 、それとは別の無記名投票用紙に、副大統領として選出したい者の氏名を <u>記入するものとする</u> 。
the basis of representation therein shall be reduced in the proportion which the number of such male citizens <u>shall</u> bear to the whole number of male citizens twenty-one years of age in such State. (修正第 14 条)	その州の連邦下院議員の割当ての基礎人数は、そういう男性市民が同じ州の年齢 21 歳の男性の総数に対して占める割合に <u>比例して、減少されなければならぬ</u> 。	その州の連邦下院議員の割当ての基礎人数は、そういう男性市民が同じ州の年齢 21 歳の男性の総数に対して占める割合に <u>比例して、減少されるものとする</u> 。	その州の連邦下院議員の割当ての基礎人数は、そういう男性市民が同じ州の年齢 21 歳の男性の総数に対して占める割合に <u>比例して、減少されるものとする</u> 。

注：下線は筆者による。

### 7.1.3 小括

以上、自己再翻訳を具体的事例に即し考察した。主権者を表す用語については、変更の有無でいえば、藤原訳を除き、再翻訳において基本的な訳語には変更はなかった。一方、訳語の面から整理すると、主権者を表す用語のうち、**the people** の訳語に翻訳者による違いが顕著であり、藤原の 1940 年訳と飛田の 1998・2000・2002 年訳が「国民」を用いている以外は、「人民」が使われていた。

飛田は **the people** の訳に「人民」ではなく、「国民」を使った理由を述べている。しかし、藤原は 1940 年訳の「人民」から 1960 年訳では「国民」に変更した理由を明



らかにしていない。一つの可能性は、日本国憲法の文言を受けて変更したというものである。藤原が再翻訳を行った1960年には、主権者を国民とする日本国憲法が成立していたからである。また、藤原が日本国憲法の正文と英語版を比較したか分からないが、したとすれば、英語版の *the people* が日本語正文では「国民」になっている点も考慮したと思われる。その一方で、このことは *the people* の訳語には「国民」が適訳ということの意味しない。日本語の「国民」は文字通り、「国」や「国家」を前提とし、その構成員を指すのに対し、合衆国憲法の前文の *We the People* をはじめとする *People* は国、国家という概念は関係するが、その構成員を必ずしも指していないという違いがある<sup>6</sup>。実際、ここで *Black's law dictionary* の定義を再び引用すると(7.1.2.1)、「ある特定の国または国家に生活する普通の全住民」(Garner, 2019, p. 1370, [強調引用者])である。

法助動詞 *shall* については文語体から口語体への移行に対応した戦前／戦後の時期に最大の変更が加えられた。ただし、それは旧訳 A を一括して B に変更するといった一括置換ではなく、文脈に応じて訳し直していることが確認できた。

## 7.2 改訳（他者による再翻訳）

### 7.2.1 分析対象の翻訳文書

分析対象とする著作は、1件目が美濃部達吉による翻訳と美濃部の後輩の伊藤正己による改訂訳、2件目が塚本重頼による翻訳と塚本の教え子の長内了による改訂訳である(表 7-11)。この2例を対象とする理由は、合衆国憲法日本語訳の歴史において、特定の既訳をもとに後の翻訳者が改訂訳を行った例はこの2例のみであるためである。

---

<sup>6</sup> この点について2017年9月9日柳父章氏より重要な示唆を受けた。

表 7-11：分析対象とする先行訳と改訂訳の書誌情報

	美濃部／伊藤	塚本／長内
先行訳	美濃部達吉 (1947). 『 <u>米国憲法概論</u> 』有斐閣. * [翻訳範囲：修正第 21 条まで]	塚本重頼 (1955). 『 <u>註解アメリカ憲法</u> 』酒井書店. [翻訳範囲：修正第 22 条まで]  塚本重頼 (1966). 『 <u>註解アメリカ憲法</u> 』〔新訂版〕酒井書店. [翻訳範囲：修正第 24 条まで]  塚本重頼 (1974). 『 <u>註解アメリカ憲法</u> 』〔増補版〕酒井書店. [翻訳範囲：修正第 26 条まで]
改訂訳	美濃部達吉・伊藤正己改訂 (1958). 『 <u>米国憲法概論</u> 』有斐閣. [翻訳範囲：修正第 22 条まで]	塚本重頼・長内了 (1983). 『 <u>註解アメリカ憲法</u> 』〔全訂新版〕酒井書店. [翻訳範囲：修正第 26 条まで]

注：下線が分析対象

\*美濃部による最初の合衆国憲法解説書は、美濃部 (1918) であるが、これには同憲法の日本語訳は掲載されていない。

改訂訳者の伊藤と長内を比較すると、双方とも冒頭で改訂の動機を述べ、先行訳者に対して敬意の念を表している。しかし、長内と違い、伊藤は師である美濃部の功績を讃えつつも、礼儀正しく師の美濃部の論考の弱点を指摘し、自分の学問と師の学問との違いを控えめながらも打ち出している (cf. Merton, 1976, p. 4)。

わが国においてアメリカ憲法を研究した労作は少なくない。[中略] 美濃部先生の「米国憲法概論」が [中略] 最も信頼しうる概説書であることは、誰もが認めるところであろう。[中略] この書物がはじめはアメリカ憲法の由来と特質とを解明するための講義を基礎とした事情や先生のアメリカ憲法に対する主たる関心が国家機構の面にむけられていたと思われることなどにもとづく不満はないでもない。[中略] しかし、アメリカ憲法全体をその特質に注目しつつ興味深く概説したものとして、それを現在もなおわが国における最良の文献として推すに躊躇を感じないのである。

[中略] 戦後直ちに先生の手になる増補版が出されたが、そのときも新しい資料を充分に入手することが困難であったと想像される。さらに [中略] 新し

い修正も成立し、また種々の点で憲法上の発展がみられた。そのために〔中略〕現在のアメリカ憲法の叙述としては適当でなくなってきた。わたくしは、新しい資料を利用してこの好著を改訂することは**後進の者の責任**であり、またアメリカ憲法に興味をよせる人びとの希望するところであると同時に、恐らく先生の御遺志にもそうものであると信じて、〔中略〕改訂の仕事を引き受けることとなった。わたくしの拙い加筆が先生の**業績を傷つけるものでないことを望んでいる**。

改訂にあたっては、できる限り原著の叙述を残しつつ、適当を欠くと思われる僅かの点を修正した他は、新しい発展を増補するにとどめた。しかし、〔中略〕わたくしの増訂を本文中に織り込むことにしたため、書物からうける感じが著しく異なることになり、とくに美濃部先生独自の明文を損うことになったのではないかとおそれている。なお巻末の憲法の正文の翻訳も、きわめてすぐれたものであり**原型のまま存置したかったが本文中の引用を口語体に改めたのともなって改訳することにした**。ここでも**改悪になったのではないかと憂**いている。

ともあれ新しい装いをえた本書が美濃部先生の業績を高めることになるのを改訂者として切に希望している。(伊藤, 1958, pp. 3-4) [強調引用者]

既に自立した学者である伊藤は、美濃部の教えを単に継承しているのではなく、教えをもとに独自の学問を切り開いた。なおかつ良好な師弟関係を保つため、伊藤は細心の配慮を払っている(稲垣, 2016, p. 15)。上記引用でも、美濃部の学問の欠点は、美濃部個人の問題ではなく、時代の制約などの外部要因に起因するとしている。また、美濃部の学問に対する不満を表明するのも美濃部の死後である。

一方、長内は自分の学問には触れず、師の偉業を忠実に受け継ぐ姿勢を示している。

本来、この改訂は、原著者(塚本)自身の手によって行なわれる予定であったが、〔中略〕私(長内)が作業に加わることになった。私事にわたるが、〔中略〕中央大学で、「塚本・註解アメリカ憲法」を繙きながら合衆国憲法を学んだひとりである私が、20年の歳月を経て、本書の改訂に携わることになったのは、

思えば奇縁であり、まことに感無量のものがある。恩師塚本〔中略〕先生の期待にいささかでも応えることができたとすれば、まことに幸いである。

今回の改訂にあたっては、可能な限り原著のもち味を生かすことを旨とした。改訂の作業は、もっぱら、合衆国憲法のその後の展開によってどうしても記述を改めて必要が生じた部分に限られている。その意味で、本書は原著そのものであるとって過言ではない。

改訂を終えたいま、大先輩の著作に加えるなどという大それた仕事をよくも引き受けたものだと、改めて冷汗三斗の思いにかられている。(長内, 1983, pp. 1-2)

伊藤と長内の師に対するこのような見解の違いは、翻訳結果にどのように影響したか。7.2.2 で行う訳文の分析ではこの点にも注意を払うこととする。

## 7.2.2 訳文の比較分析

### 7.2.2.1 美濃部訳と伊藤訳

主権者を表す用語

the people については美濃部訳は前文の We the People of the United States のみ「国民」とし、他はすべて「人民」とした。伊藤訳はこの We the People of the United States の the People も「人民」とし、the people の訳を「人民」で統一した。美濃部は翻訳時に参考にした高木訳の「人民」を「国民」に変えたが、伊藤は高木訳(1931)と同じく「人民」を採用した。伊藤は高木の訳語に戻したともいえる。「国民」は個人を構成員として国が成立していることを前提とする。一方、「人民」は「それぞれの国を構成する人民」(須賀, 2013, p. 62)といった表現が可能であることから分かるように、国よりも個人に焦点が置かれる。伊藤訳の「人民」もこのように個人に重きが置かれているといえる。

一方、citizen については伊藤訳は全体の解釈に影響を及ぼすような変更を行った。美濃部訳の「公民」を伊藤訳では一律「市民」とした。これには次のような時代背景が関係すると考えられる。伊藤が改訳を刊行した1958年は米国で civil rights movement がうねりを見

表7-12:公民権運動の語構成要素

公民	権	運動
civil	rights	movement

せていた。これを日本の一般紙では「公民権運動」と訳した。civil rights movement と「公民権運動」が表 7-12 に示すように対応していると考え、形容詞 civil と語源を共にし、人を意味する名詞の citizen の訳語も「公民」となるが、学者の間では citizen の訳語に「公民」を使うことに対して賛否両論があったと推測される。英米法の用語集を編纂した高柳・末延（1952, p. 77）は、citizen の訳語として「公民」、「市民」の順に挙げているが、新訂版を編纂した田中（1991a, p. 145）は「市民」、「国民」としている。しかし、高柳・末延（1952）も田中（1991a）も civil rights については一つの訳語に決め、高柳・末延（1952, p. 77）が「公民権」、田中（1991a, p. 148）が「市民的権利」とした。「市民的権利」とした理由について、田中は、前書（高柳・末延編）の「公民」は日本国憲法下では参政権を有する者という意味で使われるため、citizen の訳語として「公民」を使用するのを避けたと説明している（1991a, p. 148）。伊藤が美濃部の「公民」を「市民」に変えた意図もここにあったと思われる。日本政治思想史を専門とする苅部直はこの点についてさらに踏み込み「市民」とは「日常生活のなかで自分の権利を主張し、他者のそれを認める」（苅部, 2013）という関係性の上に成り立つ人であるとしている。少数派の権利を説き続けた伊藤（延与, 2011）であれば、この関係性まで意識して citizen の訳を「市民」に変更した可能性がある。

#### 法助動詞 shall

美濃部訳と伊藤訳の対応関係を調べると（表 7-13）、次の 2 点が指摘できる。

第一に、美濃部訳も伊藤訳も無標としたものが半数前後を占めたが、伊藤訳ではその使用割合がさらに増えている。美濃部訳では有標としていた箇所のうち 11 箇所について伊藤訳では無標となったためである。具体的には、美濃部訳でみられた「ベシ／ベシ」「ベカラズ」は、伊藤訳ではその約半数が無標となっている。例えば、美濃部訳は" (The Electors) shall ... vote"（第 2 条第 1 節）を「選挙スベシ」としていたのに対し、伊藤訳では「選挙する」とした。これは高木の再翻訳の記述で挙げた例と同一である（7.1.2.2 参照）。

表7-13: 美濃部訳(1947)と伊藤訳(1958)におけるshallに対応する義務表現

美濃部訳 (1947)	主文shall の件数	ベシ/ベク	ベカラズ	コトヲ得ズ		コトヲ要ス /コトヲ要 シ		コトナシ /コトナク	(スベキ) モノトス/ モノトシ	コトヲ得 [肯定]	無標	その他
合衆国憲法	136	18	1	24		8		7	3	0	72	3
修正条項	64	4	5	10		3		9	4	1	26	2
	合計	22	6	34		11		16	7	1	98	5
	%	11.0	3.0	17.0		5.5		8.0	3.5	0.5	49.0	2.5
伊藤訳 (1958)		て(で)は ならない	ければ ならない	ことは(が) 出来ない /できない	ことを 得ない	(こと)を要 する	必要であ るとする	ことは(が) ない/ ことなく	ものとする		無標	その他
合衆国憲法	136	2	9	16	4	7	1	8	4		83	2
修正条項	64	8	0	8	0	2	2	7	1		36	0
	合計	10	9	24	4	9	3	15	5		119	2
	%	5.0	4.5	12.0	2.0	4.5	1.5	7.5	2.5		59.5	1.0

注: 矢印は美濃部訳と伊藤訳の対応関係を示す。

第二に、美濃部訳と伊藤訳との関係は、ほぼ一対一対応となっているケースと一対多となっているケースの2つに大別された。ほぼ一対一対応のケースは伊藤が美濃部訳の語尾を口語体に直した表現であり、具体的には「コトヲ要ス/コトヲ要シ」は「ことを要する/ことを要し」と、「コトナシ/コトナク」は「ことは(が)ない/ことなく」と、「モノトス/モノトシ」は「ものとする/ものとし」とそれぞれ対応づけられる。一方、一対多関係のケースは、美濃部訳の(1)「ベシ/ベク」(2)「コトヲ得ズ」に対応する伊藤訳である。順次精査していく。

### (1) 「ベシ/ベク」

文語体で最も義務の意味の強い「ベシ/ベク」(22件)は、伊藤訳では無標(10件)、「ければならない」(9件)、「を要する」(3件)に分かれた。これは義務の強さによってshallを使い分け、強い義務を意味する箇所を9件に厳選したものと解釈できる。伊藤訳で無標となったものには、法案に対する賛成議員と反対議員の氏名の記録箇所など手続きに関わるものも多く見受けられる。一方、個人の人権に関わる条文では、強い義務の意味が保持されていることが確認できた(表7-14)。

表 7-14：美濃部訳（1947）と伊藤訳（1958）における shall の訳出例

ST	The enumeration in the Constitution, of certain rights, <u>shall</u> not be construed to deny or disparage others retained by the people. (修正第 9 条)
美濃部訳(1947)	憲法ニ或種類ノ権利ヲ列挙セル故ヲ以テ人民ガ其ノ他ノ権利ヲ享有スルコトヲ否認シ又ハ軽視スルモノト解スベカラズ。
伊藤訳(1958)	憲法中に特定の権利を列挙したことをもって人民が保有する他の権利を否認しまたは軽視するものと解してはならない。

注：下線は筆者による。

## (2) 「コトヲ得ズ」

「コトヲ得ズ」に対応する口語体は「ことを得ない」であるが、その多くは「ことは（が）出来ない／できない」（「出来／でき」の表記は不統一）となった。「コトヲ得ズ」の活用語尾を口語体に直した「ことを得ない」が伊藤訳に少ないのは、「ことを得ない」が日本の法律文書でも頻度が低いためと思われる。大日本帝国憲法には「コト／事ヲ得ス」は 10 件あるが、日本国憲法には「ことを得ない」は皆無である。ただし、数は少ないながらも伊藤訳には「ことを得ない」の用法もあり、どのような場合に「ことを得ない」を用いたかについては手がかりが得られない。

### 7.2.2.2 塚本訳と長内訳

以上のように、伊藤は主権者を表す用語、法助動詞 shall について美濃部訳とは解釈を変えるような変更を加えた。対照的に長内は塚本訳を積極的に活用した。以下、その内実を考察する。

#### 主権者を表す用語

長内訳は 1 箇所を除き、the people の訳として塚本訳の「人民」を採用した。例外は不合理な押収・捜索・逮捕を禁止した修正第 4 条である。修正第 4 条の翻訳に際し、長内は塚本訳を引き継ぎ、of の直後の the people 自体の翻訳を省略し、the people を指す their に the people の意味を反映させているが、その訳語は塚本の「人民」から「自己」に変更した（表 7-15）。

表 7-15 修正第 4 条の塚本訳（1974）と塚本・長内訳（1983）

	塚本訳(1974)	塚本・長内訳(1983)
The right of <u>the people</u> to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated,	人民の身体、家屋、書類、並びに、動産の安全を不合理な搜索、逮捕又は押収に対して保障される権利はこれを侵害してはならない。	不合理な搜索、逮捕または押収から <u>自己</u> の身体、家屋、書類および動産の安全を確保する権利はこれを侵害してはならない。

注：下線は筆者による。

長内はこうした訳語の変更の理由を解説で述べていないが、その理由は対応する日本国憲法の条文を参考にしたことにあると思われる。塚本は筆者が確認した範囲では日本国憲法と合衆国憲法の対照表を作成した数少ない翻訳者のうち、最初の翻訳者であった。この対照表によれば修正第 4 条は日本国憲法第 34 条・第 35 条に対応する。ここでは、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」（第 34 条）、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」（第 35 条）のように、保護の対象者として「何人」が使われている。「人民」は個々人の集合を含意するが、「自己」であれば一人一人の個人の意識が強くなる。

一方、**citizen** については、塚本も長内も一貫して「市民」を用いており、変更はない。また、「国民」は訳文中に皆無である。

#### 法助動詞 shall

長内訳は塚本訳を継承しており、実質的な違いはない。あるとすれば「行わねばならない」から「行わなければならない」といった解釈に影響しない範囲の変更である。

#### 7.2.3.小括

以上みてきたとおり、伊藤は主権者を表す用語、法助動詞 **shall** にわたり、変更を加えた。中には解釈の変更を伴うものもあり、文語体から口語体への書き換えに留まらなかった。一方、長内は塚本訳を可能な限りそのままの状態に保持し、解釈を大き



く変える変更は加えなかった。この第一の理由は、この改訂は塚本自身が企画したものであり、塚本本人が行うはずであったが、予期せぬ事態があり、断念せざるを得なかったという事情である (5.5.3.1 参照)。つまり、こうした阻害要因がなければ、塚本が改訂していたからである。それに対し、美濃部は自身の訳の改訂の希望を表明していなかった。美濃部が存命であれば改訂を希望したであろうという後進の者の推測に留まる (5.4.2.9, 7.2.1 参照)。第二の理由は、長内による改訂が塚本の存命中に行われたことである。これに対し、伊藤による美濃部訳の改訂は、美濃部の死後に行われた。このため、改変の余地があった。

### 7.3 第7章まとめ

以上、第一に同一の翻訳者による異なる時期の訳文 (自己再翻訳) を、第二に類型の先人の訳文と後人によるその改訳を、主権者を表す用語、法助動詞 *shall* の2点に絞り、分析・考察し、通時的な観点から再翻訳の理由・動機を探ることを試みた。総じて、この2点については訳語に大きな変更はなかった。

まず主権者を表す用語 *the people* は基本的に「人民」と訳出する傾向があった。例外は、「人民」から「国民」に変更した藤原訳、美濃部訳と飛田訳にみられる「国民」である。加藤 (2002) が国語辞典、歴史学・政治学・社会科学の辞事典における「人民」の扱いを整理したところによれば、日本語の「人民」は元来、被抑圧者の存在であるが、それが主体化していく意味で用いる用法が「人民」にはある (p. 33)。また、「人民」は戦後の一時期左翼用語として用いられたものの、その基本的用法として *people* の訳語として用いられている (朝尾・宇野・田中, 1996, pp. 562-563 ; 加藤, 2002, p. 34)。これに関し、アメリカ政治学者の阿部 (1988) は、米国では「単一民族を基盤とした国民の観念が成立せず [中略] 平等主義的傾向が強力であるため、左翼的伝統の欠如にもかかわらず、人民が国民の意味で用いられた」(p. 470) と説明する。*the people* を「人民」と訳出する傾向は、こうしたことから説明できる。

一方、藤原が「人民」から「国民」に変更し、飛田が一貫して「国民」を用いた理由として次の点を挙げるができる。第一に、「国民」は、日本国憲法では主権者を表す用語として用いられていることである。日本国憲法の英語版の対応表現は基本的には合衆国憲法と同じく *the people* である (厳密には 7.1.2.3 参照)。飛田は、修正第 10 条の *the people* を 2002 年訳では原語を添え「国民 (*the people*)」とした上で、

the people を主権者の意味で「国民」と訳したと解説している (2002, p. 557)。同様に、藤原は自身の合衆国憲法訳を収録した著書の冒頭の序「暴力と議会主義」で「主権者としての国民」という表現を用いている (1960, p. 6)。第二に、飛田訳については、飛田が分析対象の中で、唯一、政治学ないしは法学者ではない点がある。そのため、飛田は法学者、政治学者が使用する people の訳語としての「人民」の用法とは無縁であったと推察される。むしろ、一般メディアでは「人民」は専ら中国・北朝鮮関係の報道記事に多くみられることを踏まえて飛田は「国民」を選択したのでであろう。特に、藤原の再翻訳が発表された 1960 年代初頭、「人民」は日本共産党が政治的スローガンとして用いていた (加藤, 2002, p. 46)。とはいうものの、2000 年頃から法学者、政治学者による合衆国憲法の翻訳にも the people の訳として「国民」とするものが増え、「人民」は残っているもののかつてのように多くはない。一般社会での「人民」の用法を踏まえてか、「立法の平易化」(塩野・松尾, 1997) の一環か不明だが、法のことばが変化しているといえる。

最後に美濃部訳の「国民」は美濃部の憲法観を反映しているといえる。美濃部は他の分析対象の翻訳者と異なり、大日本帝国憲法から日本国憲法への改正に反対であり、「国民主権」を排斥し、天皇制維持を望んだ (美濃部, 1946)。新憲法成立後は、正当な手続きを経た憲法として、これを受け入れ、国民を最高機関と認めながらも、なお、天皇の象徴的地位を重視すべきとした (松尾, 1960, p. 307)。美濃部のいう「国民」は総体としての nation でいう国民であり、the people でいうような近代デモクラシーの人民主権の考えには馴染まなかったものと考えられる。citizen については、美濃部訳が分析対象文書の中で唯一「公民」としたが、この理由も同様の背景から説明できる。「日常生活のなかで自分の権利を主張し、他者のそれを認める」(荻部, 2013) という関係性の上に成り立つ「市民」の概念は美濃部には受け入れがたいものであったと考えられるからである。

次に法助動詞 shall について、衆議院事務局による再翻訳では変更点が多かったが、その他の分析対象文書については文語体から口語体の移行に伴う表記上の変更を捨象すると、解釈を大きく変えるような変更はなされなかった。衆議院による再翻訳で多くの shall の訳出が変更になったのは、翻訳者は同じ衆議院事務局であるが、先行訳と再翻訳が一世代に相当する 30 年の年月を隔てており、実際に翻訳にあたった担当者が交替したためと推察される。また、先行訳を入手せずに、新たに翻訳した可能

性もある。

その他の分析対象文書については、無標の件数が増加する傾向があった。これは有標を使い、義務の意味を強めたい箇所を限定したものと解釈できる。語としては同じ shall であっても、翻訳者の解釈によって、どの条文の shall が強い義務を意味するか の判断が異なる。

第二に、数は少ないものの、有標から別の表現の有標に変えた例としては、義務の意味を強める変更が複数の分析対象文書にみられた。それは、人権関係の修正条項においてなされていることが共通している。例えば、斎藤敏の修正第 9 条の再翻訳、斎藤眞の修正第 4 条の再翻訳が挙げられる。

以上、見てきたように、合衆国憲法の再翻訳においては、その解釈の根幹に関わる主権者を表す用語と法助動詞 shall は大きく変わらないことが明らかになった。当初、変更部分を洗い出して分析するところであったが、この 2 点については先行訳と同じ訳を保持することによって、それが年月を経ても変わらず重要であることを強調しているように読み取れる。再翻訳において、飛田 (2000) は「いっそう正確に翻訳するよう努力」(p. iii) するとしているが、憲法は立場によって柔軟な解釈を許す余地を残すものであり、正確さの中身は絶対的なものではない。むしろ、飛田のいう正確さは、自分の合衆国憲法観をいかに正確に伝えるかに近いのではないか。特に「国民」や「市民」という用語が記述概念でなく、規範概念として使われる (小林, 2002, p. 58) ことがあるとすれば、各翻訳はそれぞれの翻訳者の憲法解釈となるのである。以上の議論を踏まえ、終章では、前章の共時的観点と本章の通時的観点を総合して、合衆国憲法を再翻訳する動機・理由について考察を進め、何が結論として導き出せるかを検討する。

## 第3部 総括

### 第8章 考察と結論

第8章では、第5章の歴史的検討と第6章と第7章のテキスト分析を統合し考察した後、第1章で提示した本研究課題に対する結論を述べる。最後に本研究の限界と今後の課題について触れ、それらの課題に取り組むことでさらに展望を切り開く大きな可能性を秘めていることを示す。

#### 8.1. 考察

本節では、筆者が設定した時期区分に沿って行った合衆国憲法日本語訳の歴史の検討（第5章）、そして、訳文の比較による共時的・通時的な側面からの言語的分析（第6章と第7章）を踏まえて、第1章で掲げた本研究における課題（1.2.3）を総合的に考察する。

##### 8.1.1. 歴史的検討とテキスト分析の相互連関

本論文は第1部の序論（第1章）、先行研究（第2章）、本研究の理論的基盤（第3章）そして研究方法と研究対象（第4章）から成る「導入」、第2部の歴史的検討（第5章）とテキスト分析（第6章と第7章）から成る「本論」、第3部の本章「総括」という3部構成を取った。「総括」では、はじめに、研究課題である「日本の憲法状況および日米関係の変遷に焦点を当て、合衆国憲法が150年以上もの間、日本語に翻訳されてきたその理由・動機」に照らして、歴史的検討（第5章）とテキスト分析（第6章と第7章）の全体を対象とした総合的な考察を試みる。

第5章では、合衆国憲法日本語訳の出版点数の分布状況、日本の憲法状況、日米関係の状況に基づき設定した時期区分（表5-1参照）に沿って、合衆国憲法日本語訳を取り巻く状況の変遷を追った。その際、どのような理由・動機あるいは目的で合衆国憲法日本語訳が個人または組織によってそれぞれの社会的、文化的、政治的文脈の中で作成されたかを主としてパラテキストを手がかりに概観した。理論的基盤としたのはトゥーリーにより提起された記述的翻訳研究（DTS）である。その際、西欧法・

米国法の継受を行った日本の憲法状況と日米関係の状況を視野に入れたのは、冒頭 (1.2.2) で述べたように、多元システム理論を基盤とした Susam-Sarajeva (2006) の考え方を本研究では援用したからである。Susam-Sarajeva (2006) はフランスのシクスー (Hékène Cixous) の著作を英米のフェミニスト批評システムに移入するというフランス語から英語への翻訳を伴うケースとバルト (Roland Barthes) の著作をトルコの文学批評システムに移入するというフランス語からトルコ語への翻訳を伴うケースを各システム間の権力関係を用いて比較し、両者の差をもとに 2 つのケースを説明した。多元システム理論の考え方にならば、強いシステムと弱いシステムに分け、この強弱の差が、翻訳の様相を決める要因となることを実証したのだった。システムの強弱を判断する基準が明確でないという指摘 (Brisset, 2009, p. 198) はあるが、Susam-Sarajeva (2006) は、シクスーの著作を英米のフェミニスト批評システムに移入するケースを強いシステムから別の強いシステムに移行するケースと捉える一方、バルトの著作をトルコの文学批評システムに移入するケースを強いシステムから弱いシステムに移行するケースと捉えた。トルコの文学批評システムは、移入された理論を模範の対象とした。対照的に、英米のフェミニスト批評システムは、自らの立ち位置を明らかにするために、フランスのフェミニズムを利用した。それは、例えば、英米のフェミニスト批評システムが自らに対する呼称に *we* を用い、フランスのフェミニズムを *they* と称したことに表れている。本研究では、日本の憲法状況を含めた日本の文化・社会、そして米国の文化・社会の間にこのような権力の違いがあるものと考え、日本の憲法状況と日米関係の状況を視野に入れたのである。

また、本研究の研究課題 (1.2.3 参照) である翻訳の理由・動機以外に翻訳の目的も考慮したのは、翻訳の理由・動機は明かさず、翻訳の目的のみ明らかにされることがあるためである (第 5 章冒頭参照)。

合衆国憲法日本語訳の出版件数の年次推移をもとに筆者が設定した合衆国憲法日本語訳の時期区分に沿って翻訳の理由・動機あるいは翻訳の目的をまとめると以下のようになる。まず、第 1 期「合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)」における翻訳の目的は、福沢諭吉訳にみるように、*Constitution* の概念さえ定着していなかった日本社会の一般の人々に米国を知るための知識源を提供することにあつた。これには啓蒙思想家とされる教育者福沢の啓蒙的な意図が読み取れる。この時期は、一般

の人々には合衆国憲法の原文の入手が容易ではなく、そのため、福沢訳のような日本語訳が合衆国憲法の貴重な情報源となったと推測される。第1期の翻訳は、日本の近代化のために、政府主導で進められた積極的な対外情報の収集と連動しており、政治家、評論家、政府官僚が福沢に続いて翻訳を担った。しかし、第1期終盤の翻訳の衰退期と第2期「第二次世界大戦前の安定期（1910-1931）」の初頭の空白時期を経て第2期後期の翻訳再開の時期になると、翻訳の担い手の中心が法学者や憲法学者に代わった。それに伴い、翻訳の目的は、米国における合衆国憲法の標準的な教科書にならって、合衆国憲法を解釈し、そうして得られた解釈の結果を自らが正確あるいは的確と考える日本語で表現することに変化した。例えば、藤原守胤は翻訳にあたり「既往ノ訳文ヲ参照シテ便宜ヲ得タルハ無論ナルモ、本訳者自身 1787 年ノ連邦協議会ニ於ケル合衆国憲法ノ各条規ノ起草ノ経緯ニ深く省ミ且 Story, Burgess, Kent, Willoughby 等々ノ著作ヲ含ム権威アル諸註訳書並ニ或場合ニハ直接合衆国大審院ノ判例ヲ参看シテ、各条規ノ原意又ハ真意ヲ十分把握シ且是ガ邦語ニ適確ニ表現スルコトニ聊カ苦心セリ」（1940, 下巻, pp. 3-4, [強調引用者]）と述べている。ここで注意したいことは、各翻訳者は「正確」あるいは「的確・適確」（以下、表記を「的確」に統一する）な翻訳という表現を用いるが、その正確さや的確さはあくまでも、その翻訳者からみた正確さや的確さに過ぎないことである。また、通常、翻訳者は自らが言う正確さや的確さを測る尺度を明らかにしないため、第三者がその正確さや的確さを追跡確認するすべはない。

第3期「戦時体制下の停滞期（1932-1945/8/14）」の第二次世界大戦期には、物資困窮や言論統制などの理由で翻訳活動は停滞するが、この第3期を経て、第4期「第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期（1945/8/15-1960）」には施行を控えた日本国憲法の比較対象として合衆国憲法が着目され、そのための翻訳が盛んになった。特に日本国憲法制定前後の合衆国憲法日本語訳の出版点数は本研究が対象とした期間（1866-2019）の中で最大となった（1946年5点、1947年3点）。この時期も翻訳の担い手の中心は引き続き法学者、憲法学者であった。一方、少なくとも1940年代は、米国の著名な憲法学者の権威ある著書に依拠するに留まった。例えば、高木八尺の場合、コーウィン著『憲法とその現代的意味』が該当した。つまりこの時点では、日本の立場から合衆国憲法に対し新たな視座を加える段階に到達していな

かった。

第5期「日米新安保条約調印後の低位安定期（1961-1997）」は、第4期の活発状況が一段落したのか、あるいは、日米摩擦の影響か、合衆国憲法邦訳の出版点数は低位を推移した。出版点数は低位ながらも、アメリカ法における歴史研究の意義を示した田中英夫著『アメリカ法の歴史』（1968）など、合衆国憲法訳を掲載した図書の出版は途絶えることはなく、合衆国憲法の学術的發展に寄与した。翻訳の目的は北脇・山岡が法律英語の教材として提供するとしたが、その他は明示していない。しかし、パラテキストにより読み取れるこの時期の翻訳の目的は、日本の憲法状況に照らして日本の文脈で解釈した結果をその翻訳者からみて正確あるいは的確と考える日本語表現で読者に提示することであった。このように目的が若干変化したのは、日本の研究者による研究の蓄積が進み、学校教育が普及したことにより、一般読者の間にも憲法に関する基礎知識が広まったためと考えられる。一方、合衆国憲法訳を掲載した図書を出版した目的は様々であった。例えば、松井茂記の場合、法学部学生向けの教科書として使用できるようにするためであった。

第6期「翻訳の多様化期（1998-2008）」は、誤訳指摘本、児童書、施設案内という新たな形態の翻訳が出現した。既訳の「誤訳」を指摘した飛田茂雄の『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』（1989）は既訳の翻訳者に対して影響をもたらし、指摘事項を是正するよう一部の既訳の改訂訳が発表された。また、後発の法学者による合衆国憲法訳において参考文献の一つとして挙げられた。翻訳を生業にする飛田が法律の非専門家の立場から合衆国憲法を翻訳したことで合衆国憲法の日本語翻訳史に新境地が開かれたといえる。飛田の翻訳の理由・動機は、飛田がアメリカ文学を専門としており、そこから合衆国憲法を学びたいという熱望（1989a, p. 8）を持っていたことにあった。そこで原文に照らし、複数の既訳を読むうちに既訳に「誤訳」（1989a, p. 7）があることに気づいたのである。このため、飛田が行った誤訳指摘は一方的な批判ではなく、多くの日本人が、人々の権利保護を規定した合衆国憲法および修正条項について「原文が運ぶメッセージと翻訳が運ぶメッセージをできるだけ近づけ」（1989a, p. 10）そして「原語が喚起するイメージと訳語が喚起するイメージとを近づけ」（1989a, p. 10）、いわば「正しい」理解を得られるようにと願って行った指摘であり、誤訳指摘に留まらず自らの試訳も提示したという意味で建設的な批判であったとい

える。誤訳指摘本の他に新境地を開いたのは子ども向けの翻訳である。それまでも大人だけでなく子どもを読者に想定した合衆国憲法の翻訳はあったが、その訳文は大人の語彙・文体のままであった。ところが、第6期には子どもの語彙・文体を用い、行間の意味を明示化した子どもの読者に配慮した翻訳が生まれた。子ども向けの翻訳を行っていた富永星が米国の子どもたちに向けて書かれた合衆国憲法の図書を日本語に翻訳したのである。富永は翻訳した理由・動機を示していないが、翻訳後にフィラデルフィアを訪問した経験について「『合衆国憲法のできるまで』[児童書の邦題]に描かれていた場所を実際に訪れて、感慨深かった。調べものは大変だけど、現実がついてくるのがノンフィクションを訳す楽しみの一つ」(フェロー・アカデミー, 2002, [角括弧内は引用者による補足])とインタビューで語っている。第三が、施設案内である。これは、米国議会が設立した米国憲法センターが来館者向けの配布資料として作成した翻訳である。これまでは、もっぱら日本側が合衆国憲法を日本語に翻訳していた。また、米国憲法センターは翻訳を翻訳会社に外注し、専属の法律部門の翻訳者が翻訳した点も新しい。

しかし、最後の第7期「21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期(2009-2019)」に入って多様化は進まず、合衆国憲法の出版点数は減少し、数年に一度の出版となった。第7期の翻訳の共通点は翻訳者が前書きや後書きで日本の憲法状況を案じている点である。2012年の就任以来、安倍政権は憲法改正に意欲を示していた。ジャーナリストの近藤健はこうした政府の憲法改正の動きに危機感を抱き『憲法の誕生: 権力の危険性をめぐって』(2015)をまとめた。同書で近藤は自らの合衆国憲法の翻訳を付録に付し、その条文を参照しつつ、人権保障を基盤とする合衆国憲法の起草過程を追った。筆の力で、日本の現憲法を改憲し、個人よりも国家を重視する大日本帝国憲法の理念に立ち戻ろうとする政権の言説に反駁したのである。

第6章と第7章では、研究課題に言語的にアプローチし、通時的観点と共時的観点との両面から、合衆国憲法訳を考察した。

第6章では、第5章で主にパラテキストを手がかりに翻訳の動機を吟味した各翻訳のうち、同時期に行われた翻訳を比較し、特徴の違いから翻訳の理由・動機や目的を探った。その際、以下のように比較対象に応じて検討の視点を変えた(表8-1)。



表 8-1 共時的な翻訳の検討に用いた視点

<p>第 1 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすさか忠実さか</li> <li>・ 用語上の不一致をどう扱うか</li> <li>・ 人権をどう扱うか</li> </ul> <p>第 2 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に対する考え方</li> <li>・ 米国理解か大日本帝国憲法の理解か</li> </ul> <p>第 3 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡潔さの追求か厳密さの追求か</li> </ul> <p>第 4 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究書か一般書か</li> <li>・ 研究者向けの研究書か一般向けの解説書か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実践目的か研究目的か</li> <li>・ 共通の目的を有する翻訳</li> </ul> <p>第 5 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉への態度の違い</li> </ul> <p>第 6 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律専門外の視点を加えるか</li> <li>・ 子どもの目線に立つか</li> <li>・ 来館者案内か学術書か</li> <li>・ 日本政府刊行物か米国政府刊行物か</li> </ul> <p>第 7 期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の憲法の現状に対する憂い</li> </ul>
---	---

これらの視点を通覧して気づくことは、初期は「分かりやすさか忠実さか」「用語上の不一致をどう扱うか」のように翻訳の方略に関わるものが中心であったことである。しかし以降はこの傾向は薄れ、第 2 期には日本の憲法との比較の視点が登場した。また、第 4 期からは対象読者の違いによる立場の違いが表面化した。研究者と一般の人々の間に専門知識の差があるからである。これはのちの第 6 期にもみられた。第 6 期に特徴的な点は翻訳の多様化を反映して、「子どもの目線に立つか」、「来館者案内か学術書か」といった観点を使った点である。その一方で、翻訳の理由・動機や目的の違いはみられないが、訳文は異なる特徴を示すケースもあった。最後の第 7 期に用いた視点から分かることは、この時期は合衆国憲法の日本語への翻訳において、日本国憲法をめぐる活発化する議論を念頭に置きつつ合衆国憲法を分析・検討するようになったという点で、起点社会・文化である米国社会・文化の状況よりも目標社会・文化である日本社会・文化の状況に分析・検討の重きが置かれるようになったことであった。

以上に挙げた合衆国憲法の日本語訳の理由・動機や目的を先行研究においてなされた再翻訳の動機（「原文に近い翻訳の追求」と「既訳の古さ」を除く）の分類枠組み（詳細は表 2-2 参照）、すなわち

## 1. テキストに起因する動機

(1) ST

(2) TT

## 2. テキスト外の要因による動機

(1) ST の文化

(2) TT の文化

(3) 主体（翻訳者、編集者、出版社、クライアント、検閲者など）

と比較すると「2. テキスト外の要因による動機」の比重が多くを占めた。つまり、合衆国憲法の日本語訳の場合、「1. テキストに起因する動機」のうち、(1)の ST の変化、例えば、新たな修正条項の成立が、翻訳の直接の理由・動機となる現象は確認されなかった。また、1. (2)の TT については、既訳の不備が翻訳の契機となった事例は、複数の既訳にみられる誤訳を指摘した飛田（1989a）では明確な形で確認できたが、これは例外的であり、全般的には既訳には触れない例、および既訳の存在を認めつつもその「不備」については指摘せず、むしろ既訳に敬意を表す例が多数を占めた。例えば、参議院記録部翻訳課訳（参議院事務局総務部資料課，1952）が挙げられる。

一方、「2. テキスト外の要因による動機」のうち、(1)の ST の文化については、あくまでも(2)の TT の文化との関係性が認められる部分に限って翻訳の動機となり得た。例えば、合衆国憲法の日本語訳において、米国の憲法解釈学における「原意主義」(originalism) や「生ける憲法」(living Constitution) といった様々な立場の間の論争が翻訳の理由・動機となった事例は認められなかった。一方で、(2)の TT の文化について本研究で扱った代表的な翻訳を表 2-2 に挙げられた(2)の TT の文化の項目と可能な限り対応させると表 8-2 のようになった。

表 8-2 TT の文化に関連する再翻訳の動機 (表 2-2) と合衆国憲法日本語訳の動機との対応

TT の文化に関連する再翻訳の動機	合衆国憲法日本語訳の動機
1) スコプスの変化 読者の変更 (一般から児童など) 媒体の変化 (映画化など)	読者の変更 (児童向け) : 富永星訳 読者の変更 (「婦女俗民」向け) : 江馬春熙訳 媒体の変化 (電子版) : 高橋一修訳
2) ST の著者、既訳の翻訳者の地位変化	該当なし
3) ST、ST の文化、ST の著者、既訳の翻訳者に関する資料の追加、新資料の発見	ST に関する新資料の追加 : 野坂泰司訳、伊藤正己訳
4) ST の位置づけの変化	- 日本国憲法に影響を与えた合衆国憲法 : 塚本重頼訳 - 日本国憲法の法制的源流としての合衆国憲法 : 橋本公亘訳、美濃部達吉訳 - 日本における民主主義の減退 : 人見一太郎訳 - 合衆国憲法を用いての日本国憲法 (新憲法) の理解 : 斎藤敏訳、田畑磐門訳、田中伊三次訳、阿部竹松訳、桧山武夫訳、衆議院法制局訳  cf. ・位置づけの変化ではなく位置づけの重要性 - 世界または日本の憲法としての模範の合衆国憲法 : 大石熊吉訳、倉持千代訳、桧山武夫訳 - 合衆国憲法を用いての民主主義・デモクラシーの理解 : 大石熊吉訳、斎藤敏訳、北沢直吉訳、橋本公亘訳、角邦雄訳 (さらに日本に民主主義を再建)、松本重治訳、参議院記録部翻訳課訳 (さらに日本に民主政治を確立) 世界最古の代表的な連邦主義の憲法としての合衆国憲法 : 斎藤眞訳
5) ST の文化と TT の文化の関係、二国間関係	日米関係 : 根来源之訳・藤井新一訳・倉持千代訳・藤原守胤 (1940) 訳・家永正章訳
6) 既訳の存在の知識の欠如	該当なし
7) 著作権の消滅	憲法に著作権はないため対象外

合衆国憲法日本語訳の動機には「4)ST の位置づけの変化」に該当したものが多くこと（表 8-2）は、日本の第二次世界大戦の敗北・降伏後、米国が日本を占領下に置き、日本に民主主義に基づく新しい憲法の制定を含め、日本の復興に積極的に関与したことが、合衆国憲法の日本語訳に影響したことを示唆している。ただし、上記分類には当てはめにくい動機もあった。例えば、合衆国憲法研究あるいは比較憲法研究の蓄積への寄与、在米日本人の法的支援、日本の一般の人々に対する啓蒙あるいは教養が挙げられる。

次に「2. テキスト外の要因による動機」のうち、(3)の主体については、翻訳者が政治家、アメリカ政治学者、憲法学者といった自らの立場から合衆国憲法をどのように位置づけているかが翻訳の契機となることが確認できた。その他の編集者、出版社、クライアント、検閲者などについては、資料が残されていないか、存在していたとしても公開されておらず、検討できなかったが、合衆国憲法の場合、他律的な翻訳は少ない（1.2.3 参照）ため、翻訳者のみの分析であっても意味を持つものと考えられる。

次の第7章では、アプレイザル理論を理論的基盤として行った Munday (2012) の翻訳批評の研究方法にならい、訳文は翻訳者の翻訳観、つまり翻訳に対する姿勢、あるいは翻訳のあるべき姿に関する信念を反映するものであるという前提で、4.1.2 に挙げた再翻訳の事例に対し、主権者を表す用語、義務のモダリティを示す法助動詞 shall の2点について先行訳からどのように変化したかを見ることによって、翻訳の理由・動機を探ることを試みた。主権者を主体とし、また、主権者と政府との関係をモダリティによって示した憲法の翻訳において、主権者を表す用語と法助動詞 shall は翻訳者の翻訳観を反映しやすいと考えたためである。具体的には、同一人物の再翻訳（7.1）と他人による既訳をもとにした改訳（7.2）を扱った。両ケースを比較すると、後者の他人による既訳をもとにした改訳には、考慮すべきことがある。後者の場合、何も手を加えなければ、再版に過ぎず、過度の改変を行えば、改訳とはならなくなることである。このバランスの維持が容易ではないと考えられる。究極的には、先人の訳にはない斬新さを表現しつつ、先人の訳を踏襲することは（cf. 稲垣, 2016, p. 15）は困難といえるかもしれない。

具体例として、ミルの『自由論』の翻訳に携わった吉野源三郎は「原書と対比しな

がら、塩尻君の苦心の訳稿を、その見事な特色を生かしつつ修正してゆくことは、新たに翻訳するよりも時間を要する仕事であった」(1971, p. 286)と述懐している。もとにした原訳者の訳と後進が手を加えた改訳を比較することで、既訳となる原訳者の訳を後進がどのように受け止め、改訂訳に反映したかが分かる。

同一人物の再翻訳(7.1)と他人による既訳をもとにした改訳(7.2)の双方を通して、主権者を表す用語、具体的には *the people*<sup>1</sup> と *citizens* については先行訳から変更しない場合が相対的に多くみられた。つまり、根幹は変化しない傾向があり、*the people* は一貫して「人民」とし、*citizen* を一貫して「市民」とするものが大半であった。第一の例外として藤原守胤は *the people* の訳を「人民」から「国民」に変更したが、これは次のように説明できる。

藤原は人々が「臣民」に過ぎなかった大日本帝国憲法下で行った初回の訳(1940)では *the people* を「人民」としたが、第二次世界大戦を経験してから意識的か無意識的か *the people* に対する見方が転換したようである。藤原(1940, 上巻)の序には、知識人あるいは学者として、政府側に立って日本が英国や米国とともに帝国主義に邁進する姿勢が読み取れる。藤原(1960)は一転して、序の副題を「暴力と議会主義」として、合衆国憲法と日本国憲法を対比させ、日本国憲法によって「国民」に与えられた自由や権利の尊さを「国民」に呼びかけた。

英、米等の先進民主主義国における自由の長い歴史を学ぶものにとっては、日本国憲法〔中略〕の意味が、とくに身にしみて強く感得されるであろう。今日われわれ日本国民の享受する自由や、その法的な表現である権利は、われわれ自身による「多年にわたる努力の成果」でもなければ、〔中略〕「過去幾多の試練に堪え」てきたものでもない。敗戦の結果として、安易に獲得されたものである。それだけに、われわれは自由の貴さや、これを大切にしなければならないことを余り知らない。「不断の努力によつて、これを保持」しようとするよりも、むしろ濫用によつて〔中略〕蹂みにじられても拱手傍観して為すところを知らない

---

<sup>1</sup> 合衆国憲法の原典には条文によつて *the People* と *the people* があるが、前文の *the People* を特定したい場合と引用の場合を除き、前章に引き続き本章においても *the people* に統一して表記する。

[中略]。過ぐる安保騒動の際にもみられたような、暴力行為の横行や、それに対する国民一般の態度のごときは、まさにその好例である。(p. 1)

上記引用で「国民」を使っていることに反映されているように、藤原の1960年記は日本国憲法で主権が「国民」となったことを重視したと考えられる。

第二の例外として、伊藤が先人の美濃部の the people の訳「国民」を「人民」に、citizen の訳「公民」を「市民」に変更したのは、伊藤は先輩の美濃部の業績を称賛しつつも、伊藤自身が書いているように美濃部と学問上の見解を必ずしも共有していなかったことが関係していると考えられる(伊藤, 1958, pp. 3-4)。また、美濃部と伊藤は対照的な憲法観を有していたことも原因として挙げられる。美濃部は日本国憲法への改正に反対し、「国民主権」を排斥し、天皇制維持を望んだ(美濃部, 1946)。一方、のちに『言論・出版の自由：その制約と違憲審査の基準』(1959)で知られるようになり、最高裁判所判事を務めた伊藤は「人民」には元来被抑圧者であった人々が主体性を獲得していくことを意味しうること(加藤, 2002, p. 33)、また、「人民」は people の訳語として使われたこと(朝尾・宇野・田中, 1996, pp. 562-563; 加藤, 2002, p. 34)に着目したと考えられる。これに加え、「国民」は「一般には、国家の構成員を指し、その国の国籍をもつ者を意味する」(法令用語研究会, 2020, p. 406)とあるように、国家あるいは国籍を前提としているが、「人民」はその定義に「国家」を用いたとしても、少なくとも「国」という字を含まない点で文字上は国家を前面に押し出しておらず、人に重きを置いていることも要因に挙げられる。樋口(井上・樋口, 1993/2014, p. 80)<sup>2</sup>は個人と国家の違いを次のように説明している。個人は「それ以上分解できない、憲法論にとっての思考単位」であるのに対し、国家は「人間が約束事で作った人工的な集合体」であるとする。こうした指摘をもとに、伊藤は日本国憲法の「国民」に対し、「国民」を構成する個々の「人」を重視していたのに対し、美濃部は個々の人の総体としての「国民」を志向していたと対比させることができるのではないだろうか。実際、美濃部は国家とは統治権の担い手である法人を指

<sup>2</sup> この井上ひさしと樋口陽一の対談は1993.1.7に実施。初出は講談社『現代』1993年27(3), 160-173頁に掲載の「大反響! この国の病根を見据える根本討議〈第二回〉井上ひさし(作家) VS. 樋口陽一(東大教授)「日本国憲法を読み直す」」である。

すという国家法人説に立って天皇は法人としての国家の機関であるとする天皇機関説を唱えた。

日本国憲法の制定史からするとこの「国民」という語の採用は、政府側の意図的な面があった。**people** はこれまで見てきた衆議院訳や高木八尺訳に従うならば、「人民」となるはずである。**people** に対応する語として「人民」「国民」がある中で「国民」としたことに問題があることを Inoue (1991) (第 2 章参照) は日本国憲法制定関連の文書を使って論証した。語の構成要素からすれば、「人」と「民」から成る「人民」の方が「国」と「民」から成る「国民」よりも **people** に近い (Inoue, 1991, pp. 189-190)。実際、第 90 回帝国議会衆議院本会議 (1946.6.28) において衆議院議員野坂参三 (共産) もこの「国民」と「人民」との差異について発言していた。野坂はこう発言している。

政府ノ眞意ハ何處ニアルノカ、一體主權ガ國民ノ手ニアルノカ、天皇ニアルノカ、之ヲ此處デ胡麻化サズニハツキリト言ツテ貰ヒタイ、何故此ノ問題ヲ此ノヤウニシテ曖昧ニサレルノカ、是ガ私達ニハ分ラナイ

ソレカラ其ノ次ニハ此ノ憲法草案ト英文トノ間ニ若干ノ相違ガアル、[中略] 憲法前文ノ中ニ「國民の總意が至高なものである」、是ハ英文デハドウナツテ居ルカト言ヘバ、「ソヴァレーンティ・オブ・ザ・ピープルズ・ウィル」、詰リ人民意思ノ主權、斯ウ云フ風ニナツテ居ル

是デハハツキリト、人民ノ手ニ主權ガアルト云フコトヲ書イテ居ル、ドウシテ斯ウ云フヤウナ、ハツキリシナイヤウナ、「國民の總意が至高」ト云フ風ナ言葉ヲ使ハナケレバナラナイカ、何故此ノ英文ト同ジヤウニ使フコトガ出来ナイノカドウカ、<sup>3</sup> (衆議院, 1946, p. 122) [強調引用者]

Inoue (1991, p. 189) は、日本国憲法の制定に終始深く関わった法制局の佐藤達夫が **people** に対する語として日本国憲法において「国民」を採用した理由についてこう説明していることを指摘している。「(イ) 国の組織員たる意味を表にあらわした

---

<sup>3</sup> 本表記は、国立国会図書館による帝国議会会議録検索システムのテキスト版の表記とは異なる。

いということ及(ロ)「人民」というと天皇を除外した、天皇と対立する意味での人民となる処があると考えたからである」(佐藤, 1946)。イノウエは、さらに、この日本側の「人民」から「国民」への変更をGHQは容認したのに対し、民政局顧問のビッソン(Bisson)はこの変更を問題視していたことを指摘している(Inoue, 1991, p. 190)。ビッソンは次のように述べている。

この「人民」か「国民」かという問題は、言葉の意味自体としては簡単明瞭であって、取るに足りないことのように見えるかもしれない。ところが、この問題は、もっと一般的な当時の[日本側の]意図と非常に直接的に関連しているのである。その意図とは、前文と第一条において天皇をピープルのなかに”<sup>メルト</sup>溶け込ま”せ、天皇とピープルの間にはなんら対立とか意思の分裂がないかのように仕組むこと、あるいは日本の政治理論の一学派のいうごとく、天皇を国家もしくはネーション(「国民」)の不可分の一機関として観念させることである。こうした意図を実現させようとする際、最も恐ろしいのは、<sup>ポピュラー</sup>人民主権をあまりにも具体的かつ厳密に規定してしまうことであって、日本の内閣官僚たちは、そうさせまいとあらゆる骨身を惜しまず、日本語文案をできうる限り微妙な表現とするよう努めたのである。(ビッソン, 1983, pp. 248-249)<sup>4</sup> [強調引用者]

「国民」と「人民」の間のこのような差異を敏感に受け止め、合衆国憲法の翻訳者が「人民」を使っているのではとすれば注目に価すべきだと考えられる。Inoue (1991)は、日本では一般に「人民」が社会主義やマルクス主義文学の文脈で頻繁に用いられる一方で、日本の翻訳者は「人民」は米国の *people* を指す用語としても適切だと考えてきたことが奇妙であると評している(p. 189)。しかし、そこで議論を終わらせず、その理由を問うことが重要ではなかったかと考えられる。つまり、第7章で引用したように米国では「単一民族を基盤とした国民の観念が成立せず、しかも平等主義的傾向が強力である」(阿部, 1988, p. 470)という根拠があったことを理解すべきかもしれない。

一方、伊藤が *citizen* の訳を美濃部の使った「公民」から「市民」に変更したのは、

---

<sup>4</sup> 原書は出版されていない。



美濃部の「公民」が例外的であったのを伊藤が正したと捉えられる。同じく合衆国憲法を邦訳した田中英夫は **citizen** を「公民」とすることの問題点として「公民」は日本国憲法下では参政権を有する者という意味で使われ、**citizen** の定義とずれることを指摘している (1991, p. 148)。美濃部が合衆国憲法を翻訳した際、すでに日本国憲法は成立していたが、美濃部はこの違いには気づいていなかったのか、あるいは、気づいていながら黙認したのか分からないが、伊藤は田中の指摘した **citizen** を公民とすることの問題を考慮して **citizen** を「市民」としたと考えられる。

第三の例外として、飛田茂雄が **the people** に一貫して「国民」という訳語を当てたことを確認した。飛田は法律の専門家ではないためか、それまで一般的であった **the people** の訳語「人民」に違和感を抱き、「国民」という訳語を用いた。飛田が日本国憲法の制定史において、「人民」と「国民」の違いをめぐる議論があったことを知らなかったのか、あるいは知っていても飛田が翻訳した 1980 年代の「人民」と「国民」の一般的な用法を重視したのかは不明である。特に「国民」という語に問題意識を持っていなければ、その他多くの人々は「国民」が一般メディアで頻繁に用いられるために、そのことに慣れてしまい、「国民」の実際の意味について深く考えることを忘れてしまっていると思われる。ところが、早くも 1993 年に社会工学者であり未来学者でもあった林雄二郎は日本国憲法の英語版の **people** に対応する語として日本語正文では「国民」が使われていることについて以下のような問題提起をしていた。

現在でも、**people** に対応する日本語としてどんな言葉があるだろうか。"人々"では法律や憲法にはそぐわないし、"人民"というともっと狭い意味になってしまい、今日でもやはり「国民」と訳さざる状況は少しも変わっていない。そしてそのことに対して、ほとんどの日本人が別に何の違和感も覚えず、少しも気にかけることもないらしい [中略]。(1993, pp. 21-22)

同様に、憲政史専攻の古関彰一は、我々が「国民」という概念に無関心であると指摘し、「「国民」とは、天皇と私たちの関係をあいまいにし、外国人を国籍によって排除する言葉として登場した」(1995, p. 63) と結論で述べている。古関のこの主張は後の著作においても揺るぎない (2017, pp. 362-363)。また、2011 年にも西洋思想史を

専門とする岡本仁宏が「国民」を疑う」という論考を發表し、「我々はあまりにも国民概念を問わなすぎる」（2011, p. 11, [強調原文]）と警告を發した。

次に、モダリティについて、衆議院事務局による再翻訳では、1894年訳で shall の訳として「ヘシ」の割合がその否定形の「ヘカラズ」の割合と合わせて全体の 70% を占めたが、1924年訳では無標が 50%、「コトヲ得ズ」が 24% となり、変更点が多かった。しかし、その他の分析対象文書 8 点については文語体から口語体の移行に伴う表記上の変更を除き、解釈を大幅に変えるような変更はなかった。衆議院による再翻訳で多くの shall の訳出が変更になったのは、先行訳と再翻訳では両者に年月の幅があり、実際に衆議院事務局で翻訳にあたった担当者が交替したためと推察される。また、再翻訳では先行する衆議院事務局訳の存在を知らなかったなどの理由でそれを参考に使用しなかった可能性もある。

衆議院事務局による再翻訳以外の分析対象文書については、大幅ではないが解釈変更自体はみられ、無標の件数が増加する傾向があった。これは有標を使い、義務の意味を強めたい箇所を限定したものと解釈できる。ST では同じ shall であっても、時間の経過とともに、TT においてはどの条文の shall が強い義務を意味するかの判断に変化が生じた。

第二に、数は少ないものの、有標から別の表現の有標に変えた例としては、義務の意味を強める変更が複数の分析対象文書にみられた。それは、人権関係の修正条項における変更に通じている。例えば、斎藤敏の修正第 9 条の再翻訳、斎藤眞の修正第 4 条の再翻訳、藤原守胤の修正第 1 条の再翻訳が挙げられる。

特に、藤原訳は 1940 年訳で「コトヲ得ズ」としていた箇所が、すべて、最も強い「なければならない」に変更された。国民が享受する権利に関して、国の拘束力が強まったのである。第 2 章でも言及した Nouss (2014, p. 24) は「翻訳は決定的ではありえない。なぜなら、どのような訳文にするかの決断は、翻訳者が認識し、解釈しなければならない [刻々と変化する] 歴史的状況に左右されるからである」([角括弧内は引用者による補足]) と述べたが、これと同じことが藤原の合衆国憲法日本語訳においても確認できた。この「歴史的状況」とは、合衆国憲法の翻訳の場合、大日本帝国憲法から日本国憲法という法体系の変化であった。

## 8.1.2. 理論的示唆

### 8.1.2.1. 記述的翻訳研究 (DTS)

「翻訳とはこうあるべき」という従来の規定的な評価軸ではなく、翻訳現象を資料をもとに説明するというトゥーリーの「記述的翻訳研究」(DTS)は、合衆国憲法日本語訳の歴史の研究においても重要な意義を持つことが確認できた。DTSは3.2.2で言及したように、目標志向である点、また、プロダクトとしての翻訳や翻訳現象に法則性を求めることを目指している点で限界はあるが、ピムの「翻訳史を人間中心に捉える」(Pym, 2009)というピムの議論を取り入れることにより、これらの限界をある程度克服できることが分かった。特に、翻訳研究の研究者自身も、何らかの翻訳が望ましいという翻訳観を持っている可能性があるため、それを批判的に意識しつつ、歴史を通じて観察される翻訳現象を分析することの意義は大きい。

### 8.1.2.2. スコポス理論

スコポス理論(3.4.1参照)は、STとTT、そして、翻訳がなされた社会的、文化的、政治的状况を結びつける概念として有力であることを本研究において確認した。スコポス理論とは、TTの目的を問う理論であった。合衆国憲法日本語訳の場合、在米日本人向けの翻訳を除き、その目的は、時代によって変化した。日本において**Constitution**の概念でさえ確立していなかった第1期の冒頭では、福沢諭吉の翻訳にみるように、おそらく多くの人々が合衆国憲法の存在を知らなかった状況で、翻訳者が合衆国憲法の概要を人々に知らしめることが目的となった。第1期中盤では大日本帝国憲法が成立し、大日本帝国憲法と合衆国憲法を比較するために、翻訳が行われた。第2期に入り、日米関係が密接になるにつれ、合衆国憲法は読者に米国をよりよく知ってもらうために翻訳された。憲法は米国を知る手段となり得るのは、憲法は国の最高法規であり、その国のかたちである(佐藤, 2002)といえるからである。また、日本の立場から、合衆国憲法を評価する段階に至っていない時点では、米国で合衆国憲法の標準的な教科書として使われている文献にみられる解釈を反映するべく合衆国憲法を日本語に翻訳して、読者に合衆国憲法に対する理解を深めてもらうことを目的に翻訳がなされた。このように、合衆国憲法日本語訳の歴史、換言すると、

合衆国憲法の日本語への再翻訳の歴史は、スコポス理論で展開されている意味での目的が変遷していった歴史であったといえるだろう。

#### 8.1.2.3. 多元システム理論

多元システム理論は元来、翻訳文学について打ち立てられた理論であったことが示唆するように、翻訳された法令・法務文書の一例の合衆国憲法の日本語訳には限定的な意味を持つことが分かった。第一に、翻訳文学と違い、翻訳された法令・法務文書あるいは翻訳された憲法は法令・法務文書あるいは憲法とは独立した「システム」を構成しているとは考えにくい。イーヴン＝ゾウハーによる「システム」の定義を確認すると、それは「観察可能とみなされている、ある一連のもの（「事象」／「現象」）に対して仮定することができる諸関係のネットワーク」（Even-Zohar, 1990, p. 27）を指す。翻訳文学がシステムを構成する理由として、イーヴン＝ゾウハーは、どの ST の文学を選択するかは、目標システム（本研究でいう TL の社会・文化）においてどのような文学テキストが出版されているかに関係すること、翻訳文学に適用される規範、態度、政策（norms, behaviors, and policies）が目標システムにおいて適用される規範、態度、政策と関係することを挙げている（Even-Zohar, 1990, p. 46）。これに対して、どのような法令・法務文書を翻訳するかは、目標システムにおいてどのような法令・法務文書が出版されているかよりは、以下の三つの要因に影響を受けると考えられる。まず、対象とする法令・法務文書の目標システムにおける位置づけ（本研究では、ひとつは、ドイツ型立憲君主制を範とした大日本帝国憲法、もう一つは合衆国憲法、世界人権宣言などの影響を受けた日本国憲法）、そして、起点システムと目標システムとの関係（本研究では日米関係）の 2 つに左右されると考えられる。第二に、合衆国憲法の翻訳が、システムにおいて中心的な位置を占めるか、周辺的な位置を占めるかは明確な形では現れない。中心的な位置から周辺的な位置へ、周辺的な位置から中心的な位置へといった循環過程は本研究では確認できなかった。時期によって翻訳件数が増減する現象が認められたに過ぎない。ただし、米国在住日系人向けの翻訳については状況が異なっていた。母語とは異なる英語という言語上の問題を抱える日系人が米国で差別を受け、人権を侵害されていた時期に、そのような差別が不当である根拠として、合衆国憲法の日本語訳に対する需要が日系人のコミュニ

ティで増し、中心的な位置を占めるようになった (5.2.1、5.4.3 参照)。しかし、一世の人口が減り、日本語よりも英語を第一言語とする子や孫世代が増えるにつれ、日本語訳の需要は低減し、周辺的な位置に移動していったといえる。第三に、翻訳件数が多いことを中心的な位置にあること、少ないことを周辺的な位置にあることと置き換えたとしても、前者がより強く TL の規範に制約されることはなかった。中心的であれ、周辺的であれ、TL の規範、具体的には法令・法務文書としての体裁、形式的要件に同様に従った。なぜなら、そうした形式を遵守していない限り、読み手には法令・法務文書ではなく、その「解説」として認識されるからである。つまり、法令・法務文書は、日本における合衆国憲法日本語訳のように、情報提供 (informative) を目的とする翻訳であれ、あるいは、かつての日系人向けの合衆国憲法の日本語訳のように、「規定の提示」 (prescriptive) を目的とする翻訳であれ (5.2.1.1 参照)、文学のような自由度はない。これは法令・法務翻訳に限らず、専門分野の翻訳に共通してみられる現象であると考えられる。

次に、先行研究で指摘されてきた多元システム理論の限界と本研究との関係について述べる。Pym (1998, pp. 160-161; 2009) や Hermans (1999, p. 118) が指摘したとおり、多元システム理論には翻訳する主体の観点が抜けている。このことを Pym (2009, p. 44) は「反人間主義」 (anti-humanism) と、Hermans (1999, p. 118) は「非人格化されている」 (depersonalized) とそれぞれ否定的な語を使って表現している。さらに、Pym (1998, pp. 160-161) は、形式的には単数だが、総称として用いる定冠詞の the translator と複数形の translators を明確に区別している。前者はいかに有能であろうと成果物としての翻訳を生み出す抽象的な存在であるのに対し、不定冠詞複数形の translators は、物理的な肉体をもち、自ら行動を起こすことのできる具体的な存在である。つまり、後者の具体的な意味での translators だけが歴史を作ることができるという。

本研究においては翻訳する主体、うち Pym (2009, p. 37) が translatorial subjectivity と称した翻訳者の主体性を重視して分析・考察を行うことが大前提であった。というのは、本研究の研究課題は、翻訳者が合衆国憲法を翻訳するに至った理由・動機は何かであったからである。これは依頼主がいない限定的な実践ということを意味しない。第 1 章で述べたことの繰り返しになるが、翻訳依頼を受けて他律的になされた

翻訳はなかったかという反論がありうる。しかしながら、前書き、後書きといった付加情報がない翻訳については不明だが、付加情報がある場合、61 件のうち半数以上は自発的に行った翻訳であった (1.2.3 参照)。

翻訳者主体の主体性を重んじるのは、翻訳にはその翻訳者個人の価値観が反映されており、合衆国憲法の翻訳の場合、翻訳者が大日本帝国憲法や日本国憲法に対しどのような立場をとったかが、その翻訳者が合衆国憲法を日本語にどのように翻訳することが望ましいかという考えに影響したからである。例えば、翻訳者の一人、阿部 (2013) は『アメリカ憲法』(第3版) で以下のように書いている。

世界の模範憲法と言われてきた日本国憲法の条文には、アメリカ連邦裁判所の歴代の裁判官が弱者の人権擁護を優先させた人道主義を基調として下した判決によって確立した原理と人類の叡智と言うべき崇高な民主主義の平等の理念を掲げて日本女性の社会的地位を高めるために条文化したアメリカ人親日家の不屈の精神が生かされている。日本国憲法をよりよく理解し、われわれとわれわれの子孫のために完全な民主主義国家を構築するために、政治家や改憲論者は言うまでもなく、憲法学者、法曹人、関連学問分野の研究者にアメリカ合衆国憲法をひもとくことを薦めたい。(p. i)

また、別の例として、日本国憲法公布の半年前、斎藤敏は自著の序で以下のように述べた。

従来、憲法に関する書籍と言へば、一般人の親しみが極めて薄く、書くことも読むことも一部学者や研究家の特権であるかの如くになって来て、世間から全く懸離れてゐた憾が深かつた。これまでの我国の憲法は、実際に難解な点が多かつたし、研究といつても大体字句の解釈に終始してそのため徒に書籍の頁数がふえ、読む人をして凡そ嫌怠の情を催さしめるものが多かつたのは事実である。

憲法はもとより国家の基本法である。出来得るならば国民の誰もが容易に理解出来何人もよく知悉して居なければならぬ筈のものである。[中略]

アメリカの憲法は、読みさへすれば何人でも容易に解し得る語句で綴られ、平

易にそして実際的に書かれてゐる。巷間やゝもすれば、敢て難語句を用ひて日本文に訳すきらひがあるけれども、本書は、なるべく平易簡潔に、アメリカの実用的な方法に準じて、アメリカの憲法を解説し、併せてアメリカ政治の制度一般の略述を試みんと努力した積りである。[中略]

本書は、[中略] 刻下我国の憲法が根本的に改正されなければならぬ運命におかれ、それに関して研究論議せられてをる現状に鑑み、真のアメリカンデモクラシーの何ものなるかを認識する一助にもと念願し、[中略] 茲に上梓する次第である。

(斎藤, 1946, pp. 1-4)

一方で、多元システム理論の利点は、各システムが流動的と捉えた点である。まず、TL について考えると、TL の社会・文化、つまり日本社会・文化において、時代とともに憲法をめぐる情勢は変化を遂げてきた。実際、第1期の初頭には、Constitution に相当する文書が日本に無く、この概念自体日本には新しく、訳語も定まっていなかった。しかし、合衆国憲法が翻訳者によって日本語に翻訳されるとともに、一般の人々にも合衆国憲法が知られるようになっていった。その後は、日本国内でも 1890 年に大日本帝国憲法が、1947 年に日本国憲法がそれぞれ成立し、日本の人々は自国の憲法というレンズを通して、合衆国憲法を見るが多くなっていった。特に、日本国憲法が合衆国憲法の影響を強く受けていること、日本国憲法が GHQ、とりわけ民政局と共同で作成されたことの意味は大きい。本研究が対象とした期間の最終に当たる第7期 (2009-2019) には、合衆国憲法と日本国憲法の比較を通して、現政権の日本国憲法の改憲政策の問題点を指摘する段階に至っている。次に ST そのものを考えると、憲法の翻訳では ST、つまり本件の場合、合衆国憲法は 1787 年に制定された第7条までの文書は、1787 年から今日まで文字としては 1787 年のままであるが、その後、修正条項が次々と追加されていった。一方、運用面では、ST (合衆国憲法) は ST の社会・文化、つまり米国社会・文化において運用され、その時代の社会・文化の状況に応じて数々の最高裁判決が下され、合衆国憲法の解釈は変遷してきた (Billias, 2009, p. 13)。例えば、近年では、合衆国憲法の起草者が想定していなかったような LGBT (性的マイノリティ) を含む多様な人々の人権が認められるようになってきている。

以上をまとめると、合衆国憲法の日本語訳の場合、第一に、社会・文化としての日本の憲法理論・事情、第二に SL の社会・文化としての米国と TL の社会・文化としての日本の関係が各翻訳者の翻訳観、つまり、自らが合衆国憲法の日本語訳において目指す正確あるいは的確な翻訳とは何か、そして、憲法の翻訳において翻訳とはどうあるべきかという考えを形作ったといえる。何を「正確な翻訳」や「的確な翻訳」とみなすかをめぐっては翻訳研究においても研究者によって様々である (Ilynska & Platonova, 2016, p. viii) し、第 2 章で触れたスコポス理論でみるように、どのように翻訳すべきかは、翻訳の目的によって変わるため、「正確な翻訳」や「的確な翻訳」は一つに固定できるものではない。

個々の翻訳者が有する翻訳とはどうあるべきかという翻訳観が最も端的に現れるのは、最近の再翻訳研究の先行研究 (Berk Albachten & Tahir Gürçağlar, 2019c) でも指摘されているとおり、パラテキストにおいてであり、そのことは本研究でも確認できた。一方、TL はその翻訳観を合衆国憲法の日本語訳として表現する手段であり、TL を使って言語化された TT は翻訳者と読者をつなぐ役割を果たしている。翻訳者あるいはその関係者がパラテキストにおいてその翻訳者の翻訳観について直接言及することは少ない。また、本研究のように翻訳の歴史を扱っている場合は、翻訳者に存命者が少なく、インタビューやアンケート調査などの参与研究の有効性は認められる一方で、それを行うことが難しい状況がある。このようにパラテキストも限られ、参与研究が難しいという状況では、翻訳研究の研究者が翻訳者の翻訳観を解明する手段は訳文に限られる。本研究では、マンデイが提起した「それぞれの校による TT の違いは、翻訳者の価値論的選択 (axiological choice) を示す」(Munday, 2012, p. 155) という主張にならい、この訳文に対し特定の比較対象を設定し、その特定の表現に着目することで、パラテキストから得られる情報よりは情報量が劣るが、翻訳者自身がイニシャティブをとって翻訳を行った場合、訳文からも間接的ではあるが、各翻訳者の翻訳観を明らかにする可能性のあることを示した。

#### 8.1.2.4. アプレイザル理論 (評価理論)

アプレイザル理論 (Martin & White, 2005) とは、第 3 章でみたように話し手や書き手の主観がテキストにどのように現れているかを分析・記述するための理論であっ



た。本研究では、翻訳者の翻訳観、つまり、翻訳者が ST に対しどのような価値判断を下し、その判断結果に基づいて、対象読者に何を伝えようとして TT を作成したのかを推定する手段として、アプレイザル理論の考え方を援用した。同理論では評価は評価対象に対する態度、その態度の程度、関わり合いの 3 要素から分析されるが、本研究ではこのうち関わり合いの 9 つの下位タイプ (Martin & White, 2005, pp. 92-135) の一つ、「他の観点への配慮」(entertain) (pp. 104-111) のみ用いた。この「他の観点への配慮」はモダリティにより表現されるとされており、本研究の分析に用いた義務のモダリティ shall が該当するといえる。つまり、義務の強要の程度が低ければ、義務に従わない選択肢に対して配慮しているが、強ければ、義務に従わざるを得ず、他の観点への配慮が欠けていると考えられる。本研究では、国民が享受する権利という特定の事項に限って、第二次世界大戦後に政府に対する義務の意味が強化される傾向がみられたことを確認した。これは、ST において翻訳者が何を重視し、それを読者に伝えたいと考えているかという翻訳観の一側面を示していると考えられる。このように、本研究はアプレイザル理論の考え方を部分的に用いたにすぎず、翻訳研究におけるアプレイザル理論の意義を体系的に捉えることができたとはいえないが、同理論が使い方によっては意義を持つ可能性があることが確認できた。マンデイは 2020 年時点もなお、翻訳研究におけるアプレイザル理論を含めた談話分析を他の翻訳研究者とともに進めているが (Munday & Pérez, 2020)、その意義はまだ十分に認知されたとはいえない。同理論に対し総合的な評価を下すためには、翻訳研究においてさらなる研究の蓄積が必要と考えられる。

#### 8.1.2.5. 再翻訳仮説・再翻訳理論

本研究は、第 2 章において述べた再翻訳仮説および理論の問題点に基づき、第 3 章では再翻訳理論を本研究の理論的基盤のひとつとして提示しなかった。しかし、再翻訳理論は特に文学翻訳の研究において一定の位置を占めているため、本研究の考察から見た再翻訳理論の有効性について短く触れる。本研究では、翻訳は「再翻訳を通してのみ完成訳 (l'accompli) に到達できる」(Berman, 1990, p. 1) という命題も、「ST と TL を同じくする後発の翻訳 (TT) は ST により近くなる傾向がある」(Chesterman, 2000, p. 23) という命題も論証できなかった。

第一に「再翻訳を通してのみ完成訳に到達できる」(Berman, 1990, p. 1) の「完成訳」の「完成」(accompli) とは何か。「完成」を定義できなくても、この命題は、後発の翻訳ほど完成訳に近い、あるいは向上していると換言できる。しかし、これまで論じたように、各 TT は、SL、TL をはじめとしてそれぞれ異なる条件下で生み出されたものである。異なる条件下で生み出された TT をすべて現在の文脈で比較評価することは妥当と考えられない。合衆国憲法日本語訳の場合、後発の翻訳が既訳に取って代わると捉えるよりは、次々と出版された翻訳の蓄積の上に、後発の訳が生み出されると捉えた方が妥当と考えられる。例えば、第 1 期「合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)」のうち、初めの Constitution の訳語定着の導入期 (1853-1880) で Constitution の訳語が「憲法」に定まったことが、それ以降の翻訳者が翻訳する際の前提になっている。こうした点が文学の翻訳との違いといえる。

ST の社会・文化において ST の解釈が複数あるなかで、ST のどの解釈を基準とするのかを定めずには、ある TT が別の TT よりも ST に近いかな否かを議論することはできない。憲法の翻訳の場合、「近さ」を問題にすること自体、無意味であるのかもしれない。第二に、ここでいう ST に近い TT とは、ST の社会・文化の ST の読み手の ST に対する解釈と同じような解釈が得られるように訳出された TT を意味すると考えられるが、憲法の翻訳の場合、そのような翻訳は実現が難しいと思われる。というのは、ST は ST の読み手にとって自国の憲法であるが、TT は TT の読み手にとっては他国の憲法に当たり、テキストとその読み手との関係が異なるからである。また、米国は英米法の法体系、日本は異なる大陸法の法体系を有し、前提となる枠組みが異なる。それぞれ自国の憲法をどのように制定し、現在、運用しているかという歴史も異なる。しかし、翻訳者の中には、ST の読者と同様の読みが TT の読者にできるような訳を目指した者がいた。例えば、飛田茂雄は合衆国憲法の翻訳においては「もとの語が原文の読者 (米国人) に運んだ意味やイメージをよく想像し、日本語の読者にできるだけそれに近い意味やイメージを運ぶような訳語のほうを選ぶべきだ」(1998a, p. 10) と書いている。再翻訳理論の言外の意味は、過去の TT よりも現在に近い TT のほうが優れている、あるいは価値が高いという考え方であった。しかし、そのことは本研究においては立証できなかった。例えば、その反例として、現在では過去の TT と位置づけられる福沢諭吉訳は明治初期の人々が合衆国憲法をどのよう

に解釈していたかを知る上で現代の読者にも参考になる(阿川, 2017)という見方もある。

次に、先行研究で明らかにされていた再翻訳の動機(第2章表2-2参照)との比較では、テキスト自体に起因する動機は少なく、テキスト外の要因による動機、STの文化、TTの文化、主体の3つのうち、特にTTの文化および主体、すなわち本研究の場合、翻訳者が大きな割合を占めた。主体の例として、既訳を超えたいという翻訳者の意欲(Venuti, 2004/2013, p. 100)が挙げられているが、合衆国憲法訳の場合、翻訳者の間に既訳を超えたいという考えはあったかどうかは不明である。一方、テキスト自体に起因する動機として、先行研究では既訳の不備が従来から指摘されているが、本研究の場合、既訳の誤訳を指摘した飛田訳がこれに相当したものの少数派であった。

### 8.1.3. 本研究の問いに対する答え

本研究で明らかになったことは、合衆国憲法が日本語に翻訳されてきたその理由・動機あるいは目的は、合衆国憲法の日本語訳の歴史からみると、各翻訳は単発的ではなく、本研究が示した合衆国憲法日本語訳の時期区分の社会・文化状況を反映した翻訳の目的の流れに大枠で沿っていたという点で翻訳の目的の変遷の中に位置づけられることであった。個々人のレベルでは、各人の合衆国憲法の日本語翻訳はどうあるべきかという考えは一樣ではないが、いずれの個人も翻訳の際に、当時生きた時代の影響を好むと好まざるとにかかわらず、受けていた。本研究の研究課題は、日本の憲法状況および日米関係の変遷に焦点を当て、合衆国憲法が150年以上もの間、日本語に翻訳されてきたその理由・動機を問うことであった。本研究が対象とした150余年の最初の翻訳者であった福沢諭吉は、当時の一般の人々の米国に関する知識が限定的であったことを反映して、人々を啓蒙する意図があったと考えられる。そのため、「俗語ヲ用ヒタルモ只達意ヲ以テ主トスルカ為メナリ」(1866a, 三丁)と述べているように正確さよりは分かりやすさを優先した訳となった。しかし、その後の翻訳者の動機の多くは合衆国憲法を日本の読者にその翻訳者からみて正確かつ的確な形で伝えることにより、米国への理解を促すことにあった。例えば、根来源之は「米国を知るの必要多きに拘らず米国の国家組織を了解するものは甚だ尠い。是れは日米国

交の最も憂とする所である」(1914, p. 6) と現状に憂慮したことが動機となった。また、倉持千代は翻訳の動機を「今日世界のスターであり、新興国の好適例である米国を知ることは急務である。加ふるに米国と折衝すること多き日本人は特に彼の国の制度を知って置かねばならぬ」(1929, n.p.) と考えたことにあったと書いた。さらに、大石熊吉は「列国の政治が [中略] デモクラシーに向ひつつある今日に於て、世界的勢力たる米国憲法の何ものたるかを理解し、併せて其の背面に横はれる彼等米国人の政治的理想を知悉することは、我が国民にとって最も必要であり且つ興味あることであると思ふ」(1929, p. 2) と述べている。さらには、合衆国憲法の理解によって日本の憲法に対する理解を深めてほしいと願った者もあった。繰り返しになるが、例えば、斎藤敏は、『アメリカ合衆国憲法概説』(1946) の序において、以下のように書いている。

従来、憲法に関する書籍と言へば、一般人の親しみが極めて薄く、書くことも読むことも一部学者や研究家の特権であるかの如くになつてゐて、世間から全く懸離れてゐた憾が深かつた。これまでの我国の憲法は、実際に難解な点が多かつたし、研究といつても大体字句の解釈に終始してそのために徒に書籍の頁数がふえ、読む人をして凡そ嫌怠の情を催さしめるものが多かつたことは事実である。憲法はもとより国家の根本法である。出来得るならば国民の誰もが容易に理解出来何人もよく知悉して居なければならない筈のものである。[中略] アメリカの憲法は、読みさへすれば何人でも容易に解し得る語句で綴られ、平易にそして実際的に書かれてゐる。巷間やゝもすれば、敢て難語句を用ひて日本文に訳すきらひがあるけれども、本書は、なるべく平易簡潔に、アメリカの実用的な方法に準じて、アメリカの憲法を解説し、併せてアメリカ政治の制度一般の略述を試みんと努力した積りである。(pp. 1-2)

近年に至っては、阿部竹松が「日本国憲法をよりよく理解し、われわれとわれわれの子孫のために完全な民主主義国家を構築するために、政治家や改憲論者は言うまでもなく、憲法学者、法曹人、関連学問分野の研究者にアメリカ合衆国憲法をひもとくことを薦めたい」(2013, p. ii) とはしがきに記した。

以上に続く第7期の21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期には、合衆国憲法の翻訳は日本政府の改憲への動きに対する懸念という日本国内の状況が翻訳を生み出した。つまり、合衆国憲法の影響を強く受けている日本国憲法を合衆国憲法の枠組みで改めて見直そうという機運が生まれたのであった。この頃から自国の憲法のあり方を考える手がかりとして合衆国憲法が翻訳されるようになっていった。

他方、翻訳者個人レベルにみられる翻訳の理由・動機あるいは目的の多様性を示すものとして、第7章では *the people* や *citizen* といった主権者を指示する語彙に翻訳者による違いがみられたことが明らかになった。特に顕著であるのが、*the people* である。本事例において翻訳者が使った *the people* の訳語は大きく「国民」「人民」「市民」の3つに分かれた。要因としては複数考えられる。第一に、日本語におけるこれらの3語は多義であり、かつ、その解釈が法律学者により見解が異なるからである。さらに、その見解は政治的信条と関係が深く、ひとことでは表現し得ない。第二に、*the people* とこれらの訳語の間に乖離があるからである。換言すると、TLとしての日本語にSLとしての英語の用語（この場合、*the people*）と同じ定義をもつ用語が存在しない。つまり、*the people* をどのように翻訳するかは、法律の翻訳の課題の一つである「用語上の不一致」(Šarčević, 1997) に該当する。この「用語上の不一致」に万能策はなく、どう対応するかが翻訳者により異なるのである。第三に、これらの訳語候補は一般紙などで日常的に使う語でもあるため、一般の人々も何らかの語感を持っている。政治家、学者が多くを占める翻訳者の語感とは異なるかもしれないし、一般人によるそうした用語の解釈は必ずしも法律学者の解釈とは一致しない。第四に、時代とともに、「国民」「人民」「市民」それぞれの用法が変化していることも挙げられる。

以下は50年ほど前の新聞記事であるが、記者は *people* と「人民」の語の隔たりを分かりやすく代弁している。「人民」(ピープル) というと、左翼用語になってしまう。[中略]「人民」の本来の語感を出そうとすれば"大衆"とか"民衆"とか"庶民"とか言わねばならぬ」(「国民、人民、市民、住民 etc」, 1975)。同様に、*people* と「国民」の語の間の隔たりについては、国会の憲法調査会公聴会(2004.11.18)におけるアムネスティ・インターナショナル日本事務局長の以下の発言にみられる。「日本国憲法には[中略]英文にはピープルと[中略]書かれてありました文言が国民と訳されて

いる箇所が多々あります。このピープルと国民の概念は違います。ピープルはもちろんすべての民衆を含むわけですし、国民のみにとどまるものではございません。しかしながら、解釈が行われ、そして翻訳が行われる過程で排除された、そういう人々がございます。それは、とりもなおさず外国人の問題でございます」（「第 161 回国会憲法調査会公聴会 第 2 号」, 2004, [強調引用者]）。つまり、**people** を「人民」としても、「国民」としても、原語と訳語の間には厳然たる違いが残ることは、日本国憲法制定直後も現在も変わらないということがいえる。そのことを前提に、米国の文脈では、「人民」を **people** の訳語とすると取り決めて、その了解のもとで「人民」を使うのは一つの妥協策ではある。しかし、日常的に使用する「人民」も一方で存在する以上、これではその取り決めについて知らない一般の人々には異なる印象を与えるという限界がある。だからといって、音訳「ピープル」でも問題は解決しない。一般の日本語では「ボート・ピープル」など限られた語と共起して使われ、もとの **people** とはまた違ったニュアンスを帯びているように思われるからである。このように、合衆国憲法の **people** を訳文でどのように再現するのかはこれからの合衆国憲法の翻訳者が取り組む必要のある課題だといえる。以上のように、本研究の問いに対する答えは、合衆国憲法が日本語に翻訳されてきた理由・動機は、第 6 章と第 7 章で分析したように翻訳者個人の単位では様々である一方、第 5 章で叙述したように合衆国憲法の日本語訳の歴史においては、日本の憲法状況や日米関係を背景とした翻訳目的（啓蒙や憲法理解の推進）の変遷の中に位置づけられると総括できる。

## 8.2. 結論

本論文のまとめとして、本節ではこれまでの論考で明らかになった点を概観する。本研究の研究目的は、なぜ合衆国憲法が日本語に翻訳されてきたかを、1866 年の福沢諭吉訳から 2019 年末までに刊行された丸田隆訳を終点とした約 150 年間について 100 点余りの翻訳を対象に探ることであった。理論的枠組みを記述的翻訳研究 (DTS) に置き、翻訳現象を記述することによって、翻訳を文化的・歴史的現象としてそれを取り巻く文脈と諸条件を考慮しつつ解明し、なぜ各翻訳が生じたのか、その理由を探った。本研究のリサーチ・デザインは記述的・説明的アプローチを採用した事例研究であった。現在一般的に行われている翻訳とは形態が異なり特殊なケースであるた

めである。第一に、翻訳者の大半は翻訳を本務としていなかった（個人による翻訳者75名のうち、翻訳を生業としていた者は3名）。第二に、合衆国憲法の日本語訳は単独で出版されたケースは限定的で、大半は付録に掲載されていた。第三に、パラテキストからみる限り、ビアード著『共和国』および『アメリカ合衆国史』の松本訳など依頼の事例もあったが、依頼によらない自律的な翻訳が過半数を占めた。

本論に当たる第5章「合衆国憲法の日本語訳の変遷（1853-2019）：パラテキストの分析」では質的分析の研究手法を用い、第6章「合衆国憲法日本語訳のテキスト分析：共時的観点から」および第7章「合衆国憲法日本語訳のテキスト分析：通時的観点から」では、テキスト分析にコーパスベースの量的分析の研究手法を一部取り入れた。第5章、第6章、第7章の論考を通じて、筆者は以下の結論に到達した。合衆国憲法の日本語への翻訳の理由・動機は、翻訳を行った当時の日本社会・文化に応じて変化した。大きく分けて4段階あると考えられ、以下の大きな流れが観察された。日本が、近代国家の仲間入りをしようと欧米の外国語文献を積極的に取り入れた初期、つまりは明治期には、合衆国憲法の全般的知識を一般に広めるために日本語に翻訳した（e.g., 福沢訳（1866））。次の段階では、米国で出版された合衆国憲法の基本文献、つまり、合衆国憲法の一般的な解説書あるいは教科書として米国で出版されている文献に依拠して翻訳し読者に提供するようになった（e.g., 藤井訳（1926）、高木訳（1931））。米国の統治機構の基本原則（抑制と均衡の制度、連邦制度、人権保障）を規定した合衆国憲法の理解が進むことが期待されたのである。さらに次の段階では、日本が自立した先進国として成熟していくとともに、翻訳者が翻訳対象を単なる受け売りとするのではなく、積極的に翻訳対象に関与し、日本の視点から合衆国憲法を解釈した上で翻訳するように変化した。例えば、桧山訳（1958）などにみられるように日本国憲法の理解のためにはまず合衆国憲法の研究が必要である、あるいは、参議院記録部翻訳課訳（参議院事務局総務部資料課，1952）などにみられるように日本のアメリカ研究は遅れているなど具体的な問題意識は様々であるが、いずれの翻訳者も合衆国憲法が日本の文脈の下でどのような意義を持つかを理解する必要があるという強い問題意識を持っていたことは共通していた。最後の段階では、合衆国憲法の翻訳を通じて、日本の憲法のあり方を顧みたり（e.g., 近藤訳（2015））、法学の専門分野にとらわれず、より幅広い読者と用途を対象とするなど、合衆国憲法が米国で

のように運営されているかを考慮しつつも、同時に日本の文脈において合衆国憲法が持つ意味に比重を置いた翻訳となった。

日米の社会・文化、特にその憲法をめぐる状況、翻訳者自身、読者いずれも時々刻々と変化している。インターネット上に無料で読める合衆国憲法日本語訳があり、また、グーグル翻訳が普及してはいるが、合衆国憲法、日本の社会・文化、米国の社会・文化が存続する限り、将来世代も過去世代、現代世代同様、それぞれがそれぞれの視点で日本の文脈における合衆国憲法の意義を理解したいという問題意識を持ち続けると筆者は考える。というのは、憲法とはその国のかたちであり、国が生きていることは、憲法も生きている（井上・樋口，1995）ことを意味するからである。合衆国憲法は、日本にとり、自国の憲法を検討する際のいわば有用なレンズの働きをしてきたのである。例えば、第二次世界大戦後、憲法論の焦点となっている日本国憲法第9条では戦力の不保持を謳うのに対し、合衆国憲法は大統領を軍の総指揮官とし、「戦争の宣言」を連邦議会の権限とすることで権力乱用の抑制を図っているといった議論が可能である。

かつて Hermans (2003, p. 41) は再翻訳の意義を先見の明を持って次のように総括した。「ある翻訳をその他の翻訳と照らし合わせて、自己参照的に、かつ、間テクスト的に読み込む行為によって、我々はその翻訳者の主体性に気づかされる。翻訳者が自らの訳文を通して自ら声を発していること、原文の単一の声には還元できない言説的な地位を占めることを我々は知る。翻訳は繰り返しが可能であるから複数の行為である。もし、あるひとつの正しい翻訳があるとすれば、それは原文と等価となり、もはや訳文ではない」とヘルマンズはいう。本研究は、「翻訳者が自らの訳文を通して自ら声を発している」という点においてヘルマンズの結論を再確認することになった。翻訳研究者ではないが、科学史家の吉田忠も、「訳語や訳文の決定は [中略] その翻訳のたびごとに新たに判断のうえ確認されるべきものである。それでこそ、翻訳者にとっても、またそれを追体験する読者にとっても、翻訳が緊張をはらみ、[中略] その意味で、翻訳という作業をつうじて訳者は読者に訴えかけるのであり、ときにはその力は時宜をえて革新性を帯びることになる」(2000, p. 66) と同様のことを指摘している。

第二に、翻訳史を翻訳に関わった人を中心に捉えなおすべきとするピム (Pym,



2009) の視点の重要性を本研究においても実際に示すことができた。訳文に付された各種注釈、選び抜かれた用語や表現は翻訳者の声と言える。例えば、前文の *ordain* を唯一「聖定」とした斎藤敏訳からは、「真のアメリカンデモクラシーの何ものなるかを認識する一助にもと念願し」と合衆国憲法の翻訳付解説書の自序に記した斎藤敏(斎藤, 1946, pp. 1-4) の合衆国憲法に対する思いが伝わる。

筆者が結論を導く過程で確認したことは、本事例研究においては、翻訳者の理由・動機を直接的に知るにはパラテキストが最も有効であった点である。トゥーリーは、テキスト外資料には見解の偏りがみられるとし、扱いに注意を要すると指摘した(2012, p. 88)。しかし、本事例では、特定の価値観に立ってある思想に誘導するといったことが読み取れるパラテキストは見当たらなかった。そのパラテキストでさえ、翻訳者自身が前書きや後書きで翻訳の理由・動機を述べているとは限らず、むしろそのようなケースは少ない。翻訳者自らの声を拾い上げるのは翻訳研究の果たすべき役割の一つであろう。これを補完する手段として、本研究では訳文の特徴を共時的、通時的に分析し、その分析結果から理由・動機を推測することが一定程度、可能であることを示した。これが可能であった要因の一つは、ST が憲法でありその性質上、構成がある程度定まっていることが関係していると考えられる。つまり、どの憲法かにかかわらず、憲法は「〈最高機関に関する規範〉[中略]と、〈人民の国家権力に対する関係に関する規範〉(H. ケルゼン) とから成る」(樋口, 2007, p. 200) とされているからである。そのため、第一に人民を指し示す用語、第二に規範を表現する際に使われる義務のモダリティを示す法助動詞が TT でどのように使われているかを検討することにより、翻訳者の翻訳観の一部を汲み取ることができたといえる。

### 8.3. 研究の限界

以上のように本研究では合衆国憲法の再翻訳について一定の知見を得ることができたが、本研究の限界として 4 点挙げられる。第一に、合衆国憲法を日本語に翻訳するに至った経緯に関する史料・資料不足である。今後、新たな文献が発見される可能性はあるが、現状では翻訳(者)により史料・資料の量に違いがある。したがって統一的な分析が難しい。

第二に、翻訳者以外に翻訳に関わった人々、例えば、編集者の関与を検討すること

ができなかった<sup>5</sup>。一般的に翻訳者が原稿を出版社に提出した後、編集者が原文と突き合わせて提出原稿を校閲し (Fawcett, 1995)、翻訳者に修正・確認を依頼する (実川, 2016, p. 95)。その後、編集者と翻訳者とのやり取りがあり、入稿となる (実川, 2016, p. 95)。文芸翻訳では、例えば村上春樹作品の英訳 (辛島, 2018) のように翻訳者と編集者との協働が知られているが、果たして、法令・法務翻訳では編集者は翻訳にどのように関与するのであろうか。これらは今後取り組まれるべき問いである。

第三に、筆者が法学や憲法学の専門外であることからくる限界である。法学や憲法学の立場からすると十分な論理展開がなされていない可能性がある。この点については筆者自身の今後の研鑽あるいは法学・憲法学の研究者との共同研究により解消可能と考えられる。

第四に、本事例では、憲法一般の翻訳にみられる普遍性を考察していない。まず、日本社会におけるアメリカ以外の国の憲法の翻訳について検討していない。戦後の日本国憲法との間に密接な関係があるとされている合衆国憲法 (阿部, 2013, p. i ; 橋本, 1949, p. 3 ; 桧山, 1958, p. 1 ; 高橋, 2007, p. 4 ; 塚本, 1955, p. 1) 以外の国の憲法の日本語訳の可変要素としての 5W1H (what/who/when/where/why/how) (島津, 2018a, p. 46) はどうなのか。世界の憲法を考える場合、その分類項目が重要である。一般に知られているものには成文憲法・不文憲法、軟性憲法・硬性憲法の区別があり、フランスを例にとると、フランスも米国も成文憲法・硬性憲法で同じ分類だが、フランスは大陸法を、アメリカは英米法をそれぞれ採用しているという違いがある。もう一つは憲法の改訂方法と回数である。フランスは 1791 年に採択された憲法から現行憲法まで 15 の制定憲法が入れ替わった。一方、アメリカでは合衆国憲法 (1787) に対し、修正条項を成立させることによって改訂される。米国以外の憲法の翻訳を検討する場合、こういった項目を考慮することが必要であろう。さらに、日本以外の文化において合衆国憲法はその国の言語に翻訳されているのかについて調査し、翻訳されている場合、それはその国の法令・法務文書の中でどのように位置づけられているのかについて分析する必要がある。これらは今後の課題として残されている。

---

<sup>5</sup> 本研究の場合、ST は歴史的文献であり、原著書の関与はないと考えられる。

#### 8.4. 今後の課題

以上に述べた研究の限界を踏まえて、今後の研究における課題として2点挙げる。第一は、本研究では課題の提起に留まっている第四の限界、すなわち、本事例の普遍性と特殊性を明らかにし、新たな知見の蓄積に寄与することである。本研究は事例研究ではあるが、理論的一般化(analytic generalization) (Yin, 2018, pp. 37-41) という意味で外的妥当性を有していると考えられ、起点言語の社会・文化における自国の憲法の状況(本研究では米国における合衆国憲法の状況)や目標言語の社会・文化における自国の憲法の状況(本研究では日本における日本の憲法の状況)が、目標言語の社会・文化における起点社会・文化の憲法の翻訳(本研究では日本における合衆国憲法の翻訳)に影響を及ぼすことがあるといった一般化を試みることが可能である。このことが合衆国憲法以外の憲法の翻訳において認められ、本事例の普遍性の可能性が明らかになれば、この一般化について洞察を深めることができる。

第二に、第1章で述べたように、憲法に留まらず、法律文書一般の再翻訳に文学の再翻訳と同様の傾向がみられるのか否かを検証することである。法律文書は、憲法を含む法令文書、司法文書、法学論文・研究書、契約書などの法律に関わる文書(Cao, 2007, pp. 9-10)の4つに大別されるが、4種それぞれ異なる傾向となるのか否かを調査する必要がある。

以上のような今後の課題はあるものの、本研究は、翻訳研究において未開拓であった合衆国憲法の日本語訳の歴史という研究領域において、資料・史料を渉猟した結果に基づき、翻訳者の観点から通史としてまとめたことで、今後の再翻訳研究あるいは日本翻訳史の礎となると考える。

## 参考文献

- Aaltonen, S. (2003). Retranslation in the Finnish theatre. *Cadernos de Tradução*, 1(11), 141-159.
- 阿部斉(1988). 「人民」平凡社(編)『世界大百科事典』14(470頁). 平凡社.
- 阿部竹松(2002). 『アメリカ合衆国憲法〔統治機構〕』有信堂高文社.
- 阿部竹松(2004). 『アメリカ憲法と民主制度』ぎょうせい.
- 阿部竹松(2008). 『アメリカ憲法』成文堂.
- 阿部竹松(2009). 『アメリカ憲法』〔補訂版〕成文堂.
- 阿部竹松(2011). 『アメリカ憲法』〔第2版〕成文堂.
- 阿部竹松(2013). 『アメリカ憲法』〔第3版〕成文堂.
- Adams, W. P., & Thelen, D. (1999). Foreword. *Journal of American History*, 85(4), 1280-1282.
- 阿川尚之(2013). 『憲法で読むアメリカ史(全)』筑摩書房.
- 阿川尚之(2017). 「講演録 福澤先生ウェーランド経済書講述記念講演会 福澤先生の訳した憲法:アメリカ合衆国という国のかたち」『三田評論』第1214号, 39-53頁. 慶應義塾.
- 会田倉吉(1974). 『福沢諭吉』吉川弘文館.
- 赤坂真理(2017.10.8). 「デモクラシーの起源とは、戦士と労働力を動員する物語だった? あなたを駆動する「物語」について」講談社現代ビジネス website 2019年11月4日 <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/53132> より情報取得.
- Alcaraz Varó, E., & Hughes, B. (2002). *Legal translation explained*. Manchester: St. Jerome Publishing.
- Alvstad, C., & Assis Rosa, A. (2015). Voice in retranslation: An overview and some trends. *Target*, 27(1), 3-24.
- Amar, A. R. (2005). *America's Constitution: A biography*. New York: Random House.
- American Psychological Association [APA]. (2010). *Publication manual of the American Psychological Association* (6th ed. 3rd printing [corr. rev. ed.] ed.). Washington, DC: American Psychological Association.
- 「亜米利加合衆国憲法」(1881). 『東京輿論新誌』第25号-38号. 輿論社.
- Anthony, L. (2014). AntConc: A freeware corpus analysis toolkit for concordancing and text

- analysis (version 3.4.3w (Windows)) [Computer software]. Available from <http://www.laurenceanthony.net/software/antconc/releases/AntConc343/help.pdf>  
<http://www.laurenceanthony.net/software.html>
- Aruga, N. (2014). Viewing American history from Japan: The potential of comparison. In N. Barreyre, M. Heale, S. Tuck, & C. Vidal (Eds.), *Historians across borders: Writing American history in a global age* (pp. 189-197). Berkeley: University of California Press.
- 有賀貞 (1989). 「付録 アメリカ合衆国憲法」大下尚一・志邨晃佑・有賀貞・平野孝(編)『史料が語るアメリカ:メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』(270-285 頁). 有斐閣.
- Aruga, T. (1994). Reflections on the history of U.S.-Japanese relations. *American Studies International*, 32(1), 8-16.
- Aruga, T. (1999). The Declaration of Independence in Japan: Translation and transplantation, 1854-1997. *The Journal of American History*, 85(4), 1409-1431.  
<https://doi.org/10.2307/2568263>
- 朝尾直弘・宇野俊一・田中琢(編) (1996). 『角川日本史辞典』[新版]角川書店.  
「あす開く米民主党シカゴ大会 ル大統領の独舞台 “平和”の看板・民衆踊る」  
(1940.7.14). 『朝日新聞』朝刊, 3 頁.
- Baaij, C. (Ed.). (2012). *The role of legal translation in legal harmonization*. Alphen aan den Rijn, The Netherlands: Kluwer Law International.
- Bajčić, M. (2017). *New insights into the semantics of legal concepts and the legal dictionary* (Terminology and lexicography research and practice; v. 17). Amsterdam: John Benjamins.
- Baker, M. (2006). *Translation and conflict: A narrative account*. New York: Routledge.
- ベイカー, M. ・サルダニャ, G. (編) (2013). 『翻訳研究のキーワード』(藤濤文子・監修・編訳, 伊原紀子・田辺希久子・訳, 187-194 頁). 研究社. [原著: Baker, M., & Saldanha, G. (Eds.). (2009). *Routledge encyclopedia of translation studies* (2nd ed., pp. 233-236). London: Routledge].
- Bassnett, S. (1998). The translation turn in cultural studies. In S. Bassnett, & A. Lefevere (Eds.), *Constructing cultures: Essays on literary translation* (pp. 123-140). Clevedon, Philadelphia: Multilingual Matters.
- Batchelor, K. (2018). *Translation and paratexts*. London: Routledge.

- ビーアド, M. R. (1950). 「『共和国』日本語訳出版に寄せて」ビーアド, C. A. 『共和国』下巻 (松本重治・訳, 1-4 頁). 社会思想研究会出版部. [原著: Beard, C. A. (1943). *The Republic: The conversations on fundamentals*. New York: Viking Press].
- ビーアド, W. (1964). 「日本語版への序文」ビーアド, C. A. ・ビーアド, M. R. ・ビーアド, W. 『アメリカ合衆国史』[新版] (岸村金次郎・松本重治・本間長世・共訳, ix-x 頁). 岩波書店. [原著: Beard, C. A. (1960). *New basic history of the United States; the co-operative work of Charles A. Beard, Mary R. Beard, and William Beard*. Garden City, New York: Doubleday].
- 米国大使館レファレンス資料室・アメリカンセンター・レファレンス資料室 (編) (2012). 『米国司法制度の概説』米国大使館・アメリカンセンター・レファレンス資料室.
- 別宮貞徳 (1981). 『誤訳迷訳欠陥翻訳』文芸春秋.
- 別宮貞徳 (1983a). 『誤訳迷訳欠陥翻訳 続』文芸春秋.
- 別宮貞徳 (1983b). 『英文の翻訳』大修館書店.
- Berk Albachten, Ö., & Tahir Gürçağlar, S. (2019a). Introduction. In Ö. Berk Albachten, & S. Tahir Gürçağlar (Eds.), *Perspectives on retranslation: Ideology, paratexts, methods* (pp. 1-7). New York: Routledge.
- Berk Albachten, Ö., & Tahir Gürçağlar, S. (2019b). Introduction: Mutability in retranslation. In Ö. Berk Albachten, & S. Tahir Gürçağlar (Eds.), *Studies from a retranslation culture: The Turkish context* (pp. 1-10). Singapore: Springer Singapore.
- Berk Albachten, Ö., & Tahir Gürçağlar, Ş. (Eds.). (2019c). *Perspectives on retranslation: Ideology, paratexts, methods*. New York: Routledge.
- Berk Albachten, Ö., & Tahir Gürçağlar, Ş. (Eds.). (2019d). *Studies from a retranslation culture: The Turkish context*. Singapore: Springer Singapore.
- Berk Albachten, Ö., & Tahir Gürçağlar, Ş. (Eds.). (2020). Special issue on retranslation, multidisciplinary, and multimodality. *The Translator*, 26(1).
- Berman, A. (1984). *L'Épreuve de l'étranger: Culture et traduction dans l'Allemagne romantique: Herder, Goethe, Schlegel, Novalis, Humboldt, Schleiermacher, Hölderlin*. Paris: Gallimard.
- Berman, A. (1990). La retraduction comme espace de la traduction. *Palimpsestes*, (4), 1-7.
- ベルマン, A. (2008). 『他者という試練: ロマン主義ドイツの文化と翻訳』(藤田省一・訳).

- みすず書房. [原著: Berman, A. (1984). *L'Épreuve de l'étranger: Culture et traduction dans l'Allemagne romantique: Herder, Goethe, Schlegel, Novalis, Humboldt, Schleiermacher, Hölderlin*. Paris: Gallimard].
- ベルマン, A. (2013). 『翻訳の時代: ベンヤミン『翻訳者の使命』註解』(岸正樹・訳). 法政大学出版局. [原著: Berman, A. (2008). *L'Âge de la traduction: «La tâche du traducteur» de Walter Benjamin, un commentaire*. Saint-Denis: Presses Universitaires de Vincennes].
- Biel, Ł., Engberg, J., Martín Ruano, M., & Sosoni, V. (2019). Introduction to research methods in legal translation and interpreting: Crossing methodological boundaries. In Ł. Biel, J. Engberg, M. Rosario Martín, & V. Sosoni (Eds.), *Research methods in legal translation and interpreting: Crossing methodological boundaries* (pp. 1-12). London: Routledge.
- Billias, G. (2009). *American constitutionalism heard round the world, 1776-1989*. New York: NYU Press.
- ビッソン, T. A. (1983). 『日本占領回想記』(中村政則・三浦陽一・訳). 三省堂. [原著: Bisson, T. A. (1975). *Reform years in Japan 1945-47: An occupation memoir*. Unpublished manuscript, n.p.].
- Boddy, E. (1921). *Japanese in America*. Los Angeles: E. M. Boddy.
- Borja Albi, A., & Prieto Ramos, F. (Eds.). (2013). *Legal translation in context: Professional issues and prospects*. Bern: Peter Lang.
- Brest, P. (1980). The misconceived quest for the original understanding. *Boston University Law Review*, 60(2), 204-238.
- Brisset, A. (2009). Book reviews [Review of the book *Theories on the move: Translation's role in the travels of literary theories* by Susam-Sarajeva, Ş.]. *The Translator*, 15(1), 197-200.
- Brownlie, S. (2006). Narrative theory and retranslation theory. *Across Languages and Cultures*, 7(2), 145-170.
- ブライス, J. (1891). 『平民政治』(人見一太郎・訳). 民友社. [原著: Bryce, J. (1891). *The American commonwealth*. London: Macmillan].
- Bryman, A. (2016). *Social research methods* (5th ed.). Oxford: Oxford University Press.
- バルジエス, J. W. (1908). 『比較憲法論』(高田早苗・吉田己之助・訳). 早稲田大学出版

- 部. [原著: Burgess, J. W. (1898). *Political science and comparative constitutional law*. Boston: Ginn & Company].
- Cadera, S. (2017). Literary translation in context: A historical, social and cultural perspective. In S. Cadera, & A. S. Walsh (Eds.), *Literary retranslation in context* (pp. 5-18). Oxford: Peter Lang.
- Cadera, S. M., & Walsh, A. S. (Eds.). (2017). *Literary retranslation in context*. Oxford: Peter Lang.
- Cairns, W., & McKeon, R. (1995). *Introduction to French law* (1st ed.). London: Cavendish Publishing.
- Cao, D. (2007). *Translating law*. Clevedon: Multilingual Matters.
- Cao, D. (2010). Legal translation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 1, pp. 191-195). Philadelphia: John Benjamins.
- Carreres, Á. (2008). The scene of Babel. *Translation Studies*, 1(2), 167-181. doi: 10.1080/14781700802113481
- Chang, N. F. (2010). Polysystem theory and translation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 1, pp. 257-263). Philadelphia: John Benjamins.
- 張南峰 (出版年不明). 「ポリシステム理論と翻訳 [Polysystem theory and translation]」 『Handbook of Translation Studies Online』(田辺希久子・大久保友博・訳). 2018年12月29日 <https://benjamins.com/online/hts/articles/pol2.ja> より情報取得. [原著: Chang, N. F. (2010). Polysystem theory and translation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer. (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 1, pp. 257-263). Amsterdam: John Benjamins].
- Cheetham, D. (2016). Literary translation and conceptual metaphors: From movement to performance. *Translation Studies*, 9(3), 241-255.
- Cheng, L., Sin, K., & Wagner, A. (Eds.). (2014). *The Ashgate handbook of legal translation*. Farnham, Surrey: Ashgate.
- Chesterman, A. (2000). A causal model for translation studies. In M. Olohan (Ed.), *Intercultural faultlines: Research models in translation studies I: Textual and cognitive aspects* (pp. 15-28). Manchester: St. Jerome Publishing.
- Chesterman, A. (2004). Hypothesis about translation universals. In G. Hansen, K. Malmkjaer, & D. Gile (Eds.), *Claims, changes, and challenges in translation studies: Selected*



- contributions from the EST Congress, Copenhagen 2001* (pp. 1-13). Amsterdam: John Benjamins.
- 中経出版(1987). 『アメリカ合衆国憲法: 楽しく読もう 対訳』中経出版.
- Constitutional law. (n.d.). In Legal Information Institute. Retrieved August 11, 2019, from [https://www.law.cornell.edu/wex/constitutional\\_law](https://www.law.cornell.edu/wex/constitutional_law)
- Corwin, E. S. (1958). *The Constitution and what it means today* (12th ed.). Princeton: Princeton University Press.
- コーウイン, E. S. , 京都大学憲法研究会(編)(1960). 『アメリカ合衆国憲法: 憲法とその現代的意味』(村上義弘・畑博行・中山健男・宮田豊・共訳). 有信堂高文社. [原著: Corwin, E. S. (1958). *The Constitution and what it means today* (12th ed.). Princeton: Princeton University Press].
- Coulthard, M. (2010). Forensic linguistics: The application of language description in legal contexts. *Langage & Société*, (132)15-33.
- 「第 161 回国会 憲法調査会公聴会 第 2 号」(2004.11.18). 2020 年 5 月 23 日 [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/014116120041118002.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/014116120041118002.htm) より情報取得(寺内誠の発言).
- Deane-Cox, S. (2011). *Confronting the retranslation hypothesis: Flaubert and Sand in the British literary system*. Unpublished PhD dissertation. University of Edinburgh.
- Deane-Cox, S. (2014). *Retranslation: Translation, literature and reinterpretation*. London: Bloomsbury Academic.
- Dippel, E. (2017). Can constitutions be translated? The case of the Cadiz Constitution in German. In D. Hook, & G. Iglesias-Rogers (Eds.), *Translations in times of disruption: An interdisciplinary study in transnational contexts* (pp. 21-43). London: Palgrave Macmillan UK.
- 土橋友四郎(1925). 『世界各国憲法: 日本憲法比較対照』有斐閣.
- 土井真一(2012). 「アメリカ」高橋和之(編)『世界憲法集』[新版 第 2 版](47-94 頁). 岩波書店.
- Dower, J. (1999). *Embracing defeat: Japan in the wake of World War II* (1st ed.). New York: W. W. Norton & New Press.
- Dyvik, H. (1999). On the complexity of translation. *LANGUAGE AND COMPUTERS*, 26,

215-230.

Edward S. Corwin's *Constitution and what it means today*: 1978 Edition (n.d.). Retrieved August 11, 2019, from

<https://press.princeton.edu/books/paperback/9780691027586/edward-s-corwins-constitution-and-what-it-means-today>

「英語に堪能なる谷越勝太郎君」(1921.5.25). 『読売新聞』別刷, 4 頁.

江馬春熙(編訳)(1890). 『通俗亜米利加史: 插画平仮名付』学知軒.

Encyclopaedia Britannica, Inc. (1976). *Webster's third new international dictionary of the English language, unabridged: With Seven language dictionary*. Chicago: Encyclopædia Britannica.

遠藤泰生(1987). 「幕末日本の合衆国憲法学事始: 福沢諭吉にいたるまで」『思想』第 761 卷, 114-125 頁. 岩波書店.

延与光貞(2011.2.26). 「(惜別)元最高裁判事・伊藤正己さん 少数者保護にこだわり」『朝日新聞』夕刊, 8 頁.

Even-Zohar, I. (1990). Polysystem studies. *Poetics Today*, 11(1), 1-268.

Expert Advisory Group on Language Engineering Standards [EAGLES]. (1996). *Preliminary recommendations on text typology. EAGLES Document EAG-TCWG-TTYP/P*.

Fairclough, N. (2003). *Analysing discourse: Textual analysis for social research*. London: Routledge.

Fawcett, P. (1995). Translation and power play. *The Translator*, 1(2), 177-192.

フェロー・アカデミー(2002.11.25). 富永星インタビュー. Tramaga インタビュー.

Fitz, E. E. (2018). Issues of re-translation. *Journal of Literary Translation*. Retrieved August 11, 2019, from <https://exchanges.uiowa.edu/blog/issues-of-re-translation/>

Ford Foundation (2003). *Ford Foundation annual report 2003*. Ford Foundation.

Forkosch, M. D. (1968). Who are the "People" in the Preamble to the Constitution. *Case Western Reserve Law Review*, 19(3), 644-712.

Frank, H. T. (2007). *Cultural encounters in translated children's literature: Images of Australia in French translation*. Manchester: St. Jerome Publishing.

フリッツ, J. (2002). 『合衆国憲法のできるまで』(富永星・訳). あすなろ書房. [原著:Fritz, J. (1987). *Shhh! We're writing the Constitution*. New York: Penguin Putnam Books].

- Fuertes, A. (2015). The echoes of the translator's voice: Plagiarism as a translation strategy in English-Spanish narrative translations. In A. Fuertes, & E. Torres (Eds.), *And translation changed the world (and the world changed translation)* (pp. 123-139). Newcastle-upon-Tyne: Cambridge Scholars Publisher.
- 藤井新一(1926).『米国憲法論』ミスマル社.
- 藤井新一(訳編)(1934).『米国憲法本質論』有斐閣.
- 藤井新一・訳(1935).『逐条アメリカ憲法論』安野愛亮.
- 藤井新一・訳(1936).『米国憲法概論』有斐閣.
- 藤倉皓一郎(1992).「逆境のなかの気品」『アメリカ法』第2号, 203-205頁. 日米法学会.
- 藤倉皓一郎(1993).「はしがき」田中英夫『BASIC 英米法辞典』(n.p.). 東京大学出版会.
- 藤原守胤(1940).『アメリカ建国史論』上・下巻, 有斐閣.
- 藤原守胤(1960).『アメリカの民主政治』慶応義塾大学法学研究会.
- 藤原辰史(2018.10).「人文・社会科学の発展のために:研究評価は可能か?」『学術の動向』36-41頁, 日本学術協力財団.
- 富久華編集部(訳編)(1938).『コンスティテュション・オヴ・アメリカ』有斐閣.
- 富久華編集部(訳編)(1939).『憲法論』有斐閣.
- 福島鏗郎(1987).『戦後雑誌の周辺』筑摩書房.
- 福沢諭吉(1860).『増訂華英通語』快堂蔵板.
- 福沢諭吉(1866a).『西洋事情』初編一, 尚古堂.
- 福沢諭吉(1866b).『西洋事情』初編二, 尚古堂.
- 福沢諭吉(1870).『西洋事情』二編一, 尚古堂.
- 福沢諭吉(1897).『福澤全集緒言』時事新報社.
- 古屋宗作・纂訳・鹿島秀麿・校閲(1887).「北米合衆国」『憲法彙纂』(306-317頁). 博文出版社. [原著: Andrews, I. W. (1887). *Manual of the Constitution of the United States*. New York: American Book Company].
- 外務省調査部(1942).『世界秩序に関する米英の意圖(平和機構案の概要)』調;第228號.
- Gambier, Y. (2013). Genre, text-types and translation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 4, pp. 63-69). Amsterdam: John Benjamins.
- Garner, B. A. (2011). *Garner's dictionary of legal usage* (3rd ed.). Oxford: Oxford University

- Press.
- Garner, B. A. (Ed.). (2019). *Black's law dictionary* (11th ed.). St. Paul, MN: Thomson Reuters.
- Genette, G. (1987). *Seuils*. Paris: éditions du Seuil.
- Genette, G. (1991). Introduction to the paratext (Tr. M. Maclean). *New Literary History*, 22(2), 261-272. doi:10.2307/469037
- Genette, G. (1997). *Paratexts: Thresholds of interpretation* (Tr. J. E. Lewin). Cambridge: Cambridge University Press.
- ジュネット, G. (2001). 『スイユ: テクストから書物へ』(和泉涼一・訳). 水声社. [原著: Genette, G. (1987). *Seuils*. Paris: éditions du Seuil].
- 言語生活編集部(1967). 「一世のことば一米・カリフォルニアの岩垣夫妻の場合一」『言語生活』第 190 卷, 57-62 頁. 筑摩書房.
- 元老院(1881). 『各国憲法類纂』元老院.
- Gentzler, E. (2001). *Contemporary translation theories* (2nd rev. ed.). Clevedon: Multilingual Matters.
- Gil Bardají, A., Orero, P., & Rovira Esteva, S. (2012). *Translation peripheries: Paratextual elements in translation*. Bern: Peter Lang.
- Glanert, S. (Ed.). (2014a). *Comparative law: Engaging translation*. London: Routledge.
- Glanert, S. (2014b). Law-in-translation: An assemblage in motion. *The Translator*, 20(3), 255-272.
- Glanert, S. (2014c). Translation matters. In S. Glanert (Ed.), *Comparative law: Engaging translation* (pp. 1-22). London: Routledge.
- ゲーテ, J. W. (1949). 『ゲーテ=カーライル往復書簡』(山崎八郎・訳). 岩波書店. [原著: 不明].
- González Núñez, G. (2012). Early translations of the U.S. Constitution into Spanish: Taking a look through a functionalist prism. *mTm*, 4, 46-65.
- Gouadec, D. (2007). *Translation as a profession*. Amsterdam: John Benjamins.
- 芳賀徹(編)(2000). 『翻訳と日本文化』国際文化交流推進協会.
- Hamelin, T. T., & Dawley, E. N. (2010). *Enduring partnership: Japan and the United States, building security, strengthening peace*. Tokyo: American Embassy in Japan.
- 原秀成(2004). 『日本国憲法制定の系譜: 戦争終結まで』[vol. 1] 日本評論社.

- 原秀成(2005).『日本国憲法制定の系譜:戦後米国で』[vol. 2]日本評論社.
- 原秀成(2006).『日本国憲法制定の系譜:戦後日本で』[vol. 3]日本評論社.
- 原田勝(2017).『BOOKMARK 08』2019年7月13日  
<http://haradamasaru.hatenablog.com/entry/2017/08/09/045842>より情報取得.
- Hart, H. L. A. (2012). *The concept of law* (3rd ed.). Oxford: Oxford University Press.
- 長谷川貴彦(2015).「言語論的転回と西洋史研究—受容のコンテクスト」岡本充弘・鹿島徹・長谷川貴彦・渡辺賢一郎(編)『歴史を射る:言語論的転回、文化史、パブリックヒストリー、ナショナルヒストリー』(242-261頁). 御茶の水書房.
- 橋本五郎(1998.8.30).「『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』飛田茂雄著 邦訳の欠陥指摘」『読売新聞』朝刊, 10頁.
- 橋本公亘(1949).『米国憲法講話』東洋書館.
- 橋内武・堀田秀吾(編著)(2012).『法と言語—法言語学へのいざない』くろしお出版.
- 畑博行(1982).「戦後の憲法修正諸条項」アメリカ学会(訳編), 代表齋藤眞『原典アメリカ史』第7巻(289-301頁). 岩波書店.
- 服部龍二・簗原俊洋(2008).「ワシントン体制」五百旗頭真(編)『日米関係史』(83-109頁). 有斐閣.
- 林正明・訳(1873).『合衆国憲法』求知堂.
- 林修三(1975).『法令用語の常識』日本評論社.
- 林雄二郎(1993).「日本が知性を欠いた大国にならないために」林雄二郎・山岡義典(編)『フィランソロピーと社会—その日本的課題』(3-31頁). ダイヤモンド社.
- Hendry, J. (2014). Comparative law and the (im)possibility of legal translation. In S. Glanert (Ed.), *Comparative law: Engaging translation* (pp. 87-102). London: Routledge.
- Hermans, T. (1985). Translation studies and a new paradigm. In T. Hermans (Ed.), *The manipulation of literature: Studies in literary translation* (pp. 7-15). London: Croom Helm.
- Hermans, T. (1999). *Translation in systems: Descriptive and system-oriented approaches explained*. Manchester: St. Jerome.
- Hermans, T. (2003) Translation, equivalence and intertextuality. *Wasafiri*, 18(40), 39-41. doi: 10.1080/02690050308589868
- 日比谷図書文化館特別研究室(2015).「明治日本のリーダーたちの海外渡航～『米欧回覧実記』をはじめとして～展示解説パンフレット」千代田区立日比谷図書文化館.

- 樋口耕一(2014). KH Coder:テキスト型(文章型)データを統計的に分析するためのフリーソフトウェア powered by ChaSen, MySQL, Perl, and R (version 2.beta.32) [Computer software]. Available from <http://khc.sourceforge.net/>
- 樋口陽一(2007). 「憲法」平凡社(編)『世界大百科事典』9〔改訂新版〕(200-203頁). 平凡社.
- 樋口陽一・吉田善明(1988). 「はしがき」樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』(i-ii頁). 三省堂.
- 人見一太郎(1891). 「緒言」ブライス, J. 『平民政治』(人見一太郎・訳, 1-4頁). 民友社.  
[原著:Bryce, J. (1891). *The American commonwealth*. London: Macmillan].
- 榎山武夫(1958). 『アメリカ憲法史研究:特に人権思想の発展を中心として』日本学術振興会.
- Hoeffel, E. M., Rastogi, S., Kim, M. O., & Shahid, H. (2012, March). *The Asian Population: 2010: 2010 Census Briefs*. United States Census Bureau. Retrieved August 11, 2019, from <https://www.census.gov/prod/cen2010/briefs/c2010br-11.pdf>
- 北米時事社編輯局(編)(1910). 『北米年鑑』第1号. シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1911). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第2号(88-100頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1912). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第3篇, 第3号(5-17頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1913). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第3篇, 第4号(5-16頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1915). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第4篇, 第6号(20-32頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1916). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第5篇, 第7号(20-32頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1918). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第4篇, 第8号(32-40頁). シアトル:北米時事社.
- 北米時事社編輯局(編)(1919). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』第4篇, 第9号(32-40頁). シアトル:北米時事社.
- 法務省・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議(2019.3.29). 「日本法令の国際

- 発信ビジョン 2019」～日本の法制度を正しく伝えるため、今、なすべきこと～」2021 年 1 月 9 日 <http://www.moj.go.jp/content/001292316.pdf> より情報取得.
- Honda, H. K. (n.d.) *Saga of Little Tokyo timelines*, n.p.
- 「繙訳局」(1885.4.21). 『朝日新聞』大阪朝刊, 2 頁.
- 「繙訳局設置」(1885.4.17). 『読売新聞』朝刊, 1 頁.
- Hook, D., & Iglesias-Rogers, G. (Eds.). (2017a). *Translations in times of disruption: An interdisciplinary study in transnational contexts*. London: Palgrave Macmillan UK.
- Hook, D., & Iglesias-Rogers, G. (2017b). Introduction Translations in times of disruption. In D. Hook & G. Iglesias-Rogers (Eds.), *Translations in times of disruption: An interdisciplinary study in transnational contexts* (pp. 1-17). London: Palgrave Macmillan UK.
- 法令用語研究会(編)(2020). 『法律用語辞典』[第 5 版]有斐閣.
- Hunt, L. (2018). *History: Why it matters*. Medford, MA: Polity Press.
- ハント, L. (2019). 『なぜ歴史を学ぶのか』(長谷川貴彦・訳). 岩波書店. [原著:Hunt, L. (2018). *History: Why it matters*. Medford, MA: Polity Press].
- Huq, A. Z. (2014). The Function of Article V. *University of Pennsylvania Law Review*, 162, 1165-1897.
- 家永正章(1943). 『米国大統領:地位及び権限』日本外政協会.
- 家永三郎(2005). 「総論—明治前期憲法諸草案の歴史的意義」家永三郎・松永昌三・江村栄一(編)『新版・明治前期の憲法構想』(3-6 頁). 福村出版.
- 五十嵐武士(1986). 『対日講和と冷戦:戦後日米関係の形成』東京大学出版会.
- 生井英考(2007). 「文化変容の変容」荒このみ・生井英考(編著)『文化の受容と変貌』(295-305 頁). ミネルヴァ書房.
- Ilynska, L., & Platonova, M. (2016). Preface. In L. Ilynska, & M. Platonova (Eds.), *Meaning in translation: Illusion of precision* (pp. i-viii). Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing.
- 稲垣恭子(2016). 「師弟関係」の社会史(第 22 回)師弟関係をめぐる葛藤とアンビバレンス『内外教育』第 6471 巻, 14-15 頁. 時事通信社.
- 井上ひさし(1984). 『私家版日本語文法』新潮社.
- 井上ひさし・樋口陽一(1993/2014). 『「日本国憲法」を読み直す』岩波書店.

- 井上ひさし・樋口陽一(1995).「日本国憲法は生きている」『世界』第 609 号, 39-55 頁. 岩波書店.
- Inoue, K. (1991). *MacArthur's Japanese Constitution: A linguistic and cultural study of its making*. Chicago: University of Chicago Press.
- イノウエ, K. (1994).『マッカーサーの日本国憲法』(キョウコ・イノウエ・監訳, 古関彰一・五十嵐雅子・訳). 桐原書店. [原著: Inoue, K. (1991). *MacArthur's Japanese Constitution: A linguistic and cultural study of its making*. Chicago: University of Chicago Press].
- 井上琢智・高橋正・比留井弘司(2005).「乾精末」『関西学院史紀要』第 11 号, 289-299 頁. 関西学院大学.
- International Organization for Standardization [ISO]. (2020). *ISO 20771:2020(en) Legal translation—Requirements*. Retrieved July 5, 2020, from <https://www.iso.org/obp/ui/#iso:std:iso:20771:ed-1:v1:en>
- 五百旗頭真(2008a).「まとめ 1:戦前期の日米関係—破局への道」五百旗頭真(編)『日米関係史』(141-148 頁). 有斐閣.
- 五百旗頭真(2008b).「まとめ 2:戦後期の日米関係—対抗と摩擦を超えて」五百旗頭真(編)『日米関係史』(323-338 頁). 有斐閣.
- 五百旗頭真(編)(2008c).『日米関係史』(323-338 頁). 有斐閣.
- Iriye, A. (1992). Reviews of books: Asia. *MacArthur's Japanese Constitution: A linguistic and cultural study of its making* by Kyoko Inoue. *American Historical Review*, 97(3), 909-910.
- 勲(1999.10.4).「松籟社・京都市 哲学・思想書の王道行く(本の周辺)」『朝日新聞』朝刊, 19 頁.
- 石黒圭(2007).『よくわかる文章表現の技術 V:文体編』明治書院.
- 石岡克俊(2001.5.12).「読書雑記」2021 年 3 月 27 日  
<https://www.sanken.keio.ac.jp/law/zakkan/dokusho/dokusho-index.html> より情報取得.
- 伊藤正己(1958).「改訂にあたって」美濃部達吉・伊藤正己改訂『米国憲法概論』(3-4 頁). 有斐閣.
- 伊藤正己(1959).『言論・出版の自由:その制約と違憲審査の基準』岩波書店.
- 伊藤正己(1992).「故田中英夫教授を憶う」『アメリカ法』第 2 号, 197-199 頁. 日米法学会.
- 伊藤正己(1995).『憲法』弘文堂.
- 岩山真(2006).「「テキスト」と「テクスト」」鈴木良次・畠山雄二(編)『言語科学の百科事典』



- (742 頁). 丸善.
- 実川元子(2016). 『翻訳というおしごと』アルク.
- Justice. (n.d.). In *Merriam-Webster online dictionary*. Retrieved May 28, 2017, from <https://www.merriam-webster.com/dictionary/justice>
- 貝瀬幸雄(2019). 『比較法学入門』日本評論社.
- 「各国憲法彙纂」(1887.10.23). 『朝日新聞』大阪付録, 2 頁.
- 金井圓(1986). 『日蘭交渉史の研究』思文閣出版.
- 金子堅太郎(1937). 『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館.
- 辛島デイヴィッド(2018). 『Haruki Murakami を読んでいるときに我々が読んでいる者たち』みすず書房.
- 荻部直(2013.9.2). 「翻訳語事情 citizen→市民・公民」『読売新聞』朝刊, 3 頁.
- 柏野和佳子(2013). 「書籍サンプルの文体を分類する」『国語研プロジェクトレビュー』第 4 巻, 第 1 号, 43-53 頁. 国立国語研究所.
- 堅田剛(2013). 「権利と義務」石塚正英(監修)『哲学・思想翻訳語事典』[増補版](101-102 頁). 論創社.
- 片桐庸夫(2003). 『太平洋問題調査会の研究:戦間期日本 IPR の活動を中心として』慶應義塾大学出版会.
- 加藤周一(1991). 「解説:明治初期の翻訳—何故・何を・如何に訳したか」加藤周一・丸山真男・校注『翻訳の思想』(340-380 頁). 岩波書店.
- 加藤哲郎(2002). 「人民」佐々木毅・金泰昌(編)『国家と人間と公共性』(29-52 頁). 東京大学出版会.
- 加藤祐三(2004). 『幕末外交と開国』筑摩書房.
- 加藤祐三(2008). 『開国史話』神奈川新聞社.
- 「憲法秘密会議事録公開」(1995.9.30). 『毎日新聞』朝刊, 15 頁.
- 憲法調査会事務局(1960). 『アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について』(憲資・総;第 45 号)憲法調査会事務局.(久保田きぬ子作成).
- 「憲法彙纂」(1887.12.2). 『朝日新聞』大阪朝刊, 3 頁.
- 岸村金次郎・松本重治(1954). 「訳者のことば」ビーアド, C. A. ・ビーアド, M. R. 『アメリカ合衆国史』上巻(岸村金次郎・松本重治・共訳, 1-4 頁). 岩波書店. [原著:Beard, C. A., & Beard, M. R. (1944). *A basic history of the United States*. New York: Doubleday,

- Doran & Company].
- 北脇敏一・山岡永知(編訳)(1989).『対訳アメリカ合衆国憲法』国際書院.
- 北脇敏一・山岡永知(編訳)(2002).『新版 対訳アメリカ合衆国憲法』国際書院.
- 北沢直吉(1948).『米国現代の民主政治:其の理論と実際』霞関会.
- 木下毅(1993).『アメリカ公法:日米比較公法序説』有斐閣.
- 貴族院・帝国憲法改正案特別委員会(1946年9月16日).『第90回帝国議会 貴族院  
第四第十六類 帝国憲法特別改正案特別委員会議事速記録第十四号』印刷局.
- K・N・K(1987).「合衆国憲法と、”アメリカ”という国(解説)」中経出版『アメリカ合衆国憲法:楽しく読もう 対訳』(202-205頁). 中経出版.
- 小林正弥(2002).「発議IIを受けての討論」佐々木毅・金泰昌(編)『国家と人間と公共性』(52頁). 東京大学出版会.
- 小林雄一郎(2013).「実践で学ぶ コーパス活用術 5 言語統計の基礎(前編):頻度差の検定」『Lingua』研究社. 2019年4月21日  
<http://www.kenkyusha.co.jp/uploads/lingua/prt/13/KobayashiYuichiro1311.html>  
4/21/2019より情報取得.
- 「公文書管理、抜本改革せず 改ざんは「免職」も 政府再発防止策」(2018.7.21).『朝日新聞』朝刊, 2頁.
- Koçak Kurlmel, D. (2019). (Re)translations of the European Convention on Human Rights in Turkish. In Ö. Berk Albachten, & S. Tahir Gürçağlar (Eds.), *Studies from a retranslation culture: The Turkish context* (pp. 61-80). Singapore: Springer Singapore.
- 古平隆(1986a).「敗戦直後の翻訳権入札制度1」『横浜市立大学論叢』第37巻, 第1号, 63-142頁. 人文科学系列/横浜市立大学学術研究会.
- 古平隆(1986b).「敗戦直後の翻訳権入札制度2」『横浜市立大学論叢』第38巻, 第1号, 97-146頁. 人文科学系列/横浜市立大学学術研究会.
- 肥塚龍(1882a).「北米合衆国憲法」『嚶鳴雑誌』38号, 15-25頁. 嚶鳴雑誌社.
- 肥塚龍(1882b).「北米合衆国憲法」『嚶鳴雑誌』39号, 14-26頁. 嚶鳴雑誌社.
- 小嶋和司(1987).『憲法概説』良書普及会.
- 「国民、人民、市民、住民 etc」(1975.6.15).『読売新聞』朝刊, 22頁.
- 国立公文書館(2007).「公文書にみる日本のあゆみ 憲法調査会」2019年8月11日  
[http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s31\\_1956\\_01.html](http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s31_1956_01.html)より情報取得.

- 近藤長衛 (1952.8.29-1952.9.19). 「家庭婦化学校」10-28『加州毎日』(*Japan-California Daily News*).
- 近藤健 (2015). 『憲法の誕生: 権力の危険性をめぐって』彩流社.
- 鴻巣友季子 (2005). 『明治大正翻訳ワンダーランド』新潮社.
- 古関彰一 (1994). 「訳者あとがき」イノウエ, K. 『マッカーサーの日本国憲法』(キョウコ・イノウエ・監訳, 古関彰一・五十嵐雅子・訳, 424-429 頁). 桐原書店.
- 古関彰一 (1995.6). 「主権者「国民」とは誰だろうか」『世界』第 609 巻, 56-63 頁. 岩波書店.
- 古関彰一 (2017). 『日本国憲法の誕生』[増補改訂版] 岩波書店.
- Koskinen, K. (2019). Revising and retranslating. In K. Washbourne, & B. Van Wyke (Eds.), *The Routledge handbook of literary translation* (pp. 315-324). New York: Routledge.
- Koskinen, K., & Paloposki, O. (2003). Retranslations in the age of digital reproduction. *Cadernos de Tradução*, 11, 19-38.
- Koskinen, K., & Paloposki, O. (2010). Retranslation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer. (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 1, pp. 294-298). Amsterdam: John Benjamins.
- コスキネン, K・パロポスキ, O. (出版年不明). 「再翻訳 [retranslation]」『Handbook of Translation Studies Online』(南條恵津子・訳). 2018 年 12 月 29 日 <https://www.benjamins.com/online/hts/articles/ret1.ja> より情報取得. [原著: Koskinen, K., & Paloposki, O. (2010). Retranslation. In Y. Gambier, & L. van Doorslaer. (Eds.), *Handbook of translation studies* (vol. 1, pp. 294-298). Amsterdam: John Benjamins].
- Koskinen, K., & Paloposki, O. (2019). New directions for retranslation research: Lessons learned from the archeology of retranslations in the Finnish literary system. *CADERNOS DE TRADUCAO*, 39(1), 23-44.
- 久保田きぬ子 (1955). 「合衆国憲法修正第 13 条・第 14 条及び第 15 条」アメリカ学会(訳編), 代表高木八尺『原典アメリカ史』第 4 巻(114-129 頁). 岩波書店.
- 久保田きぬ子 (1957). 「合衆国憲法修正第 16 条及び第 17 条」「合衆国憲法修正第 18 条及び第 19 条」アメリカ学会(訳編), 代表高木八尺『原典アメリカ史』第 5 巻(315-320 頁, 370-378 頁). 岩波書店.
- Kujamäki, P. (2001). Finnish comet in German skies: Translation, retranslation and norms. *Target*, 13(1), 45-70.
- 久米邦武(編) (1878). 『特命全権大使 米欧回覧実記』米利堅合衆国ノ部, 博聞社.

- 倉持千代(1929). 「序言」ギートウ, W. B. ・ウェブスター, H. H. 『米国憲法史』(倉持千代・訳, n.p.). 有斐閣. [原著: Guitteau, W. B., & Webster, H. H. (1926). *The Constitution of the United States: Its origin, meaning, and application*. Boston: Houghton Mifflin].
- Lathey, G. (2015). *Translating children's literature*. London: Routledge.
- Laviosa, S. (2013). Corpus linguistics in translation studies. In C. Millan-Varela, & F. Bartrina (Eds.), *Routledge handbook of translation studies* (pp. 228-240). London: Routledge.
- Maki, J. (1992). Review Section. *MacArthur's Japanese Constitution: A linguistic and cultural study of its making* by Kyoko Inoue. *Journal of Japanese Studies*, 18(2), 549-552.
- 蒔田耕三(1952a). 「あとがき」米国司法省『誰にもわかる米国市民読本: 帰化準備書』(蒔田耕三・訳, 200 頁). 全米市民協会, ホノルル商工会議所. [原著: Seckler-Hudson, C. (1948). *Federal textbook on citizenship: Our Constitution and government; lessons on the Constitution and government of the United States for use in the public schools by candidates for citizenship*. Washington: United States Government Printing Office].
- 蒔田耕三(1952b). 米国司法省『誰にもわかる米国市民読本: 帰化準備書』(蒔田耕三・訳). 全米市民協会, ホノルル商工会議所. [原著: Seckler-Hudson, C. (1948). *Federal textbook on citizenship: Our Constitution and government; lessons on the Constitution and government of the United States for use in the public schools by candidates for citizenship*. Washington: United States Government Printing Office].
- 蒔田耕三(1962a). 「アメリカ仏教七十年(1)」『大法輪』第 29 卷, 第 10 号, 35-39 頁. 大法輪閣.
- 蒔田耕三(1962b). 「アメリカ仏教七十年(2)」『大法輪』第 29 卷, 第 11 号, 45-49 頁. 大法輪閣.
- 蒔田耕三(1962c). 「アメリカ仏教七十年(3)」『大法輪』第 29 卷, 第 12 号, 142-147 頁. 大法輪閣.
- Martin, J., & White, P. (2005). *The language of evaluation: Appraisal in English*. New York: Palgrave Macmillan.
- 丸田隆(2019). 『アメリカ憲法の考え方』日本評論社.
- 丸山真男(1965). 「幕末における視座の変革—佐久間象山の場合」『展望』第 77 卷, 13-41 頁. 筑摩書房.
- Massardier-Kenney, F. (2015). Toward a rethinking of retranslation. *Translation Review*, 92(1),

73-85, doi: 10.1080/07374836.2015.1086289

Matsuda, T. (2007). *Soft power and its perils: U.S. cultural policy in early postwar Japan and permanent dependency*. Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press; Stanford, CA: Stanford University Press.

松井茂記(1989). 『アメリカ憲法入門』有斐閣.

松井茂記(2000). 『アメリカ憲法入門』[第4版]有斐閣.

松本重治(1950). 「訳者のことば」ビアード, C. A. 『共和国』上巻(1-4頁). 社会思想研究会出版部. [原著: Beard, C. A. (1943). *The Republic: The conversations on fundamentals*. New York: Viking Press].

松本重治(1985). 「回想の高木八尺: 知的交流」斎藤眞・本間長世・岩永健吉郎・本橋正・五十嵐武士・加藤幹雄(編)『アメリカ精神を求めて: 高木八尺の生涯』(136-152頁). 東京大学出版会.

松本重治(1992). 『聞書・わが心の自叙伝』講談社.

松本重治・本間長世(1964). 「新版訳者のことば」ビアード, C. A. ・ビアード, M. R. ・ビアード, W. 『アメリカ合衆国史』[新版](岸村金次郎・松本重治・本間長世・共訳, i-iii頁). 岩波書店. [原著: Beard, C. A. (1960). *New basic history of the United States; the cooperative work of Charles A. Beard, Mary R. Beard, and William Beard*. Garden City, NY: Doubleday].

松尾尊兌(1960). 「美濃部達吉」井上清(編)『日本人物史大系』第7巻(269-307頁). 朝倉書店.

松下正寿(1946). 『アメリカ憲法解説』国際聯合研究会.

McEnery, T., & Hardie, A. (2012). *Corpus linguistics: Method, theory and practice*. Cambridge: Cambridge University Press.

マケナリー, T. ・ハーディー, A. (2014). 『概説コーパス言語学: 手法・理論・実践』(石川慎一郎・訳). ひつじ書房. [原著: McEnery, T., & Hardie, A. (2012). *Corpus linguistics: Method, theory and practice*. Cambridge: Cambridge University Press].

Merton, R. K. (1976). *Sociological ambivalence and other essays*. New York: Free Press.

御厨貴(2001). 『明治国家の完成 1890-1905 日本の近代(3)』中央公論新社.

南加州日本人七十年史刊行委員会(編)(1960). 『南加州日本人七十年史』南加日系人商業会議所.

- 美濃部達吉(1918). 『米国憲法の由来及特質』有斐閣.
- 美濃部達吉(1946.1). 「民主主義と我が議会制度」『世界』創刊号, 20-31 頁, 岩波書店.
- 美濃部達吉(1947). 『米国憲法概論』有斐閣.
- 美濃部達吉(1948). 『新憲法の基本原理』国立書院.
- 美濃部達吉・伊藤正己改訂(1958). 『米国憲法概論』有斐閣.
- 簗原俊洋・高原秀介・村井良太(2008). 「第一次世界大戦と日米関係の再調整」五百旗頭真(編)『日米関係史』(53-81 頁). 有斐閣.
- Minutella, V. (2013). *Reclaiming Romeo and Juliet: Italian translations for page, stage and screen*. Amsterdam: Rodopi.
- 宮田昇 (1999). 『翻訳権の戦後史』みすず書房.
- 宮田昇 (2017). 『昭和の翻訳出版事件簿』創元社.
- 宮田豊・訳(1952). 「アメリカ合衆国の憲法」大石義雄(編)『世界各国の憲法』(49-74 頁). 三和書房.
- 宮沢俊義(1946a). 『アメリカの憲法』政治教育協會.
- 宮沢俊義(1946b.3.7). 「徹底せる平和主義」『毎日新聞』2 頁.
- 宮沢俊義(編)(1960). 『世界憲法集』岩波書店.
- 水野公寿(1983). 「林正明の生涯」『熊本史学』第 59 号, 7-49 頁. 熊本史学会.
- 文部省(1947). 『あたらしい憲法のはなし』文部省.
- 文部省(1948). 『民主主義』教育図書.
- 文部省(編)(1975). 『学制百年史』[11 版]ぎょうせい. 2019 年 4 月 7 日  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm) より情報取得.
- Monk, L. (2015). *The words we live by: Your annotated guide to the Constitution*. New York: Hachette Books.
- Monti, E., & Schnyder, P. (2011). *Autour de la retraduction: Perspectives littéraires européennes*. Paris: Orizons.
- Mulligan, C., Douma, M., Lind, H., & Quinn, B. (2016). Founding-era translations of the U.S. Constitution. *Constitutional Commentary*, 31(1), 26-53.
- Munday, J. (2012). *Evaluation in translation: Critical points of translator decision-making*. London: Routledge.
- Munday, J. (2015). Engagement and graduation resources as markers of translator/interpreter

- positioning. *Target*, 27(3), 406-421.
- Munday, J. (2016). *Introducing translation studies: Theories and applications* (4th ed.). London: Routledge.
- Munday, J., & Pérez, M. C. (2020). New contexts in discourse analysis for translation and interpretation. *Meta*, 65(1), 5-8.
- 武藤和夫(編)(1953).『法政の諸問題:藤井先生還暦記念』有斐閣.
- 永松鶴喜(1993).「憲法第9条の翻訳論的考察」『第一経大論集』第23巻,第3号,13-55頁.第一経済大学経済研究会.
- 長尾龍一(1994).「『マッカーサーの日本国憲法』キョウコ・イノウエ著/監訳」『法学セミナー』第477号,117頁.
- 内閣情報局第二部放送課(1944).『東亜戦争放送指針彙報』第33輯(内川(1975,510-511頁引用).).
- 中野好夫(1974.3.29).「実践力に富む政治学徒の人間記録」『朝日ジャーナル』785号,55-58頁,朝日新聞社
- National Archives and Records Administration [NARA]. (n.d.). *The Bill of Rights: A transcription*. Retrieved March 17, 2019, from <https://www.archives.gov/founding-docs/bill-of-rights-transcript>
- National Archives and Records Administration [NARA]. (n.d.). *The Constitution: Amendments 11-27*. Retrieved March 17, 2019, from <https://www.archives.gov/founding-docs/amendments-11-27>
- National Archives and Records Administration [NARA]. (n.d.). *The Constitution of the United States: A transcription*. Retrieved March 17, 2019, from <https://www.archives.gov/founding-docs/constitution-transcript>
- National Constitution Center (2004, June 28). National Constitution Center translates U.S. Constitution, visitor's guide into nine languages with Ford Foundation grant.
- National Constitution Center (n.d.). *Mission and history*. Retrieved May 6, 2019, from <https://constitutioncenter.org/about/mission-history>
- National Constitution Center. (n.d.). *The Constitution of the United States: PDF Translations*. 「なぜ大学教授が本を出すのか?」(2016.7.19). 幻冬舎ルネッサンス新社. 2020年5月16日 <https://www.gentosha-book.com/column/column142/>より情報取得.

- 根来源之(1914). 『米国憲法論』根来源之(横浜).
- Newmark, P. (1988). *A textbook of translation*. New York: Prentice-Hall.
- 「日米著作権条約」(1906.5.12). 『朝日新聞』朝刊, 3 頁.
- 日米新聞社(編)(1910). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』第 7 号, 後篇(1-12 頁).  
桑港: 日米新聞社.
- 日米新聞社(編)(1912). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』第 8 号, 後篇(7-18 頁).  
桑港: 日米新聞社.
- 日米新聞社(編)(1913). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』第 9 号, 後篇(7-18 頁).  
桑港: 日米新聞社.
- 日米新聞社(編)(1914). 「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』第 10 号, 後篇(7-18 頁).  
桑港: 日米新聞社.
- 日米新聞社(編)(1922). 『在米日本人人名辞典』日米新聞社.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部(編)(2000-2002). 『日本国語大辞典』[第 2 版]小学館.
- 新日本聖書刊行会(出版年不明). 「新改訳 2017 特徴」2021 年 2 月 21 日  
<https://www.seisho.or.jp/s2017/features/>より情報取得.
- 日本雑誌協会・日本書籍出版協会(出版年不明). 『デジタル版日本出版百年史年表』  
2019 年 5 月 12 日 <http://www.shuppan-nenpyo.jp/nenpyo> より情報取得.
- Niiya, B., & Japanese American National Museum. (2001). *Japanese American history: An A-to-Z reference from 1868 to the present*. (Updated ed.). New York: Facts on File.
- Niranjana, T. (1992). *Siting translation: History, post-structuralism, and the colonial context*.  
Berkeley: University of California Press.
- 西川武臣(2016). 『ペリー来航: 日本・琉球をゆるがした 412 日間』中央公論新社.
- 野村康(2017). 『社会科学の考え方: 認識論、リサーチ・デザイン、手法』名古屋大学出版  
会.
- 野坂泰司(1988). 「アメリカ合衆国」初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』  
(33-55 頁). 三省堂.
- 野坂泰司(2017). 「アメリカ合衆国」初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』[第  
4 版](63-92 頁). 三省堂.
- Nouss, A. (2014). Translation as ethics. In S. Glanert (Ed.), *Comparative law: Engaging*



- translation* (pp. 23-33). London: Routledge.
- O'Driscoll, K. (2011). *Retranslation through the centuries: Jules Verne in English*. Bern: Peter Lang.
- 小木曾智信 (2014). 近代文語 UniDic 近代文語論説文を短単位自動解析するための解析用辞書 (version 1.2 Windows). [Computer software]. Available from [https://unidic.ninjal.ac.jp/download\\_all#unidic\\_kindai](https://unidic.ninjal.ac.jp/download_all#unidic_kindai)
- 大石熊吉 (1922). 「訳者自序」コーウィン, E. 『米國憲法要論』(大石熊吉・訳, 1-3 頁). 廣文館. [原著: Corwin, E. S. (1920). *The Constitution and what it means today*. Princeton: Princeton University Press].
- 大石義雄 (編) (1952). 『世界各国の憲法』三和書房.
- 岡本仁宏 (2011). 「「国民」を疑う」『年報政治学』62 卷 1 号, 11-48 頁. 日本政治学会.
- 岡本充弘 (2015). 「転回する歴史のなかで」岡本充弘・鹿島徹・長谷川貴彦・渡辺賢一郎 (編) 『歴史を射る: 言語論的転回, 文化史, パブリックヒストリー, ナショナルヒストリー』(397-426 頁). 御茶の水書房.
- 岡本拓司 (2014). 『科学と社会: 戦前期日本における国家・学問・戦争の諸相』サイエンス社.
- 大蔵省大臣官房総合政策課 (編) (1946). 「米國憲法条文」『調査月報』(森田・訳). 35-4, 245-272 頁. 大蔵省大臣官房.
- 大岡玲 (2017). 「「翻訳」というアイデンティティ」『日本語学』第 36 卷, 第 12 号, 8-17 頁. 明治書院.
- 長内了 (1983). 「全訂版はしがき」塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法』[全訂新版] (1-2 頁). 酒井書店.
- 大沢章 (編) (1958). 『世界の憲法』国元書房.
- 大下尚一・志邨晃佑・有賀貞・平野孝 (1989) 「編者のことば」大下尚一・志邨晃佑・有賀貞・平野孝 (編) 『史料が語るアメリカ: メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』(i-iii 頁). 有斐閣.
- 大塚高信・中島文雄 (監修) (1982). 『研究社新英語学辞典』研究社.
- 大山卯次郎 (1930). 『米國の政治組織及其活動』国際聯盟協会.
- Pagano, A., Figueredo, G. P., & Lukin, A. (2016). Modelling proximity in a corpus of literary retranslations: A methodological proposal for clustering texts based on systemic-functional

- annotation of lexicogrammatical features. In M. Ji (Ed.), *Empirical translation studies: Interdisciplinary methodologies explored* (pp. 93-127). Sheffield: Equinox Publishing.
- Paloposki, O. (2009). Limits of freedom: Agency, choice and constraints in the work of the translator. In J. Milton, & P. Bandia (Eds.), *Agents of translation* (pp. 189-208). Amsterdam: John Benjamins.
- Pan, L. (2015). Ideological positioning in news translation: A case study of evaluative resources in reports on China. *Target*, 27(2), 215-237.
- Pan, L., & Liao, S. (2020). News translation of reported conflicts: A corpus-based account of positioning. *Perspectives*, 1-18. doi: 10.1080/0907676X.2020.1792519
- Pellatt, V. (2013). *Text, extratext, metatext and paratext in translation*. Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing.
- パイン合同メソジスト教会 (Pine United Methodist Church) (出版年不明). 「歴史」パイン合同メソジスト教会. 2019年8月11日 <http://www.pinenichigo.org/HistoryAll.html> より情報取得.
- Pokorn, N. (2012). *Post-socialist translation practices: Ideological struggle in children's literature*. Amsterdam: John Benjamins.
- Posada-Carbó, E. (2017). Translating the US Constitution for the federal cause in New Granada at the time of independence. In D. Hook, & G. Iglesias-Rogers. (Eds.), *Translations in times of disruption: An interdisciplinary study in transnational contexts* (pp. 119-145). London: Palgrave Macmillan UK.
- Prieto Ramos, F. (2014). Legal translation studies as interdiscipline: Scope and evolution. *Meta*, 59(2), 260–277. <https://doi.org/10.7202/1027475ar>
- Prieto Ramos, F. (2015). Legal translation research: Looking back and moving forward. *Meta*, 60(2), 366–366. <https://doi.org/10.7202/1032917ar>
- Pym, A. (1998). *Method in translation history*. Manchester: St. Jerome Publishing.
- Pym, A. (2008). On Toury's laws of how translators translate. In A. Pym, M. Shlesinger, & D. Simeoni (Eds.), *Beyond descriptive translation studies: Investigations in homage to Gideon Toury* (pp. 311-328). Amsterdam: John Benjamins.
- Pym, A. (2009). Humanizing translation history *Hermes – Journal of Language and Communication Studies*. 42, 23-48.

- Pym, A. (2014). *Exploring translation theories* (2nd ed.). Abingdon, Oxon: Routledge.
- Racel, M. (2005). Inui Kiyosue: A Japanese peace advocate in the age of "Yellow Peril." *World History Bulletin*, 31 (2), 9-14. <https://www.thewha.org/files/pdf/whb/31.2.pdf>
- Ramseyer, J. (1990). Together duped: How Japanese and Americans negotiated Constitution without communicating. *Law in Japan*, 23, 123-126.
- Reiss, K., & Vermeer, H. J. (2013). *Towards a general theory of translational action: Skopos theory explained* (C. Nord, Trans.). Manchester: St. Jerome. [原著: Reiss, K., & Vermeer, H. J. (1984). *Grundlegung einer allgemeinen Translationstheorie*. Tübingen: Niemeyer].
- ライス, K.・フェアメーア, H. J. (2019). 『スコポス理論とテキストタイプ別翻訳理論: 一般翻訳理論の基礎』(藤濤文子・監訳, 伊原紀子, 田辺希久子・訳). 晃洋書房. [原著: Reiss, K., & Vermeer, H.J. (1984). *Grundlegung einer allgemeinen Translationstheorie*. Tübingen: Niemeyer].
- Robinson, D. (1996). *Translation & taboo*. DeKalb, IL: Northern Illinois University Press.
- Robinson, D. (1998). Twenty-two theses on the study of translation. *Journal of Translation Studies* (Hong Kong), 2, 92-117.
- Şahin, M., Duman, D., & Gürses, S. (2015). Big business of plagiarism under the guise of (re)translation: The case of Turkey. *Babel*, 61(2), 193-218.
- 齋藤眞(1960). 「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)『世界憲法集』(23-54 頁). 岩波書店.
- 齋藤眞(1983). 「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)『世界憲法集』[第 4 版](27-63 頁). 岩波書店.
- 齋藤敏(1940). 『北米合衆国憲法概説』巖翠堂.
- 齋藤敏(1941). 『北米合衆国憲法概説』[訂正版]巖翠堂.
- 齋藤敏(1946). 『アメリカ合衆国憲法概説』高山書院.
- 齋藤敏(1956). 『アメリカ合衆国憲法序説』理想社.
- 阪口正二郎(2010). 「本書を手にしたみなさんへ」リチャード＝H＝ファロン＝Jr. 『アメリカ憲法への招待 The Dynamic Constitution』(平地秀哉・福嶋敏明・宮下紘・中川律・訳, iii 頁). 三省堂.
- 坂井達朗(1984). 「肥後実学党と初期の慶應義塾(一): 林正明と岡田攝蔵を中心として」『近代日本研究』第 1 巻, 1-32 頁. 慶應義塾福沢研究センター.
- Sakamaki, S. (1939). *Japan and the United States, 1790-1853* (Transactions of the Asiatic

- Society of Japan. 2nd ser., v. 18). Tokyo: Asiatic Society of Japan.
- Saldanha, G. (2009). Principles of corpus linguistics and their application to translation studies research. *Revista Tradumàtica*, 7. Retrieved April 21, 2019, from <http://www.fti.uab.cat/tradumatica/revista/num7/articles/01/central.htm>
- Saldanha, G., & O'Brien, S. (2013). *Research methodologies in translation studies*. Manchester, UK: St. Jerome Publishing.
- 参議院事務局総務部資料課(訳編)(1952).『合衆国国会関係諸法規』参議院事務局総務部資料課.
- 参議院憲法調査会(2005a).『参議院憲法調査会ハンドブックー「日本国憲法に関する調査報告書」の紹介ー』参議院憲法調査会事務局.
- 参議院憲法調査会(2005b).『日本国憲法に関する調査報告書』参議院憲法調査会.  
2019年8月11日  
<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf> より情報取得.
- 参議院憲法調査会事務局(2001).『アメリカ合衆国憲法(参憲資料第1号)』参議院憲法調査会事務局.
- Šarčević, S. (1997). *New approach to legal translation*. The Hague: Kluwer Law International.
- 佐藤功(1983).『憲法(上)』[新版]有斐閣.
- 佐藤幸治(2002).「巻頭言 憲法と「国のかたち」」『会計検査研究』第25号, 5-8頁. 会計検査院.
- 佐藤達夫(1946.6.2).『佐藤達夫関係文書84 主権・国体・天皇関係ノート』国立国会図書館憲政資料室所蔵.
- 佐藤達夫(1999).『日本国憲法誕生記』中央公論新社.
- 佐藤達夫・佐藤功 補訂(1994a).『日本国憲法成立史』第3巻. 有斐閣.
- 佐藤達夫・佐藤功 補訂(1994b).『日本国憲法成立史』第4巻. 有斐閣.
- Scherer, K. R. (1999). Appraisal theory. In T. Dalgleish & M. Power (Eds.), *Handbook of cognition and emotion* (pp. 637-663). New York: Wiley.
- Schögler, R. (2018). Translation in the Social Sciences and Humanities: Circulating and canonizing knowledge. *Alif: Journal of Comparative Poetics*, 38, 62-90.  
<https://www.jstor.org/stable/pdf/26496370.pdf>

- 瀬上和典 (2018). 「機械翻訳の限界と人間による翻訳の可能性」『AGLOS: Journal of Area-Based Global Studies』 Special Issue: Workshop and Symposium 2016-2017, 1-24 頁. 上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科.
- 関晃 (2007). 「十七条憲法」平凡社(編)『世界大百科事典』13〔改訂新版〕(82 頁). 平凡社.
- 柴崎律 (2013). 「人権・人間の権利」石塚正英(監修)『哲学・思想翻訳語事典』〔増補版〕(164-165 頁). 論創社.
- 渋沢青淵記念財団竜門社(編) (2016). デジタル版『渋沢栄一伝記資料』渋沢栄一記念財団 2019年8月11日  
[https://eiichi.shibusawa.or.jp/denkishiryo/digital/main/index.php?DK360208k\\_text](https://eiichi.shibusawa.or.jp/denkishiryo/digital/main/index.php?DK360208k_text) より情報取得.
- 島村力 (2001). 『英語で日本国憲法を読む』グラフ社.
- Shimazu, M. (2015). *A corpus-based linguistic and cultural analysis of the Japanese translations of the Constitution of the United States after World War II* (Unpublished master's thesis). University of Portsmouth, U.K.
- 島津美和子 (2018a). 「アメリカ合衆国憲法における自己再翻訳 (self-retranslation): 第二次世界大戦前と大戦後の比較」『異文化コミュニケーション論集』第 16 号, 45-63 頁. 立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科.
- 島津美和子 (2018b). 「米国憲法日本語訳と日系アメリカ人: 翻訳が市民権獲得運動に果たした役割」『通訳翻訳研究への招待』第 19 号, 145-164 頁. 日本通訳翻訳学会.
- 進藤咲子 (1975). 「『西洋事情』の文章」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』第 36 巻, 1-20 頁. 東京女子大学附属比較文化研究所.
- 新川登亀男 (1994). 「十七条憲法」小学館(編)『日本大百科全書』11〔2 版〕(505 頁). 小学館.
- 「新憲法草案への輿論 本社調査」(1946.5.27). 『毎日新聞』朝刊, 2 頁.
- 塩野宏・松尾浩也(編) (1997). 『立法の平易化: わかりやすい法律のために』信山社.
- 白井厚・田中義一・原田譲治 (1984a). 「アメリカ独立宣言」の邦訳について(1)『三田学会雑誌』第 77 巻, 第 3 号, 434(118)-443(127) 頁. 慶應義塾経済学会.
- 白井厚・田中義一・原田譲治 (1984b). 「アメリカ独立宣言」の邦訳について(2)『三田学会雑誌』第 77 巻, 第 4 号, 563(89)-574(100) 頁. 慶應義塾経済学会.

- 白井厚・田中義一・原田譲治(1985a)。「アメリカ独立宣言」の邦訳について(3)『三田学会雑誌』第77巻,第6号,786(72)-793(79)頁.慶應義塾経済学会.
- 白井厚・田中義一・原田譲治(1985b)。「アメリカ独立宣言」の邦訳について(4)『三田学会雑誌』第78巻,第2号,163(69)-172(78)頁.慶應義塾経済学会.
- 白井厚・田中義一・原田譲治(1986)。「アメリカ独立宣言」の邦訳について(5)『三田学会雑誌』第79巻,第1号,118-130頁.慶應義塾経済学会.
- 初宿正典・辻村みよ子(2006)。「はしがき」初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』(i頁).三省堂.
- 初宿正典・辻村みよ子(2017)。「はしがき」初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』[第4版](i頁).三省堂.
- 衆議院(1946年6月29日)。「官報号外 第90回帝国議会 衆議院議事速記録 第八号」印刷局.
- 衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(2003a)。「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料—明治憲法の制定過程について:最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(平成15年5月8日の参考資料)」衆憲資第27号,衆議院憲法調査会事務局.
- 衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(2003b)。「日本国憲法前文に関する基礎的資料(平成15年7月3日の参考資料)」衆憲資第32号,衆議院憲法調査会事務局.
- 衆議院事務局(1894)。「亜米利加合衆国憲法」『参考叢書:第3 憲法』(1-31頁).衆議院事務局.
- 衆議院事務局(1924)。「各国議院法規 米国ノ部」(参考叢書;第4編)(1-37頁).衆議院事務局.
- 衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館調査立法考査局・内閣法制局(1955)。「アメリカ合衆国憲法」『各国憲法集』(2-30頁).衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館調査立法考査局・内閣法制局.
- 「[出版情報]「講談社バイリンガル・ブックス」和英併記の新書シリーズ」(1996.4.21)。「読売新聞」朝刊,10頁.
- 総理庁・文部省(編)(1949)。「公文用語の手びき 改訂版」印刷局.
- Southern California Central Association et al. (1935). *In memory of the late Mr. Katsutaro*

- Tanigoshi* [Inscription carving]. Evergreen Cemetery, Los Angeles, CA. Retrieved August 11, 2019, from <https://www.findagrave.com/memorial/7926564/katsutaro-tanigoshi>
- Sturge, K. (2002). Censorship of translated fiction in Nazi Germany. *TTR*, 15(2), 153-169. Retrieved from <https://doi.org/10.7202/007482ar>
- 須賀晃一 (2013). 「経済学と社会的正義」船木由喜彦・石川竜一郎 (編)『制度と認識の経済学』(21-66 頁). NTT 出版.
- 角邦雄 (1949a). 「あとがき」パットマン, W. 『アメリカ政府: 民主政治の実際的運営』(299-300 頁, 角邦雄・訳). 新人社. [原著: Patman, W. (1946). *Our American government: What is it? How does it function? 284 questions and answers, a comprehensive story of the history and functions of our American government interestingly and accurately portrayed. Questions and answers relative to our American government.* Washington: United States Government Printing Office].
- 角邦雄 (1949b). 「附録 アメリカ合衆国憲法」パットマン, W. 『アメリカ政府: 民主政治の実際的運営』(275-297 頁, 角邦雄・訳). 新人社. [原著: Patman, W. (1946). *Our American government: What is it? How does it function? 284 questions and answers, a comprehensive story of the history and functions of our American government interestingly and accurately portrayed. Questions and answers relative to our American government.* Washington: United States Government Printing Office].
- Susam-Sarajeva, Ş. (2006). *Theories on the move: Translation's role in the travels of literary theories.* Amsterdam: Rodopi.
- 鈴木康彦 (2000). 『註釈アメリカ合衆国憲法』国際書院.
- 鈴木安蔵 (1946). 『憲法と民主主義』光文社.
- 鈴木美勝 (2008.7.25). 「米国大統領とリーダーシップ」『会見レポート』日本記者クラブ. 2021年3月20日 <https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/14847/report> より情報取得.
- 田畑磐門 (1946). 『英・米・ソの憲法解説』大洋出版社.
- 田口俊樹 (2007.4.25). 「生まれ変わっても翻訳家」『Transpot 翻訳インタビュー』フェロー・アカデミー.
- 田口俊樹 (2021). 『日々翻訳ざんげ エンタメ翻訳この四十年』本の雑誌社.
- Tahir Gürçağlar, Ş. (2002). What texts don't tell: The use of paratexts in translation research. In T. Hermans (Ed.), *Crosscultural transgressions. Research models in translation studies*

- II: Historical and ideological issues* (pp. 44–60). Manchester: St. Jerome Publishing.
- Tahir Gürçağlar, Ş. (2008). *The politics and poetics of translation in Turkey, 1923-1960*. Amsterdam: Rodopi.
- Tahir Gürçağlar, Ş. (2009). Retranslation. In M. Baker, & G. Saldanha. (Eds.), *Routledge encyclopedia of translation studies* (2nd ed., pp. 233-236). London: Routledge.
- Tahir Gürçağlar, Ş. (2020a). Retranslation. In M. Baker, & G. Saldanha. (Eds.), *Routledge encyclopedia of translation studies* (3rd ed., pp. 484-489). London: Routledge.
- Tahir Gürçağlar, Ş. (Ed.). (2020b). Discourses on retranslation, special issue, *Transcultural*, 12(1).
- Taivalkoski-Shilov, K. (2015). A character's and (re)translators' voices in six Finnish retranslations of Daniel Defoe's *Robinson Crusoe*. *Target*, 27(1), 58-74.
- 田島信威(2010).『最新法令の読解法:やさしい法令の読み方』[四訂版]ぎょうせい.
- 田島裕(2004).「付録1 合衆国憲法」『アメリカ憲法:合衆国憲法の構造と公法原理』(429-449頁). 信山社出版.
- 高木八尺(1931).『米国政治史序説』有斐閣.
- 高木八尺(1947).『米国憲法略義』有斐閣.
- 高木八尺(1951).「アメリカ合衆国憲法(1787年)」アメリカ学会(訳編), 代表高木八尺『原典アメリカ史 革命と建國』第2巻(395-420頁). 岩波書店.
- 高橋一修(2008).「アメリカ合衆国憲法」米国大使館レファレンス資料室(編)『米国の歴史と民主主義の基本文書』(*Fundamental documents of American history and democracy*) (19-38頁). 米国大使館レファレンス資料室.
- 高橋正次郎(1895).「凡例」ミル, J. S.『自由之權利:一名・自由之理』(1-2頁). 高橋正次郎.[原著:Mill, J. S. (1859). *On liberty*. n.p.].
- 高橋和之(2007).「はしがき」高橋和之(編)『新版 世界憲法集』(3-7頁). 岩波書店.
- 高井裕之(1998).「アメリカ合衆国」阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』[第2版] (1-16頁). 有信堂高文社.
- 高柳賢三・末延三次(編)(1952).『英米法辞典』有斐閣.
- 竹林滋(編集代表)(2002).『新英和大辞典』[第6版] 研究社.
- 武則忠見(1976).「訳者あとがき」M. ジェンセン『アメリカ憲法の制定』第3刷(斎藤眞・武則忠見・高木誠・訳, 201-204頁). 南雲堂. [原著:Jensen, M. (1964). *The making of the*



- American Constitution*. Princeton, NJ: Van Nostrand].
- 田中英夫(1968).『アメリカ法の歴史』上, 東京大学出版会.
- 田中英夫(1980).『英米法総論』東京大学出版会.
- 田中英夫(1986).『英米法のことば』有斐閣.
- 田中英夫(1991a).『英米法辞典』東京大学出版会.
- 田中英夫(1991b).「Kyoko Inoue 著『マッカーサーの日本国憲法—その制定過程の言  
語的・文化的研究』『學鐙』第 88 卷, 第 6 号, 62-63 頁. 丸善.
- 田中英夫(1993).『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会.
- 田中伊三次(1946).『新憲法の解明』扶桑閣.
- 田中伊三次(1952).『憲法の心:新憲法の基本原則』三和書房.
- Taney, R. B., & Supreme Court of the United States. (1856). *U.S. reports: Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. 19 Howard*. 393-633. [Periodical]. Retrieved November 17, 2020, from the Library of Congress, <https://www.loc.gov/item/usrep060393a/>
- 谷越勝太郎(1926).『米国法律要義』[訂正増補]谷越法律事務所.
- Thelen, D. (1999). Individual creativity and the filters of language and culture: Interpreting the Declaration of Independence by translation. *Journal of American History*, 85(4), 1289-1298.
- ソープ, F. N. (1931).『アメリカ合衆国憲法原理』(藤井新一・訳). 有斐閣. [原著: Thorpe, F. N. (1917). *The essentials of American constitutional law*. New York: G. P. Putnam's Sons].
- Tiersma, P. (1999). *Legal language*. Chicago: University of Chicago Press.
- 飛田茂雄(1998a).『アメリカ合衆国憲法を英文で読む:国民の権利はどう守られてきたか』中央公論社.
- 飛田茂雄(1998b).「邦訳米国憲法の問題点 Japanese Versions of the U.S. Constitution Reviewed」『総合政策研究』第 3 号, 1-23 頁. 中央大学総合政策学部.
- 飛田茂雄(1998c).「米国憲法の翻訳は可能か」『英語英米文学』第 38 号, 239-252 頁. 中央大学英米文学会.
- 飛田茂雄(編)(2000).『現代英米情報辞典』研究社.
- 飛田茂雄(編)(2002).『英米法律情報辞典』研究社.
- 東京大学アメリカ研究資料センター(編)(1978).『藤原守胤先生に聞く』東京大学アメリカ

- 研究資料センター.
- 東京大学アメリカ研究資料センター(編)(1981).『久保田きぬ子先生に聞く』東京大学アメリカ研究資料センター.
- 東京大学大学院法学政治学研究科(出版年不明).「ヘボン講座」2018年8月14日  
<http://www.pipcp.j.u-tokyo.ac.jp/project/hepburn.html> より情報取得.
- 東京大学百年史編集委員会(編)(1986).『東京大学百年史』部局史 1, 東京大学出版会.  
 東京専門学校(1897).「亜米利加合衆国憲法」『各国憲法正文』(1-38頁). 東京専門学校  
 法律科第9回1年級講義録. 東京専門学校.
- 富田正文(1958).「後記」『福澤諭吉全集』第1巻(609-624頁). 岩波書店.
- Toury, G. (1995). *Descriptive translation studies –and beyond*. Amsterdam: John Benjamins.
- Toury, G. (2012). *Descriptive translation studies–and beyond* (Rev. ed.). Amsterdam: John Benjamins.
- 外山勝彦(2015).「日本法令の翻訳支援」第6回産業日本語研究会・シンポジウム発表資料. 2020年4月19日 <https://www.tech-jpn.jp/wp-content/uploads/2015/03/pr-09-03.pdf>  
 より情報取得.
- Truman, H. (1950, April 20). *Address on foreign policy at a luncheon of the American Society of Newspaper Editors*. Retrieved May 6, 2019, from  
<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/address-foreign-policy-luncheon-the-american-society-newspaper-editors>
- 坪谷善四郎(1888).「北亜米利加合衆国憲法」『万国憲法』(49-75頁). 博文館.
- 坪谷善四郎(1890a.11.13).「版權条例改正せざる可らず」『東京日日新聞』5-6頁.
- 坪谷善四郎(1890b.11.14).「版權条例改正せざる可らず」『読売新聞』2頁.
- 坪谷善四郎(1897.4.5).「自由翻譯の拘束」『太陽』第3巻, 第7号, 18-21頁. 博文館.
- 塚本重頼(1955).『註解アメリカ憲法』酒井書店.
- 塚本重頼(1966).『註解アメリカ憲法』[新訂版]酒井書店.
- 塚本重頼(1974).『註解アメリカ憲法』[増補版]酒井書店.
- 塚本重頼・長内了(1983).『註解アメリカ憲法』[全訂新版]酒井書店.
- 妻木忠太(編)(1932).『木戸孝允日記』第2巻, 早川良吉.
- 内田樹(2011).『最終講義:生き延びるための六講』技術評論社.
- 内川芳美(編)(1975).『現代史資料 41:マス・メディア統制』みすず書房.

- 浮田和民 (1926.6.13). 「新著週評 米国憲法論 藤井新一氏の新著を読む 法学博士 浮田和民」『朝日新聞』朝刊, 6 頁.
- 宇佐美貴子・中村真理子 (2015.5.12). 「翻訳小説にもっと光を「何語かに関わらず、文学は世界文学である」」『朝日新聞』夕刊, 3 頁.
- U.S. Citizenship and Immigration Services. (n.d.). *The naturalization test*. Retrieved May 5, 2019, from <https://www.uscis.gov/us-citizenship/naturalization-test>
- United States Library of Congress, Congressional Research Service. (2016). *The Constitution of the United States: Analysis and interpretation*. Washington: U.S. Government Publishing Office. Retrieved July 28, 2017, from <https://www.congress.gov/content/conan/pdf/GPO-CONAN-REV-2016-10-10.pdf>
- Université de Genève, Faculty of Translation and Interpreting, Centre for Institutional and Legal Translation Studies [Transius]. (2018a). Call for papers and programme, Transius Conference 2018. Retrieved June 15, 2021, from <https://transius.unige.ch/en/conferences-and-seminars/tc18/cfp/>
- Université de Genève, Faculty of Translation and Interpreting, Centre for Institutional and Legal Translation Studies [Transius]. (2018b). *Transius Conference 2018*. Retrieved June 15, 2021, from <https://transius.unige.ch/en/news/archives/tc18/>
- Van Poucke, P. (2017). Aging as a motive for literary retranslation. *Translation and Interpreting Studies*, 12(1), 91-115.
- Van Poucke, P. (2019). Motives for retranslation, presentation. May 23, 2019 at the conference Retranslation in Context IV, Madrid.
- Van Poucke, P., & Sanz Gallego, G. (2019). Retranslation in context. *CADERNOS DE TRADUCAO*, 39(1), 10-22.
- Van Sant, J., Mauch, P., & Sugita, Y. (2007). *Historical dictionary of United States-Japan relations*. Lanham, MD: Scarecrow Press.
- Venuti, L. (1998). *The scandals of translation: Towards an ethics of difference*. New York: Routledge.
- Venuti, L. (2004). Retranslations: The creation of value. *Bucknell Review*, 47(1), 25–38.
- Venuti, L. (2013). Retranslations: The creation of value. In L. Venuti, *Translation changes everything: Theory and practice* (pp. 96-108). New York: Routledge.

- Walsh, A. S. (2020). *Lorca in English: A history of manipulation through translation*. Milton: Taylor & Francis Group.
- 渡辺昭夫(2008). 「書評 五百旗頭真(編)『日米関係史』』『書齋の窓』第 578 巻, 65-68 頁. 有斐閣.
- 渡辺文麿(1978). 「翻訳と思想—或パーリ語をめぐって」『印度学仏教学研究』第 3 巻, 第 7 号, 438-434 頁, 日本印度学仏教学会.
- Westney, P. (1995). *Modals and periphrastics in English. An investigation into the semantic correspondence between certain English modal verbs and their periphrastic equivalents*. Tübingen: De Gruyter.
- Widman, J. (2019). Translation modalities method in retranslation analysis: *A Paixão segundo G. H. in English*. In O. Berk Albachten, & S. Tahir Gürçağlar (Eds.), *Perspectives on retranslation: Ideology, paratexts, methods* (pp. 148-166). New York: Routledge.
- W3C (World Wide Web Consortium)(2012). 「日本語組版処理の要件(日本語版) W3C 技術ノート 2012 年 4 月 3 日」2019 年 7 月 21 日 <https://www.w3.org/TR/2012/NOTE-jlreq-20120403/ja/>より情報取得.
- Xu, J. (2003). Retranslation: Necessary or unnecessary. *Babel*, 49(3), 193-202.
- 「訳業の問題について」(1949). 『書評』第 4 巻, 第 2 号, 14-15 頁. 日本出版協会.
- 山本庸幸(2006). 『実務立法技術』商事法務.
- 山本常次郎(1887.8.30). 「[広告]「挿画平仮名付通俗垂米利加史」」『読売新聞』4 頁.
- 山岡洋一(2008a). 「翻訳の現状: 過渡期の翻訳」『翻訳通信』第 2 期, 第 71 号, 1-8 頁. 山岡洋一.
- 山岡洋一(2008b). 「翻訳の歴史: 「アメリカ独立宣言」の翻訳(1)」『翻訳通信』第 2 期, 第 79 号, 1-12 頁. 山岡洋一.
- 山岡洋一(2009a). 「翻訳の歴史: 「アメリカ独立宣言」の翻訳(2)」『翻訳通信』第 2 期, 第 80 号. 2019 年 5 月 1 日 <http://www.honyaku-tsushin.net/ron/bn/independ-2.html> より情報取得.
- 山岡洋一(2009b). 「翻訳の歴史: 「アメリカ独立宣言」の翻訳(3)」『翻訳通信』第 2 期, 第 81 号, 1-8 頁. 山岡洋一.
- 山岡洋一(2009c). 「翻訳の技法: 「アメリカ独立宣言」の翻訳に学ぶ」『翻訳通信』第 2 期, 第 82 号, 1-4 頁. 山岡洋一.

- 山岡洋一(2010).「翻訳概論－翻訳主義と翻訳調」『翻訳通信』第2期,第97号,1-4頁.  
山岡洋一.
- 山崎節(1970).「序」近藤長衛『近藤長衛遺稿集:人生は奉仕なり』(6-8頁).近藤静子.
- 柳父章(2004).『近代日本語の思想:翻訳文体成立事情』法政大学出版局.
- 柳父章・水野的・長沼美香子(編)(2010).『日本の翻訳論:アンソロジーと改題』法政大学出版局.
- Yin, R. K. (2018). *Case study research and applications: Design and methods* (6th ed.). Thousand Oaks, CA: SAGE Publications.
- 吉田清成・口授・チャールス・ランマン・筆記(1888).『亜米利加合衆国憲法』元老院.
- 吉田茂(1948).「序」北沢直吉『米国現代の民主政治:其の理論と実際』(1-2頁).霞関会.
- 吉田忠(2000).「『解体新書』から『西洋事情』へー言葉をつくり、国を作った蘭学・英学期の翻訳」芳賀徹(編)『翻訳と日本文化』(50-66頁).山川出版社.
- 吉見俊哉(2017).『大予言:「歴史の尺度」が示す未来』集英社.
- 吉野源三郎(1971).「あとがき」J. S. ミル『自由論』(塩尻公明・木村健康・訳, 283-288頁).岩波書店.
- 在米日本人会事蹟保存部(編)(1940).『在米日本人史』San Francisco, CA:在米日本人会.
- 在ロサンゼルス日本国総領事館(2015.8.10).「在ロサンゼルス日本国領事館の100年」2019年5月12日 [https://www.la.us.emb-japan.go.jp/web/news\\_info\\_CGJ100.htm](https://www.la.us.emb-japan.go.jp/web/news_info_CGJ100.htm) より情報取得.
- 在日米国大使館広報・文化交流局(United States Information Service, American Embassy, Tokyo)(1987).『アメリカ合衆国憲法および修正箇条(*The Constitution of the United States*)』米国大使館.
- 在サンフランシスコ日本国総領事館(2018.2.23).「在サンフランシスコ日本国総領事館の歴史」2019年5月12日 [https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/m01\\_06.html](https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m01_06.html) より情報取得.

補遺

合衆国憲法日本語訳 年表

■ 米国関係 / ■ 憲法関係 /  
■ 政治関係 / ■ 日本語関係

		日本の動き*1	米国の動き
1787			■ 合衆国憲法の成立
1791			■ 修正第1～10条の批准
1795			■ 修正第11条の批准
1804			■ 修正第12条の批准
1853		■ ペリー来航	
1854	(清)魏源(編), 中山傳右衛門 校(1854)『海國圖志墨利加洲部』8巻, 和泉屋吉兵衛他 6冊. 竹庵広瀬・訳(1854)『統亜米利加総記』2巻.	図5-1の合衆国憲法日本語訳の歴史の時期区分	
1865			■ 修正第13条の批准
1866	福沢諭吉(1866)『西洋事情』初編2, 尚古堂.		
1868		■ 閏4月27日:「政体書」頒布(合衆国憲法の三権分立思想導入)	■ 修正第14条の批准
1870			■ 修正第15条の批准
1873	林正明・訳(1873)『合衆国憲法』求知堂.		
1881	元老院(1881)『各国憲法類纂』元老院. 「亜米利加合衆国憲法」(1881)『東京輿論新誌』第25号-38号, 輿論社.		
1882	肥塚龍(1882, 1月)「北米合衆国憲法」『嚶鳴雑誌』38号, 15-25頁, 嚶鳴雑誌社. 肥塚龍(1882, 2月)「北米合衆国憲法(前号の続)」『嚶鳴雑誌』39号, 14-26頁, 嚶鳴雑誌社.		
1886		■ 6月:伊藤博文, 欧州憲法調査に随行した伊藤巳代治と岩倉使節団派遣時留学し法制を学んだ井上毅, 金子堅太郎とともに憲法草案の検討開始	合衆国憲法日本語訳の黎明期
1887	古屋宗作(纂訳), 鹿島秀彦・校閲(1887, 11月)「北米合衆国」『憲法彙纂』(306-317頁), 博文本社. [原著: Andrews, I.W. (1887). <i>Manual of the Constitution of the United States</i> (Rev. ed.). Cincinnati: Van Antwerp, Bragg & Co.].		
1888	坪谷善四郎(1888, 9月)「北亜米利加合衆国憲法」『万国憲法』(49-75頁), 博文館. チャールス・ランマン(Lanman, Charles), 吉田清成口授, チャールス・ランマン筆記, 高良二訳(1888, 10月)『亜米利加合衆国憲法』元老院. ジョセフ・アルデン(Alden, Joseph), 今村長善・訳(1888, 12月)「附録」『公民政治読本』(147-160頁), 今村長善 [原著: Alden, J. (1867). <i>Citizen's manual of government</i> (Alden's citizen's manual: A text-book on government for common schools). New York: Sheldon & Co.].		
1889	坪谷善四郎(1889, 3月)「北亜米利加合衆国憲法」『大日本帝国憲法註釈』(743-788頁), 博文館. 内田栄次郎(1889, 8月)「北亜米利加合衆国憲法」『国会法理論』(171-192頁), 文選楼.	■ 2月11日: 大日本帝国憲法公布	
1890	坪谷善四郎(1890, 8月)「北亜米利加合衆国憲法」『日本憲法・議院法・撰挙法・会計法・貴族院令註釈』(743-767頁), 博文館. 江馬春熙(編訳)(1890, 9月)「亜米利加合衆国憲法」『通俗亜米利加史: 挿画平仮名付』(73-85頁), 学知軒.		
	坪谷善四郎(1891, 3月)「北亜米利加合衆国憲法」『万国憲法』[第4版](49-75頁), 博文館.		

1891	ゼームス・ブライス(Bryce, James, Brice Viscount), 人見一太郎・訳(1891, 11月)。「平民政治附録 北亜米利加合衆国憲法附修正及追加」『平民政治』第2編(1-35頁)。民友社。[原著: Bryce, J. (1888). <i>The American commonwealth</i> . New York: Macmillan and Co.].		
1894	衆議院事務局(1894)。「亜米利加合衆国憲法」『参考叢書:第3 憲法』(1-31頁)衆議院事務局。		
1897	東京専門学校(1897)。「亜米利加合衆国憲法」『各国憲法正文』(1-38頁)東京専門学校(東京専門学校法律科第9回1年級講義録)。←衆議院事務局(1894)訳を転載		
1898			■ 米国によるハワイ併合
1900		■ 8月20日:「小学校令施行」規則第16条で変体仮名廃止, 字音仮名遣いの改正(長音符号採用), 漢字1200字制限を発表	■ ハワイに米国の法律適用開始
1904		■ 2月10日:日露戦争勃発(～1905)	
1905		■ 8月10日:ポーツマス講和会議	
1908	ジョン・ダブリュー・バルジエス(Burgess, John W.), 高田早苗・吉田己之助・訳(1908)『比較憲法論』( <i>Political science and comparative constitutional law</i> )(61-98頁)早稲田大学出版部。←衆議院事務局(1894)訳を転載		
1910	日米新聞社(編)(1910, 12月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』( <i>The Japanese American year book</i> )第7号, 後篇(1-12頁)。桑港:日米新聞社。		
1911	北米時事社編輯局(編)(1911, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第2号(88-100頁)。シアトル:北米時事社。		
1912	日米新聞社(編)(1912, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』( <i>The Japanese American year book</i> )第8号, 後篇(7-18頁)。桑港:日米新聞社。		
	北米時事社編輯局(編)(1912, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第3号, 第3号(5-17頁)。シアトル:北米時事社。		
1913	北米時事社編輯局(編)(1913)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第3号, 第4号(5-16頁)。シアトル:北米時事社。		■ 修正第16～17条の批准
	日米新聞社(編)(1913)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』( <i>The Japanese American year book</i> )第9号, 後篇(7-18頁)。桑港:日米新聞社。		
	根来源之(1914)『米国憲法論』根来源之(横浜)。		
1914	日米新聞社(編)(1914, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『日米年鑑』( <i>The Japanese American year book</i> )第10号, 後篇(7-18頁)。桑港:日米新聞社。		
1915	森田栄(1915)。「第21章 条約及法律 第一節合衆国憲法 第二節修正憲法」『布哇日本人発展史』(789-810頁)。布哇県オアフ島:真栄館。		
	北米時事社編輯局(編)(1915, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第4号, 第6号(20-32頁)。シアトル:北米時事社。		
1916	北米時事社編輯局(編)(1916, 1月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第5号, 第7号(20-32頁)。シアトル:北米時事社。		
1918	北米時事社編輯局(編)(1918, 2月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第4号, 第8号(32-40頁)。シアトル:北米時事社。(美濃部達吉(1918)『米国憲法の由来及特質』有斐閣。)		
1919	北米時事社編輯局(編)(1919, 3月)。「合衆国憲法」, 「修正憲法」『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )第4号, 第9号(32-40頁)。シアトル:北米時事社。		■ 修正第18条の批准
1920			■ 修正第19条の批准

第二次世界大戦前の安定期

1922	エドワード・S.コーウィン(Corwin, Edward Samuel), <b>大石熊吉</b> ・訳(1922).『米國憲法要論』廣文館.[原著: Corwin, E.S. (1920). <i>The Constitution and what it means today</i> . Princeton: Princeton University Press].		
1924	<b>衆議院事務局</b> (1924).『各国議院法規. 米国の部』(参考叢書; 第4編, 1-37頁). 衆議院事務局.		■ 排日移民法 (Immigration Act of 1924; Johnson-Reed Act; Japanese Exclusion Act; Exclusion Act of 1924) 成立
1925	<b>土橋友四郎</b> (1925).『各国憲法正文(邦訳): 北米合衆国憲法』『世界各国憲法: 日本憲法比較対照』(51-80頁). 有斐閣.		
1926	<b>藤井新一</b> (1926, 5月).『第2章 連邦憲法』『米國憲法論』(26-67頁)ミスマル社. <b>藤井新一</b> (1926, 5月).『第2章 連邦憲法』『米國憲法論』〔再版〕(26-67頁). 有斐閣.		
	<b>谷越勝太郎</b> (1926, 6月).『北米合衆国憲法』『米國法律要義』( <i>Laws of the United States</i> )訂正増補 (1-49頁). ロスアンセルス・谷越法律事務所.		
1929	W. B. ギートウ・H. H. ウェブスター (Gutierrez, William Backus & Webster, Hanson Hart), <b>倉持千代</b> ・訳(1929, 4月).『米國憲法史』有斐閣.[原著: Gutierrez, W.B. & Webster, H.H. (1926). <i>The Constitution of the United States: Its origin, meaning, and application</i> . Boston: Houghton Mifflin Co.].		
1930	<b>大山卯次郎</b> (1930).『附録 亜米利加合衆国憲法(訳文)』『米国の政治組織及其活動』(付録1-31頁). 国際聯盟協会.		
1931	ソーブ (Thorpe, Francis Newton), <b>藤井新一</b> ・訳(1931, 5月).『附録 アメリカ合衆国憲法の条文』『アメリカ合衆国憲法原理』(183-224頁). 有斐閣. [Thorpe, F.N. (1917). <i>The essentials of American constitutional law</i> ].	■ 9月18日: 満州事変	
	<b>高木八尺</b> (1931, 7月).『附録 アメリカ合衆国憲法』『米國政治史序説』(1-38頁). 有斐閣.		
1933			■ 修正第20~21条の批准
1934	<b>藤井新一</b> (訳編)(1934).『アメリカ合衆国憲法の条文』『米國憲法本質論』( <i>Outlines of constitutional law</i> )(27-65頁). 有斐閣.(Chalmers & Asquith, <i>Outlines of Constitutional law</i> の序定義, Gutierrez & Webster, <i>Constitution of the United States</i> の憲法基本原理, Thorpeの <i>The essentials of American constitutional law</i> の訳述)		
	<b>斎藤敏</b> (1934, 5月).『北米合衆国憲法政治要説』巖翠堂.		
1935	<b>藤井新一</b> ・訳(1935).『逐条アメリカ憲法論』安野愛亮 (『富久華編輯部』訳 (1935, 4月).『逐条アメリカ憲法論』有斐閣(発売)』と記載されている出版物もある)		
1936	<b>藤井新一</b> ・訳(1936).『附録 アメリカ合衆国憲法の条文』『米國憲法概論』(203-235頁). 有斐閣.		
1938	<b>富久華編輯部</b> (訳編)(1938, 4月).『附録 アメリカ合衆国憲法の条文』『コンステュション・オヴ・アメリカ』(225-257頁). 有斐閣.*6		
1939	<b>富久華編輯部</b> (訳編)(1939, 4月).『附録 アメリカ合衆国憲法の条文』『憲法論』(259-289頁). 有斐閣.*6		
1940	<b>斎藤敏</b> (1940, 5月).『北米合衆国憲法概説』巖翠堂.		
	<b>在米日本人会事蹟保存部</b> (編)(1940, 6月).『北米合衆国憲法』『在米日本人史』(1235-1250頁). San Francisco, CA: 在米日本人会.		
	<b>藤原守胤</b> (1940, 12月).『附録 邦訳アメリカ合衆国憲法』『アメリカ建国史論』下巻(3-21頁). 有斐閣.		
1941	<b>斎藤敏</b> (1941).『北米合衆国憲法概説』〔訂正版〕巖翠堂.		
1942	外務省調査部(1942).『合衆国憲法』『世界秩序に關する米英の意圖: 平和機構案の概要』(調: 第228號)(pp. 236-261). 外務省調査部. ←『米國政治史序説』高木八尺教授著二依ル(p. 236). 修正第20条には「以下、「アメリカ」建国史論下巻藤本(ママ)守胤二依ル(p. 260). 序には「本書は乾精末囑託の執筆に依る」とある.		
1943	<b>家永正章</b> (1943).『米國憲法』『米國大統領: 地位及び権限』(245-270頁). 日本外政協会.		

戦時体制下の停滞期



1945		<p>■7月26日:米英中、ポツダム宣言を発表        ■8月15日:天皇、「終戦の詔書」を放送        ■8月30日:連合国最高司令官マッカーサー、厚木に到着        ■9月2日:米艦「ミズーリ号」上にて降伏文書の調印</p> <p>■10月4日:マッカーサー、近衛文麿に憲法改正を示唆        ■10月11日:マッカーサー、幣原首相に「憲法の自由主義化」を示唆        ■11月22日:近衛「帝国憲法改正要綱」を天皇に奉答</p>	
1946	<p>大蔵省大臣官房総合政策課(編), 理財局調査課森田薫・訳(1946, 4月)。「米国憲法条文」『調査月報』35-4, 245-272頁.大蔵省大臣官房.</p> <p>鈴木安蔵(1946, 4月)。「亜米利加合衆国憲法」『憲法と民主主義』(21-46頁). 光文社.(なお, 修正15条までは衆議院事務局訳による)</p> <p>斎藤敏(1946, 6月)。「アメリカ合衆国憲法概説」高山書院.        斎藤敏(1946)。「アメリカ合衆国憲法」日本学芸社.</p> <p>衆議院調査課(1946, 5月)。「米国憲法:衆議院公報 附録」衆議院調査課.</p> <p>外務省[ca. 1946年7月]。「アメリカ合衆国憲法」外務省.</p> <p>田中伊三次(1946, 10月)。「アメリカ合衆国憲法」『新憲法の解明』(121-147頁). 扶桑閣.←外務省[ca. 1946]訳を掲載</p> <p>田畑磐門(1946, 10月)。「英・米・ソの憲法解説」(25-38頁). 京都:大洋出版社.←外務省[ca. 1946]訳を掲載</p> <p>官沢俊義(1946, 11月)。「附録 アメリカ合衆国憲法正文」『アメリカの憲法』(108-126頁). 政治教育協会.<sup>43</sup>        松下正寿(1946, 11月)。「附録 アメリカ憲法」『アメリカ憲法解説』(101-122頁).国際聯合研究会.        家永正章(1946, 12月)。「付録第2米国憲法」『米国大統領:地位及び権限』(1-21頁). 玄同社.</p>	<p>■3月26日:山本有三らの国民の国語運動連盟「法令の書き方についての建議」</p> <p>■10月:内閣閣甲第418号「公文用語の手びき」</p> <p>■11月3日:日本国憲法公布        ■11月16日:内閣訓令第8号, 内閣告示第33号「現代かなづかい」, 「当用漢字表」内閣告示</p>	第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期
1947	<p>高木八尺(1947, 6月)。「米国憲法略義」有斐閣.</p> <p>田中伊三次(1947, 7月)。「新憲法の解明」[2版](143-169頁). 扶桑閣.←外務省[ca. 1946]訳を転載</p> <p>美濃部達吉(1947, 9月)。「附録 米合衆国憲法・米合衆国憲法修正」『米国憲法概論』(233-261頁).有斐閣.        高木八尺(1947, 11月)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『米国政治史序説』[第3版](1-38頁).有斐閣.</p>	<p>■5月3日:日本国憲法施行</p> <p>■8月:文部省、中学校1年の社会科教科書『あたらしい憲法のはなし』を刊行</p>	
1948	<p>高木八尺(1948, 2月)。「米国憲法略義」[再版]有斐閣.</p> <p>北沢直吉(1948, 11月)。「附録 米国憲法」『米国現代の民主政治:其の理論と実際』(143-169頁). 霞関会.</p>	<p>■文部省、中・高等学校教科書『民主主義』を刊行</p>	
1949	<p>橋本公亘(1949, 4月)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『米国憲法講話』(201-229頁). 東洋書館.</p>	<p>■4月5日:内閣官房長官通達「公用文作成の基準について(依命通達)」(昭57総00051100)</p>	

1949	W.バトマン(Patman, Wright), <b>角邦雄</b> ・訳(1949, 11月)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『アメリカ政府: 民主政治の実際の運営』(275-297頁)。新人社。[原著: Patman, W. (1946). <i>Our American government: What is it? How does it function? 284 questions and answers, a comprehensive story of the history and functions of our American government interestingly and accurately portrayed. Questions and answers relative to our American government.</i> Washington: U.S. Govt. Printing Office].		
1950	上野裕久(編)(1950)『五ヶ国比較憲法集: 日米ソ英独』大同鮮明図書印刷出版社←宮沢(1946)訳を転載 法学研究会(編)(1950, 10月)『世界憲法(国際法)並びに五ヶ国比較憲法集: 日米英ソ獨』大同鮮明図書印刷出版社←宮沢(1946)訳を転載 上野裕久(編)(1950)『法令抄: 一般教養法律学』大同鮮明図書印刷出版社←宮沢(1946)訳を転載		■修正第22条の批准
	チャールス・A.ビーアド(Beard, Charles A.), <b>松本重治</b> ・訳(1950, 6月)。「アメリカ合衆国憲法全文」『共和国』下巻(343-359頁)。社会思想研究会出版部。[原著: Beard, C.A. (1943). <i>The republic: The conversations on fundamentals.</i> New York: Viking Press].		
1951	<b>高木八尺</b> (1951)。「アメリカ合衆国憲法(1787年)」アメリカ学会(訳編者), 代表高木八尺『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people), 第2巻(395-420頁)。岩波書店。		
1952	<b>近藤長衛</b> (1952.8.28-1952.9.19)。「家庭婦化学校」『加州毎日』Japan-California Daily News, 10-28.	■4月4日: 内閣依命通知「公用文作成の要領」 ■4月28日: サンフランシスコ講和条約発効, 占領期間終了	■マッカーラン・ウォルター移民帰化法 (McCarran-Walter Act; Immigration and Nationality Act of 1952) 成立
	田中伊三次(1952, 3月)。「憲法の心: 新憲法の基本原則」(180-207頁) 三和書房←外務省[ca. 1946]訳を転載		
	<b>宮田豊</b> ・訳(1952, 5月)。「アメリカ合衆国の憲法」大石義雄(編)『世界各国の憲法』(49-74頁)。京都: 三和書房。		
	<b>参議院事務局総務部資料課</b> (訳編)(1952, 7月)。「合衆国憲法」『合衆国国会関係諸法規』(31-60頁)。参議院事務局総務部資料課		
	米国司法省, <b>藤田耕三</b> ・訳(1952, 12月)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『誰にもわかる米国市民読本: 帰化準備書』(181-199頁)。全米市民協会, ホノルル商工会議所。[原著: Seckler-Hudson, C. (1948). <i>Federal textbook on citizenship: Our Constitution and government; lessons on the Constitution and government of the United States for use in the public schools by candidates for citizenship.</i> Washington: United States Government Printing Office].		
1953	法学研究会(編)(1953, 6月)『世界憲法(国際法)並びに五ヶ国比較憲法集: 日米英ソ獨』(第7版)大同鮮明出版社←宮沢(1946)訳を転載		
1954	カール・バン・ドーレン(Van Doren, Carl Clinton), <b>柳川創造</b> ・訳(1954, 5月)。「附・アメリカ合衆国憲法, 合衆国憲法修正箇條」『大いなる開幕: アメリカ憲法のできるまで』(130-154頁)。教育書林。[原著: Van Doren, C.C. (1948). <i>The great rehearsal: The story of the making and ratifying the Constitution of the United States.</i> New York: Viking Press].	■11月25日: 法制局総発第89号「法令用語改善の実施要領」	
1955	<b>久保田きぬ子</b> (1955, 3月)。「合衆国憲法修正第13条・第14条及び第15条」アメリカ学会(訳編者), 代表高木八尺『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people) 第4巻(114-129頁)。岩波書店。 <b>衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館調査立法考査局・内閣法制局</b> (1955, 4月)。「アメリカ合衆国憲法」「合衆国憲法改正」『各国憲法集』(2-30頁), 衆議院法制局。		
	リチャード・D・ヘフナー(Heffner, Richard D.), <b>アメリカ史研究会</b> ・訳(1955, 11月)。「アメリカ合衆国憲法」『原典によるアメリカ発展史』(28-55頁)。教育書林。[原著: Heffner, R. D. (1952). <i>A documentary history of the United States</i> ].		
	<b>塚本重頼</b> (1955, 12月)『註解アメリカ憲法』酒井書店。		

1956	斎藤敏(1956, 3月)『アメリカ合衆国憲法序説』理想社。		
	チャールズ・A・ビーアド／メアリ・R・ビーアド(Beard, Charles A. & Beard, Mary R.), 岸村金次郎・松本重治・共訳(1956, 6月)『アメリカ合衆国史』下(679-698頁), 岩波書店。[原著: Beard, C.A. & Beard, M.R. (1944). <i>A basic history of the United States</i> . New York: Doubleday, Doran & Company.]		
	宮田豊(1956, 12月)『アメリカ合衆国の憲法』大石義雄(編)『世界各国の憲法典』(20-50頁), 有信堂高文社。 <sup>*2</sup>		
1957	久保田きぬ子(1957)『合衆国憲法修正第16条及び第17条』『合衆国憲法修正第18条及び第19条』アメリカ学会(訳編者), 代表高木八尺『原典アメリカ史』( <i>A documentary history of the American people</i> )第5巻(315-320頁; 370-378頁), 岩波書店。		
1958	松山武夫(1958, 1月)『附録 アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法史研究:特に人権思想の発展を中心として』(343-359頁), 日本学術振興会。		
	大西公照(1958, 4月)『アメリカ合衆国憲法』大沢章(編)『世界の憲法』(23-35頁), 国元書房。		
	美濃部達吉, 伊藤正己改訂(1958, 8月)『付録 合衆国憲法』『米國憲法概論』(213-230頁), 有斐閣。		
1959	上野裕久(1959, 6月)『米國憲法』『世界主要憲法集』(61-82頁), 京都: 関書院←宮沢(1946)訳を転載		
	宮田豊(1959, 11月)『アメリカ合衆国の憲法』大石義雄(編)『世界各国の憲法典』[新訂版](21-50頁), 有信堂高文社。 <sup>*2</sup>	■ 12月4日: 法制局総発第134号法制局次長から各省あて「法令用語の送りがなのつけ方」	
1960	斎藤眞(1960, 1月)『アメリカ合衆国憲法』宮沢俊義(編)『世界憲法集』(23-54頁), 岩波書店。		
	憲法調査会事務局(1960, 3月)『アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について』(憲資・総: 第45号)憲法調査会事務局。(久保田きぬ子作成)		
	エドワード・S・コーウィン(Corwin, Edward Samuel), 京都大学憲法研究会(編), 村上義弘・畑博行・中山健男・宮田豊・共訳(1960, 7月)『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』有信堂高文社。 <sup>*2</sup> [原著: Corwin, E.S. (1958). <i>The Constitution and what it means today</i> (12th ed.). Princeton: Princeton University Press].		
	ラーニッド・ハンド(Hand, Learned), 清水望・牧野力・共訳(1960年11月)『附録 アメリカ合衆国憲法・合衆国憲法改正箇条』権利章典: アメリカ最高裁判所の違憲審査について』(173-180頁), 日本評論新社。[原著: Hand, L. (1958). <i>The Bill of Rights: The Oliver Wendell Holmes Lectures, 1958</i> . Cambridge: Harvard University Press].		
	藤原守胤(1960, 12月)『附録1アメリカ合衆国憲法』『アメリカの民主政治』(833-851頁), 慶応義塾大学法学研究会。		
1961			■ 修正第23条の批准
1962	斎藤敏(1962, 5月)『アメリカ合衆国憲法論』理想社。		
1963			
1964	斎藤敏(1964, 5月)『アメリカ合衆国憲法論』[増補再版]理想社。		
	高木八尺(1964, 9月)『アメリカ合衆国憲法(1787年)』アメリカ学会(訳編者), 代表高木八尺『原典アメリカ史』( <i>A documentary history of the American people</i> ) [改訂版]第2巻(395-420頁), 岩波書店。		
	チャールズ・A・ビーアド／メアリ・R・ビーアド／ウィリアム・ビーアド(Beard, Charles A., Beard, Mary R. & Beard, William), 岸村金次郎・松本重治・本間長世・共訳(1964, 9月)『アメリカ合衆国史』[新版](502-518頁), 岩波書店[原著: Beard, C.A., Beard, M.R., & Beard, W. (1960). <i>Beard's basic history of the United States</i> . New York: Doubleday]		■ 修正第24条の批准
1965	エドワードG・ヒュードン(Hudon, Edward G.), 松山武夫・訳(1965, 1月)『合衆国憲法関係条文・抜粋』『近代国家と言論の自由』(387-392頁), アジア社。[原著: Hudon, E.G. (1963). <i>Freedom of speech and press in America</i> . Washington: Public Affairs Press].		
	宮田豊・東条喜代子(1965, 9月)『アメリカ合衆国の憲法』京都大学憲法研究会(編)『世界各国の憲法典』( <i>The Constitution of the nations</i> ) [新訂増補版](21-50頁), 有信堂高文社。 <sup>*2</sup>		

	岩野美代治(1965.12月)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『アメリカ大統領選挙概説』(162-196頁). 新日本社←宮田(1952)訳を掲載		
1966	塚本重頼(1966.4月)。「註解アメリカ憲法」(新訂版)酒井書店.		
1967	斎藤敏(1967.4月)。「アメリカの憲法と政治」理想社.		■修正第25条の批准
1968	田中英夫(1968.5月)。「付録 合衆国憲法」『アメリカ法の歴史』上(附録36-48頁). 東京大学出版会.		
	斎藤敏(1969.4月)。「アメリカの憲法と政治」[2版]理想社.		
1969	斎藤眞(1969.7月)。「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)。「世界憲法集」増補(23-52頁). 岩波書店.		
1970			
	奥原唯弘・村田光堂(1971.9月)。「アメリカ合衆国憲法」比較憲法研究会(編)(大西邦敏監修, 清水望, 小林昭三, 奥原唯弘編集)『世界の憲法: 正文と解説』(27-46頁). 成文堂.		■修正第26条の批准
1971	斎藤敏(1971.9月)。「アメリカの憲法と政治」[4版]理想社. 高木八尺著・斎藤眞(編)(1971)。「附録 アメリカ合衆国憲法」『米国政治史序説』評論社(復初文庫).		
1972	村田光堂・訳(1972.7月)。「付録アメリカ合衆国憲法」C. ハーマン・プリチェット(Pritchett, C. Herman)著, 村田光堂・西修・竹花光範・訳『アメリカ憲法入門』(189-204頁). 成文堂. [原著: Pritchett, C.H. (1967). <i>The American constitutional system</i> . New York: McGraw-Hill]. 斎藤敏(1972.10月)。「アメリカの憲法と政治」[5版]理想社.	■5月15日: 沖縄返還協定が発効し, 沖縄は日本に返還	
	大石義雄(1973.9月)。「アメリカ合衆国の憲法」大石憲法研究所(編)『世界各国の憲法集』(195-204頁) 嵯峨野書院(全訳ではない)←宮田(1952)訳を掲載		
	斎藤敏(1973.9月)。「アメリカの憲法と政治」[6版]理想社.		
1973	E.グリフィス(Griffith, Ernest Stacey), 一倉重美津・訳(1973.10月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲政の理論: 世界最古の成文憲法』(139-177頁). 八千代出版. [原著: Griffith, E.S. (1954). <i>The American system of government</i> . New York: Praeger].	■10月3日: 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について(通知)」	日米安保後の低位安定期
1974	塚本重頼(1974.9月)。「註解アメリカ憲法」[増補版]酒井書店.		
1975	E.グリフィス(Griffith, Ernest Stacey), 一倉重美津・訳(1975.5月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲政の理論: 世界最古の成文憲法』(The American system of government)[第2版]八千代出版. [原著: Griffith, E.S. (1954). <i>The American system of government</i> . New York: Praeger]. 斎藤敏(1975.7月)。「アメリカの憲法と政治」[8版]理想社.		
	斎藤眞(1976.3月)。「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)。「世界憲法集」[第2版](27-63頁). 岩波書店. 武則忠見(1976.7月)。「合衆国憲法, バージニア修正条項, 権利章典」M.ジェンセン(Jensen, Merrill), 斎藤眞・武則忠見・高木誠・訳『アメリカ憲法の制定』第3刷(185-200頁). 南雲堂. [原著: Jensen, M. (1964). <i>The making of the American Constitution</i> . Princeton: Van Nostrand]		
1976	E.グリフィス(Griffith, Ernest Stacey), 一倉重美津・訳(1976.8月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲政の理論: 世界最古の成文憲法』(The American system of government)[第3版](140-177頁). 八千代出版. [原著: Griffith, E.S.(1954). <i>The American system of government</i> . New York: Praeger].		
1977			
	斎藤敏(1978.4月)。「アメリカの憲法と政治」[10版]理想社. 斎藤敏(1978.6月)。「アメリカの憲法と政治」[11版]理想社. 木下太郎・訳(1978.12月)。「アメリカ合衆国憲法(1788年)」木下太郎(編)『世界諸国の憲法集』(87-106頁). 暁印書館.		
1978			
1979			
1980	斎藤眞(1980.4月)。「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義(編)。「世界憲法集」[第3版](27-63頁). 岩波書店.		

1981		<p>■10月1日:内閣法制局総発第141号「法令における漢字使用等について」、内閣法制局総発第142号「法令用語改正要領の一部改正について」</p>	
1982	<p>畑博行(1982, 1月)。「戦後の憲法修正諸条項」アメリカ学会(訳編者)、代表齋藤眞『原典アメリカ史』第7巻(289-301頁).岩波書店.</p> <p>武則忠見(1982, 6月)。「合衆国憲法、バージニア修正条項、権利章典」M.ジェンセン(Jensen, Merrill)、齋藤眞・武則忠見・高木誠訳『アメリカ憲法の制定』第3刷(185-200頁).南雲堂。[原著: Jensen, M. (1964). <i>The making of the American Constitution</i>. Princeton: Van Nostrand](後書きのみ1976年版に加筆されている)</p>		
1983	<p>塚本重頼・長内了(1983, 7月)『註解アメリカ憲法』[全訂新版]酒井書店.</p> <p>齋藤眞(1983, 8月)。「アメリカ合衆国憲法」宮沢俊義編『世界憲法集』[第4版](27-63頁).岩波書店.</p>		
1984			
1985	<p>木下太郎訳(1985, 2月)。「アメリカ合衆国憲法(1787年)」木下太郎(編)『世界諸国の憲法集』[第2版](241-261頁).暁印書館.</p>		
1986			
1987	<p>United States Information Service, American Embassy, Tokyo (在日米国大使館広報・文化交流局) (1987)『アメリカ合衆国憲法および修正箇条』<i>The Constitution of the United States of America</i>. United States Information Service, American Embassy, Tokyo.</p> <p>中経出版, ガース・ウィリアムズさし絵, 緒方貞子 エッセー(1987, 12月)『アメリカ合衆国憲法. 楽しく読もう 対訳』中経出版.←U.S. Information Service, American Embassy, Tokyo(1987)訳を転載</p>		<p>■合衆国憲法制定200周年記念</p>
1988	<p>野坂泰司(1988, 9月)。「アメリカ合衆国」樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』(33-55頁).三省堂.</p>		<p>■米国議会, 米国憲法センター(The National Constitution Center)を設立.</p>
1989	<p>松井茂記(1989, 3月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲法入門』(<i>American constitutional law</i>) (293-308頁).有斐閣.</p> <p>北脇敏一・山岡永知(訳編)(1989, 6月)『対訳アメリカ合衆国憲法』国際書院</p> <p>有賀貞(1989, 10月)。「付録 アメリカ合衆国憲法」大下尚一・志邨晃佑・有賀貞・平野孝(編)『史料が語るアメリカ: メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』(270-285頁).有斐閣.</p>		<p>■冷戦終結</p>
1990			<p>■湾岸戦争(~1991)</p>
1991	<p>野坂泰司(1991, 2月)。「アメリカ合衆国」樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』[改訂版] (33-55頁).三省堂.</p> <p>佐藤幸治・高井裕之(1991, 3月)。「アメリカ合衆国」阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』(<i>Constitution of nations</i>) (1-16頁).有信堂高文社.</p>		
1992	<p>松井茂記(1992, 3月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲法入門』(<i>American constitutional law</i>) [第2版](297-312頁).有斐閣.</p>		<p>■修正第27条の批准</p>
1993	<p>田中英夫(1993, 9月)。「合衆国憲法: 対訳」『BASIC英米法辞典』(221-245頁).東京大学出版会.</p>		
1994	<p>野坂泰司(1994, 3月)。「アメリカ合衆国」樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』[第3版] (39-62頁).三省堂.</p>		
1995	<p>後藤浩司(1995, 7月)『原文で読む「米国憲法入門」』信山社.</p> <p>松井茂記(1995, 11月)。「アメリカ合衆国憲法」『アメリカ憲法入門』(<i>American constitutional law</i>) [第3版](303-318頁).有斐閣.</p>		
1996			
1997			

1998	飛田茂雄(1998, 7月)『アメリカ合衆国憲法を英文で読む:国民の権利はどう守られてきたか』中央公論社. 高井裕之(1998, 8月)『アメリカ合衆国』阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』( <i>Constitution of nations</i> ) [第2版] (1-16頁). 有信堂高文社.			
1999				
2000	松井茂記(2000, 2月)『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法入門』( <i>American constitutional law</i> ) [第4版] (319-334頁). 有斐閣. 飛田茂雄(編)(2000, 7月)『アメリカ合衆国憲法』『現代英米情報辞典』( <i>Kenkyusha's dictionary of contemporary British &amp; American life and culture</i> ) (1187-1238頁). 研究社. 鈴木康彦(2000, 12月)『註釈アメリカ合衆国憲法』( <i>The Constitution of the United States: The evolving Constitution</i> ) 国際書院.	■ 1月20日:「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ため 憲法調査会を衆議院・参議院それぞれに設置	翻訳の多様化期  ■ 9月11日: 米国同時多発テロ	
2001	野坂泰司(2001, 3月)『アメリカ合衆国』樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』[第4版] (41-66頁). 三省堂. 恒文社21編集部(編)(2001, 4月)『付録』『入門日本国憲法: 学習まんが解説付』(1-54頁). 恒文社21. ←U.S. Information Service, American Embassy, Tokyo. (1987). 訳を掲載 大沢秀介・訳(2001, 6月)『アメリカ合衆国憲法和訳<新訳>』参議院憲法調査会事務局『アメリカ合衆国憲法概要』(33-53頁). 参議院憲法調査会事務局.	■ 1月7日~14日: アメリカ合衆国における憲法事情に関する実情調査のため、参議院憲法調査会所属の議員から成る議員団が米国訪問		
2002	飛田茂雄(2002, 3月)『アメリカ合衆国憲法の邦訳と解説』『英米法律情報辞典』( <i>Kenkyusha's dictionary of English and American Law</i> ) (510-574頁). 研究社. ジーン・フリッツ(Fritz, Jean), 富永星・訳(2002, 4月)『アメリカ合衆国憲法』『合衆国憲法のできるまで』(66-100頁). あすなろ書房. [原著: Fritz, J. (1987). <i>Shhh! We're writing the Constitution</i> . New York: Putnam]. 北藤敏一・山岡永知(編訳)(2002, 9月)『新版 対訳アメリカ合衆国憲法』国際書院. 阿部竹松(2002, 10月)『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ合衆国憲法〔統治機構〕』(283-294頁). 有信堂高文社.			
2003				■ 7月4日: 米国憲法センター(The National Constitution Center) 開館
2004	松井茂記(2004, 4月)『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法入門』( <i>American constitutional law</i> ) [第5版] (328-343頁). 有斐閣. 田島裕(2004, 5月)『付録1 合衆国憲法』『アメリカ憲法: 合衆国憲法の構造と公法原理』(429-449頁). 信山社出版. 阿部竹松(2004, 5月)『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法と民主制度』( <i>American constitutional law and democracy</i> ) (430-449頁). ぎょうせい. National Constitution Center (2004, summer). <i>The Constitution of the United States: PDF translations (Japanese)</i> .	■ 8月31日~9月3日: アメリカ合衆国における憲法事情に関する実情調査のため、衆議院憲法調査会所属の議員から成る議員団が米国訪問		
2005	高井裕之(2005, 7月)『アメリカ合衆国』阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』( <i>Constitution of nations</i> ) [第3版] (1-16頁). 有信堂高文社.			
2006	野坂泰司(2006, 11月)『アメリカ合衆国』初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』( <i>Constitutions of nations</i> ) (49-74頁). 三省堂.			
2007	土井真一(2007, 1月)『アメリカ』高橋和之(編)『新版 世界憲法集』(45-91頁). 岩波書店.	■ 5月18日: 「日本国憲法の改正手続に関する法律」成立 8月7日: 衆参両議院における憲法審査会の設置に伴い、憲法調査会廃止		

2008	阿部竹松(2008, 5月).『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法』(1-21頁). 成文堂. 高橋一修(2008, 8月).『アメリカ合衆国憲法』米国大使館レファレンス資料室(編)『米国の歴史と民主主義の基本文書』(Fundamental documents of American history and democracy) (21-38頁). 米国大使館レファレンス資料室. 松井茂記(2008, 12月).『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法入門』(American constitutional law) [第6版](347-362頁). 有斐閣.		
2009	高井裕之(2009, 6月).『アメリカ合衆国』阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』(Constitution of nations) [第4版](1-16頁). 有信堂高文社. 阿部竹松(2009, 9月).『アメリカ憲法』[補訂版](64-84頁). 成文堂.		
2010	野坂泰司(2010, 4月).『アメリカ合衆国』初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』(Constitutions of nations) [第2版](57-83頁). 三省堂.	■ 11月30日: 内閣法制局長官決定「法令における漢字使用等について」 ■ 5月20日: 「日本国憲法の改正手続に関する法律」施行	
2011	阿部竹松(2011, 1月).『アメリカ憲法』[第2版](65-85頁). 成文堂.		
2012	土井真一(2012, 4月).『アメリカ』高橋和之(編)『新版 世界憲法集』[第2版](47-94頁). 岩波書店. 米国大使館/アメリカンセンター・レファレンス資料室(編)(2012, 7月).『アメリカ合衆国憲法』『米国公法制度の概説』(Outline of the U.S. legal system).(177-203頁). 米国大使館/アメリカンセンター・レファレンス資料室.*4 松井茂記(2012, 12月).『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法入門』(American constitutional law) [第7版](433-448頁). 有斐閣.		
2013	阿部竹松(2013, 7月).『アメリカ憲法』[第3版](66-87頁). 成文堂.		
2014	野坂泰司(2014, 7月).『アメリカ合衆国』初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』(Constitutions of nations) [第3版](61-92頁). 三省堂.	■ 6月20日: 「日本国憲法の改正手続に関する法律」の一部を改正する法律公布・施行	
2015	近藤健(2015, 11月).『付録 アメリカ合衆国憲法』『憲法の誕生 権力の危険性をめぐって』(Inventing the Constitution: How to restrain the abuses of power) (171-202頁). 彩流社.		
2016			
2017	野坂泰司(2017年, 6月).『アメリカ合衆国』初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』(Constitutions of nations) [第4版](63-92頁). 三省堂.		
2018	松井茂記(2018, 4月).『アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法入門』(American constitutional law) [第8版](449-464頁). 有斐閣. 高井裕之(2018, 12月).『アメリカ合衆国』畑博行・小森田秋夫(編)『世界の憲法集』(Constitution of nations) [第5版](1-16頁). 有信堂高文社.		
2019	丸田隆(2019, 4月).『資料 アメリカ合衆国憲法』『アメリカ憲法の考え方』(The concept of Constitution of the United States) (413-422頁). 日本評論社.*5		
2020	野坂泰司(2020年, 9月).『アメリカ合衆国』初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説 世界憲法集』(Constitutions of nations) [第5版](70-82頁). 三省堂.		

二〇世紀の混迷する世界情勢下の停滞期

注: ■ 既訳の引用であることを示す。  
太字は翻訳者名

\*1 出典:

https://www.ndl.go.jp/modern/utility/chronology.html  
https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/history.html  
https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/pdf/handbook.pdf  
https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/pdf/kaigai.pdf  
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/report2003.pdf/\$File/report2003.pdf  
https://www.jacar.go.jp/glossary/index.html#Top1  
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s47\_1972\_02.html  
以上、すべて2020年2月24日最終確認  
文化庁(編)(2006).『国語施策百年史』ぎょうせい.

<sup>42</sup>書籍には出版社名として有信堂と記載されているが、同社に問い合わせたところ、同社営業部より正式名は有信堂高文社との回答を得た(2017年5月29日)。近年の出版物には正式名が用いられており、それらと同一出版社であることを明確にするために、本研究では、「有信堂高文社」に統一した。

<sup>43</sup>「1. この訳文(憲法改正第20条以下を除く)は高木八尺教授の『米國政治史序説』(昭和6年)にのつている同教授の訳文を大体そのまま口語体書き改めたものである。貴重な訳文を自由に利用することを諒承された同教授に対して厚くお礼を申し上げたい。」(宮沢, 1946, p. 108)

<sup>44</sup>高橋一修(2018, 8月)訳の再掲である。ただし、同書には翻訳者は明記されていない。

・オンラインでは、以下の在日米大使館サイトに掲載されている。

「アメリカ合衆国憲法」<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/>(2020年2月24日最終確認)

「アメリカ合衆国憲法に追加され またはこれを修正する条項」<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>(2020年2月24日最終確認)

「アメリカ合衆国憲法(1787年)」<https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/10/wwwf-major-docs-constitution.pdf> (2020年2月24日最終確認)

これらの掲載年月日については、<http://aboutusajapan.usembassy.gov/j/usaj-constitution.html> (2014年8月14日最終確認, 2020年2月24日時点では削除されている)の末尾に「在日米大使館サイト掲載日(改訂版): 3/13/2009; 更新日: 2/2/2011」と記載されていた。

<sup>45</sup>紙の書籍と電子書籍の両方あり

<sup>46</sup>以下の理由により、富久華編集部は藤井の筆名と推測し、本研究では藤井訳とみなした。

1. 1938年と1939年著作の序が日付や付録の構成以外は藤井(1934, 1935)と酷似しており、憲法訳は同一である。

2. 国会図書館所蔵分の藤井(1935)については奥付以外、同じ書物を大阪大学図書館で所蔵している。

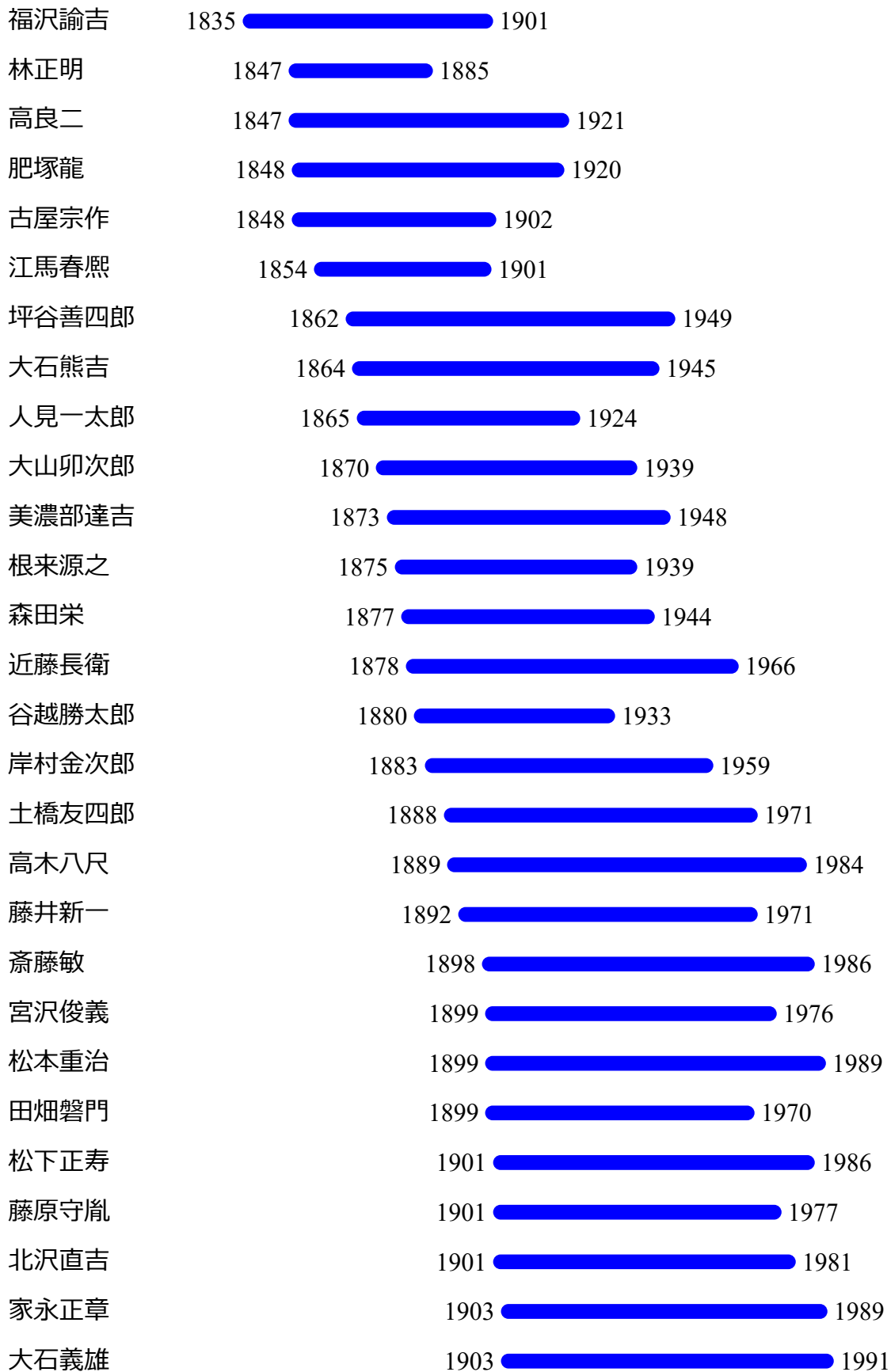
3. 国会図書館所蔵分の1939年著作の奥付には手書きで「藤井新一 Essay on the State」とある。

4. 同書は富久華編集部唯一の出版物であった。

なお、筆者は出版社の有斐閣にメールで問い合わせたが、古い出版物であるため、特定できないとの回答を2017年3月27日に得た。



合衆国憲法 日本語翻訳者 生没年グラフ (生年順)



鈴木安蔵	1904	1983
田中伊三次	1906	1987
桧山武夫	1908	1966
牧野力	1909	1993
中山健男	1910	1977
角邦雄	1911	
久保田きぬ子	1913	1985
塚本重頼	1913	1992
伊藤正己	1919	2010
橋本公巨	1919	1998
斎藤眞	1921	2008
武則忠見	1923	1986
宮田豊	1924	
清水望	1924	2014
柳川創造	1925	
村上義弘	1927	
田中英夫	1927	1992
飛田茂雄	1927	2002
奥原唯弘	1928	1990
本間長世	1929	2012
大西公照	1929	
村田光堂	1930	
一倉重美津	1930	
畑博行	1930	
近藤健	1930	2017
有賀貞	1931	2013
東条喜代子	1932	
阿部竹松	1934	
北脇敏一	1935	2002














鈴木康彦	1936	
佐藤幸治	1937	
山岡永知	1938	
高橋一修	1939	
田島裕	1940	
長内了	1942	 2013
丸田隆	1949	
野坂泰司	1950	
大沢秀介	1952	
富永星	1955	
松井茂記	1955	
高井裕之	1960	
土井真一	1966	

表4-1: 合衆国憲法 TT書誌情報・形式の特徴・内容の特徴

翻訳者	出版年	書名	出版地	出版社	収録辞書・新聞名	原典	異なる版	翻訳範囲	文語体・口語体	仮名遣い	使用文字種1	使用文字種2	使用文字種3	原文の有無	書字方向	文献の種別	NDC9	NDC分類名	詳細分類*1
1 福沢諭吉	1866	『西洋事情』初編2	日本	尚古堂				修正第12条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	読点のみ(14) (文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	W335*2	和古書・漢籍 外国[万国史, 万国地誌]	米国事情
2 林正明	1873	『合衆国憲法』	日本	求知堂				修正第12条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
3 元老院	1881	『各国憲法類纂』	日本	元老院				内容別・特定の条文のみ(米利堅と表記)	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
4 不明	1881	「亜米利加合衆国憲法」	日本	嚶鳴社	『東京輿論新誌』第25号-38号			修正第14条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	雑誌	-	-	米国憲法の解説書
5 肥塚龍	1882	「北米合衆国憲法」 「北米合衆国憲法(前号の続)」	日本	嚶鳴社	『嚶鳴雑誌』38, 15-25頁。 『嚶鳴雑誌』39, 14-26頁。			本文のみ	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	雑誌	-	-	米国憲法の解説書
6 古屋宗作 (纂訳)	1887	「北米合衆国」	日本	博文本社	鹿島秀徳校閲『憲法叢書』(306-317頁)	Andrews, I. W. (1887). <i>Manual of the Constitution of the United States.</i>		修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
7 坪谷善四郎	1888	「北亜米利加合衆国憲法」	日本	博文館	『万国憲法』(49-75頁)		第4版(1891)	修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
8 高良二	1888	『亜米利加合衆国憲法』	日本	元老院	吉田清成口授、チャールズ・ランマン筆記(147-160頁)			修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	読点のみ(2)(文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
9 今村長善	1888	『公民政治読本』	日本	今村長善		Alden, J. (1867). <i>Citizen's manual of government</i> と記載されているがこの書名の書籍は存在せず。正しくはAlden, J. (1867). <i>Alden's citizen's manual: A text-book on government, for common schools</i> と推定される。		修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	310	政治	米国政治の解説書
10 坪谷善四郎	1889	「北亜米利加合衆国憲法」	日本	博文館	『大日本帝国憲法注釈』(743-788頁)			修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	日本国憲法の解説書
11 内田米次郎	1889	「北亜米利加合衆国憲法」	日本	文選楼	『国会法理論』(171-192頁)			修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	314	議会	世界憲法集
12 坪谷善四郎	1890	「北亜米利加合衆国憲法」	日本	博文館	『日本憲法・議院法・撰挙法・会計法・貴族院令註釈』(743-767頁)			修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	日本国憲法の解説書
13 江馬春熙	1890	「亜米利加合衆国憲法」	日本	学知軒	『通俗亜米利加史: 挿画平仮名付』(73-85頁)			修正第14条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名 (変体仮名)	句読点なし		なし	縦書き	書籍	230	ヨーロッパ史・西洋史	歴史(米国史)書
14 人見一太郎	1891	「平民政治附録 北亜米利加合衆国憲法附修正及追加」	日本	民友社	『平民政治』第2編(1-35頁)	Bryce, J. (1891). <i>The American commonwealth.</i>		修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	読点のみ		なし	縦書き	書籍	310	政治	米国政治の解説書
15 衆議院事務局	1894	「亜米利加合衆国憲法」	日本	衆議院事務局	『参考叢書 第3 憲法』(1-31頁)			修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点なし		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
16 不明	1910	「合衆国憲法」、「修正憲法」	米国	日米新聞社	日米新聞社(編)『日米年鑑』( <i>The Japanese American year book</i> ), 第7号、後篇(1-12頁)		第6号(1912), 第9号(1913), 第10号(1914)	前文なし、修正第15条まで(第10号のみ前文あり)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	読点のみ(文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	295	地理・地誌・紀行(北アメリカ)	米国事情

17	不明	1911	「合衆国憲法」、「修正憲法」	米国	北米時事社	北米時事社編輯局(編)『北米年鑑』( <i>The North American Times year book</i> )、第2号(88-100頁)		第3号(1912)、第4号(1913)、第5号(1915)、第7号(1916)、第8号(1918)、第9号(1919)	前文なし、修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	読点のみ(文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	334.4	人口・土地・資源(移民[来住民]・難民問題 移民[来住民]・難民政策)	米国事情
18	根来源之	1914	『米国憲法論』	日本	根来源之				修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり(2件除き段落途中の文末には読点を使用)		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
19	森田栄	1915	「第21章 条約及法律 第一節合衆国憲法 第二節修正憲法」	米国	真栄館	『布哇日本人発展史』(789-810頁)			前文なし、修正第15条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	読点のみ(段落最後の文末に句読点なし)	漢字の約半分振り仮名	なし	縦書き	書籍	334.4	人口・土地・資源(移民[来住民]・難民問題 移民[来住民]・難民政策)	歴史(米国史)書
20	大石熊吉	1922	『米國憲法要論』	日本	廣文館		Corvin, E. S. (1920). <i>The Constitution and what it means today.</i>		修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.9	憲法(行政法)	米国憲法の解説書
21	衆議院事務局	1924	『各国議院法規 米国内部』(参考叢書; 第4編)	日本	衆議院事務局	『各国議院法規 米国内部』(参考叢書; 第4編)(1-37頁)			修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	314	議会	世界憲法集
22	土橋友四郎	1925	「各国憲法正文(邦訳): 北米合衆国憲法」	日本	有斐閣	『世界各国憲法: 日本憲法比較対照』(51-80頁)			修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり(ただし段落最後の文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
23	藤井新一	1926	「第2章 連邦憲法」	日本	ミスマル社	『米國憲法論』(26-67頁)			前文なし、修正第19条まで(番号を振っていない)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
24	谷越勝太郎	1926	「北米合衆国憲法」	米国	谷越法律事務所	『米國法律要義』( <i>Laws of the United States</i> ) (1-49頁)、訂正増補			修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり(ただし段落最後の文末に句読点なし、句点3つのみ)		なし	縦書き	書籍	322.9	法制史(外国法)	米国憲法の解説書
25	倉持千代	1929	『米國憲法史』	日本	有斐閣		Guiteau, W. B., & Webster, H. H. (1926). <i>The Constitution of the United States: Its origin, meaning, and application.</i>		修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
26	大山卯次郎	1930	「附録 亜米利加合衆国憲法(訳文)」	日本	国際聯盟協会	『米國の政治組織及其活動』(1-31頁)			修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米国政治の解説書
27	藤井新一	1931	「附録 アメリカ合衆国憲法の条文」	日本	有斐閣	『アメリカ合衆国憲法原理』(183-224頁)	Thorpe, F. N. (1917). <i>The essentials of American constitutional law.</i>		前文なし、修正第19条まで(番号を振っていない)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
28	高木八尺	1931	「附録 アメリカ合衆国憲法」	日本	有斐閣	『米國政治史序説』(1-38頁)		第3版(1947)	修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり(ただし大半の段落最後の文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米国政治の解説書

29	藤井新一	1934	「アメリカ合衆国憲法の条文」	日本	有斐閣	『米國憲法本質論』(27-65頁)	Chalmers, D., & Asquith, C. (1930). <i>Outlines of constitutional law</i> の「序定義」(ママ)、Guiteau, W. B., & Webster, H. H. (1926). <i>The Constitution of the United States of the America</i> 基本原理、Thorpe, F. N. (1917). <i>The essentials of American constitutional law</i> の訳述)		前文なし、修正第19条まで相当まで(番号を振っていない)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
30	斎藤敏	1934	『北米合衆国憲法政治要説』	日本	巖波堂				修正第20条まで	口語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米國憲法の解説書
31	藤井新一	1935	『逐条アメリカ憲法論』	日本	安野愛亮				本文第3条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
32	藤井新一	1936	『米國憲法概論』	日本	有斐閣	本文と付録に訳文がある。本文にのみ前文の訳あり。修正第20条-第22条は付録にのみあり。付録の訳と本文の訳とは表記上の違いがいくつかある。			修正第22条まで相当まで(第22条は未批准)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
33	富久華編輯部	1938	『コンステュション・オブ・アメリカ』	日本	有斐閣	本文と付録に訳文がある。修正第22条は付録にのみあり。付録の訳と本文の訳とは表記上の違いがいくつかある。			前文なし、修正第22条まで相当まで(第22条は未批准)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
34	富久華編輯部	1939	『憲法論』	日本	有斐閣	本文と付録に訳文がある。修正第22条は付録にのみあり。付録の訳と本文の訳とは表記上の違いがいくつかある。			前文なし、修正第22条まで相当まで(第22条は未批准)	文語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
35	斎藤敏	1940	『北米合衆国憲法概説』	日本	巖波堂			訂正版(2001)	修正第21条まで	口語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
36	不明	1940	「北米合衆国憲法」	米國	在米日本人会	在米日本人会事務保存部(編)『在米日本人史』(1235-1250頁)			修正第19条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり(ただし段落最後の文末に句読点なし、句点1つのみ)		なし	縦書き	書籍	334.4	人口・土地・資源(移民[来住民]・難民問題 移民[来住民]・難民政策)	米國事情
37	藤原守胤	1940	「附録 邦訳アメリカ合衆国憲法」	日本	有斐閣	『アメリカ建国史論』(下)(附録1-31頁)			修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり(ただし段落最後の文末に句読点なし)		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米國史)書
38	家永正章	1943	「附録第六米國憲法」	日本	日本外政協会	『米國大統領：地位及び権限』(245-270頁)		再刊(1946)玄同社	修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國政治の解説書
39	森田(苗字のみ、名前は不明)	1946	「米國憲法条文」	日本	大蔵省大臣官房	大蔵省大臣官房総合政策課(編)『調査月報』35-4(245-27頁)			修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	雑誌	-	-	米國事情
40	斎藤敏	1946	『アメリカ合衆国憲法概説』	日本	高山書院				修正第21条まで	口語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	米國憲法の解説書
41	衆議院調査課	1946	『米國憲法：衆議院公報附録』	日本	衆議院調査課				修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	-	-	米國憲法翻訳単独
42	宮沢俊義	1946	「附録 アメリカ合衆国憲法正文」	日本	政治教育協會	『アメリカの憲法』(108-126頁)			修正第21条まで	口語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米國憲法の解説書
43	松下正寿	1946	「附録 アメリカ憲法」	日本	國際聯合研究会	『アメリカ憲法解説』(101-122頁)			修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米國憲法の解説書
44	高木八尺	1946	『米國憲法略義』	日本	有斐閣				修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米國憲法の解説書

45	外務省	[ca. 1946]	『アメリカ合衆国憲法』	日本	外務省				修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法翻訳単独
46	美濃部達吉	1947	「附録 米合衆国憲法」	日本	有斐閣	『米憲法概論』(233-261頁)			修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
47	北沢直吉	1948	「附録 米国憲法」	日本	霞関会	『米国現代の民主政治: 其の理論と実際』(143-169頁)			修正第21条まで	文語体	旧仮名遣い	漢字+片仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米国政治の解説書
48	橋本公互	1949	「附録 アメリカ合衆国憲法」	日本	東洋書館	『米憲法講話』(201-229頁)			修正第21条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書き	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
49	角邦雄	1949	「付録 アメリカ合衆国憲法」	日本	新人社	『アメリカ政府: 民主政治の実際的運営』(267-297頁)	Patman, W. (1946). <i>Our American government: What is it? How does it function? 284 questions and answers, a comprehensive story of the history and functions of our American government interestingly and accurately portrayed. Questions and answers relative to our American government.</i>		修正第21条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	317.9	行政(外国の中央行政)	米国政治の解説書
50	松本重治	1950	「アメリカ合衆国憲法」	日本	社会思想研究会出版部	『共和国』(343-359頁)	Beard, C. A. (1943). <i>The Republic: The conversations on fundamentals.</i>		修正第21条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米国政治の解説書
51	高木八尺	1951	「アメリカ合衆国憲法(1787年)」	日本	岩波書店	アメリカ学会編者、代表高木八尺『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people) 第2巻(395-420頁)			修正第12条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
52	近藤長衛	1952	「家庭婦人学校」	米国	加州毎日新聞社	『加州毎日』Japan-California Daily News (10-28)(8/28-9/19)			修正第20条まで	文語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり	漢字に振り仮名	なし	縦書き	新聞記事	-	-	米国憲法の解説書
53	宮田豊	1952	「アメリカ合衆国の憲法」	日本	三和書房	大石義雄(編)『世界各国の憲法』(49-74頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
54	参議院事務局総務部資料課	1952	「合衆国憲法」	日本	参議院事務局総務部資料課	参議院事務局総務部資料課(編)『合衆国会関係諸法規』(31-60頁)			修正第21条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	314	議会	米国法の解説書
55	蒔田耕三	1952	「附録 アメリカ合衆国憲法」	米国	全米市民協会、ホノルル商工会議	『誰にもわかる米国市民読本: 帰化準備書』(181-199頁)	Seckler-Hudson, C. (1948). <i>Federal textbook on citizenship: Our Constitution and government; lessons on the Constitution and government of the United States for use in the public schools by candidates for citizenship.</i>		修正第22条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国政治の解説書
56	柳川創造	1954	「アメリカ合衆国憲法(附)」	日本	教育書林	『大いなる開幕: アメリカ憲法のできるまで』(130-154頁)	Van Doren, C. C. (1948). <i>The great rehearsal: The story of the making and ratifying the Constitution of the United States.</i>		修正第21条まで(ただし、修正第1-12条訳落ち)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書

57	久保田きぬ子	1955	「合衆国憲法修正第13条・第14条及び第15条」	日本	岩波書店	アメリカ学会訳編者、代表高木八尺『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people)第4巻(114-129頁)			修正第13,14,15条のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
58	衆議院法制局・参議院法制局・国会図書館調査立法審査局・内閣法制局	1955	「アメリカ合衆国憲法」「合衆国憲法改正」	日本	衆議院法制局	『各国憲法集』(2-30頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
59	アメリカ史研究会	1955	「アメリカ合衆国憲法」「合衆国憲法修正箇条」	日本	教育書林	『原典によるアメリカ発展史』(28-55頁)	Hefner, R.D. (1952) A documentary history of the United States.		修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
60	塚本重頼	1955	『註解アメリカ憲法』	日本	酒井書店			新訂版(1966)、増補版(1974)	修正第22条まで(新訂版は第24条まで、増補版は第26条まで)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり	あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書	
61	斎藤敏	1956	『アメリカ合衆国憲法序説』	日本	理想社				修正第22条まで	口語体	旧仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり	あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書	
62	岸村金次郎・松本重治	1956	「付録 アメリカ史の原典資料抜萃」	日本	岩波書店	『アメリカ合衆国史』下(679-698頁)	Beard, C.A. & Beard, M. R. (1944). A basic history of the United States.		修正第12条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
63	宮田豊	1956	「アメリカ合衆国の憲法」	日本	有信堂高文社	大石義雄(編)『世界各国の憲法典』(20-50頁)		新訂版(1959)	修正第24条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
64	久保田きぬ子	1957	「合衆国憲法修正第16条及び第17条」「合衆国憲法修正第18条及び第19条」	日本	岩波書店	アメリカ学会訳編者、代表高木八尺『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people)第5巻(315-320頁、370-378頁)			修正第16,17,18,19条のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
65	松山武夫	1958	附録一「アメリカ合衆国憲法」	日本	日本学術振興会	『アメリカ憲法史研究:特に人権思想の発展を中心として』(737-754頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
66	大西公照	1958	「アメリカ合衆国憲法」	日本	国元書房	大沢章(編)『世界の憲法』(23-35頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
67	美濃部達吉、伊藤正己改訂	1958	「付録 合衆国憲法」	日本	有斐閣	『米国憲法概論』(213-230頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.9	憲法(行政法)	米国憲法の解説書
68	斎藤真	1960	「アメリカ合衆国憲法」	日本	岩波書店	宮沢俊義(編)『世界憲法集』(23-54頁)		増補(1969)、第2版(1976)、第3版(1980)、第4版(1983)	修正第22条まで(第3版前後から第26条まで)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
69	久保田きぬ子	1960	「アメリカ合衆国修正」	日本	憲法調査会事務局	『アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について』(33-44頁)(憲頁・総 第45号)			修正第1条から第22条までのみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
70	村上義弘・畑博行・中山健男・宮田豊	1960	『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』	日本	有信堂高文社	京科大学憲法研究会(編)	Corwin, E.S. (1954). The Constitution and what it means today.		修正第22条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり	あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書	
71	清水望・牧野力	1960	「アメリカ合衆国憲法」「合衆国憲法改正箇条」	日本	日本評論新社	『権利章典:アメリカ最高裁判所の違憲審査について』(175-180頁)	Hand, L. (1958). The Bill of Rights: The Oliver Wendell Holmes Lectures, 1958.		修正第19条までのうち本文に関係ある条文のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
72	藤原守胤	1960	「附録1アメリカ合衆国憲法」	日本	慶応義塾大学法学研究会	『アメリカの民主政治』(833-851頁)			修正第22条まで	口語体	新仮名遣い、促音は小書きでない	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	312.5	政治史・事情(北アメリカ)	米国政治の解説書



73	岸村金次郎・松本重治・本間長世	1964	「付録 アメリカ史の原典資料抜萃」	日本	岩波書店	『アメリカ合衆国史』[新版]502-518頁	Beard, C. A., Beard, M. R., & Beard, W. (1960). <i>Beard's basic history of the United States.</i>		修正第23条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
74	松山武夫	1965	「合衆国憲法関係条文抜粋」	日本	アジア社	『近代国家と言論の自由』387-392頁	Hudon, E. G. (1963). <i>Freedom of speech and press in America.</i>		修正第21条までのうち本文に關係ある条文のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
75	富田豊・東条喜代子(修正条項23.24は東条氏)	1965	「アメリカ合衆国の憲法」	日本	有信堂高文社	京都大学憲法研究会(編)『世界各国の憲法典(The Constitution of the nations)』[新訂増補版]21-50頁			修正第24条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
76	斎藤敏	1967	『アメリカの憲法と政治』	日本	理想社				修正第25条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
77	田中英夫	1968	「合衆国憲法」	日本	東京大学出版会	『アメリカ法の歴史』上(附録36-48頁)			修正第12条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	322.9	法制史(外国法)	米国の解説書
78	奥原唯弘・村田光堂	1971	「アメリカ合衆国憲法」	日本	成文堂	大西邦敏監修・清水望・小林昭三・奥原唯弘編集『世界の憲法: 正文と解説』(27-46頁)			修正第25条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
79	村田光堂	1972	付録「アメリカ合衆国憲法」	日本	成文堂	村田光堂・西修・竹花光範・訳『アメリカ憲法入門』(189-204頁)	Prichett, C. H. (1967). <i>The American constitutional system.</i>		修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.9	憲法(行政法)	米国憲法の解説書
80	一倉重美津	1975	付録「アメリカ合衆国憲法」	日本	八千代出版	『アメリカ憲政の理論: 世界最古の成文憲法』(139-177頁)	Griffith, E. S. (1956). <i>The American system of government.</i>		修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
81	武則忠見	1976	「合衆国憲法、バージニア修正条項、権利章典」	日本	南雲堂	斎藤眞・武則忠見・高木誠・訳『アメリカ憲法の制定』(185-200頁)	Jensen, M. (1964). <i>The making of the American Constitution.</i>		修正第20条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
82	木下太郎	1978	「アメリカ合衆国憲法(1788年)」	日本	暁印書館	木下太郎(編)『世界諸国の憲法集』(87-106頁)		第2版(1985) (『アメリカ合衆国憲法(1787年)』に変更)	修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
83	畑博行	1982	「戦後の憲法修正諸条項」	日本	岩波書店	アメリカ学会訳編者『原典アメリカ史』(A documentary history of the American people) 第7巻(289-301頁)			修正第22-26条のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
84	塚本重頼・長内了	1983	『註解アメリカ憲法』全訂新版	日本	酒井書店				修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
85	United States Information Service, American Embassy, Tokyo (在日米領大使館広報・文化交流局)	1987	『アメリカ合衆国憲法および修正箇条』The Constitution of the United States of America	日本	United States Information Service, American Embassy, Tokyo (在日米領大使館広報・文化交流局)				修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	縦書き	書籍(ブックレット)	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法翻訳単独
86	野坂泰司	1988	「アメリカ合衆国」	日本	三省堂	樋口陽一・吉田善明(編)『解説 世界憲法集』(33-55頁)		改訂版(1991), 第3版(1994), 第4版(2001)	修正第26条まで(第3版から第27条まで)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
87	松井茂記	1989	『アメリカ憲法入門』	日本	有斐閣			第2版(1992), 第3版(1995), 第4版(2000), 第5版(2004), 第6版(2008), 第7版(2012), 第8版(2018)	修正第26条まで(第3版から第27条まで)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
88	北脇敏一・山岡永知	1989	『対訳アメリカ合衆国憲法』	日本	国際書院			新版(2002)	修正第26条まで(新版は第27条まで)	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法翻訳単独

89	有賀貞	1989	「付録 アメリカ合衆国憲法」	日本	有斐閣	大下尚一・志邨 晃佑・有賀貞・平野孝(編)『史料が語るアメリカ：メソラワーから包括通商法まで 1584-1988』(270-285頁)		修正第26条までの抄訳	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	253	北アメリカ史(アメリカ合衆国)	歴史(米国史)書
90	佐藤幸治・高井裕之	1991	「アメリカ合衆国」	日本	有信堂高文社	阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』有信堂高文社(1-16頁)		修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
91	田中英夫	1993	「合衆国憲法：対訳」	日本	東京大学出版会	『BASIC英米法辞典』(221-245頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	322.9	法制史(外国法)	米国の解説書
92	後藤浩司	1995	『原文で読む「米国憲法入門」』	日本	信山社			修正第26条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
93	飛田茂雄	1998	『アメリカ合衆国憲法を英文で読む：国民の権利はどう守られてきたか』	日本	中央公論社			修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
94	高井裕之	1998	「アメリカ合衆国」	日本	有信堂高文社	阿部照哉・畑博行(編)『世界の憲法集』(第2版)有信堂高文社(1-16頁)	第3版(2005)、第4版(2009)、第5版(2018)	修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
95	飛田茂雄	2000	「アメリカ合衆国憲法」	日本	研究社	『現代英米情報辞典』(1187-1238頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	833.7	辞典(新語辞典 時事英語辞典)	米国情報
96	鈴木康彦	2000	『註訳アメリカ合衆国憲法』	日本	国際書院			修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
97	大沢秀介	2001	「アメリカ合衆国憲法和訳<新訳>」	日本	参議院憲法調査会事務局	参議院憲法調査会事務局『アメリカ合衆国憲法概要』(参憲資料：第1号)(33-53頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323	憲法	米国憲法の解説書
98	飛田茂雄	2002	「アメリカ合衆国憲法の邦訳と解説」	日本	研究社	『英米法律情報辞典』(510-574頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	322.9	法制史(外国法)	米国の解説書
99	富永星	2002	「アメリカ合衆国憲法」	日本	あすなろ書房	『合衆国憲法のできるまで』(67-100頁)あすなろ書房	Fritz, J. (1987). <i>Shhh! We're writing the Constitution.</i>	本文のみ	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
100	阿部竹松	2002	「アメリカ合衆国憲法」	日本	有信堂高文社	『アメリカ合衆国憲法(統治機構)』		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
101	National Constitution Center	2004	<i>The Constitution of the United States: PDF translations (Japanese)</i>	米国	National Constitution Center	<a href="http://constitutioncenter.org/media/files/JPN-Constitution.pdf">http://constitutioncenter.org/media/files/JPN-Constitution.pdf</a>		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	横書き	pdf資料	-	-	米国憲法翻訳単独
102	田島裕	2004	付録1「合衆国憲法」	日本	信山社出版	『アメリカ憲法：合衆国憲法の構造と公法原理』(429-449頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
103	阿部竹松	2004	「アメリカ合衆国憲法(邦訳)」	日本	ぎょうせい	『アメリカ憲法と民主制度』		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
104	野坂泰司	2006	「アメリカ合衆国」	日本	三省堂	初宿正典・辻村みよ子(編)『新解説世界憲法集』(49-74頁)	第2版(2010)、第3版(2014)、第4版(2017)、第5版(2020)	修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	横書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
105	土井真一	2007	「アメリカ」	日本	岩波書店	高橋和之(編)『世界憲法集』(新版) (45-91頁)	第2版(2014)	修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323	憲法	世界憲法集
106	阿部竹松	2008	「アメリカ合衆国憲法(邦訳)」	日本	成文堂	『アメリカ憲法』(1-21頁)	補訂版(2009)、第2版(2011)、第3版(2013)	修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
107	高橋一修	2008	「アメリカ合衆国憲法」	日本	Embassy of the United States in Japan		米国大使館アメリカンセンター・レフレンス資料室編『米国の司法制度の概説』(pp. 177-203)	修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		あり	横書き	ウェブサイト、書籍	-	-	米国憲法翻訳単独
108	近藤健	2015	「付録 アメリカ合衆国憲法」	日本	彩流社	『憲法の誕生：権力の危険性をめぐる』(171-202頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.5	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書
109	丸田隆	2019	「資料 アメリカ合衆国憲法」	日本	日本評論社	『アメリカ憲法の考え方』(413-422頁)		修正第27条まで	口語体	新仮名遣い	漢字+平仮名	句読点あり		なし	縦書き	書籍	323.53	憲法(北アメリカ)	米国憲法の解説書

注： 同一訳者、同一書名は最も古いものを挙げ、それ以降については、「異なる版」欄に示した。

1. 筆者による分類

1)	世界憲法集
2)	日本国憲法の解説書
3)	米國憲法の解説書
4)	米國憲法翻訳単独
5)	米國事情
6)	米國政治の解説書
7)	米國法の解説書
8)	歴史(米國史)書

2. NDCIによる分類はないため、NDLCを用いた。

使用文字種2

		句点	
		あり	なし
読点	あり	あり	なし
	なし	あり	なし

表4-4:合衆国憲法 翻訳者(個人)の属性

	翻訳者名	生没年	合衆国憲法日本語訳の収録文献	職業・その他の背景	出身大学/学歴
1	福沢諭吉	1835-1901	『西洋事情』	啓蒙思想家。教育家。	緒方洪庵塾
2	林正明	1847-1885	『合衆国憲法』	政治評論家。	欧米留学
3	肥塚龍	1848-1920	「北米合衆国憲法」『嚶鳴雑誌』	政治家。	中村正直に学ぶ
4	古屋宗作	1848-1902	『憲法彙纂』	交詢社演説会の発起人の一人。演説者。政治家。新聞編集長。	不明
5	坪谷善四郎	1862-1949	『大日本帝国憲法注釈』 『日本憲法・議院法・撰挙法・会計法・貴族院令註釈』 『万国憲法』	明治-昭和時代の出版人、政治家。日本図書館協会会長。	東京専門学校(現早稲田大学)
6	高良二	1847-1921	『亜米利加合衆国憲法』	文部省出仕、大阪英語学校長。	不明
7	今村長善	不明-1890	『公民政治読本』	不明。	不明
8	内田栄次郎	不明	『国会法理論』	法律得業士。	不明
9	江馬春熙	1854-1901	『通俗亜米利加史：插画平仮名付』	蘭学者。奨進医会の主要メンバー。	不明
10	人見一太郎	1865-1924	『平民政治』	評論家、実業家。	徳富蘇峰の大江義塾に学ぶ。熊本師範卒
11	根来源之	1875-1939	『米國憲法論』	和歌山県人。日系一世。社会運動家。	カリフォルニア大学バークレー校法学部
12	森田栄	1877-1944	『布哇日本人発展史』	愛媛県人。ハワイに移住。日系一世。写真館主、写真家。	不明
13	大石熊吉	1864-1945	『米國憲法要論』	秘書官、衆議院議員。	ラトガース大学、ニューヨーク大学
14	土橋友四郎	1888-1971	『世界各国憲法：日本憲法比較対照』	法学者。	東京大学、東北大学
15	藤井新一	1892-1971	『米國憲法論』 『アメリカ合衆国憲法原理』 『米國憲法本質論』 『逐条アメリカ憲法論』 『米國憲法概論』	憲法学者、参議院議員。	早稲田大学
16	倉持千代	不明	『米國憲法史』	不明。	不明
17	谷越勝太郎	1880-1933	『米國法律要義』	和歌山県人。日系一世。法律事務所開設。ロスアンゼルス日本人会に尽力。	ノースウェスタン大学
18	大山卯次郎	1870-1939	『米國の政治組織及其活動』	外交評論家、法学博士、在米20年。帝国領事の5人物の一人。	東京高等商業
19	高木八尺	1889-1984	『米國政治史序説』 『米國憲法略義』 『原典アメリカ史』	日本におけるアメリカ研究の開拓者。政治学者。クリスチャン。	東京大学
20	斎藤敏	1898-1986	『北米合衆国憲法概説』 『アメリカ合衆国憲法概説』 『アメリカ合衆国憲法』	法学者(米國憲法専門)、日本図書館協会理事長。	日本大学、ミシガン大学
21	藤原守胤	1901-1977	『アメリカ建国史論』 『アメリカの民主政治』	米國政治学者、政治思想学者。日本におけるアメリカ研究の先駆者の一人。	慶應義塾大学
22	田畑磐門	1899-1970	『英・米・ソの憲法解説』	新聞記者、大学講師、政治家。	不明
23	家永正章	1903-1989	『米國大統領：地位及び権限』	外務省囑託。	東京商科大学
24	鈴木安蔵	1904-1983	「亜米利加合衆国憲法」『憲法と民主主義』	憲法学者。	不明
25	田中伊三次	1906-1987	『新憲法の解明』 『憲法の心：新憲法の基本原則』	政治家。	立命館大学
26	宮沢俊義	1899-1976	『アメリカの憲法』	憲法学者。	東京大学

27	松下正寿	1901-1986	『アメリカ憲法解説』	国際法学者。	立教大学
28	美濃部達吉	1873-1948	『米國憲法概論』	法学者。	東京帝大
29	北沢直吉	1901-1981	『米國現代の民主政治:其の理論と実際』	政治家。	東京商大
30	橋本公巨	1919-1998	『米國憲法講話』	憲法学者。	中央大学
31	角邦雄	1911-不明	『アメリカ政府:民主政治の實際的運営』	翻訳家。	不明
32	岸村金次郎	1883-1959	『アメリカ合衆国史』	文筆家?	不明
33	松本重治	1899-1989	『共和国』 『アメリカ合衆国史』	ジャーナリスト。	東京帝大。エール大など欧米の4大学に学ぶ
34	近藤長衛	1878-1966	「家庭婦化学校」『加州毎日』	日系一世。クリスチャン。元南加中央日本人会会長。元婦化学校校長。	青山学院大学
35	蒔田耕三	不明	『米國市民読本』	日系一世。文学博士。米國での仏教普及に尽力。	不明
36	柳川創造	1925-	『大いなる開幕』	脚本家、作家。	広島大学
37	久保田きぬ子	1913-1985	「合衆国憲法修正第13条・第14条及び第15条」 「合衆国憲法修正第18条及び第19条」『原典アメリカ史』 「アメリカ合衆国憲法修正諸条項の成立過程について」	憲法学者。	東京大学、プリンストン大学
38	塚本重頼	1913-1992	『註解アメリカ憲法』	裁判官、弁護士。	中央大学
39	宮田豊	1924-	「アメリカ合衆国の憲法」『世界各国の憲法』 『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』 「アメリカ合衆国の憲法」『世界各国の憲法典』	国際法学者。	京都大学
40	大石義雄	1903-1991	「アメリカ合衆国の憲法」『世界各国の憲法集』	憲法学者。	京都大学
41	桧山武夫	1908-1966	『アメリカ憲法史研究:特に人権思想の発展を中心として』 『近代国家と言論の自由』	法学者(憲法、行政法専門)。	慶應義塾大学
42	大西公照	1929-	「アメリカ合衆国憲法」『世界の憲法』	国際法学者。	一橋大学
43	牧野力	1909-1993	共訳『権利章典』	英文学者。	早稲田大学
44	清水望	1924-2014		憲法学者、クリスチャン。	早稲田大学
45	伊藤正己	1919-2010	『米國憲法概論』	法学者、裁判官。	東京帝大
46	斎藤眞	1921-2008	「アメリカ合衆国憲法」『世界憲法集』	政治学者(アメリカ外交史専門)、クリスチャン。	東京帝大
47	村上義弘	1927-	『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』	法学者。	京都大学
48	畑博行	1930-	『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』 「戦後の憲法修正条項」『原典アメリカ史』	法学者。	京都大学
49	中山健男	1910-1977	『アメリカ合衆国憲法-憲法とその現代的意味』	憲法学者。	東京帝大
50	東条喜代子	1932?- <sup>(1)</sup>	共訳「アメリカ合衆国の憲法」『世界各国の憲法典』	法学者(英米法専門)。	不明
51	奥原唯弘	1928-1990	共訳「アメリカ合衆国憲法」『世界の憲法:正文と解説』	弁護士。	中央大学、早稲田大学大学院

52	村田光堂	1930-	共訳「アメリカ合衆国憲法」『世界の憲法: 正文と解説』 「アメリカ憲法」『アメリカ憲法入門』	法学研究者?	不明
53	一倉重美津	1930-	『アメリカ憲政の理論: 世界最古の成文憲法』	憲法研究者。	横浜市立大学、日本大学大学院
54	本間長世	1929- 2012	『新版アメリカ合衆国史』	アメリカ史学者。	東京大学
55	武則忠見	1923-1986	「合衆国憲法、バージニア修正条項、権利章典」『アメリカ憲法の制定』	アメリカ史学者(アメリカ革命史、憲法制定史専門)。	広島大学
56	長内了	1942-2013	『全訂註解アメリカ憲法』	英米法学者。	中央大学
57	木下太郎	不明	『世界諸国の憲法集』	不明。	不明
58	野坂泰司	1950-	「アメリカ合衆国」『解説世界憲法集』 「アメリカ合衆国」『新解説世界憲法集』	憲法学者。	東京大学
59	松井茂記	1955-	『アメリカ憲法入門』	憲法学者。	京都大学
60	北脇敏一	1935-2002	共訳『新版対訳アメリカ合衆国憲法』	国際法学者。	日本大学
61	山岡永知	1938-	『新版対訳アメリカ合衆国憲法』	法学者。	日本大学
62	有賀貞	1931-2013	「付録 アメリカ合衆国憲法」『史料が語るアメリカ: メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』	政治学者(政治外交史、アメリカ外交史専門)。	東京大学
63	佐藤幸治	1937-	共訳「アメリカ合衆国」『世界の憲法集』	憲法学者。	京都大学
64	高井裕之	1960-	共訳/単独訳「アメリカ合衆国」『世界の憲法集』	憲法学者。	京都大学
65	田中英夫	1927-1992	『アメリカ法の歴史』 『Basic 英米法辞典』	法学者。	東京大学
66	後藤浩司	不明	『原文で読む「米国憲法入門」』	実務家。	北海道大学
67	鈴木康彦	1936-	『註釈アメリカ合衆国憲法』	法学者。	ジョージタウン大学
68	大沢秀介	1952-	『アメリカ合衆国憲法』	憲法学者。	慶應義塾大学
69	飛田茂雄	1927-2002	『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』 『現代英米情報辞典』 『英米法律情報辞典』	翻訳家、アメリカ文学者。	青山学院大学
70	富永星	1955-	『合衆国憲法のできるまで』	一般向け数学啓蒙書、児童文学などの翻訳者。	京都大学
71	田島裕	1940-	『アメリカ憲法』	法学者。	愛知大学、東京大学大学院
72	土井真一	1966-	「アメリカ(アメリカ合衆国憲法)」『新版世界憲法集』	法学者。	京都大学
73	高橋一修	1939-	米国大使館の米国憲法訳	法学者(英米法専門)。	不明
74	阿部竹松	1934-	『アメリカ憲法』	公法・政治学者(アメリカ憲法・アメリカ政治専門)。	日本大学
75	近藤健	1930-2017	『憲法の誕生: 権力の危険性をめぐって』	ジャーナリスト、国際関係学者(アメリカ研究)。	国際基督教大学
76	丸田隆	1949-	『アメリカ憲法の考え方』	法学者、弁護士。	関西学院大学法科大学院

(1) 還暦を迎えた年から逆算。VIAFにはデータなし。

表4-5: 合衆国憲法 翻訳者(組織)の属性

	組織名	設立年・廃止年	合衆国憲法日本語訳の収録文献	概要	情報元(最終アクセス 2019年3月23日)
1	元老院	1875-1890	『各国憲法類纂』	-	<a href="http://www.archives.gov/ayumi/kobetsu/m08_1875_02.html">http://www.archives.gov/ayumi/kobetsu/m08_1875_02.html</a>
2	衆議院事務局	-	「亜米利加合衆国憲法」『参考叢書:第3憲法』 『各国議院法規. 米国ノ部』	議院の活動を直接に補佐し、事務を処理するため設置されている機関。	<a href="http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/jimukyoku.htm">http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/jimukyoku.htm</a>
3	日米新聞社	1899-2009	『日米年鑑』	米国サンフランシスコ拠点の在米日本人向けの新聞社。	<a href="https://hojishinbun.hoover.org/?a=cl&amp;cl=CL1&amp;sp=jan&amp;e=-----en-10-1--img-----">https://hojishinbun.hoover.org/?a=cl&amp;cl=CL1&amp;sp=jan&amp;e=-----en-10-1--img-----</a> <a href="https://www.nichibei.org/about/nichibeifoundation/">https://www.nichibei.org/about/nichibeifoundation/</a>
4	北米時事社編輯局	1902-不明	『北米年鑑』	北米時事社:米国シアトル拠点の在米日本人向けの新聞社。	<a href="https://hojishinbun.hoover.org/?a=cl&amp;cl=CL1&amp;sp=nat&amp;e=-----en-10-1--img-----">https://hojishinbun.hoover.org/?a=cl&amp;cl=CL1&amp;sp=nat&amp;e=-----en-10-1--img-----</a>
5	富久華(ふくか)編集部	-	『コンスタチュション・オヴ・アメリカ』 『憲法論』	有斐閣等問い合わせたが不明。	-
6	在米日本人会事蹟保存部	-	「北米合衆国憲法」『在米日本人史』	不明。	-
7	外務省調査部	1933-1942	『世界秩序に関する米英の意圖:平和機構案の概要』	「外務省所管事項ニ関スル調査及資料整備ノ事務ヲ掌ムル為」の調査部設置案に基づき1933年に設置された部局。	<a href="https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0090-0010-0080-0020-0030.html">https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0090-0010-0080-0020-0030.html</a>
8	大蔵省大臣官房総合政策課	-	「米国憲法条文」『調査月報』	不明。	-
9	衆議院調査課	1934-1937	『米国憲法』	衆議院事務局庶務部広報課(2019/3書面での質問回答)調査課の事務:議案類の調査に関する事項、諸般の調査に関する事項、参考書編纂に関する事項	-
10	参議院記録部翻訳課	-1951	「合衆国憲法」『合衆国国会関係諸法規』	不明。	-
11	衆議院法制局	1948-		衆議院議員の立法活動を法制的側面から補佐する組織。	<a href="http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-syokumu.html">http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-syokumu.html</a>
12	参議院法制局	1948-		参議院議員の立法活動を補佐する国の機関。	<a href="http://houseikyoku.sangiin.go.jp/introduction/index.htm">http://houseikyoku.sangiin.go.jp/introduction/index.htm</a>
13	国会図書館調査立法考査局	1948-	『各国憲法集』『アメリカ合衆国憲法』	-	<a href="https://www.ndl.go.jp/jp/diet/service/works.html">https://www.ndl.go.jp/jp/diet/service/works.html</a>
14	内閣法制局	1952-		法令案の審査や法令の解釈を行う内閣直属の機関。	<a href="https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0110-0010-0030-0010-0010-0030.html">https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0110-0010-0030-0010-0010-0030.html</a> <a href="https://www.clb.go.jp/info/about/index.html">https://www.clb.go.jp/info/about/index.html</a>
15	アメリカ史研究会	1953-	『原典によるアメリカ発展史』	現在の「日本アメリカ史学会」の前身のアメリカ史研究会の設立年よりも前に出版していることから、別組織のアメリカ史研究会と考えられる。後者のアメリカ史研究会はアメリカ学会に統合された模様。	-
16	米国大使館広報・文化交流局 (United States Information Service (USIS))	1952-1999	『アメリカ合衆国憲法』	-	<a href="https://www.archives.gov/research/foreign-policy/related-records/rg-306">https://www.archives.gov/research/foreign-policy/related-records/rg-306</a>
17	米国憲法センター (National Constitution Center)	2003-		米国憲法の歴史に関して設立された最初で唯一の博物館。	<a href="https://constitutioncenter.org/about">https://constitutioncenter.org/about</a>
18	ALTA Language Services	1980-	<i>The Constitution of the United States: PDF Translations</i>	翻訳を含む言語サービス企業。Japanese Legal Translationの部門を持つ。	<a href="https://www.altalang.com/">https://www.altalang.com/</a>

## 謝辞

本博士論文の作成にあたり、多くの方々からご指導・ご鞭撻をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

指導教員（主査）の武田珂代子先生には、翻訳研究における実証研究の意義をご教示いただき、厳しくも温かいご指導・ご鞭撻を通して、拙論の完成まで導いていただきました。特に拙稿を書き直すたびに、丁寧かつポイントをついたご助言をくださったことに対し、深謝申し上げます。副指導教員（副査）の松下佳世先生およびトニー・ハートレー（Tony Harley）先生には、数々の貴重なご助言を賜り、それぞれのご専門の分野のお立場から、その見識をもって筆者をご指導くださいました。筆者が途中執筆言語を英語から日本語に変えたために、途中、ハートレー先生と松下先生の交替がありましたが、ハートレー先生は、交替後も、折に触れて励ましのお言葉とともに原稿案に対し前向きなご助言をくださいました。一方、松下先生も拙稿を細部にわたりお読みくださり、研究の完成度を高めるための数々の有益な指摘をいただきました。さらに、副査の篠原有子先生からも、また違った角度から数々の示唆に富むご助言をいただき、拙論の改善に直結しました。さらに、学外審査員をお引き受けくださった神戸市外国語大学の長沼美香子先生は、付録を含め拙論を丁寧にお読みいただき、翻訳史のご専門のお立場から今後発展させていくための指針について貴重なご助言を賜りました。これら5名の先生に加え、毎年の進捗報告会において、有意義なコメントをくださった小山亘先生、灘光洋子先生のほか、これまで異文化コミュニケーション研究科においてお世話になったすべての先生方に深く感謝申し上げます。

本研究の文献調査では、立教大学図書館をはじめとして、国立国会図書館、都立図書館、埼玉県立図書館、その他県立図書館、筆者の在住する埼玉県の市立図書館、その他国内外の専門機関の図書館員の方々から多大な協力を得ました。また、トルコ語の日本語表記にあたっては、東京外国語大学の菅原睦先生のご支援を得ました。お礼申し上げます。さらに、個々のお名前は挙げませんが、日本では入手しづらい欧文論文については、著者となる諸外国の先生方が筆者の依頼に対しそれぞれの論文を快く提供くださいました。その多くは博士論文執筆に対する励ましのお言葉が添えられており、大きな励みとなりました。



このほか、異文化コミュニケーション研究科前期課程修了の益本佳奈さんには本稿を丹念に読み、的確なコメントをいただきました。また、大学院ゼミにおける議論を通じてさまざまな刺激を与えてくださった院生みなさまにも感謝申し上げます。最後に、筆者の学究生活を心身ともに支援してくれた家族に感謝の意を表します。

2021年8月31日

島津美和子